

足立区教育委員会会議録

会議名	平成29年第2回足立区教育委員会定例会					
開会月日	平成29年2月21日(火)		場所	教育委員会室		
会議時間	(開会) 午前・ 午後 4時30分			～	(閉会) 午前・ 午後 5時23分	
休憩時間	①(休憩) 午前・午後 時 分		～	(再会) 午前・午後 時 分		
	②(休憩) 午前・午後 時 分		～	(再会) 午前・午後 時 分		
委員 の 出席	教育長	定野 司	出席	委員	杉田 直子	出席
	委員	小川 清美	出席	委員	小池 康之	出席
	委員	葉養 正明	出席	出席者5名、欠席者0名		
出席 議員 の 発言	宮本 博之	学校教育部長	出席	鳥山 高章	子ども家庭部長	出席
	杉岡 淳子	教育政策課長	出席	上遠野葉子	子ども政策課長	出席
	太田 照生	学校適正配置担当課長	出席	金子 俊之	待機児ゼロ対策担当課長	出席
	向井 功至	学校経理課長	出席	松野 美幸	子ども施設整備課長	出席
	浮津 健史	教育指導課長	出席	森田 剛	子ども施設運営課長	出席
	斎藤 一裕	学校指導担当課長	欠席	千ヶ崎嘉彦	子ども施設入園課長	出席
	稲本 望	学校施設課長	出席	寺島 光大	青少年課長	出席
	山田美砂緒	学校改築担当課長	出席	今井 伸幸	こども支援センターげんき所長	出席
	渡辺 隆史	学校改築担当課長	出席	西野 知之	教育相談課長	出席
	渡邊 勇	学務課長 おいしい給食担当課長	出席	高橋 徹	こども家庭支援課長	出席
	須原 愛記	学力定着対策室長	欠席	伊藤 良久	生涯学習振興公社事務局長	出席
	森 太一	学力定着推進課長	出席	和泉 恭正	地域のちから推進部長	出席
	飯塚 尚美	就学前教育推進課長	出席	浅見 信昭	地域文化課長	出席
書記	清水 均	庶務係長	栗原 威夫	庶務係主査	秋元 康裕	教育政策担当係長
	田巻 正義	教育政策担当係長	佐々木 直	教育政策担当係長	小村 光弘	子ども支援担当係長
傍聴人	1名					
会議に付した議題	別紙、会議次第の通り。					

平成29年2月21日

第2回足立区教育委員会定例会

午後4時30分開会

○教育長 それではただいまから、本年第2回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は、杉田委員がまだお見えではないですが、定足数ですので会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。



○教育長 初めに、会議録署名員の指名をいたします。本日の会議録署名に葉養委員、杉田委員は今いらっしゃるらないので、小池委員をお願いします。よろしく願いいたします。



○教育長 それでは日程第1、第7号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第1、第7号議案「足立区立校外施設条例施行規則の一部を改正する規則」。

以上。

○教育長 第7号議案について、宮本学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 お手元資料の2ページ第7号議案説明資料をご覧ください。

件名・所管部課名は記載のとおりでございます。

規則改正の理由は、より厳正かつ公平に指定管理者を指定し、また、指定管理業務を評価することを目的に、指定管理者制度に関する基本的な考え方が改定されましたので、その改定に伴いまして、校外施設指定管理者審査会と評価委員会の委員構成を変更するものでございます。

審査会や評価委員会委員に区職員を含める場合は、委員総数の3分の1以下とする、学校長は区職員の数に含めるとされたことから、それぞれの委員構成を新旧対照表のとおりで改正したいと考えております。

条例施行規則の施行日は4月1日でございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第7号議案について、ご意見・ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。

何か質疑はありますか。よろしいですか。

(なし)

無いようですので、これより第7号議案「足立区立校外施設条例施行規則の一部を改正する規則」について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。



次に日程第2、第8号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第2、第8号議案「足立区教育財産の用途廃止の承認について」。

以上。

○教育長 第8号議案について、宮本学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 お手元資料の13ページ、第8号議案説明資料をご覧ください。

件名・所管部課名は記載のとおりでございます。

千寿小学校と伊興小学校(体育館)の改築工事による解体に伴い、教育財産の用途を廃止する必要がございます。

廃止する財産の詳細は2(1)と(2)に記載のとおりでございます。

それぞれの用途廃止月日は1月1日でございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第8号議案について、ご意見・ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。

何か質疑はありますか。よろしいですか。

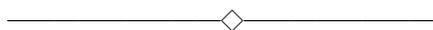
(なし)

無いようですので、これより第8号議案「足立区教育財産の用途廃止の承認について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。



次に、日程第3、第9号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第3、第9号議案「足立区文化財の登録について」。

以上。

○教育長 第9号議案について、和泉地域のちから推進部長から説明をお願いいたします。

地域のちから推進部長。

○地域のちから推進部長 お手元の資料の14、15ページをお開きいただきたいと思います。

件名は「足立区文化財の登録について」でございます。

理由でございますが、平成28年10月31日、第10回教育委員会におきまして諮問いただきました花畑遺跡について、文化財保護審議会が開催されて、登録すべきものということで答申がございましたので、お諮りするものでございます。

主な内容ですが、足立区登録有形文化財ということで、「花畑遺跡東地区258号土坑出土遺物（古墳時代）」でございます。2015年に発行いたしました『花畑遺跡Ⅲ』という書籍があるのですが、そこに掲載されている103点でございます。実数としてはコンテナ27箱分でございます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第9号議案について、ご質問・ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

何か質疑はありますか。よろしいですか。

(なし)

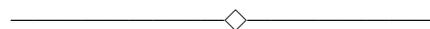
無いようですので、これより第9号議案「足立区文化財の登録について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

これで和泉地域のちから推進部長と浅見地域文化課長は退席させていただきます。



それでは、次に日程第4、第10号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第4、第10号議案「足立区子ども・子育て支援事業計画の改訂について」。

以上。

○教育長 第10号議案について、鳥山子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 資料17ページをお開きいただきたいと思います。

件名・所管部課名は記載のとおりです。

平成27年3月に策定いたしました「足立区子ども・子育て支援事業計画」、これにつきまして、地域保健福祉推進協議会、またはその下部組織であります子ども支援専門部会などのご意見をお聞きした上、また、パブリックコメント、昨年11月9日から12月8日まで行いました。そういった中で、いろいろいただきましたご意見を反映いたしまして、別添資料のとおり計画案を策定いたしました。

何度かこの件についてはご報告しておりますけれども、第5章については、これは法定、必ず必須事項ということで作成したもので、そのほかの章につきましては任意事項ということで、今回遅れて策定したという流れになってございます。

計画の期間については、平成27年度から31年度までということになっております。

それから、今回別冊でご用意しておりますけれども、これまで指標とかを記載しておりませんでした。入れさせていただいたのと、そのほかのご意見を反映させていただいております。

なお、席上に配付をさせていただきましたけれども、一部記載事項に誤りというか訂正がございましたので、別添のA4の横判の1枚ものの資料でございますけれども、4箇所につきまして訂正をさせていただいております。

今後の方針でございますけれども、今回の定例会で議決いただいた上で、印刷・製本の上、関係者・関係機関への配付をしたいと考えております。

私からは以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第10号議案について、ご意見・ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。

何か質疑はありますか。よろしいですか。

葉養委員。

○葉養委員 部分的に、文章表現なんかで、なお詰めていった方がいい箇所が少しある感じもしますので、その修正も、この後の議決は賛成なのですけれども、その後もう動かさないという形ではなくて、修正もその後印刷するまでの間にできるということをお認めいただく形で取り扱っていただければと思います。

○教育長 子ども政策課長。

○子ども政策課長 委員のご指摘がございますので、今後、ご意見と言いますか、このあたりだということのご指摘をいただきまして、それを踏まえて印刷・製本という形をとらせていただきたいと思います。

期間等につきましては、別途ご相談させていただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○教育長 よろしいですか。

ほかいかがでしょうか。

よろしいですか。

(なし)

無いようですので、これより第10号議案「足立区子ども・子育て支援事業計画の改訂について」を採決いたしま

す。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

次の第11号議案につきまして、足立区教育委員会管理規則第14条第1項のただし書きによる、人事に関する件です。非公開の会議としたいと思います。

お諮りいたします。本日の第11号議案につきまして、非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

挙手全員でございます。よって第11号議案につきましては非公開とさせていただきます。

傍聴人の方は申し訳ありませんが、議場よりご退席をお願いいたします。しばらく申し訳ありません。

ご協力ありがとうございます。

(傍聴人退席)

これからご審議いただきます第11号議案に関する別冊資料につきましては、委員会終了後、回収させていただきますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、日程第5、第11号議案を議題といたします。庶務係長。

○庶務係長 日程第5、第11号議案「足立区青少年委員の委嘱について」。

以上。

○教育長 第11号議案について、鳥山子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 別冊資料をお開きいただきたいと思います。1ページでございます。

第11号議案説明資料。

件名・所管部課名は記載のとおりでございます。

提案理由でございますけれども、平成28年4月1日から欠員となっております花畑小学校区域の青少年委員につきまして、推薦がございました。規定に基づきまして、青少年委員を委嘱するものでございます。

委嘱者の方は森由美さん。委嘱期間は平成29年2月21日から平成30年の3月31日まででございます。

経歴につきましては記載のとおりでございます。

今後の方針でございますが、議決後速やかに委嘱状を交付いたします。また、円滑に職務を遂行できるように、指導、助言を行ってまいります。

以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第11号議案について、ご意見・ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

何か質疑はありますか。よろしいですか。

(なし)

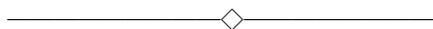
無いようですので、これより第11号議案「足立区青少年委員の委嘱について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することに決定いたしました。

それでは、非公開の審議が終了いたしましたので、傍聴人の方へ議場にお戻りいただくようにお伝えください。



それでは、次に日程第6、教育長報告を議題といたします。

今回は平成29年度予算編成のあらましについてご説明させていただきます。お手元に表裏A4資料があると思います。それで説明させていただきたいと思っております。

足立区の平成29年度当初予算編成のあらましですが、明日から本会議が開会されまして、28日までの予定で開会されます。その予算の提案をするところでございます。

「今、協働のその先へ。協創への1stステップ」ということで名づけられた新しい基本構想のもと執行される

最初の予算ということになります。4つの視点(「ひと」「くらし」「まち」「行財政」)で体系的に見直した重点プロジェクト事業を中心にスタートを切るものでございます。

財政規模でございますけれども、一般会計の総額は2,741億円余ということで、歴代の予算の最大ということになっております。主な増減については、そこにあるとおりであります。

2つ目、教育委員会の当初予算の編成ですけれども、教育委員会全体で549億円。一般会計に占める割合は、昨年度18.7%に比べ、20.0%ということで伸びているというところであります。

最初に学校教育関係ですけれども、投資的経費133億円。前年比、若干のマイナスですけれども、これは、区立中学校ないし区立小学校の改築経費などが入っているためでございます。中学校の改築では、鹿浜菜の花中、江北桜中の改築が28から30年度にかけて行われ、千寿青葉中の設計が行われます。また、区立小学校では、伊興小学校がそろそろ終わるわけですけれども、千寿小の改築、それから綾瀬小の設計に入るという予定でございます。

経常的経費については130億円で、17億円の増ということで、これは義務教育施設建設資金の積立金の積み増し20億円が入っているためであります。そこに※印でありますように、人事予算への移行による減などを差引いた実質増は1億3,000万円です。細かい内容についてはそこに記載のとおりです。

主な事業としては学力向上策で、英語マスター講座、あるいは大学連携ということで、明海大学との連携事業、英語の学力4技能の調査、モデル実施などが新規事業としてあります。

それから、よりよい学校生活と友達のアンケートの教育課程の課題の取り組みですけれども、裏に行ってくださいまして、そういった事業等を含めて、放課後子ども教室の推進、小・中学校の自然教室などがあります。その他の事業で、新規が幾つかありますけれども、小学校の図書館支援委託ということで、現在中学校には図書館支援員を配置しておりますけれども、小学校については業務委託ということで始めさせていただくという経費を計上してあります。

それから、中学校の新入学生徒学用品費前倒し支給です

けれども、今は中学1年生の夏に支給することになるわけですが、これを小学校6年生の時に前倒しで、つまり中学校の入学の前に支給しようということで、この予算を計上してございます。保健室のLAN配線工事などが計上されています。

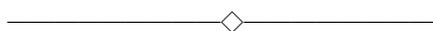
それから、指導員等の配置では学習支援員の新規配置を含め、こういった専門員の継続配置を行うということになっております。

それから、子ども家庭部に移ります。子ども家庭部の投資的経費は45億円で、主な内容ですけれども、保育園の建設、あるいは建設補助、保育士の確保事業といったもので、平成29年度は960名の定員増ということで、平成30年度待機児ゼロを目指すという予算であります。

それから、主要事業に移らせていただきますけれども、主要事業では、そこにありますように、①0歳児からの発達相談窓口を、福祉部にある「あしすと」から「こども支援センターげんき」に移管して、窓口を一本化するということを始めます。それから、発達支援委員会の充実ということで、開催回数の増。それから、家庭力を上げるということで、養育支援訪問事業なども拡充する予定でございます。

それから②不登校対策事業ですけれども、スクールソーシャルワーカーの増。新規としては、長期不登校児童の実態把握。それから、チャレンジ学級、スクールカウンセラーの増員。別室登校では、登校サポーターの増員を図る予定です。

以上が、雑駁ですけれども教育委員会の予算のあらましです。



○教育長 それでは、次に報告事項に入ります。

質問については、全ての報告事項が終わりましたから一括してお受けしたいと思います。

初めに①について、上遠野子ども政策課長お願いいたします。

子ども政策課長。

○子ども政策課長 それでは、資料の18ページをお開きください。

件名・所管部課名については記載のとおりでございます。

子ども・子育て新制度が施行されまして、各自治体に「量」の確保とともに「質」の向上の権限が付与されました。それらを受けまして、足立区としてどのような考え方のもとやっていくのかというところを今回ガイドラインという形でまとめさせていただいたものでございます。

(1) ガイドライン策定の趣旨ですけれども、区としての指針を示して、各教育・保育施設に実践していただく。そして「質」の確保・向上を図るというものになります。

(3) ガイドラインの活用方法ですけれども、この各教育・保育施設の守るべき基準といたしまして活用していただきますとともに、チェックボックスなどを設けておりますので、職員の自己評価としても活用していただきたいと考えております。

この教育・保育の質の確保のための区の取り組みでございますが、指導検査や実地調査を確実にいたしますとともに、このガイドラインに沿いまして自己評価もしていただきながら、その自己評価なども区で確認して、指導・支援を行っていきたくと考えております。

2番、ガイドラインの配布先ですが、記載のとおり区内にございます公私の保育所や小規模認証保育所、あるいは私立幼稚園などの全ての機関に配布してまいります。

今後の予定でございますが、来月3月の議会に報告させていただきますまして、またあわせて地域保健福祉推進協議会などにも報告させていただいた後、4月には各施設に配布してまいりたいと考えております。5月には施設を対象としたガイドラインの説明会なども開催させていただいて、趣旨の徹底であるとかをさせていただいた上で、今後の指導検査などを進めていきたいと思っております。

今後の方針につきましては、記載のとおりでございますが、今申し上げましたとおり、指導検査の基準と合わせて、このガイドラインに基づき評価を実施し、足立区全体の教育・保育の「質」の向上を図ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○教育長 それでは②について、森田施設運営課長お願いいたします。

子ども施設運営課長。

○子ども施設運営課長 資料の20ページをご覧ください。

件名・所管部課名については記載のとおりでございます。

平成27年度の子ども施設指定管理者14施設の業務につきまして、足立区子ども施設指定管理者選定等審査会による評価を行いましたので、報告するものでございます。

1番の「業務評価の目的」でございますが、指定管理者の業務を適正に検証・評価することにより、各子ども施設における保育の質と利用者サービスの向上を目指すものでございます。

2番の「業務評価の方法」でございますが、区が策定いたしました「指定管理者制度に関する基本的な考え方について」におけるモニタリング方法に基づき、施設運営及び維持管理の状況について、次の方法により業務を実施いたしました。

①としましては、指定管理者による自己評価。②で担当課による実地調査・ヒアリング等に基づく評価。そして、それらを総合しまして③で審査会による評価を行いました。

3番「審査会委員の構成」でございますが、当日出席の委員は記載のとおりでございます。

4番の「評価基準」でございますが、昨年度はABCの3段階評価でございましたが、今年度からは、ABについて、プラスマイナスの区分表記をつけて、以下のとおり評価を行いました。

6番の「各施設の評価結果等」でございますが、記載のとおりでございまして、全施設B以上の評価となりました。各施設の評価の詳細につきましては、別添資料、「平成28年度足立区子ども施設指定管理者評価結果」を後ほどごらんいただければと思います。

7番「ホームページでの公表」ということで、3月の議会報告後、4月上旬をめどに区のホームページで公表してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○教育長 ③について、千ヶ崎子ども施設入園課長お願いします。

子ども施設入園課長。

○子ども施設入園課長 報告資料22ページをご覧ください。

件名・所管部課名については記載のとおりでございます。

本報告は、平成29年の4月からの保育施設利用調整の

第一次の結果について、報告するものでございます。

1番、申込件数につきましては、昨年度と比較して137件増の4,568件に対して、不承諾件数、つまりどこにも入れなかった、5校まで希望できるのですけれども、どこにも入れなかったという方については、昨年度と比較して179件減の1,753件となりました。また、年齢ごとの件数を見ますと、0・1歳児のクラスにおいて、それから施設別に見ますと、家庭的保育事業において昨年度より一次利用調整後の空きが少なくなっております。

この後ですが、不承諾となりました方を対象に二次調整を現在行っているところでございます。この結果については今月末までに保護者の方にご連絡する予定となっております。

なお、待機児童数についてですが、まだ二次調整の結果等が出ていないということ、それから認証保育所の状況など、区を通していない申し込みもございますので、認証保育所の状況などがまだ未確定のため、現時点では予測することが難しい状況でございます。

今後二次調整でも内定とならなかった保護者に対しては、さらに利用調整を行いながら、そして、昨年度から設置した保育コンシェルジュなども活用してきめ細かく対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○教育長 それでは、④について、寺島青少年課長お願いします。

青少年課長。

○青少年課長 それでは、資料お手元の23ページをお開きください。

件名・所管部課名につきましては記載のとおりでございます。

このたび、平成28年11月30日をもちまして2年間にわたります第14期足立区社会教育委員の任期が終了いたしましたので、別添報告書(案)のとおり報告するものでございます。

今期のテーマにつきましては「地域の教育力向上、青少年の育成に向けた新たな方策」というところで、2番にございますとおり3名の学識の先生方を委員にお迎えをして検討してまいりました。

主な審議内容でございますが、「青少年教育、家庭教育

の支援の在り方」「青少年の団体活動、事業の在り方」「居場所づくり・指導者、リーダー養成の在り方」「新たな事業提案」の4つの視点から検討を行ってまいりました。

主な意見・提案といたしましては、各委員から総括的なコメントでございますけれども、「チーム学校であだちを元気に！」「社会教育の第一歩、将来の社会の担い手づくり」「『第三の大人』と出会い斜めの関係づくり！」、そういうことなどが挙げられたところでございます。

今後の方針としましては「第14期足立区社会教育委員会会議」の取り組み成果について、次年度以降の施策に生かしてまいりますとともに、「第15期足立区社会教育委員会会議」の実施に向けて調整を行ってまいります。

私からは以上でございます。

○教育長 それでは、⑤について、伊藤生涯学習振興公社事務局長お願いいたします。

生涯学習振興公社事務局長。

○事務局長 少し長くなりますが、ご承知いただければと思います。

それでは、私から平成29年度の足立区生涯学習振興公社の事業計画と収支予算についてご報告いたします。

本日、机上に配付いたしました桃色A4の「平成29年度足立区生涯学習振興公社予算概要について」、こちらでございますが、これをごらんになっていただきたいと存じます。

この事業は平成29年度の事業計画、予算編成方針と新規拡充事業、廃止事業をまとめたものでございます。

まず1、予算編成方針ですが、公社はこれまで区民、団体等との協働によりまして、生涯学習の機会提供、人材育成などの事業を推進してきたところであります。

平成29年度は、新たな基本構想のキーワードである「協創」を踏まえ、これまでの協働をさらに進化させ、公社がコーディネーターとなり、区民、地域、団体等のおのおのがもつ得意分野を生かし、課題の解決に自主的に取り組むという「協創」により生涯学習を進めていくことを方針といたしました。具体的には、公社の教育事業計画に基づき、事業の選択と集中による重点化と効率化を徹底して、「協創」の実現に向けた事業計画を構築していくこととしております。

こうした方針のもとに、2、の平成29年度の主な新規

拡充事業・廃止事業を精査したところでございます。まず、新規事業ですが、「あだちアートリンク カフェ・フェスティバル」です。この事業は、公社がコーディネーターとなりまして、「あだちアートリンク カフェ」で出会ったアーティストが、その成果を区民に発表することを目的にコンサート等を自主的に開催するものでございます。

次に放課後子ども教室のボランティアスタッフ募集案内作成です。放課後子ども教室は、開始から10年経過をしまして、スタッフの高齢化、あるいは新規スタッフの確保の困難、こうした課題がございまして、スタッフの確保が大きな問題となっております。そのため、募集案内を作成し、町会、自治会、住区センター、学校の保護者会等で配布をし、放課後子ども教室を支える人材の確保を図っていくこととしました。

次に、「放課後+One」活動の拡充です。前回の教育委員会でご報告があったとおり、足立区の子どもの体力や生活習慣がかなり厳しい状況にあります。こうした状況を踏まえまして、放課後子ども教室での体験機会の1つとして、運動器具の配付やスポーツ推進委員と連携した運動遊びの開発などにより、放課後の時間に児童が自由遊びを通じて、体力の向上と生活リズムの確保を図っていくことを目的として事業を拡充いたします。

一方、「マイタウンコンサート」「ドンどこ♪フェスティバル」などのイベントは、イベントとしての意味はある事業ではございますが、「協創」関係の構築、地域活動を担う人材の育成といった観点からは優先度は低いものと判断をし、事業を廃止することといたしました。

「このまち」CD配布につきましては、一定の役割を果たし、また、在庫が無くなったこともあり、周知配布事業は廃止することにいたしました。

裏面をご覧ください。公社の自主事業を支える財源と費用の推移が記載してあります。自主事業財源は、公社の基本財産15億円などの運用益によるもので、金利が低下している中で運用収益は対前年で196万9,000円の減収となっております。減収はある程度予想しておりましたが、208万円余の赤字を計上しております。この赤字については、公社の内部留保で対応をいたします。

次に配付してあります「平成29年度公社事業概要・収

支予算説明書」、こちらをご覧になっていただきたいと存じます。

まずは1ページをご覧いただきたいと存じます。

まず、概要説明は記載のとおりであります。

職員定数は常勤・非常勤合計42名です。

基本財産は15億円で前年と変化はありません。

次に組織機構ですが、決議機関の評議員会、監査機関・執行機関である理事会・事務局の構成となっております。

次に経営方針と重点事項ですが、先ほど29年度方針でご説明しましたとおり、経営方針はこれまでの「協働」を区民、地域、団体等との「協創」に進化させ、生涯学習を推進することとしております。

重点事項については、放課後子ども教室の安定運営と充実。人材育成と活動支援。法令等に基づく公社の運営の3点としてございます。

2ページをお開きください。

4、平成29年度の主な公益目的事業内容を記載してございます。先ほどの説明と重ならない事業について、ご説明をいたします。

まず1、生涯学習の機会提供に関する事業の(1)体験プログラムの提供です。体験プログラムにつきましては、折り紙講座などの公社人材育成事業の修了生がボランティアとして体験プログラムの担い手となることを進めてまいります。また、体力運動能力の向上につながる体験機会も充実を図ってまいります。

(2)文化イベントですが、この事業では、区内の4つの民間施設「六町ミュージアム・フローラ」「昭和の家<平田邸>」「わたなべ音楽堂<ベルネザール>」「石洞美術館」がネットワークを組み、区民向けのコンサートを実施する「コンサート in ミュージアム」の開催など、区民の皆様の身近な場所で、文化・芸術に触れていただく機会を提供いたします。

(3)生涯学習啓発では、プロの演奏家が小学校に出向いてコンサートを開催する「小学校アウトリーチコンサート」を実施し、低学年児童へ質の高い音楽を提供し、児童の感性を養い、将来の可能性へとつなげてまいります。

ページ右側でございます。2の生涯学習の人材育成に関する事業では、放課後子ども教室スタッフの研修や、地域での生涯学習事業の担い手となる人材育成の講習・研修を

実施いたします。

3、生涯学習の活動支援に関する事業では、区民の学習活動の支援や、地域学習コーディネート、イベントへの助言を行ってまいります。

4、足立区から受託する生涯学習に関する事業の(1)あだち放課後子ども教室支援ですが、放課後子ども教室は、現在、区内69校全校で実施をし、ほぼ週5日開催をしております。また、29年度には全学年実施校が3校ふえまして、60校となりました。引き続き、9校の全学年実施に取り組んでまいります。また、「足立区放課後子ども総合プラン」に基づきまして、学童保育等との連携を推進してまいります。

(2)足立ジュニア吹奏楽団支援では、区補助金による経済的な支援と演奏会のコーディネートを実施してまいります。

(3)体力向上支援人材育成では、講座等の開催により、子どもや高齢者の体力向上の指導者の育成に努めてまいります。

次に収支予算についてご説明をいたします。3ページをご覧ください。説明には項目名のほかに科目の欄にあるとんがった括弧の番号を用います。

まず、公社の収入に当たる経常収益ですが、公社の収益には財産の運用益、事業収益、補助金、雑収入の4種類があります。

財産の運用益では(2)基本財産15億円の運用益、計1,300万円余。

(4)特定資産運用収益、計81万円余。

(6)その他固定資産運用収益30万円余で、合計1,425万円余でございます。

これが、公社の自主事業の財源となります。事業収益では、29年度は収益のある事業は実施しませんので、区から受託している放課後子ども教室やジュニア吹奏楽団の(8)受託事業収益2億2,800万円余が事業収益となります。

人件費は消耗品費など公社の運営経費に対する区からの補助は(12)受取補助金等収益計3億500万円余です。

(15)雑収益計は、10万円余です。

これら公社の収益の合計は(16)経常収益計、5億4,

872万3,000円です。対前年度では、751万円余の減となっていますが、金利の低下による利息収入の減、あるいは固有職員の退職による区補助金の減が主な理由でございます。

次の公社の経費についてご説明をいたします。4ページをお開きください。

公社事業の経費である経常費用のうちの事業費です。事業費については、〈17〉役員報酬から〈34〉交際費まで合計事業費、4億9,903万3,000円で、対前年度比365万円余の減です。

主な対前年度比増減理由についてご説明をいたします。

〈27〉修繕費ですが、これは、ジュニア吹奏楽団の楽器の修繕費が計上されたことによる増。

〈29〉賃借料は、新規事業「あだちアートルックカフェフェスティバル」の会場使用料の計上による増です。

〈32〉委託費は公社ニュース「ときめき」への掲載内容の精査により、紙面を減らしたことによる減。

〈34〉交際費は、放課後子ども教室への児童のケア等の見舞金が計上されたことによる増。

以上が主な増減理由でございます。

5ページをご覧ください。収益事業等会計ですが、29年度は収益事業を実施しませんので、予算は計上していません。

6ページをお開きください。公社の運営経費であります法人会計の費用です。法人会計については〈56〉役員報酬から〈75〉燃料費まで、〈76〉管理費合計5,177万円余で、対前年度比520万円余の減です。

主な前年度比増減理由について説明をいたします。

〈56〉役員報酬の比較増減理由欄に記載のあるとおり、東京都の意見により、公益目的事業会計と法人会計の同一品目の按分比率を変更したことによる減。マイナンバー制度への対応経費の減。以上が主な増減の理由でございます。

以上により、経常費用については合計〈82〉経常費用計、5億5,081万円で、対前年894万円余の減となりました。

7ページをご覧ください。公社の財産について記載しております。

まず〈90〉一般正味財産期末残高ですが、期首残高から208万7,000円の減となっています。これは先ほ

ど説明をいたしました29年度の公社の収益と運営費や事業費の経費の差額、つまり赤字を補填するために一般正味財産から支出することを示しております。

当公社は、公益財団法人でありますので、収益がある場合は、全ての公益事業に充当することが原則とされております。収益を一定期間以上黒字にしますことは許されてございません。そのため、29年度予算の収益と経費のバランスは、公益財団法人としては健全な会計状況になると考えてございます。

〈93〉指定正味財産期末残高は、15億円で変更はございません。これらの結果、29年度の〈94〉正味財産期末残高は、17億6,861万9,020円となります。

なお、事業計画収支予算の詳細につきましては、別添の黄色の「平成29年度事業計画書」、オレンジ色の「平成29年度収支予算書」に記載してございますので、ご参照ください。

大変長くなり申し訳ございませんが、以上で平成29年度事業計画・収支予算説明を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○教育長 ただいまの報告事項につきまして、各委員からご意見・ご質問をいただきたいと思っております。ご発言がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

葉養委員。

○葉養委員 23ページの「第14期足立区社会教育委員会会議」の終了報告について、という箇所なのですが、私もほかの区で社会教育委員会会議の議長をやっていたことがあって、今期の14期の会議の最終報告で、一番アピールしていると受け止められている箇所は、どういう点なのでしょう。

結局、会議をやっている側にしてみると、苦勞している議論はしていて、最終報告はやっぱり出すわけですが、それが施策に、どこがどうつながるのかというあたりが非常に見えにくいということがある。今回も委員さんは立派な方でほとんど知っています。明石さんなんかもよく知っていますけれども、立派な方ばかりで、区長も出ておられて、教育長も出ておられて、錚々たるメンバーの会議になっていて、提言もまとまっている。ただ、これがどうなるのだろうというあたりについて、見通しみたいなものを教

えていただけると、と思うのですけれども。

○教育長 青少年課長。

○青少年課長 今回、第14期の社会教育委員でいろいろご検討をいただいたところでございますけれども、その提案のイメージ図という形で、今回別添資料の報告書(案)の16ページにまとめているところでございます。

また、先生方からいただいた意見につきましては、報告書の中にまとめさせていただいているところでありますけれども、やはり、3名の委員様から、主に家庭教育の重要性でありますとか、特に孤立した親のネットワーク化なども必要ではないかというようなところでご指摘をいただいているところでございます。

やはり、今後、家庭教育の重要性というのは、また新たに認識されたところでございますので、次年度以降、子ども家庭部としても取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○教育長 子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 補足させていただきますけれども、今ご説明申し上げましたとおり、委員からは家庭教育の充実ということが強調されました。

来年度の組織でございますけれども、青少年課の中に家庭教育係という係を新たに設置いたします。その中でしっかりと取り組んでいきたいということと、それから、子ども家庭部内に、早寝・早起き・朝ごはんですとか、そういった家庭に向けての事業展開をしている部署・事業もございますので、そういうのもあわせて青少年課で総合的に取り組んでいこうと考えているところでございます。

以上です。

○教育長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

小川委員。

○小川委員 「足立区教育・保育の質のガイドライン」、とても丁寧につくられていていいと思うのですが、もしかしたらこのガイドラインには入れなくていいものなのかもしれないですけども、いわゆるキャリアパスの研修をここには入れなくていいのでしょうか。どうなのかなと、思いました。

○教育長 子ども政策課長。

○子ども政策課長 今回、その部分に関しましては、確かに

入っていないという回答かと思います。

このガイドラインそのものは、今回、教育・保育の改訂の指針であるとか、その辺の考え方を取り込めるものは、なるべく取り込んできたつもりですけども、完成品ということではなく、絶えずブラッシュアップが必要なものと考えておりますので、今後の改訂の中でまた必要な部分については検討していきたいと考えております。

○教育長 いかがですか。よろしいですか。

○小川委員 多分、計画されていくと思いますので。

○教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。葉養委員。

○葉養委員 もう一つは、「平成29年度足立区生涯学習振興公社予算概要について」なのですけれども、公益というのは、なかなか成果指標を出すのが難しい。ただ、外部から見ると、何か小さいプロジェクトがやたらにあって、前年度を踏襲した形で予算がついていって、というイメージを拭えないところがある。

この桃色の紙の中、予算編成方針の2つ目のパラグラフの下から2行目に「実施効果を上げさらなる協創関係の構築と、」と書いてあるのですけれども、この実施効果というのはどういう手法で探ろうとしているのか、その点をお聞きしたい。

○教育長 生涯学習振興公社事務局長。

○生涯学習振興公社事務局長 これまで、数値目標というものを公社は持ってこなかったもので、今年度から、協創の際は数値目標を持った事業計画をつくってございます。

先ほど委員からご発言がありました、実施効果を上げ、これをどう検証していくかというのは非常に難しい問題だというふうに考えてございます。例えば、事業によっては非常に長い年月を効果が出てくるのに要するものがあるということもあるのですが、一方で、短期でこれを評価するよというものに関しては、例えば、アンケートを実施するなど、これでどういうふうに状況が変わってきているか、こうしたものを把握して、それをまた次の事業に生かしていきたいと考えているところでございます。

○教育長 どうぞ。葉養委員。

○葉養委員 この分野は文科省の国立教育政策研究所ではかなり大きな問題で、政策効果の測定をどうするのかというのが、その問題。エビデンスに基づく政策形成というの

が今の流れですから、教育政策のエビデンスを研究手法として確立した上で、どういう予算のつけ方の場合にどういう効果があるのかというのを明確化する必要があるという。国研のときは、私は部長をやっているときに「教育政策・評価研究部」というところにいたのですけれども、わざわざ経済学者を2人雇って、経済学者は計量分析を一般的にやる分野なので、若手の経済学者、大学の教員ですけれども、2人も雇って、その2人に中心になってもらって、本省とタイアップしながら、政策効果、費用対効果の研究をやり始めて、もう5、6年経つのではないと思うから、いろいろな手法が積み重なってきているのかなとは思っていますけれども。

特にこういう生涯学習の分野というのは、私もほかの自治体で学校支援地域本部事業の実行委員会委員長とかをしたりしていますので、プログラムを動かすだけで結構エネルギーがいるものだから、どうしても議会との関係でいうと何となく旧套墨守で毎年金をくれていると受け取られるところがあって、議会からは、何に効果があるのだと。例えば、学力の向上に対してそのプログラムがどういう寄与をしているのか、データで出せとか、そういう話をしょっちゅう言われていて。6、7年前からその自治体では、支援本部事業、文科省の歳出をもらって始めたところなのですけれども、6、7年やっているのです。

私はずっと委員長をやっていて、議会との関係だとすごく悩ましいところなのです。だから、それで千葉大の教育心理学の教授とか、計量分析ができる人をプロジェクトに巻き込んだりして、文科省の最初は予算があったから、その予算も使って。

そういう新しい課題というか、何かデータを出していかないと、なかなか予算がつきにくい時代になってきているので、こういう点について、何か実施効果を上げて、このところは非常に重要な箇所なので、ぜひ先駆的にやってみてくださるといいのではないかと思います。

よろしく願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。

区では、区の施策全体の行政評価、政策評価というのは、平成5年の基本計画の策定時からやっているのですね。それだと漠としている部分もあるので、現在、教育の特に学力に対してどのくらい効果があるのかという点について

は、早稲田大学の先生、経済学ですけれども、にデータをお渡しして、そういう研究を始めたというところでして、平成30年にはそういった結果が出てくるというようなことも伺っていますので、あわせて成果のエビデンスのある、そういった事業に取り組んでいきたいと思っております。

またご報告差し上げられればと思います。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

無いようでしたら、報告事項を終了いたします。

そのほか、何かほかにあれば。よろしいですか。

(なし)

無いようでしたら、以上をもちまして本年第2回足立区教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後5時23分閉会

平成 2 9 年 第 2 回
足立区教育委員会定例会

日 時 平成 2 9 年 2 月 2 1 日 火曜日 午後 4 時 3 0 分開議
会 場 教育委員会室

1 議事日程		頁
日程第 1	第 7 号議案 足立区立校外施設条例施行規則の一部を改正する規則	1
日程第 2	第 8 号議案 足立区教育財産の用途廃止の承認について	1 1
日程第 3	第 9 号議案 足立区文化財の登録について	1 4
日程第 4	第 1 0 号議案 足立区子ども・子育て支援事業計画の改訂について	1 6 及び 別添
日程第 5	第 1 1 号議案 足立区青少年委員の委嘱について	別冊
日程第 6	教育長報告	

2 報告事項

- ① 足立区教育・保育の質ガイドラインの策定について 《上遠野 子ども政策課長》 … 1 8
及び別添
- ② 足立区子ども施設指定管理者の評価結果について 《森田 子ども施設運営課長》 … 2 0
及び別添
- ③ 平成 2 9 年 4 月分保育施設利用調整結果（第一次）について
《千ヶ崎 子ども施設入園課長》 … 2 2
- ④ 「第 1 4 期足立区社会教育委員会議」の終了報告について 《寺島 青少年課長》 … 2 3
及び別添
- ⑤ 平成 2 9 年度公益財団法人足立区生涯学習振興公社の事業計画及び収支予算に
ついて 《伊藤 生涯学習振興公社事務局長》 … 別添

裏面へ続く

3 情報連絡事項

- | | |
|--------------------------------|----------------|
| ① 足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の進捗状況について | [学校適正配置担当課]…24 |
| ② 小規模保育事業の運営法人及び園名変更について | [子ども施設入園課]…25 |
| ③ 平成29年「成人の日の集い」の実施結果について | [青少年課]…29 |
| ④ 平成28年度「あだち子ども将棋大会」の実施結果について | [青少年課]…30 |
| ⑤ 事業実施報告・実施予定 | [青少年課]…31 |
| ⑥ 行事实施結果・実施予定 | [生涯学習振興公社]…33 |

第7号議案

足立区立校外施設条例施行規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

平成29年2月21日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区立校外施設条例施行規則の一部を改正する規則
足立区立校外施設条例施行規則（昭和50年足立区教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号及び第3号中「2人」を「1人」に改め、同項に次の1号を加える。

（4） 足立区民 2人以内

第15条の2第1項第2号及び第3号中「2人」を「1人」に改め、同項に次の1号を加える。

（4） 足立区民 2人以内

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（提案理由）

足立区立校外施設指定管理者審査会及び評価委員会の規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 7 号 議 案 説 明 資 料

平成 29 年 2 月 21 日

件 名	足立区立校外施設条例施行規則の一部を改正する規則
所管部課名	学校教育部 学務課
内 容	<p>1 改正の理由 「指定管理者制度に関する基本的な考え方について」に従い足立区立校外施設指定管理者審査会及び指定管理者評価委員会の委員構成を変更するため。</p> <p>2 主な改正内容 指定管理者審査会及び指定管理者評価委員会の規定等について、別紙・新旧対照表のとおり改める。</p> <p>3 施行年月日 平成 29 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	施行年月日 平成 29 年 4 月 1 日

足立区立校外施設条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>(審査会の組織及び運営)</p> <p>第15条 条例第12条第3項に規定する委員は、次の各号に掲げる者のうちから委嘱又は任命する。</p> <p>(1) 専門的知識を有する者 2人以内</p> <p>(2) 足立区立学校長 2人以内</p> <p>(3) 足立区職員 2人以内</p>	<p>(審査会の組織及び運営)</p> <p>第15条 条例第12条第3項に規定する委員は、次の各号に掲げる者のうちから委嘱又は任命する。</p> <p>(1) 専門的知識を有する者 2人以内</p> <p>(2) 足立区立学校長 1人以内</p> <p>(3) 足立区職員 1人以内</p> <p>(4) 足立区民 2人以内</p>
<p>(評価委員会の組織及び運営)</p> <p>第15条の2 条例第14条の2第2項に規定する委員は、次の各号に掲げる者のうちから委嘱又は任命する。</p> <p>(1) 専門的知識を有する者 2人以内</p> <p>(2) 足立区立学校長 2人以内</p> <p>(3) 足立区職員 2人以内</p>	<p>(評価委員会の組織及び運営)</p> <p>第15条の2 条例第14条の2第2項に規定する委員は、次の各号に掲げる者のうちから委嘱又は任命する。</p> <p>(1) 専門的知識を有する者 2人以内</p> <p>(2) 足立区立学校長 1人以内</p> <p>(3) 足立区職員 1人以内</p> <p>(4) 足立区民 2人以内</p>
	<p>付 則 (平成29年2月21日教委規則第 号)</p> <p>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p>

改正

昭和58年教育委員会規則第9号

平成4年教育委員会規則第2号

平成4年教育委員会規則第11号

平成6年教育委員会規則第6号

平成7年教育委員会規則第2号

平成16年3月31日教育委員会規則第13号

平成16年11月10日教育委員会規則第23号

平成21年4月1日教育委員会規則第13号

平成23年3月31日教育委員会規則第7号

平成27年8月12日教育委員会規則第22号

平成29年2月21日教育委員会規則第〇号

足立区立林間学園条例施行規則を公布する。

足立区立校外施設条例施行規則

東京都足立区立日光林間学園規則（昭和38年足立区教育委員会規則第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、足立区立校外施設条例（昭和39年足立区条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用の申込）

第2条 条例第4条の規定により、足立区立校外施設（以下「校外施設」という。）を使用しようとする者は、宿泊施設にあつては使用日の属する月の2月前の16日（以下「申込期間の初日」という。）から使用開始日の3日前まで、スポーツ施設にあつては申込期間の初日から使用日まで、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）（条例第10条第1項の規定により指定管理者が管理を行う施設にあつては、指定管理者。第8条及び第10条において同じ。）に申込み、承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第2項の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者その他教育委員会が認める者は、前項に規定する申込期間前に使用の申込みをすることができる。

3 使用の申込み及び承認は、口頭により行うものとする。ただし、前項の規定による使用の申込みは使用申請書（第1号様式）により、その承認は使用承認書（第2号様式）により行うものとする。

4 第1項に規定する申込期間の最終日が、次に掲げる日（以下「日曜日等」という。）に該当するときは、当該日の直前の日曜日等でない日を最終日とする。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める祝日

(3) 1月2日から同月4日まで

(4) 12月28日から同月31日まで

5 使用申込の受付は、午前9時から午後5時までとする。

(抽せん)

第3条 教育委員会は、必要があると認めるときは、前条第1項に規定する申込期間の前に、使用の申込みができる者を抽せんにより定めることができる。

(使用承認書の提出)

第4条 第2条第3項の規定により承認を受けた者は、校外施設の使用に際し、校外施設に使用承認書を提出しなければならない。

(使用料の減免)

第5条 条例第5条第2項の規定により、使用料を減額又は免除する場合は次のとおりとする。

(1) 区が使用するとき。 免除

(2) 前号のほか、教育委員会が必要と認めたとき。 5割又は免除

2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用申請の際に、使用料減額（免除）申請書（第3号様式）をあわせて提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の申請を承認したときは、使用料減額（免除）承認（不承認）書（第4号様式）を交付するものとする。

(使用料の支払)

第6条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設の使用終了時に、使用料（免除の場合を除く。）及び賄料を支払わなければならない。

(賄料)

第7条 条例第3条第1項に使用する場合は、教育委員会が定める実費相当額とし、参加者の負担とする。

2 条例第5条第3項に規定する賄料は、次の表のとおりとする。

区分	朝・夕食	昼食（希望者のみ）
大人用	2,000円	600円
子ども用	1,000円	

（使用料及び利用料金変更等）

第8条 使用者は、使用日の変更若しくは使用人員の減員又は使用の取消しをしようとするときは使用日の2日前までに、使用人員の増員をしようとするときは使用日の前日までに、教育委員会に申し出、承認を受けなければならない。この場合においては、第2条第3項の規定を準用する。

2 前項に規定する期限までに同項に規定する手続きをしない者は、教育委員会が承認した内容による使用料及び賄料若しくは利用料金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 天災その他使用者の責に帰することができない理由により使用できなかつたとき。
- (2) 区の責に帰すべき理由により使用できなかつたとき。

（休業日）

第9条 休業日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、管理上必要と認めたときは、これを変更し又は臨時に休業日を定めることができる。

- (1) 年始 1月1日から4日まで
- (2) 年末 12月28日から31日まで

（使用者の義務）

第10条 使用者は、校外施設の使用に際し、条例及びこの規則を遵守し、教育委員会の指示に従わなければならない。

（指定管理者の公募）

第11条 条例第10条第2項の規定により指定管理者を公募するときは、次に掲げる事項を明示し行うものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 申込方法
- (3) 応募資格
- (4) 指定管理者が行う業務の範囲

(5) 指定期間

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(指定の申請)

第12条 条例第11条第1項の規定により指定管理者の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書（第5号様式）に、次に掲げる書類を添付して教育委員会に申請しなければならない。

(1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(2) 法人にあつては登記簿謄本

(3) 直近3事業年度の決算書類

(4) 企業又は団体の概要

(5) 校外施設運営事業計画書

(6) 校外施設運営収支計画書

(7) 施設の組織図及び人員配置

(8) 開業準備日程表

(9) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(指定の通知)

第13条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたときは、指定管理者指定通知書（第6号様式）により通知する。

(指定の基準)

第14条 条例第11条第2項の規定で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 当該施設の設置目的を充分理解し、自然教室等の実施に対応する体制をとれるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、施設を利用しようとする者へのサービス向上が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容が、施設の設置効果を最大限に発揮するものであり、その管理運営に係る経費の縮減が図られるものであること。

(4) 事業計画に沿った管理を安定し行う能力を有していること。

(5) 経営状態が良好であるとともに、事業実績が豊富であり、かつ管理運営計画及び内容が充実していること。

(審査会の組織及び運営)

第15条 条例第12条第3項に規定する委員は、次の各号に掲げる者のうちから委嘱又は任命する。

- (1) 専門的知識を有する者 2人以内
- (2) 足立区立学校長 ~~2人以内~~ 1人以内
- (3) 足立区職員 ~~2人以内~~ 1人以内
- (4) 足立区民 2人以内

- 2 委員の任期は、前項の規定により委嘱又は任命した日から選定審査が終了する日までとする。
- 3 審査会を招集するときは、日時、場所、審査事項その他必要な事項を委員に通知しなければならない。
- 4 会長は、委員の互選とする。
- 5 審査会の会議は、非公開とする。
- 6 審査会は、会議録を作成し、保管しなければならない。
- 7 審査会の庶務は、教育委員会事務局学務課において処理する。
- 8 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(評価委員会の組織及び運営)

第15条の2 条例第14条の2第2項に規定する委員は、次の各号に掲げる者のうちから委嘱又は任命する。

- (1) 専門的知識を有する者 2人以内
- (2) 足立区立学校長 ~~2人以内~~ 1人以内
- (3) 足立区職員 ~~2人以内~~ 1人以内
- (4) 足立区民 2人以内

- 2 委員の任期は、前項の規定により委嘱又は任命した日から評価が終了する日までとする。
- 3 評価委員会を招集するときは、日時、場所、評価する事項その他必要な事項を委員に通知しなければならない。
- 4 委員長は、委員の互選とする。
- 5 評価委員会の会議は、非公開とする。
- 6 委員長は、会議録を作成し、保管しなければならない。
- 7 評価委員会の庶務は、教育委員会事務局学務課において処理する。
- 8 前各項に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(協定)

第16条 指定管理者は、校外施設の管理に関する次に掲げる事項について、教育委員会と協定を締結するものとする。

- (1) 指定期間に関する事項
 - (2) 事業の実施及び報告に関する事項
 - (3) 利用料金の収納及び還付に関する事項
 - (4) 管理に要する費用に関する事項
 - (5) 施設の管理に関し知り得た個人情報の保護に関する事項
 - (6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、校外施設の管理に関し必要な事項
- (委任)

第17条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成7年4月12日教委規則第2号)

この規則は、平成7年7月21日から施行する。

付 則 (平成16年3月31日教委規則第13号)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の足立区立校外施設条例施行規則の規定は、平成16年9月1日以降の施設使用に係る使用の申込み、承認、使用料の支払その他の手続きについて適用し、同日前の施設使用に係る使用の申込み、承認、使用料の支払その他の手続きについては、なお従前の例による。

付 則 (平成16年11月10日教委規則第23号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第11条を第17条とし、第10条の次に6条を加える改正規定(第16条の規定に係る部分を除く。)及び別記第4号様式の次に2様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

付 則 (平成21年4月1日教委規則第13号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年3月31日教委規則第7号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年8月12日教委規則第22号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年2月21日教委規則第〇号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

様式（省略）

第 8 号議案

足立区教育財産の用途廃止の承認について
上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 21 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定野 司

足立区教育財産の用途廃止の承認について
下記のとおり教育財産の用途廃止を承認する。

記

1 用途廃止する教育財産

名 称	千寿小学校
所在地	足立区千住宮元町 6 番 1 号
種類	別紙のとおり
名称	別紙のとおり
数量	別紙のとおり
価格	別紙のとおり
用途廃止の日	別紙のとおり

名 称	伊興小学校
所在地	足立区伊興四丁目 1 6 番 1 号
種類	別紙のとおり
名称	別紙のとおり
数量	別紙のとおり
価格	別紙のとおり
用途廃止の日	別紙のとおり

(提案理由)

千寿小学校と伊興小学校（体育館）の解体に伴い、教育財産の用途廃止をする必要があるので、この案を提出いたします。

(内訳)

(1) 千寿小学校

足立区千住宮元町6番1号

種 類	名 称	数 量	価 格	用途廃止年月日
建物	校舎1	1,510.93 m ²	95,001,000	平成29年1月1日
建物	校舎2	789.69 m ²	42,801,000	〃
建物	校舎3	1,526.42 m ²	101,831,000	〃
建物	倉庫1	6.90 m ²	50,000	〃
建物	倉庫2	31.00 m ²	82,000	〃
建物	倉庫3	17.10 m ²	69,000	〃
建物	給食シャワー室	3.15 m ²	573,000	〃
建物	体育館	712.00 m ²	99,347,000	〃
工作物	雑工作物	4 基	2,382,000	〃
工作物	プール	1 基	21,235,000	〃
工作物	防球ネット	30 m	1,051,000	〃
立木	樹木(やつで他)	89 本	894,000	〃

(2) 伊興小学校

足立区伊興四丁目16番1号

種 類	名 称	数 量	価 格	用途廃止年月日
建物	体育館	612.00 m ²	23,227,000	平成29年1月1日

第 8 号 議 案 説 明 資 料

平成 29 年 2 月 21 日

件 名	足立区教育財産の用途廃止の承認について																																																														
所管部課名	学校教育部 学校施設課																																																														
内 容	<p>1 提案の理由 千寿小学校と伊興小学校（体育館）の解体に伴い、教育財産の用途廃止をする必要があるため、この案を提出いたします。</p> <p>2 用途を廃止する財産 (1) 千寿小学校（足立区千住宮元町 6 番 1 号）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 40%;">名 称</th> <th style="width: 20%;">数 量</th> <th style="width: 30%;">価 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>校舎 1</td> <td style="text-align: right;">1,510.93 m²</td> <td style="text-align: right;">95,001,000</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>校舎 2</td> <td style="text-align: right;">789.69 m²</td> <td style="text-align: right;">42,801,000</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>校舎 3</td> <td style="text-align: right;">1,526.42 m²</td> <td style="text-align: right;">101,831,000</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>倉庫 1</td> <td style="text-align: right;">6.90 m²</td> <td style="text-align: right;">50,000</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>倉庫 2</td> <td style="text-align: right;">31.00 m²</td> <td style="text-align: right;">82,000</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>倉庫 3</td> <td style="text-align: right;">17.10 m²</td> <td style="text-align: right;">69,000</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>給食シャワー室</td> <td style="text-align: right;">3.15 m²</td> <td style="text-align: right;">573,000</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>体育館</td> <td style="text-align: right;">712.00 m²</td> <td style="text-align: right;">99,347,000</td> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td>雑工作物</td> <td style="text-align: right;">4 基</td> <td style="text-align: right;">2,382,000</td> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td>プール</td> <td style="text-align: right;">1 基</td> <td style="text-align: right;">21,235,000</td> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td>防球ネット</td> <td style="text-align: right;">30 m</td> <td style="text-align: right;">1,051,000</td> </tr> <tr> <td>立木</td> <td>樹木（やつで他）</td> <td style="text-align: right;">89 本</td> <td style="text-align: right;">894,000</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">用途廃止日：平成 29 年 1 月 1 日</p> <p>(2) 伊興小学校（足立区伊興四丁目 16 番 1 号）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 40%;">名 称</th> <th style="width: 20%;">数 量</th> <th style="width: 30%;">価 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>体育館</td> <td style="text-align: right;">612.00 m²</td> <td style="text-align: right;">23,227,000</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">用途廃止日：平成 29 年 1 月 1 日</p>			種 類	名 称	数 量	価 格	建物	校舎 1	1,510.93 m ²	95,001,000	建物	校舎 2	789.69 m ²	42,801,000	建物	校舎 3	1,526.42 m ²	101,831,000	建物	倉庫 1	6.90 m ²	50,000	建物	倉庫 2	31.00 m ²	82,000	建物	倉庫 3	17.10 m ²	69,000	建物	給食シャワー室	3.15 m ²	573,000	建物	体育館	712.00 m ²	99,347,000	工作物	雑工作物	4 基	2,382,000	工作物	プール	1 基	21,235,000	工作物	防球ネット	30 m	1,051,000	立木	樹木（やつで他）	89 本	894,000	種 類	名 称	数 量	価 格	建物	体育館	612.00 m ²	23,227,000
種 類	名 称	数 量	価 格																																																												
建物	校舎 1	1,510.93 m ²	95,001,000																																																												
建物	校舎 2	789.69 m ²	42,801,000																																																												
建物	校舎 3	1,526.42 m ²	101,831,000																																																												
建物	倉庫 1	6.90 m ²	50,000																																																												
建物	倉庫 2	31.00 m ²	82,000																																																												
建物	倉庫 3	17.10 m ²	69,000																																																												
建物	給食シャワー室	3.15 m ²	573,000																																																												
建物	体育館	712.00 m ²	99,347,000																																																												
工作物	雑工作物	4 基	2,382,000																																																												
工作物	プール	1 基	21,235,000																																																												
工作物	防球ネット	30 m	1,051,000																																																												
立木	樹木（やつで他）	89 本	894,000																																																												
種 類	名 称	数 量	価 格																																																												
建物	体育館	612.00 m ²	23,227,000																																																												
今後の方針	足立区公有財産規則に基づき、資産管理課長あて行政財産の用途廃止について協議し、財産の取り壊し完了後は資産管理部長あて公有財産の取り壊しについて通知する。																																																														

第9号議案

足立区文化財の登録について
上記の議案を提出する。

平成29年2月21日

提出者 足立区教育委員会教育長 定野 司

足立区文化財の登録について
足立区文化財について、下記のとおり登録する。

記

1 登録する文化財

足立区登録有形文化財（考古資料）

花畑遺跡東地区258号土坑出土遺物（古墳時代） 一括

『花畑遺跡Ⅲ』2015掲載分103点

（実数としてコンテナ27箱分）

（提案理由）

文化財保護審議会より答申を受けた文化財について、足立区文化財保護条例第4条の規定に基づき、登録する必要があるため、この案を提出いたします。

第 9 号 議 案 説 明 資 料

平成 29 年 2 月 21 日

件 名	足立区文化財の登録について
所 管 部 課 名	地域のちから推進部 地域文化課
内 容	<p>1 理 由 足立区文化財保護審議会を平成 29 年 1 月 20 日に開催した結果、教育委員会から諮問した文化財登録について答申があったため。</p> <p>2 主な内容 (1) 登 録 足立区登録有形文化財（考古資料） 花畑遺跡東地区 258 号土坑出土遺物（古墳時代） 一括 『花畑遺跡Ⅲ』 2015 掲載分 103 点 （実数としてコンテナ 27 箱分） 所有：足立区教育委員会</p>
今 後 の 方 針	区ホームページによる周知を行う。

第10号議案

足立区子ども・子育て支援事業計画の改訂について
上記の議案を提出する。

平成29年2月21日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区子ども・子育て支援事業計画の改訂について
足立区子ども・子育て支援事業計画を、下記のとおり改訂する。

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 名 称 | 足立区子ども・子育て支援事業計画 |
| 2 | 計画の全体構成 | 第1章 計画の策定にあたって
第2章 足立区の子ども・子育て家庭を取り巻く
現状と課題
第3章 計画の基本的な考え方
第4章 各施策の取り組み
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援
事業の量の見込みと確保方策
第6章 資料編 |
| 3 | 計画の期間 | 平成27年度から平成31年度まで |

(提案理由)

足立区子ども・子育て支援事業計画を改訂し、足立区における子ども・子育て支援に関する施策を、より総合的かつ実効性をもって推進していく必要があるので、この案を提出いたします。

第 1 0 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 9 年 2 月 2 1 日

件 名	足立区子ども・子育て支援事業計画の改訂について
所管部課名	子ども家庭部 子ども政策課
内 容	<p>平成 2 7 年 3 月に策定した「足立区子ども・子育て支援事業計画」については、足立区地域保健福祉推進協議会（子ども支援専門部会を含む）での意見聴取や、パブリックコメント（実施期間：平成 2 8 年 1 1 月 9 日～1 2 月 8 日）でのご意見等を踏まえ、下記のとおり改訂する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 計画の全体構成 各章の内容の詳細は、別添資料のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【計画の全体構成】</p> <p>第 1 章 計画の策定にあたって</p> <p>第 2 章 足立区の子ども・子育て家庭を取り巻く現状と課題</p> <p>第 3 章 計画の基本的な考え方</p> <p>第 4 章 各施策の取り組み</p> <p>第 5 章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策【平成 2 7 年 3 月 策定済】</p> <p>第 6 章 資料編</p> <p>※太字は、今回の改訂に伴い追加する項目</p> </div> <p>2 計画の期間 平成 2 7 年度から平成 3 1 年度まで（改訂前の計画期間と同じ）</p>
今後の方針	本定例会での議決後、印刷製本のうえ、関係者及び関係機関へ本事業計画を配付する。

教 育 委 員 会 報 告

平成29年2月21日

件 名	足立区教育・保育の質ガイドラインの策定について
所管部課名	子ども家庭部 子ども政策課、子ども施設運営課
内 容	<p>1 足立区教育・保育の質ガイドラインの策定について 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、各自治体に保育の「量」の確保とともに「質」の向上を図る権限が付与された。区内の教育・保育施設等が取り組むべき基本的事項を「足立区教育・保育の質ガイドライン」（別添資料）として策定したので報告する。</p> <p>(1) ガイドライン策定の趣旨 足立区の教育・保育の指針を示し、各教育・保育施設が実践することで、子どもたちが区内のどの教育・保育施設に通っていても一定レベルの教育・保育を受けることができる「質」の確保・向上を目指すものとする。</p> <p>(2) ガイドラインの位置づけ 「足立区子ども・子育て支援事業計画」に基づく、区内の教育・保育施設の「質」の確保・向上を図る指針とする。</p> <p>(3) ガイドラインの活用方法 各教育・保育施設の守るべき基準として、また具体的な確認項目をチェックボックス形式で掲げて、教育・保育にかかわるすべての職員の自己評価としても活用する。</p> <p>(4) 教育・保育の質のための区の取り組み 指導検査や実地調査（巡回訪問）等を確実に実施する。また、各施設が本ガイドラインに沿って自己評価をしながら保育を実践し、区が確認及び指導・支援を実施していく。さらに、研修の計画・実施、各施設への必要な情報発信等の支援により教育・保育の質の確保・向上を図る。</p> <p>2 ガイドラインの配布先について 公立保育所・こども園、私立保育所・こども園、小規模保育所、家庭的保育事業者、認証保育所、私立幼稚園の全ての職員</p> <p>3 今後の予定について 平成29年3月 待機児童・子どもの貧困対策調査特別委員会へ報告</p>

	<p>平成29年3月</p> <p>平成29年4月</p> <p>平成29年5月</p> <p>地域保健福祉推進協議会及び子ども支援専門部会へ報告</p> <p>各施設へ配布</p> <p>全ての教育・保育施設を対象とした、本ガイドラインについての説明会を開催。 (西新井文化ホール)</p>
<p>今後の方針</p>	<p>来年度以降の指導検査において、指導検査基準と合わせて本ガイドラインに基づき評価していく。</p>

教 育 委 員 会 報 告

平成29年2月21日

件 名	足立区子ども施設指定管理者の評価結果について																					
所管部課名	子ども家庭部 子ども施設運営課																					
内 容	<p>平成27年度の子ども施設指定管理者14施設の業務について、足立区子ども施設指定管理者選定等審査会（以下「審査会」という。）による評価を行ったので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 業務評価の目的 指定管理者の業務を適正に検証・評価することにより、各子ども施設における保育の質と利用者サービスの向上を目指す。</p> <p>2 業務評価の方法 区が策定した「指定管理者制度に関する基本的な考え方について」におけるモニタリング方法に基づき、施設運営及び維持管理の状況について、次の方法により業務評価を実施した。</p> <p style="margin-left: 20px;">① 指定管理者による自己評価（セルフチェック） ② 担当課による実地調査・ヒアリング等に基づく評価 ③ 審査会による評価</p> <p>3 審査会委員の構成 学識経験者（2名）、区内関係団体代表（1名）、区職員（3名）</p> <p>4 評価基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">評価</th> <th style="width: 60%;">基準点（満点は120点）</th> <th style="width: 30%;">結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A+</td> <td>114点以上</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">優れている</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>114点未満～102点以上</td> </tr> <tr> <td>A-</td> <td>102点未満～96点以上</td> </tr> <tr> <td>B+</td> <td>96点未満～90点以上</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">適正である</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>90点未満～78点以上</td> </tr> <tr> <td>B-</td> <td>78点未満～72点以上</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>72点未満</td> <td style="text-align: center;">要改善</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 審査会開催日時 平成29年2月6日（月曜日） 午後1時30分～午後4時30分</p>		評価	基準点（満点は120点）	結果	A+	114点以上	優れている	A	114点未満～102点以上	A-	102点未満～96点以上	B+	96点未満～90点以上	適正である	B	90点未満～78点以上	B-	78点未満～72点以上	C	72点未満	要改善
評価	基準点（満点は120点）	結果																				
A+	114点以上	優れている																				
A	114点未満～102点以上																					
A-	102点未満～96点以上																					
B+	96点未満～90点以上	適正である																				
B	90点未満～78点以上																					
B-	78点未満～72点以上																					
C	72点未満	要改善																				

6 各施設の評価結果等

No.	施設名称 (区委託料：円)	指定管理者	評価点	評価
①	やよい保育園 (189,898,774)	(福) 江北会	91.1	B+
②	さつき保育園 (209,141,608)	(福) 江北会	99.5	A-
③	せきや保育園 (133,116,234)	(福) 桑の実会	102.0	A
④	青井保育園 (196,187,592)	(福) からしだね	106.2	A
⑤	東保木間保育園 (170,408,741)	(福) 高砂福祉会	103.2	A
⑥	谷在家保育園 (143,643,202)	(福) わかば会	98.0	A-
⑦	伊興大境保育園 (175,050,865)	(福) 高砂福祉会	99.1	A-
⑧	新田さくら保育園 (124,257,171)	(福) じろう会	97.2	A-
⑨	水神橋保育園 (171,053,205)	(福) あだちの里	101.0	A-
⑩	千住保育園 (191,410,799)	(福) 太陽会	103.1	A
⑪	竹の塚保育園 (186,873,244)	(株) ベネッセスタイルケア	98.9	A-
⑫	新田おひさま保育園 (104,964,485)	(福) 太陽会	99.3	A-
⑬	青井おひさま保育園 (100,260,207)	(福) 水の会	99.2	A-
⑭	新田三丁目なかよし 保育園 (66,150,944)	(福) 南流山福祉会	95.0	B+

※ 各施設の詳細は、別添資料「平成28年度 足立区子ども施設指定管理者評価結果」参照

7 ホームページでの公表

日程 平成29年4月上旬を予定

今後の方針

- ・評価結果について、指定管理者へ通知すると共に園長会において説明し、改善につないでいく。
- ・今後のさらなる保育の質と利用者サービスの向上に向け、評価項目の見直しや職員による実地調査を進めていく。

教 育 委 員 会 報 告

平成29年2月21日

件 名	平成29年4月分保育施設利用調整結果（第一次）について																																																																				
所管部課名	子ども家庭部 子ども施設入園課																																																																				
内 容	<p>認可保育所・認定こども園・小規模保育・家庭的保育（保育ママ）・足立区認定保育ママにおける保育施設利用調整の結果について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 前年度利用調整結果の対比（第一次分）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>募集数</th> <th>申請数</th> <th>不承諾数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29年4月分</td> <td>3,079人</td> <td>4,568人</td> <td>1,573人</td> </tr> <tr> <td>28年4月分</td> <td>2,883人</td> <td>4,431人</td> <td>1,752人</td> </tr> <tr> <td>前年比</td> <td>196人</td> <td>137人</td> <td>▲179人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記人数には、転園、区外からの入園、区外園との併願を含む。</p> <p>2 利用調整後の空き状況（年齢別）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>0歳児</th> <th>1歳児</th> <th>2歳児</th> <th>3歳児</th> <th>4・5歳児</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29年4月分</td> <td>92人</td> <td>114人</td> <td>84人</td> <td>111人</td> <td>318人</td> <td>719人</td> </tr> <tr> <td>28年4月分</td> <td>103人</td> <td>128人</td> <td>74人</td> <td>47人</td> <td>221人</td> <td>573人</td> </tr> <tr> <td>前年比</td> <td>▲11人</td> <td>▲14人</td> <td>10人</td> <td>64人</td> <td>97人</td> <td>146人</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 利用調整後の空き状況（施設種別）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>認可保育所</th> <th>認定こども園</th> <th>小規模保育</th> <th>家庭的保育</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29年4月分</td> <td>406人</td> <td>40人</td> <td>118人</td> <td>155人</td> <td>719人</td> </tr> <tr> <td>28年4月分</td> <td>268人</td> <td>23人</td> <td>100人</td> <td>182人</td> <td>573人</td> </tr> <tr> <td>前年比</td> <td>138人</td> <td>17人</td> <td>18人</td> <td>▲27人</td> <td>146人</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 利用調整の状況</p> <p>(1) 不承諾数は、前年比179人減の1,573人となった。</p> <p>(2) 空き状況は、前年比146人増の719人となった。 年齢別では3歳児、4・5歳児の空き人数が多かった。 施設種別では認可保育所の空き人数が多かった。</p>		募集数	申請数	不承諾数	29年4月分	3,079人	4,568人	1,573人	28年4月分	2,883人	4,431人	1,752人	前年比	196人	137人	▲179人		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児	計	29年4月分	92人	114人	84人	111人	318人	719人	28年4月分	103人	128人	74人	47人	221人	573人	前年比	▲11人	▲14人	10人	64人	97人	146人		認可保育所	認定こども園	小規模保育	家庭的保育	計	29年4月分	406人	40人	118人	155人	719人	28年4月分	268人	23人	100人	182人	573人	前年比	138人	17人	18人	▲27人	146人
	募集数	申請数	不承諾数																																																																		
29年4月分	3,079人	4,568人	1,573人																																																																		
28年4月分	2,883人	4,431人	1,752人																																																																		
前年比	196人	137人	▲179人																																																																		
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児	計																																																															
29年4月分	92人	114人	84人	111人	318人	719人																																																															
28年4月分	103人	128人	74人	47人	221人	573人																																																															
前年比	▲11人	▲14人	10人	64人	97人	146人																																																															
	認可保育所	認定こども園	小規模保育	家庭的保育	計																																																																
29年4月分	406人	40人	118人	155人	719人																																																																
28年4月分	268人	23人	100人	182人	573人																																																																
前年比	138人	17人	18人	▲27人	146人																																																																
今後の方針	利用調整の結果、保育施設にまだ多くの空きが生じていることから、引き続き利用調整を実施していく。																																																																				

教 育 委 員 会 報 告

平成29年2月21日

件 名	「第14期足立区社会教育委員会議」の終了報告について									
所管部課名	子ども家庭部 青少年課									
内 容	<p>足立区社会教育委員条例（第2条）の規定に基づき、足立区の「地域の教育力向上、青少年の育成に向けた新たな取り組み」をテーマに、平成26年12月1日より2年間にわたり審議を重ね、この度、平成28年11月30日をもって終了した。ついては、《別添資料》報告書（案）のとおり報告する。</p> <p>1 テーマ 地域の教育力向上、青少年の育成に向けた新たな方策</p> <p>2 学識経験者 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%;"><small>あかし</small> 明石</td> <td style="width: 15%;"><small>よういち</small> 要一</td> <td>千葉敬愛短期大学学長</td> </tr> <tr> <td><small>なりた</small> 成田</td> <td><small>くにひで</small> 國英</td> <td>全国子ども会連合会理事</td> </tr> <tr> <td><small>まつだ</small> 松田</td> <td><small>けいじ</small> 恵示</td> <td>東京学芸大学副学長</td> </tr> </table> </p> <p>3 委嘱期間 平成26年12月1日から平成28年11月30日まで</p> <p>4 主な審議内容 ①青少年教育、家庭教育の支援の在り方 ②青少年の団体活動、事業の在り方 ③居場所づくり・指導者、リーダー養成の在り方 ④新たな事業提案</p> <p>5 主な意見・提案 ◇チーム学校であだちを元気に！ グローバル社会で活躍できる国際感覚や、自ら考え行動できる力を養うこどもに育てる。 ◇社会教育の第一歩、将来の社会の担い手づくり！ 学校や地域で学んだことを、大人になって還元できる人間に育てる。 ◇「第三の大人」と出会い斜めの関係づくり！ 世代間をつなぐ循環型の交流や関係づくりが足立区社会教育、家庭教育を強くしていく。</p>	<small>あかし</small> 明石	<small>よういち</small> 要一	千葉敬愛短期大学学長	<small>なりた</small> 成田	<small>くにひで</small> 國英	全国子ども会連合会理事	<small>まつだ</small> 松田	<small>けいじ</small> 恵示	東京学芸大学副学長
<small>あかし</small> 明石	<small>よういち</small> 要一	千葉敬愛短期大学学長								
<small>なりた</small> 成田	<small>くにひで</small> 國英	全国子ども会連合会理事								
<small>まつだ</small> 松田	<small>けいじ</small> 恵示	東京学芸大学副学長								
今後の方針	「第14期足立区社会教育委員会議」の取り組み成果を活かし、「第15期足立区社会教育委員会議」の実施に向けて調整していく。									

教育委員会情報連絡

平成29年2月21日

件名	足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の進捗状況について																
所管部課名	学校教育部 学校適正配置担当課																
内容	<p>1 上沼田中学校と江北中学校の適正規模・適正配置実施計画について</p> <p>(1) 統合地域協議会の開催状況</p> <p>①開催日</p> <table border="1" data-bbox="427 568 1166 696"> <tr> <td>対象校</td> <td>第十六回</td> </tr> <tr> <td>上沼田中学校と江北中学校</td> <td>2/9</td> </tr> </table> <p>②主な協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度の開かれた学校づくり協議会について <p>(2) 統合地域協議会ニュースの発行について</p> <p>統合地域協議会での協議内容や教育委員会で決定したことなどを保護者や地域に周知するため、統合地域協議会ニュースを発行する。 (第十六回統合地域協議会の内容を、第10号として3月に発行予定)</p> <p>2 対象校への入学者向け説明会の状況について</p> <table border="1" data-bbox="427 1095 1319 1357"> <thead> <tr> <th>日にち</th> <th>対象校</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2/6</td> <td>江北小学校</td> <td>29名</td> </tr> <tr> <td>2/8</td> <td>高野小学校</td> <td>46名</td> </tr> <tr> <td>2/13</td> <td>江北桜中学校 (上沼田中学校と江北中学校合同)</td> <td>98名</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・対象校の入学者向け説明会において、統合に向けた情報提供や意見交換を行った。 	対象校	第十六回	上沼田中学校と江北中学校	2/9	日にち	対象校	参加人数	2/6	江北小学校	29名	2/8	高野小学校	46名	2/13	江北桜中学校 (上沼田中学校と江北中学校合同)	98名
対象校	第十六回																
上沼田中学校と江北中学校	2/9																
日にち	対象校	参加人数															
2/6	江北小学校	29名															
2/8	高野小学校	46名															
2/13	江北桜中学校 (上沼田中学校と江北中学校合同)	98名															
今後の方針	<p>今回を以て、統合地域協議会は終了となるが、必要に応じて統合後のサポートを継続していく。</p>																

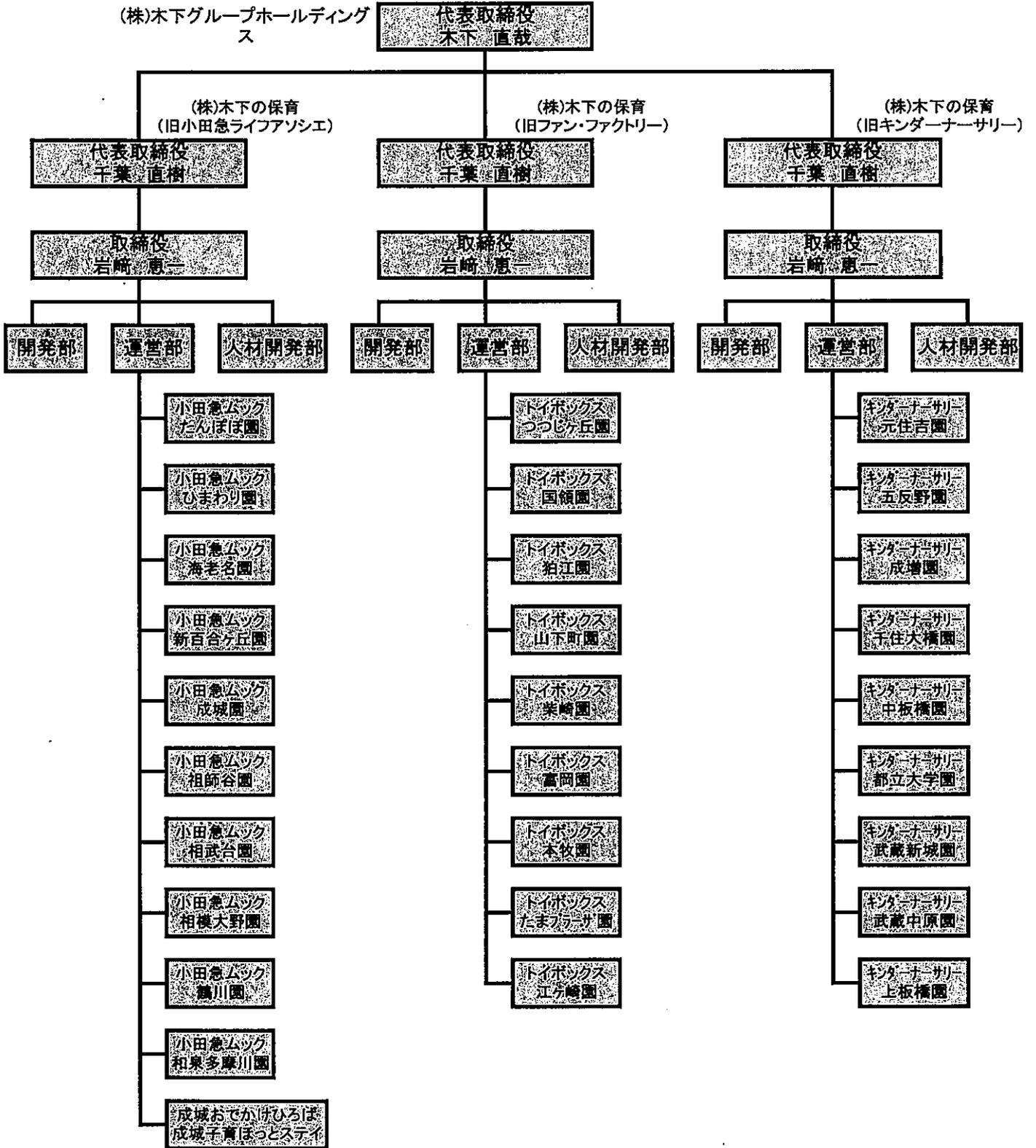
教育委員会情報連絡

平成29年2月21日

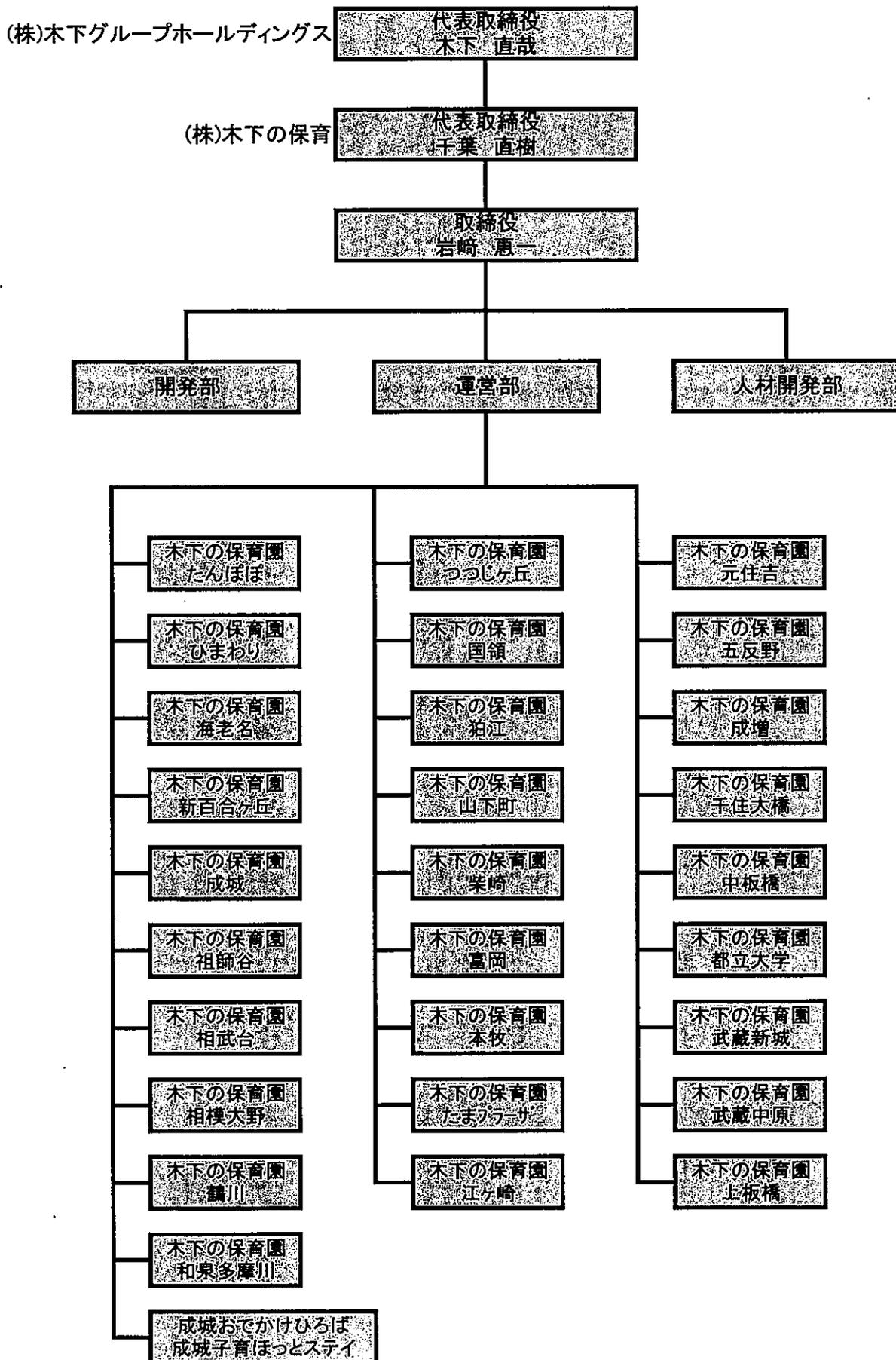
件名	小規模保育事業の運営法人及び園名変更について																
所管部課名	子ども家庭部 子ども施設入園課																
内容	<p>平成29年4月1日から、小規模保育施設キンダーナーサリー2施設について、運営法人および園名の変更を行うため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 運営法人の変更について キンダーナーサリー五反野園、千住大橋園は、「株式会社木下グループホールディングス」の傘下にある「株式会社木下の保育」で管理運営を行っている。 この度、「株式会社木下グループホールディングス」の傘下にある同一名称の法人3社（何れも「株式会社木下の保育」）が、平成29年4月1日から合併することとなった。あわせて、保育園名も木下の保育園に変更・統一する。（資料1、2参照） 今回の合併は、よりよい保育に向けた財政基盤の安定、従業員である保育士の処遇改善を目的とするものであり、取締役員、従業員、保育の内容については現在と変わらない。</p> <p>2 対象施設 (1) キンダーナーサリー五反野園 ①施設種別 小規模保育事業A型 ②施設所在地 足立4-13-9ベルビュービルディング1F ③認可定員</p> <table border="1" data-bbox="523 1435 1259 1532"> <tr> <td>0歳児</td> <td>1歳児</td> <td>2歳児</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>5人</td> <td>7人</td> <td>15人</td> </tr> </table> <p>④変更後の園名 木下の保育園 五反野</p> <p>(2) キンダーナーサリー千住大橋園 ①施設種別 小規模保育事業A型 ②施設所在地 千住橋戸町1-52 ③認可定員</p> <table border="1" data-bbox="523 1821 1259 1917"> <tr> <td>0歳児</td> <td>1歳児</td> <td>2歳児</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>6人</td> <td>6人</td> <td>6人</td> <td>18人</td> </tr> </table> <p>④変更後の園名 木下の保育園 千住大橋</p> <p>3 運営法人変更にあたっての確認事項 (1) 2施設ともに、施設設備、運営方針、保育内容等は変更がないこ</p>	0歳児	1歳児	2歳児	合計	3人	5人	7人	15人	0歳児	1歳児	2歳児	合計	6人	6人	6人	18人
0歳児	1歳児	2歳児	合計														
3人	5人	7人	15人														
0歳児	1歳児	2歳児	合計														
6人	6人	6人	18人														

	<p>とを確認した。</p> <p>(2) 2施設ともに、園の職員の雇用継続及び職員数を確保していることを確認した。</p> <p>(3) 2施設ともに、児童は引き続き在園可能であり、在園児童の保護者に対する説明も行い同意を得ていることを確認した。</p> <p>(4) 統合後の法人は、足立区が委託した税理士による財務診断でA評価(※1)を受けており、経営について問題ないことを確認した。</p> <p>※1 財務診断の評価 A評価：非常に良好、B評価：良好、C評価：やや不安、 D評価：不安</p>
<p>今後の方針</p>	<p>よりよい保育に向けた事業運営を目的とした合併であるが、保育の質が低下していないか等、実地調査、指導検査等により引き続き確認を行っていく。</p>

(株)木下の保育 組織図(現在)



(株)木下の保育 組織図(新体制)



教 育 委 員 会 情 報 連 絡

平成29年2月21日

件 名	平成29年「成人の日の集い」の実施結果について																								
所管部課名	子ども家庭部 青少年課																								
内 容	<p>1 実施月日 平成29年1月9日（祝・月）</p> <p>2 会場・時間 東京武道館 式典開始：午前11時00分 式典終了：午後 0時30分</p> <p>3 対 象 平成8年4月2日生まれから平成9年4月1日生まれ 該当者：6,319人 前年比：160人増 (男性：3,298人 女性：3,021人) ※平成28年12月1日現在</p> <p>4 内 容 【第1部】 式典 (1) 国歌斉唱 (2) 励ましの言葉 区長 (3) お祝いの言葉 区議会議長 (4) 誓いの言葉 新成人代表者（実行委員） (5) 区歌斉唱 【第2部】 アトラクション (1) ANZEN漫才ビデオレター放映及びサプライズ出演 (2) 「第十四中学校吹奏楽部」演奏 (3) 新春大抽選会</p> <p>5 配布物 (1) 「成人の日の集い」実行委員作成の記念誌 (2) 企業協賛品（オリジナルマグカップ）</p> <p>6 新成人参加者数及び参加状況</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">【対象者数】</th> <th style="text-align: center;">【参加者数】</th> <th style="text-align: center;">【参加率】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年</td> <td style="text-align: center;">6,319人</td> <td style="text-align: center;">3,710人</td> <td style="text-align: center;">58.71%</td> </tr> <tr> <td>平成28年</td> <td style="text-align: center;">6,159人</td> <td style="text-align: center;">3,557人</td> <td style="text-align: center;">57.75%</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td style="text-align: center;">6,401人</td> <td style="text-align: center;">3,946人</td> <td style="text-align: center;">61.65%</td> </tr> <tr> <td>平成26年</td> <td style="text-align: center;">6,022人</td> <td style="text-align: center;">3,615人</td> <td style="text-align: center;">60.03%</td> </tr> <tr> <td>平成25年</td> <td style="text-align: center;">5,989人</td> <td style="text-align: center;">3,360人</td> <td style="text-align: center;">56.10%</td> </tr> </tbody> </table>		【対象者数】	【参加者数】	【参加率】	平成29年	6,319人	3,710人	58.71%	平成28年	6,159人	3,557人	57.75%	平成27年	6,401人	3,946人	61.65%	平成26年	6,022人	3,615人	60.03%	平成25年	5,989人	3,360人	56.10%
	【対象者数】	【参加者数】	【参加率】																						
平成29年	6,319人	3,710人	58.71%																						
平成28年	6,159人	3,557人	57.75%																						
平成27年	6,401人	3,946人	61.65%																						
平成26年	6,022人	3,615人	60.03%																						
平成25年	5,989人	3,360人	56.10%																						
今後の方針																									

教育委員会情報連絡

平成29年2月21日

件名	平成28年度「あだち子ども将棋大会」の実施結果について																																																																													
所管部課名	子ども家庭部 青少年課																																																																													
内 容	1 日時	平成29年1月28日(土) 8:30~12:20																																																																												
	2 会場	足立区立千寿本町小学校体育館																																																																												
	3 対戦方法	3人1組による団体戦 予選2試合の成績により4つのトーナメントを実施																																																																												
	4 対象・参加者数	小学生・28校 63チーム 183人																																																																												
	5 運営方法	予選・トーナメント及び指導対局については、公益社団法人 日本将棋連盟派遣のプロ棋士、指導棋士等による審判・指導により実施																																																																												
	6 対戦結果	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">トーナメント</th> <th style="width: 20%;">王将</th> <th style="width: 20%;">飛車</th> <th style="width: 20%;">角行</th> <th style="width: 20%;">金将</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優勝</td> <td>亀田</td> <td>足立入谷A</td> <td>淵江C</td> <td>足立B</td> </tr> <tr> <td>準優勝</td> <td>淵江A</td> <td>千寿B</td> <td>淵江B</td> <td>千寿常東</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3位</td> <td>竹の塚A</td> <td>梅島A</td> <td>青井</td> <td>西新井E</td> </tr> <tr> <td>古千谷</td> <td>平野</td> <td>鹿浜第一A</td> <td>西新井C</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第5位</td> <td>栗原北A</td> <td>梅島B</td> <td>西新井A</td> <td>西伊興B</td> </tr> <tr> <td>千寿第八A</td> <td>千寿双葉A</td> <td>淵江D</td> <td>西新井B</td> </tr> <tr> <td>大谷田B</td> <td>島根D</td> <td>栗原北B</td> <td>東綾瀬A</td> </tr> <tr> <td>東伊興</td> <td>本木</td> <td>梅島C</td> <td>東栗原A</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">第9位</td> <td>鹿浜第一B</td> <td>淵江E</td> <td>足立E</td> <td>島根F</td> </tr> <tr> <td>千寿本町A</td> <td>足立入谷B</td> <td>東綾瀬B</td> <td>足立A</td> </tr> <tr> <td>加平</td> <td>大谷田A</td> <td>竹の塚C</td> <td>島根E</td> </tr> <tr> <td>北鹿浜A</td> <td>千寿本町C</td> <td>島根B</td> <td>東栗原B</td> </tr> <tr> <td>島根A</td> <td>千寿第八B</td> <td>足立C</td> <td>伊興</td> </tr> <tr> <td>竹の塚B</td> <td>西新井D</td> <td>北鹿浜B</td> <td>島根C</td> </tr> <tr> <td>西伊興A</td> <td>中島根</td> <td>足立D</td> <td>西新井F</td> </tr> <tr> <td>竹の塚D</td> <td>千寿A</td> <td>千寿本町B</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">※王将トーナメント → 予選2勝(〇〇)チーム 飛車トーナメント → 予選1勝1敗(〇×)チーム 角行トーナメント → 予選1勝1敗(×〇)チーム 金将トーナメント → 予選2敗(××)チーム</p>			トーナメント	王将	飛車	角行	金将	優勝	亀田	足立入谷A	淵江C	足立B	準優勝	淵江A	千寿B	淵江B	千寿常東	第3位	竹の塚A	梅島A	青井	西新井E	古千谷	平野	鹿浜第一A	西新井C	第5位	栗原北A	梅島B	西新井A	西伊興B	千寿第八A	千寿双葉A	淵江D	西新井B	大谷田B	島根D	栗原北B	東綾瀬A	東伊興	本木	梅島C	東栗原A	第9位	鹿浜第一B	淵江E	足立E	島根F	千寿本町A	足立入谷B	東綾瀬B	足立A	加平	大谷田A	竹の塚C	島根E	北鹿浜A	千寿本町C	島根B	東栗原B	島根A	千寿第八B	足立C	伊興	竹の塚B	西新井D	北鹿浜B	島根C	西伊興A	中島根	足立D	西新井F	竹の塚D	千寿A	千寿本町B	
	トーナメント	王将	飛車	角行	金将																																																																									
	優勝	亀田	足立入谷A	淵江C	足立B																																																																									
	準優勝	淵江A	千寿B	淵江B	千寿常東																																																																									
	第3位	竹の塚A	梅島A	青井	西新井E																																																																									
古千谷		平野	鹿浜第一A	西新井C																																																																										
第5位	栗原北A	梅島B	西新井A	西伊興B																																																																										
	千寿第八A	千寿双葉A	淵江D	西新井B																																																																										
	大谷田B	島根D	栗原北B	東綾瀬A																																																																										
	東伊興	本木	梅島C	東栗原A																																																																										
第9位	鹿浜第一B	淵江E	足立E	島根F																																																																										
	千寿本町A	足立入谷B	東綾瀬B	足立A																																																																										
	加平	大谷田A	竹の塚C	島根E																																																																										
	北鹿浜A	千寿本町C	島根B	東栗原B																																																																										
	島根A	千寿第八B	足立C	伊興																																																																										
	竹の塚B	西新井D	北鹿浜B	島根C																																																																										
	西伊興A	中島根	足立D	西新井F																																																																										
	竹の塚D	千寿A	千寿本町B																																																																											
今後の方針																																																																														

教育委員会情報連絡 事業実施報告（1月）

青少年課

行事名	実施日	会場	参加者数
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（9回）	新田地域学習 センター他	37人
	毎週水・土曜日（6回）	東京未来大 福祉保育専門学校	5人
	第1・3土曜日（2回）	神明住区センター	9人
サイエンスラボ スペース シュミレーターコース	7日（土）	ギャラクシティ	8人
ジュニアリーダースーパー研修会	8日（日）	ギャラクシティ	5人
	15日（日）		24人
成人の日の集い	9日（月）	東京武道館	3,710人
サイエンスラボ ホット講座	14日（土）	ギャラクシティ	9人
サイエンスラボ 星空観察講座	14日（土）	ギャラクシティ	8人
Gユニワークショップ	14日（土）	ギャラクシティ	10人
	22日（日）		8人
サイエンスラボ 科学ブロックくらぶ	15日（日）	ギャラクシティ	8人
	22日（日）		10人
ギター講座	15日（日）	ギャラクシティ	6人
紙芝居講座	17日（火）	ギャラクシティ	15人
講師助手講座	23日（月）	ギャラクシティ	7人
レクリエーション講座	26日（木）	ギャラクシティ	4人
キャンプ講座	27日（金）	ギャラクシティ	5人
プラネタリウム投映	28日（土）	ギャラクシティ	237人
あだち子ども将棋大会	28日（土）	千寿本町小学校	183人

教育委員会情報連絡 事業実施報告・予定（2月）

青少年課

行事名	実施日	会場	参加予定者数
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（9回）	新田地域学習 センター他	40人
	毎週水・土曜日（8回）	東京未来大 福祉保育専門学校	10人
	第1・3土曜日（2回）	神明住区センター	10人
サイエンスラボ スペース シュミレーターコース	4日（土）済	ギャラクシティ	6人
ジュニアリーダー研修会	5日（日）済	ギャラクシティ	27人
講師助手講座	6日（月）済	ギャラクシティ	5人
レクリエーション講座	9日（木）	ギャラクシティ	5人
アートボランティア講座	10日（金）	学びピア	10人
Gユニワークショップ	11日（土） 19日（日）	ギャラクシティ	各10人
あだち日曜教室	12日（日）	ギャラクシティ	50人
あそびのフリマ	18日（土）	アリオ西新井	200人
サイエンスラボ 星空観察講座	18日（土）	ギャラクシティ	10人
サイエンスラボ 科学ブロックくらぶ	19日（日） 26日（日）	ギャラクシティ	各10人
ギター講座	19日（日）	ギャラクシティ	5人
紙芝居講座	21日（火）	ギャラクシティ	10人
キャンプ講座	24日（金）	ギャラクシティ	5人
サイエンスラボ ロボット講座	25日（土）	ギャラクシティ	10人
プラネタリウム投映	25日（土）	ギャラクシティ	200人

行事实施結果（1月1日～1月31日）

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

日時	行事名	時間	会場	主催別	参加人数
1/11 (水)	放課後子ども教室体験プログラム 「将棋」	15:00～16:30	西新井小学校	主催	36名
1/11、1/25 毎 (水)	放課後子ども教室体験プログラム 「算・数検、漢検の勉強をしよう！」	14:30～15:30	千寿双葉小学校	主催	1/11 10名 1/25 10名
1/13 (金)	放課後子ども教室体験プログラム 「ビブリオバトルを楽しもう！」	15:00～15:30	千寿第八小学校	主催	11名
1/16 (月)	小学校アウトリーチコンサート	① 9:40～10:25 ② 10:45～11:30	弘道小学校	主催	47名
1/19 (木)	小学校アウトリーチコンサート	① 9:35～10:20 ② 10:40～11:25	西新井第一小学校	主催	59名
1/23 (月)	小学校アウトリーチコンサート	① 9:25～10:10 ② 10:45～11:30	保木間小学校	主催	50名
1/25 (水)	プリランテ 新春コンサート 和楽器とともに	14:00～16:00	西新井文化ホール	共催	500名
1/25 (水)	放課後子ども教室体験プログラム 「ミニコンサート&楽器体験」	14:30～15:30	東栗原小学校	主催	47名
1/27 (金)	あだちアートリンクカフェ公開講座 ～呼吸を感じて豊かな『声』を実感しま しょう～	18:30～20:00	生涯学習センター	主催	92名
1/28 (土)	あだちウエルネスカレッジ Vol.8 ～トップアスリートのコンディショ ンづくりをウエルネスにいかす～	10:00～12:00	生涯学習センター	主催	49名
1/28 (土)	歓喜の演 Vol.15 狂言 ～遊びをせんとやPART9～	14:00～16:00	西新井文化ホール	共催	500名
1/28 2/11、2/25 3/11、3/18 各 (土)	足立ジュニア吹奏楽団 「プラスキッズ」 ※定期演奏会出演日 3/19(日)14:00～16:00	10:00～12:00	島根小学校 西新井文化ホール	共催	1/28 17名
1/28 (土)	足立ジュニア吹奏楽団 練習見学会	10:00～11:00	島根小学校	共催	4名

行事实施予定 (2月1日～2月28日)

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

日時	行事名	時間	会場	主催別	参加予定人数
2/1 (水)	足立ジュニア吹奏楽団 練習見学会	18:00～19:00	島根小学校	共催	5名
2/3 (金)	小学校アウトリーチコンサート	① 9:20～10:05 ② 10:20～11:05	花畑小学校	主催	47名
2/4 (土)	スポーツ指導者スキルアップ講習会 ～スポーツする人・支える人のスポーツ クリニック～	10:00～12:00	生涯学習センター	主催	60名
2/4 (土)	足立ジュニア吹奏楽団 楽団説明会	15:00～16:00	島根小学校	共催	10名
2/8 (水)	放課後こども教室 「新任スタッフ安全管理講習会」	10:00～11:30	生涯学習センター	主催	30名
2/8 (水)	放課後子ども教室体験プログラム 「ミニコンサート&楽器体験」	14:30～15:30	島根小学校	主催	30名
2/8 (水)	放課後子ども教室体験プログラム 「将棋」	15:00～16:30	西新井小学校	主催	48名
2/9 (木)	体験プログラム 読み語りキャラバン in 鹿浜こども園	14:00～14:40	鹿浜こども園	主催	50名
1/28 2/11、2/25 3/11、3/18 各 (土)	足立ジュニア吹奏楽団 「プラスキッズ」 ※定期演奏会出演日 3/19(日)14:00～16:00	10:00～12:00	島根小学校 西新井文化ホール	共催	各 20名
2/19 (日)	コンサート in ミュージアム わたなべ音楽堂<ベルネザール> ～JAZZ が奏でる愛のメモリー～	14:00～15:15	わたなべ音楽堂 <ベルネザール>	主催	50名
2/22 (水)	放課後子ども教室体験プログラム 「ミニコンサート&楽器体験」	15:00～16:00	亀田小学校	主催	30名
2/24 (金)	小学校アウトリーチコンサート	③ 9:35～10:20 ④ 10:40～11:25	千寿本町小学校	主催	150名
2/25 (土)	足立ジュニア吹奏楽団派遣演奏 島根小学校 もちつき大会	9:50～10:20	島根小学校	共催	300名
2/28、3/7 各 (火)	「子ども学講座」(楽しい孫育て応援編) ～乳幼児期の発達段階の理解と対応～	10:00～12:00	生涯学習センター	主催	60名

平成 29 年 第 2 回
教育委員会定例会
別冊資料

平成 29 年 2 月 21 日

第 11 号議案の議案書、議案説明資料（この冊子）は、委員会終了後、回収させていただきます。

机の上に置いたまま、ご退室ください。

第 1 1 号議案

足立区青少年委員の委嘱について
上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区教育委員会 教育長 定 野 司

足立区青少年委員の委嘱について
足立区青少年委員を下記のとおり委嘱する。

記

1 被委嘱者

氏 名	〒	住 所	学区域	地区対
もり ゆみ 森 由美			花畑小	保塚

2 委嘱期間 平成 2 9 年 2 月 2 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

足立区青少年委員に関する規則第 3 条の規定に基づき、足立区青少年委員を委嘱する必要があるため、この案を提出いたします。

第 1 1 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 9 年 2 月 2 1 日

件 名	足立区青少年委員の委嘱について
所管部課名	子ども家庭部 青少年課
内 容	<p>1 提案理由 平成 2 8 年 4 月 1 日より欠員となっていた花畑小学校区域の青少年委員について、青少年対策保塚地区委員会から推薦があったので、足立区青少年委員に関する規則の規定に基づき、足立区青少年委員を委嘱する。</p> <p>2 被委嘱者 森 由美(もり ゆみ)</p> <p>3 委嘱期間 平成 2 9 年 2 月 2 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで</p> <p>4 経歴等 平成 2 8 年度より花畑小学校 P T A 副会長を務め、青少年対策保塚地区委員会の主催事業にも実行委員として携わっている。また、花畑小学校開かれた学校づくり協議会委員としても活動するなど、学校活動、青少年の健全育成に熱心に取り組み、地域及び学校との繋がりが深い人物である。</p>
今後の方針	議決後、速やかに委嘱状を交付するとともに、円滑に職務を遂行できるよう、指導、助言を行っていく。

平成28・29年度 足立区青少年委員名簿

平成29年2月21日現在

No.	ブロック	名前	ふりがな	担当校	地区対
1	1	豊住 いずみ	とよすみ いずみ	千寿常東小	常東
2	1	高橋 雅代	たかはし まさよ	千寿桜堤中	常東
3	1	米持 昭治	よねもち あきはる	千寿第八小	常東
4	1	石鍋 安司	いしなべ やすし	第一中	第三
5	1	稲垣 まゆみ	いながき まゆみ	千寿桜小	第三
6	1	宮崎 保子	みやざき やすこ	千寿小	第三
7	1	今井 しづ江	いまい しづえ	千寿本町小	第四
8	1	北島 一弘	きたじま かずひろ	千寿青葉中	第五
9	1	吉川 和宏	よしかわ かずひろ	千寿双葉小	第五
10	2	下川 佐智子	しもかわ さちこ	宮城小	江南
11	2	吉川 喜代美	よしかわ きよみ	江南中	江南
12	2	矢口 悦道	やぐち よしみち	江北小	第十三
13	2	伊木 恒子	いき つねこ	高野小	第十三
14	2	日高 佐和子	ひだか さわこ	上野田中	第十三
15	2	遠藤 滋子	えんどう しげこ	扇小	第十三
16	2	橋本 博子	はしもと ひろこ	江北中	第十三
17	3	高橋 真佐子	たかはし まさこ	興本小	興本
18	3	田中 実	たなか みのる	本本小	興本
19	3	竹田 啓彦	たけだ けいひこ	寺地小	興本
20	3	藤田 義之	ふじた よしゆき	第六中	興本
21	3	木島 俊江	きじま としえ	扇中	興本
22	3	丸山 昌子	まるやま まさこ	西新井小	西新井
23	3	石鍋 浩	いしなべ ひろし	西新井第一小	西新井
24	3	浅野 成美	あさの なるみ	第五中	西新井
25	4	川下 勝利	かわしも かつとし	関原小	第七
26	4	小張 悦子	こばり えつこ	第七中	第七
27	4	塚本 孝子	つかもと たかこ	栗原小	西新井
28	4	山本 孝志	やまもと たかし	梅島小	第十
29	4	鈴木 昌友	すずき まさとも	梅島第二小	第十
30	4	小山 克彦	こやま かつひこ	龜田小	第十
31	4	遊馬 正子	ゆうま まさこ	第九中	第十
32	4	小畠 恵子	こはた けいこ	第十中	第十一
33	4	田平 孝彦	たひら たかひこ	梅島第一小	第十一
34	4	石鍋 明光	いしなべ あきみつ	島根小	第十一
35	5	吉澤 正幸	よしざわ まさゆき	足立小	中央南
36	5	小沼 久美子	おぬま くみこ	弥生小	中央南
37	5	多島 三好	たじま みよし	第四中	中央南
38	5	砂田 健二	すなだ けんじ	弘道小	弘道
39	5	佐藤 健二	さとう けんじ	弘道第一小	弘道
40	5	前島 政章	まえじま まさあき	第十一中	弘道
41	6	関本 義則	せきもと よしのり	綾瀬小	綾瀬
42	6	佐藤 文孝	さとう ふみだか	東加平小	綾瀬
43	6	岡村 佳子	おかむら けいこ	東瀬江小	綾瀬
44	6	菱沼 政弘	ひしぬま まさひろ	北三谷小	綾瀬
45	6	高橋 将郎	たかはし まさお	東綾瀬小	綾瀬
46	6	大塚 洋二	おおつか ようじ	東綾瀬中	綾瀬
47	6	佐宗 良哉	さそう よしや	浦原中	綾瀬
48	6	三枝 孝次	みえだ たかつく	大谷田小	中川
49	6	下島 利代	しもじま としよ	長門小	中川
50	7	岡本 勝利	おかもと かつとし	中川小	佐野
51	7	金子 一	かねこ はじめ	中川東小	佐野
52	7	小林 保彦	こばやし やすひこ	中川北小	佐野
53	7	佐藤根 隆	さとね たかし	第十二中	佐野

No.	ブロック	名前	ふりがな	担当校	地区対
54	7	木村 佳代	きむら かよ	谷中中	佐野
55	7	山田 直美	やまだ なおみ	辰沼小	神明
56	7	白井 純子	しろい じゅんこ	六木小	神明
57	7	菊地 聡	きくち さとし	第十三中	神明
58	8	関根 裕子	せきね ゆうこ	青井小	中央
59	8	小宮 邦夫	こみや くにお	青井中	中央
60	8	平田 丈雄	ひらた だけお	栗島中	中央
61	8	杉村 吉紀	すぎむら よしき	加平小	保塚
62	8	澁谷 義光	しぶや よしみつ	栗島小	中央
63	8	嶋田 健一	しまだ けんいち	東栗原小	保塚
64	8	鈴木 奏子	すずき かなこ	平野小	保塚
65	8	速水 雅彦	はやみず まさひこ	東栗原中	保塚
66	9	森 由美	もり ゆみ	花畑小	保塚
67	9	中里 史朗	なかさと しろう	花畑小	保塚
68	9	眞田 敏子	さなだ としこ	花畑中	保塚
69	9	遠山 辰雄	とおよま たつお	花畑第一小	花畑
70	9	古川 美奈子	ふるかわ みなこ	花畑西小	花畑
71	9	上田 美根	うえた みね	花畑中	花畑
72	9	仲崎 弘子	なかざき ひろこ	花畑北中	花畑
73	9	芦川 珠美	あしかわ たまみ	桜花小	花畑
74	10	武田 伸一	たけだ しんいち	中島根小	第十一
75	10	芦川 直子	あしかわ なおこ	六月中	竹の塚
76	10	大西 るり子	おおにし るりこ	洲江小	竹の塚
77	10	飯島 伸明	いひじま のぶあき	洲江第一小	竹の塚
78	10	吉田 雅子	よしだ まさこ	洲江中	竹の塚
79	10	橋本 美津江	はしもと みつえ	西保木間小	竹の塚
80	10	吉澤 たち子	よしざわ たちこ	竹の塚中	竹の塚
81	10	栗原 まり子	くりはら まりこ	保木間小	竹の塚
82	10	人見 眞吾	ひとみ しんご	竹の塚小	竹の塚
83	11	森岡 裕子	もりおか ひろこ	西新井第二小	西新井
84	11	土岐 理恵	とぎ りえ	西新井中	西新井
85	11	北島 文江	きたじま ふみえ	西伊興小	伊興
86	11	渡辺 広一	わたなべ ひろかず	東伊興小	伊興
87	11	加藤 清典	かとう きよのり	栗原北小	伊興
88	11	島上 有紀	しまかみ ゆき	第十四中	伊興
89	11	磯 洋一	いそ よういち	伊興小	伊興
90	11	酒井 廣	さかい ひろし	伊興中	伊興
91	12	横山 良和	よこやま よしかず	鹿浜五色桜小	鹿浜
92	12	原田 勉	はらだ つとむ	鹿浜第一小	鹿浜
93	12	福藤 恭司	ふくとう きょうじ	鹿浜西小	鹿浜
94	12	渡邊 淳子	わたなべ じゅんこ	北鹿浜小	鹿浜
95	12	浅香 一浩	あさか かずひろ	皿沼小	鹿浜
96	12	松崎 顕治	まつざき けんじ	鹿浜菜の花中	鹿浜
97	12	船橋 由美子	ふなはし ゆみこ	加賀中	鹿浜
98	12	笠原 昌俊	かさはら まさとし	新田小	新田
99	12	諏訪 法和	すわ のりかず	新田中	新田
100	13	館山 晴美	たてやま はるみ	舎人小	舎人
101	13	清野 美貴	せいのみき	足立入谷小	舎人
102	13	緑川 勝彦	みどりかわ かつひこ	古千谷小	舎人
103	13	丸岡 朋子	まるおか ともこ	入谷中	舎人
104	13	小田川 利幸	おだかわ としゆき	舎人第一小	舎人
105	13	杉村 暢之	すぎむら のぶゆき	入谷南中	舎人



足立区教育・保育の質ガイドライン

Ver001

子どもたちの未来のために



足立区

足立区教育委員会
平成29年3月



子どもたちの未来のために

平成 28 年 2 月、足立区総合教育会議において、これからを生き、将来、社会の担い手となる子どもたちをどのように育て上げるかという、足立区の教育に関する基本的な姿勢を示した「足立区教育大綱」を策定しました。その基本理念は、「夢や希望を信じて生き抜く人づくり」であり、迷いや困難に直面してもそれを乗り越え、自ら信じる夢や希望に向かって、たくましく生きて欲しいという思いが込められています。

一方、ノーベル賞学者のヘックマンをはじめ多くの経済学者は、幼児教育・保育への投資が子どもたちの将来の利益、不利益を大きく左右すると述べています。しかし、「図表でみる OECD インジケータ（2016 年版）」によれば、日本における就学前段階の教育支出に占める公的支出の割合は 44%であり、これは OECD 加盟国でも最も低く、OECD 平均の 83% を大きく下回っています。

そんな中、平成 27 年 4 月、「子ども・子育て支援法」による新制度がスタートしました。新制度の目的は保育の量的拡大・確保ばかりでなく、質の高い幼児期の教育・保育の提供にあります。

そして、平成 29 年 3 月、幼稚園教育要領、保育所保育指針が改訂され、その中で「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明記されることになりました（P24～26参照）。

もちろん、これらは義務教育を前倒ししようとするものではありません。幼児期に「社会情動的スキル」や「学びに向かう力」をしっかりと育むことが、眼下の「小一プロブレム」を解消し、小学校、中学、高校、大学、さらには社会に至るまで、子どもたちの生涯にわたる「学び」を支えることになるのです。

したがって、「幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の姿」は、幼稚園や保育所ばかりでなく、小規模保育施設、家庭的保育事業者や認証保育所等各種保育施設のほか、家庭や地域でも同じだということを忘れてはなりません。

足立区では、平成 23 年、幼稚園、保育所を教育委員会に編入し、0歳から 15 歳までの 15 年間を見通した幼児教育・保育の充実に努めてまいりました。本ガイドラインも、「意欲創造プロジェクト」、「5歳児プログラム」や「幼保小連携事業」等で培った知見をもとに、現場や専門家のご意見をいただきながら、新幼稚園教育要領、新保育所保育指針に沿って構築したものです。

たくましく生き抜く力の源は、自ら学び、自らの成長を実感することにあります。本ガイドラインによって、幼児教育・保育の質が一層向上し、子どもたちが「遊び」を中心とした豊富な生活体験を通じて、学びの基礎をしっかりと身に付けることができるよう、関係各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

平成 29 年 3 月
足立区教育委員会
教育長 定野 司

目次

1	ガイドライン策定の趣旨	1 ページ
2	ガイドラインの位置づけ	2 ページ
3	足立区の考える教育・保育の概要	3 ページ
4	ガイドラインの活用方法	3 ページ
5	教育・保育の質のための区の取り組み	
	（1）指導検査	6 ページ
	（2）実地調査（巡回訪問）	6 ページ
	（3）職員育成	6 ページ
6	教育・保育の質のための各施設の取り組み	
	（1）子どもの権利の尊重	7 ページ
	（2）保育者に求められる資質	10 ページ
	①施設長の資質 ②保育者の資質 ③保育者の自己評価	
	（3）施設の運営体制	13 ページ
	（4）教育・保育	15 ページ
	①教育・保育計画 ②環境 ③愛着形成 ④教育・保育のポイント	
	⑤食育 ⑥健康・安全 ⑦幼保小連携	
	（5）支援や特別な配慮を要する乳幼児への対応	42 ページ
	（6）保護者、家庭及び地域と連携した子育て支援	44 ページ
7	保育事業者選定にあたっての区の取り組み	
	（1）事業者選定に関する取り組み	45 ページ
	（2）事業者決定後の取り組み	45 ページ
	（3）事業者開設後の取り組み	45 ページ

■□■ 策定：改訂記録 ■□■

平成29年3月 教育・保育の質ガイドラインの策定

1 ガイドライン策定の趣旨

平成27年4月に教育や保育、地域の子育て支援の「量」の拡充や「質」の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。足立区でも「足立区子ども・子育て支援事業計画」を策定して、教育・保育の「量」の拡充や「質」の向上に取り組んでおります。

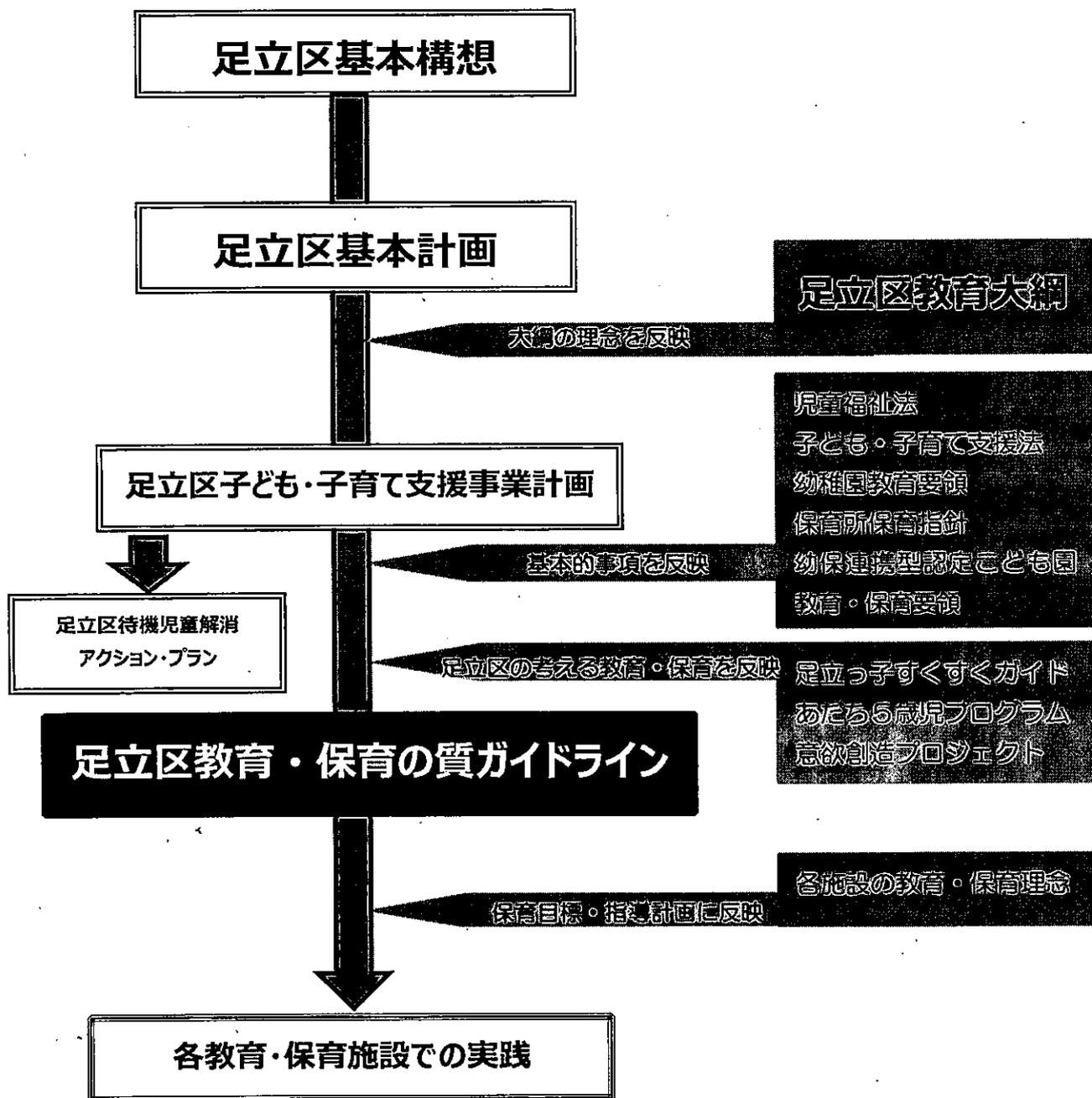
「量」の拡充については、待機児解消や多様化する教育・保育ニーズに的確に対応するため、「足立区待機児童解消アクション・プラン」を策定し、各地域の状況等を分析したうえで施設整備や利用者支援等の取り組みを行っています。同プランの計画を確実に実現し、区ではバランスのよい施設整備を行うとともに、整備に不可欠な保育人材の確保を支援して、待機児童解消を目指しています。またこのプランに基づき、社会福祉法人や株式会社をはじめさまざまな保育事業者が認可保育所、小規模保育施設、家庭的保育事業者（保育ママ）や東京都認証保育所等を設置し、利用者の多様な保育ニーズに対応しています。

こうした「量」の拡充により新規施設が増加している中で、足立区の考える「子どもを真ん中にして、保護者と教育・保育施設と区が手つなぎをした教育・保育」を実現していくためには、「質」の確保・向上にしっかり取り組んでいく必要があります。そのため、足立区では、有識者を交えた「検討委員会」により議論を重ねて、児童福祉法、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等の守るべき基本的事項に、足立区が考える「愛着形成を基盤とする自己肯定感を培う子どもの育ち」を実現するための取り組み（P3参照）をあわせて一冊のガイドラインとして策定しました。子ども・子育て支援制度下における足立区の教育・保育の指針を示し、各教育・保育施設が実践することで、子どもたちが区内のどの教育・保育施設に通っていても一定レベルの教育・保育を受けることができる「質」の確保・向上を目指します。

また、本ガイドラインは、区の指針と共に具体的な確認項目をチェックボックス形式で掲げており、各教育・保育施設の守るべき基準としてだけでなく、教育・保育にかかわるすべての職員の自己評価にも活用していきます。

2 ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、国が定める幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型こども園教育・保育要領に基づき、区の考える「子どもを真ん中にして、保護者と教育・保育施設と区が手つなぎをした教育・保育」を実施するため、区内の全ての教育・保育施設がまもるべき教育・保育の基準として定めたものです。



3 足立区を考える教育・保育の概要

「足立区子ども・子育て支援事業計画」では、「夢や希望を信じて生き抜く人づくり」を基本理念としています。この理念には、迷いや困難に直面してもそれを乗り越え、自ら信じる夢や希望に向かっていけるたくましさを持って生きて欲しいという思いが込められています。

“これからを生き、将来、社会の担い手となる子どもたちをどのように育てあげるか”ととりわけ、乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。このため、足立区では教育・保育の指導書として「足立っ子すくすくガイド」を作成し、区内の教育・保育施設に配付しています。また、小学校で学ぶ喜びを味わうための意欲や態度を育むよう、5歳児の教育・保育に焦点を当てた「あだち5歳児プログラム」を作成し周知しています。

公立園においては、意欲創造プロジェクトとして、「意欲」や「創造力」を育む6つの取り組み（愛着形成の確立、読書活動の推進、音楽活動の推進、遊びの環境づくり、食育事業の推進、運動遊びの推進）を実践してきました。

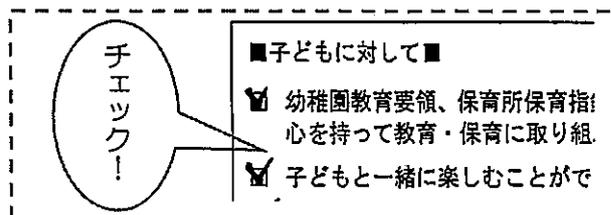
このような取り組みの成果も踏まえて、足立区が考える教育・保育の根幹は、子どもの人権を尊重した愛着形成の確立により自己肯定感を培うことにあります（特に0～2歳児では特定の保育者が応答的にかかわる担当制保育（※）の実践によって、子どもの中に人に対する信頼感が芽生え保育者との間に情緒的な絆が形成され愛着関係へと発展します（※担当制保育P21・22⇒『One Point!』参照）。

愛着形成を基盤に、乳幼児期には身近な大人たちからの深い愛情、様々な出会い、かかわりあいを通じて、子どもたちが自己肯定感を培い「育つ」素地をつくります。その上で、主体的に遊ぶことや自分の力を十分に発揮し満足感を味わう体験ができるように教育・保育環境を整えて、青少年期での意欲や創造力等の自立する力を培う「学ぶ」、さらに成人期での学びの成果を社会や地域に還元する「支える」へとつなげていくことが大切であると考えています。

『発達之道すじ』のイメージは次ページへ

4 ガイドラインの活用方法

本ガイドラインはチェックボックス形式で確認項目を掲げており、自身の保育が本ガイドラインに沿っているのかチェックできる仕組みになっています。保育者は自身の教育・保育に悩んだときや翌日、翌月の保育を考えるとときだけでなく、年間の教育・保育のまとめにむけての自己評価に活用してください。また、施設長は施設運営の管理ならびに園評価のためにお役立てください。



人との信頼関係を築き、自己肯定感を培う道すじ

乳幼児期は、身近な大人たちからの深い愛情、様々な出会い、かかわりあいを通して自己肯定感を培う

育ちの姿

いつも世話をしてくれる人に特別な反応をする。(泣き止む・よく笑う・喃語(注)を発するなど)



他の子どものしぐさや行動を真似たり、同じものを欲しがったりする。保育者の姿を確認しながら遊ぶ。



「自分で」「いや」と強く自己主張することが多くなる。思い通りにいかないと泣いたり、かんしゃくを起こしたりする。



人見知りや後追いが始まる。声を出したり、自分の意思や欲求を喃語(注)や身振りで伝えようとする。



6か月未満

『絆の時、愛と信頼の芽生え』

6か月以上から1歳3か月未満

『おすわり、はいはい たっち、あんよ、世界が広がる』

1歳3か月以上から2歳未満

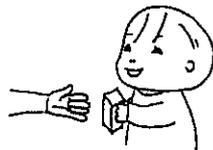
『興味しんしん 何でもやってみたい』

2歳

『自分で じぶんで やりたいよ』

人とのかかわり

泣くことで表す生理的な欲求や不快に、優しい言葉と行動で応える。
「お腹すいたね」
「ねむくなったね」



泣く、拒否する等感情的に混乱している時は、保育者がしっかりと抱きしめ「こうして欲しかったのね」と言葉に出し、気持ちを汲み取った対応をする。



(注) 喃語

乳児(1歳に満たない子ども)が発する愛らしい声、言葉になる前の声。

子どもの言葉にならない仕草や表情を見逃さず、言葉や優しい表情で応える。「ちょうだい」「どうぞ」等のやり取りのある遊びを楽しむ。

自己主張を強く表す時は、焦らずゆとりを持って丁寧にかかわる。自分でやりたい気持ちを受け止め「早くしなさい」とせきたてたり、すぐに援助したりしない。

育ちの姿

自分を「ぼく」「わたし」と言い、自分と家族、友だち、保育者との関係がわかり始める。保育者が仲立ちとなって、友だちと一緒に遊ぶ。



保育者や友だちとの関係の中で、生活や遊びを楽しむ。
良い・悪いの判断をして行動できる。また、簡単なルールを作り出し、きまりを守る。

自分と他人との区別がはっきりする。子ども同士のつながりが深まる中で競争心も生まれ、けんかも多くなる。



遊びや自分の役割を最後まで協力してやり遂げる。
友だちに対して一緒に喜んだり悲しんだりして、思いやりの気持ちを持つ。

3歳

『ちょっとまわりがみえてきた』

4歳

『もっともっと大きくなりたい』

5歳

『育ちあいより頼もしく』

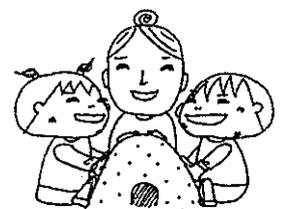
接続期(5歳 小学校1年生)

『心も体も充実
自立・自信につながる時』

人とのかかわり

「かして」「いれて」「じゅんばん」等を保育者が先に言ったり言わせたりせず、子どもが自分から話したり行動したりするのを見守る。

子ども同士のけんかやトラブルは、保育者がすぐに良し悪しを決めるなどの結論を先に出さない。
友だちの良さに気付くような働きかけをする。



他の子と比べるのではなく、一人一人の子どもの良さを見つけ、認めていく。
子どもが失敗した時には、自尊心を傷つけないよう励まし、見守る。

子ども同士が互いの気持ちや発信を受け入れられるように見守ったり、適切なところで助言したりする。
子どもたちが考えるための時間に配慮する。

5 教育・保育の質のための区の実り組み

子ども・子育て支援新制度の施行により、区に指導検査等の権限が付与され、区内の教育・保育施設における教育・保育の質を確保し、向上を図ることは区の責務となりました。そのため、区では、本ガイドラインによる指針及び指導検査基準を示し、これらに沿って適切に指導検査や実地調査（巡回訪問）を実施していきます。また、研修の計画・実施、各施設への必要な情報発信等の支援を行い、区全体の教育・保育の質の確保及び向上を図っていきます。

(1) 指導検査

子どもの安全と適正な施設等の運営を担保し、すべての利用者が施設等を安心して利用できるよう、子ども・子育て支援新制度下の教育・保育施設について指導検査を実施します。指導検査で指摘した事項の改善が認められなかった場合は、特別指導検査を実施し改善指導や改善勧告を行います。検査内容については、根拠法令に基づき、施設の運営状況・保育の状況・適正な会計処理等が遵守されているか、特に教育・保育状況については、足立区の教育・保育の基準を定めた本ガイドラインを活用し重点的に確認していきます。

結果については事業者にも書面をもって通知するほか、教育・保育施設の事業者にも情報提供を行います。また、区のホームページ等を利用して幅広く検査結果を公表していきます。

(2) 実地調査（巡回訪問）

足立区の専門職（保育士・看護師・栄養士等）が定期的に実地調査（巡回訪問）し、一人一人の子どもたちが豊かに育つため、各施設が遵守すべき内容や良質、適切な保育が総合的かつ効率的に提供されるよう具体的な支援を行います。また、指導検査で助言や指摘した事項についても、改善状況が確認できるまで施設等を継続的に訪問し、教育・保育内容を充実させるとともに、施設等に寄り添い良質な運営を支援していきます。

(3) 職員育成

子どもや子育てを取り巻く環境が変化する中で、様々な困難を抱えた家庭や子どもへの支援、関係職種や機関との連携等、教育・保育施設等に求められる対応は多種化・複雑化しています。

また、保育者は子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した教育・保育を行うために、倫理観、人間性並びに保育者としての専門性を高める必要があります。そのためには、足立区は教育・保育施設への必要な情報の発信を行うとともに、園内研修のほか集合研修の企画や推進を強化し、多くの保育者が研修に積極的に参加し、生涯にわたる人格形成や子どもたちの未来のためにも学び合う機会を醸成していきます。また、区が主催する研修のほか都主催の研修等にも参加を促していきます。

6 教育・保育の質のための各施設の取り組み

(1) 子どもの権利の尊重

子どもの人権を守ることは教育・保育の根幹であり、保育者は常に、一人一人の子どもを保育者と同じ一人の人間として、また保育者と同じ人格を持った存在として尊重することを忘れてはなりません。保育者が子どもの人権を尊重して向き合うことが、子どもの自己肯定を育て、青少年期に向けて心も体も、ともにたくましく育つ素地を培うことにつながります。

そのため、保育者は教育・保育という営みが子どもの人権を守るために、法的・制度的に裏づけられていることを認識し、憲法、児童福祉法、児童憲章、児童の権利に関する条約等における子どもの人権等について理解することが必要です。

また、子どもの人権を著しく脅かす行為である虐待の防止、予防についても保育者は常に注意を払う必要があります。そして、個人情報保護を怠ることも人権侵害です。個人情報の適切な取り扱い、紛失・漏えい防止のための取り組みについて、保育者の正しい理解が欠かせません。

■人権の尊重■

- 子どもの権利について職員全体で確認し、十分配慮している
- 保育者の言動は子どもに大きな影響を与えることを常に意識している
- 子どもに対して、一方的な思い込みや偏った見方をしていない
- 子どもの良さを積極的に見つけ、ほめたり、励ましたりしている
- 「何でそんな事ができないの」「片付けない人は遊べません」「また、同じような事をやっている」等の否定的な言動をしていない (P9⇒『One Point!』参照)
- 呼び捨てやあだ名での声かけ、不必要な大きい声、笑い者にするような言葉、無視をする等の行為をしていない
- おむつ交換やトイレでの排泄、着替え、水あそび（プールでの活動含）、健康診断等の際は、全裸で放置されることのないよう配慮し、他者の視線を遮る工夫をしている
- 多様な家庭に対して偏見や差別意識を持っていない
- 子どもの発達や経験の個人差、国籍や文化の違いに配慮している

■虐待等の行為■

- 子どもに対して威圧的、命令的、否定的な言葉づかいをしていない
- 例えば、「今はトイレに行く時間ではない」「今はこのおもちゃで遊ぶ時間です」等、子どもに対して支配的なかわりをしていない (P9⇒『One Point!』参照)
- 食事中に眠くなった子どもを無理に起こして、食べさせていない
- 嫌いな食べ物を無理強いして食べさせていない
- 叩く、押し倒す、つねる、揺さぶる等の体罰をしていない
- 子どもを管理するために体を抑える、腕を引っ張る等をしていない

6 教育・保育の質のための各施設の取り組み

(1) 子どもの権利の尊重

■虐待・ネグレクト等の早期発見■

- 長期欠席の子どもの状況把握をしている
- 受け入れ時や園での生活の中で子どもの様子をチェックしている
(体や衣服が極端に汚れたままである・打撲によるあざや火傷等不自然な傷がある等)
- 子どもの様子で気になることを園長や関係機関に報告している(表情や反応が乏しく、元気がない・給食やおやつをガツガツ食べる・保育者が何気なく手を上げて身構える・身長、体重の著しい増減等)
- 登降園時の保護者の様子や連絡帳から気になることを園長や関係機関に報告している(「叩いてしまった」等の報告・子どもの傷に対しての不自然な説明等)

■プライバシーの保護■

- 個人情報保護について職員全体で確認し、十分配慮している
- 園からの配布物に子どもの名前を安易に載せていない
- 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、家族構成、保護者の職業等の特定の個人を識別できる情報は鍵のかかる場所に保管している
- 園内の廊下、園庭、テラス、窓等が開放された保育室や休憩室、バス、電車等の公共機関、飲食店等で個人が特定できる話をしていない
- 子どもの写真を掲示、使用するときは保護者の許可を得ている

One Point!

『子どもの写真や話題もプライバシーの保護の対象です!』

■写真やビデオの取扱いについて■

- *運動会等の行事や日常の保育の様子を保育者が写真に撮り、保護者の同意なくホームページに掲載することは個人情報を使用したことになり、プライバシーの保護に反することになります。適切な管理が必要です。
- *保護者が他の子どもの情報をSNS(ソーシャルネットワークサービス)等に掲載することも同様です。保護者に周知しましょう。

■余暇の時間■

- *教育や保育の悩みを同僚に話し課題を共有していくことは、教育・保育を進めていく上で大切なことです。しかし飲食店等で話すと周囲の人に聞こえてしまい、子ども個人が特定されなくても施設が特定されることがあります。

One Point!

『こんな伝え方もいいですね☆』

■積み木あそびをしている子ども■

「あと、何個積んだら、お片付けできる？」と子ども自身に終わりを決めさせるのも、一つの方法です。

■靴が履けずにいる子ども■

「お手伝いすることある？」と少しだけ手伝います。履けたら「あ！履けたね。上手に出来たね。」と出来たことを一緒に喜ぶと、子どもの自信につながります。

One Point!

『トイレに行く時間』

生理的な欲求であり、排泄はもよおした時にトイレに行くのが、自然な姿です。しかし、学校生活では授業と授業の間の休み時間にトイレに行くことが求められます。就学に向けて徐々に、子ども自ら生活に見通しを持ち、活動の前にトイレを済ませることができるようにしましょう。

(2) 保育者に求められる資質

①施設長の資質

教育・保育施設の質の向上のためには、施設長(園長)のリーダーシップが欠かせません。施設長(園長)の姿勢によって職員の学ぶ意欲は高められていきます。常に社会の動向への広い視野を持ち、教育・保育施設の質及び保育者の資質(人間性・専門性)向上のための環境を確保することが求められています。

■施設長として■

- 教育・保育の実施と運営上の根拠となる法令及び健康や防災等の関係法令や、教育・保育にかかわる倫理等を正しく理解している
- 施設長自身が管理者としての専門性の向上に努めている
- 地域(足立区)の状況を把握し、区の目指す教育・保育の方針を理解し職員に伝えている
- 職員の自己啓発や意欲向上につながるよう、動機付けや助言をしている
- 保育者の資質向上、保育内容の充実のために計画的に園内研修を実施している
- 教育・保育の様子を観察し、保育者と子どもの状況を共有している

②保育者の資質

保育者は一人一人の子どもの最善の利益を第一に考え、教育・保育を通してその福祉を積極的に増進するように努めなくてはなりません。

また、子どもを取り巻く環境が多様化、複雑化している現在、厳しい課題を抱えた家庭・子どもへの迅速・的確な対応が求められています。

保育者が子どもを愛し、大切に思い、子どもの気持ちを受け止めて柔軟に教育・保育を行うと同時に、保護者支援、多様な課題に対応するためには、専門職として教育・保育の質の向上を図り続けることが大切です。

■子どもに対して■

- 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を十分に理解し向上心を持って教育・保育に取り組んでいる
- 子どもと一緒に楽しむことができ、積極的に教育・保育に従事している
- 子どもの成長発達の道すじを理解し、一人一人に合わせたねらいを持った援助をしている
- 子ども一人一人の状況を把握し、ありのままの姿を受け止め、見通しを持った教育・保育に取り組んでいる
- 子どもが大人や周りの友だちへの信頼感を持って、自分らしさを発揮し行動できるよう援助している

■保護者に対して■

- 保護者の気持ちに寄り添い、子どもの成長と一緒に喜ぶことができる
- 子どもと保護者のおかれた状況を受け止め、保護者とのより良い関係を築き、良好に保つための努力をしている
- 多様な家庭環境にとらわれずに接している

■保育者として■

- 教育・保育の仕事に誇りと責任を持ち、自らの人間性と専門性の向上のために努めている
- 職員間のコミュニケーションを円滑にし、共通理解と協働性を持って行動している
- 自ら行う教育・保育について、子どもの視点に立って自己評価を行い、教育・保育の質を向上しようとしている
- 社会情勢や環境の変化について常に関心を持ち、時代に適した教育・保育実践のための自己研鑽に努めている

One Point!

『公開保育を活用した研修』

教育・保育施設内で、保育者同士が互いの教育・保育を観察し合い、子どもの育ちや環境構成について協議すること（以下 協議会）は、教育・保育力の向上のために有効な方法です。しかし、ただ目的もなく観察をしていても学びにはつながりません。事前の準備が重要です。

〈 保育観察研修のポイント 〉

- *研修のテーマ（何を学びたいのか）を決める。
 - *全保育者が時間を決めて観察できるように体制を整える。
 - *公開するクラスの保育者が話し合って日案（子どもの実態・保育のねらい・予想される子どもの活動・保育者の配慮や援助・環境図等）を作成する。
 - *観察者は研修のテーマを理解して、自分自身のねらいを明確にして観察する。
 - *協議会はできるだけ多くの保育者が参加できる時間帯を利用したり、複数回に分けて協議する機会を持つ等、教育・保育施設の状況に合わせて工夫する。
 - *研修での学びは教育・保育施設としての記録に残すとともに、各保育者が日々の保育に生かしたことも記録として積み重ね、翌日、翌月、翌年の保育に生かすことができる財産としていく。
- ☆充実した研修のためには、事前準備や観察方法の提示、協議会の進行、記録の整理等を円滑に進めるコーディネーターが必要です。施設長はコーディネーターの育成に努めなくてはなりません。

③保育者の自己評価

教育・保育の質の向上のためには、保育者の専門性を高めるための自己評価と、教育・保育内容とその運営について組織的・継続的に評価・検証することが求められています。

保育者自身の自己評価とは、自らの教育・保育が子どもの育ちをとらえていたか、また環境構成や援助は適切であったかを振り返り、次の教育・保育への改善を図り、このことを積み重ねて専門性を向上させるためのものです。同時に保育者個々の実践を支えていくには、職員が共通理解しあえる組織力も欠かせません。

また、教育・保育施設が持つ社会的役割として、地域の実情やニーズに即した教育・保育、運営を行う施設としての評価、改善に取り組むことが求められています。

自己評価の結果を公表し、保護者や地域社会に対して施設として取り組んでいる内容を明らかにすることは、社会的責任を果たすことになるのです。

■保育者の自己評価■

- 教育・保育の計画や記録を通して、実践の振り返りをしている
- 振り返りをもとに、教育・保育の改善を図っている
- 教育・保育実践を互いに見合う等、学び合いの基盤ができています

■教育・保育施設の自己評価■

- 保育者等の自己評価結果に基づいた施設長と職員の話し合いが実施されている
- 利用者（保護者）の意見を聞き、改善に努めている
- 自己評価の結果を書面や保護者会等で公表・説明している
- 第三者評価の定期的受審を計画している

One Point!

『施設の自己評価を具体的に展開していくための方法の例』

■保育者等の個々の実践の振り返りを生かす方法■

保育者等の中で保育経験として蓄積されている知識や情報を自由に出し合います。自らの保育を言語化することで、保育者（個人）としても、施設（組織）としても、改めて課題を確認して、新たな認識や考え方に至ることを促します。

■日誌やビデオ等の記録をもとに多様な視点から振り返る方法■

日々の教育・保育実践の記録を共有、それぞれの保育者が気付いたり感じたりしたことを出し合います。客観的に保育を振り返ることの重要性が認識されるとともに、職員の協働性が高まります。

(3) 施設の運営体制

①保育者の確保

教育・保育の質の向上を図るためには、職員一人一人の資質向上が基本であり、保育者としての職務及び責任の理解と自覚を基盤に、教育・保育実践や研修等を通じて、教育・保育の専門性、職員の協同性を高めることが重要です。

教育・保育の「量」の拡充や「質」の向上を図る中、保育者を確保するためには、新たな人材を育成するだけでなく、保育者の就職促進や就業継続、職場の環境改善、処遇改善が重要であり、これらの対策を一体的に行うためには、雇用管理改善の取り組みを進め、保育者にとって「働きやすい職場」「働きがいのある職場」を作り、魅力ある職場にしていく必要があります。

②保育者の育成

教育・保育施設の円滑な運営のためには、保育者の育成は欠かせません。子どもへの教育・保育方針と同様に、保育者の育成方針を明確にすることは非常に重要です。

さらに、育成方針に沿って、保育者が研修等に参加できるようにするための環境整備も必要です。

教育・保育施設の今後の未来を担う若い保育者の育成は不可欠なことです。育成のポイントは、それぞれの教育・保育理念等によりますが、保育者自身が成長する上で、モチベーションをどのように維持していくか、どのように高めるかも、1つの大きなポイントになります。

③環境整備

教育・保育環境も重要な要素です。適切な広さや設備、必要な備品や遊具・玩具等を整備し充実させ、環境が整えられるように、必要な経費が確保されていなければなりません。

教育・保育施設はこうした人、物、場等が相互に関連し合い、子どもの生活が安定し豊かなものとなるように、計画的に環境を構成し工夫することが大切です。

■施設の運営体制■

- 運営事業者として、熱意と積極性を持ち、教育・保育理念や方針が明確である
- 現場の意見が経営者に届くような組織である
- 職員の雇用条件、就業規則等が明確である
- 職員の安定雇用のための労働条件(給与水準・休暇制度・休憩時間等)が整備されている
- 職員の自己啓発やリフレッシュのための労働環境(人員配置・時間の保障等)が整備されている
- 施設長・主任の経験年数や年齢が適切である
- 職員の経験年数や年齢等について、均衡が取れた組織体制となっている
- 看護師や栄養士等の専門職を適切に配置している

6 教育・保育の質のための各施設の取り組み

(3) 施設の運営体制

- 職員が安定的に就業し、生涯を通じて専門性を向上できるよう、期限の定めのない雇用形態となっている
- 通常業務内において研修やOJT等に参加し、情報交換できるよう計画的に時間を確保し、職員体制を整えている
- 利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じている

(4) 教育・保育**①教育・保育計画**

子どもの主体性を尊重することは教育・保育の基本ですが、それは子どものやりたいことを無計画に好き放題、やりたい放題させることではありません。子どもがたくましく成長するための素地をつくっていくためには、一人一人の育ちを見通し、発達過程に沿って0歳から就学までの教育・保育を系統的に組み立てていく計画性が必要です。

教育・保育施設では養護と教育が一体となり、子どもの生活や遊びを通して相互に関連を持ちながら、総合的に展開されます。このような教育・保育を計画的に進め、教育・保育の質の向上につなげるためには、各教育・保育施設の理念や目標、地域や子どもの実態に合わせて教育・保育の計画を作成し、実践、評価、改善（カリキュラム・マネジメント）を実行していくことが重要です。

■教育課程・保育課程の編成■

- 各教育・保育施設の理念、方針、目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、教育・保育の「ねらい」「内容」が総合的に展開されるよう編成されている
- 作成にあたっては職員が参画し、子どもの発達過程を理解し、人間形成の基礎を養う時期であることを十分に認識して編成されている
- カリキュラム・マネジメントの実施について、教育課程・保育課程をより適切なものに改めていくという姿勢を、全ての保育者が持っている

■指導計画の作成■

- 計画を作成するにあたっては、一人一人の子どもの発達過程や状況、クラスの実態について、職員の共通認識のもとに作成されている
- 子どもの発達や地域の特性をとらえて、長期的な計画（年・期・月）を作成している
- 具体的な日々の生活に即した短期的な計画（週・日）を作成している
- 0・1・2歳児については、一人一人の子どもの発達や家庭環境を踏まえて、個別指導計画を作成している
- 3歳以上児については、個の成長と集団生活での成長を考慮して指導計画を作成している
- 長時間にわたる教育・保育について、子どもの発達過程や生活リズム、心身の状態を十分配慮し、施設内の協力体制や家庭との連携等を指導計画に位置づけている
- 障がいのある子どもについては、一人一人の発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境の下、障がいのある子どもが他の子どもとの生活や遊びを通して共に成長できるよう、指導計画に位置づけている。一人一人に応じた教育・保育を展開するために、家庭や専門機関と連携した支援のための個別計画が作成されている
- 入園時に子どもの個人情報（家庭状況や発育状況等）や要望を把握し、定められた書式に記録している

6 教育・保育の質のための各施設の取り組み

(4) 教育・保育 ①教育・保育計画

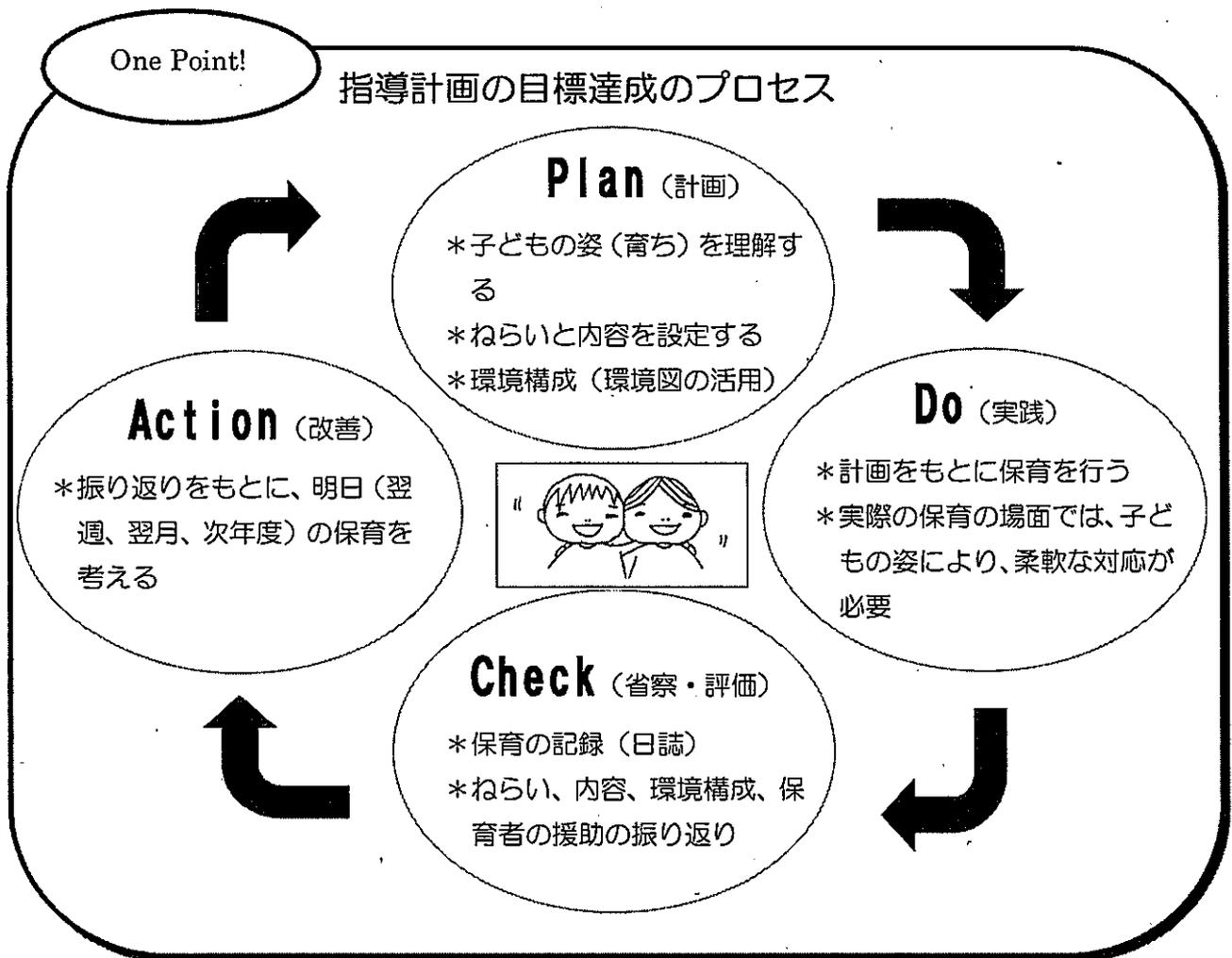
■指導計画の展開■

- 指導計画・園運営に関する記録、子どもに関する個人記録等（保育日誌・指導要録、児童票・保育日誌・園日誌・保健日誌等）があり、子どもの成長や日々の活動、保育の振り返りを記録している
- 記録を踏まえて、指導計画に基づく教育・保育を見直し、改善を図っている
- 一人一人の子どもの発達状況、月や期の目標、教育・保育の実態について職員間で定期的に話し合う機会を設けている
- 教育・保育施設の自己評価や保育者の自己評価等、日ごろの教育・保育を定期的に振り返る機会を設けている

（指導計画のプロセスは、下記『One Point!』参照）

■教育・保育の連続性■

- 小規模保育、家庭的保育から認可園等への進級にあたっては、丁寧な相互連携がとれている就学先となる小学校へ、子どもの育ちを支える資料（幼稚園幼児指導要録・保育所児童保育要録・幼保連携型認定こども園幼児指導要録）を確実に送付し、情報共有を図っている



参
考

保育日誌の様式・記載内容等は、各教育・保育施設で子どもの年齢やクラス編成等に合わせて創意・工夫がされています。保育者の日々の保育の振り返りに役立つための記載方法として、エピソード日誌を紹介します。

※ 4歳児クラス

保 育 日 誌 (幼児)

11月 〇日 △曜日 天候(雨のち曇)		出席 25名 欠席 3名	記録者	園長印
生活・あそび(主な活動・子どもの姿・保育者の配慮等)	登園・観察 F男…月曜日に嘔吐と発熱で降園し医者に診てもらったが、胃腸炎との診断はなく、その後は元気に過ごしていたとのこと。 H子…母親の体調が悪くJの母親と登園する。 I男…18時に父親の迎えとの連絡あり。			
	実施内容と子どもの姿	分析と考察		
	朝の会が終わると、降っていた雨も上がっており、数名の子どもたちが園庭へとかけ出して行く。水たまりに入ったり、三輪車に乗ったりしていたが、三輪車は地面がぬかるみ困難な様子であった。 A男、B子らは裸足で遊んでおり、しばらくすると「冷たい。」と言って足を洗おうとする。すると足洗いでホッとするような様子が伺え、「じゃあ、足湯をしようか。」と提案して、テラス前に足湯ができるようにベンチとタライを用意する。設定されると「私も入る。」と次々と子どもたちが集まり、タライに入ったお湯に足をつける。「あったかい。」「なんか足がジンジンするね。」と会話ははずむ。C子はしばらく温まるとテラスに上がり、軽快に足を動かして「おイッチニー、おイッチニー」とダンス(あるいは体操)をする。また、そのまま園庭にかけ出して行き、しばらくすると小刻みに足を動かしながら「冷たい。」と足湯コーナーにきて温まる…をくり返していた。	<p>〈子どもの姿から〉 朝から雨が降り、肌寒い1日であった。そんなことはおかまいなしと言わんばかりに園庭にかけ出して行く子どもたちにたくましさを感じつつも、「寒いから」と室内を選択する子どももいて、遊びの選択については個々に異なる思いがあることが感じられる。 しかし子どもたちの姿を見る中で、冷たさや温まった時のじんわりした感触、その気持ちの良さ等を感じることができるのは、今の時期ならではの経験であり、それを体感することも良い経験になるのではないかと思った。 C子の行動からは、まさに足が温まることで軽快に動き出し、再度冷たさを感じると温まる…、そうした体感を遊びとして楽しんでいることが十分に伝わってきた。</p> <p>〈保育者の援助から〉 夏の時期に水遊びで心地よさを感じるように、秋のこの時期にお湯を遊びに取り入れられるようにしたことで、子どもの発見や気づき、面白さにつなげることができたと思う。 気温と水温の関係に気付けるように言葉かけをすることで、その因果関係の理解を促す働きかけができたらよかったと思う。</p>		
評価・反省	今日はA男の姿から、思いついたように保育者が提案し、場を作っていく、本児に限らず数名の子どもたちと足湯を楽しんだが、寒さに関係なく園庭を選択して遊んでいた子どもたちにとって、余計なお世話だったのではないかと改めて思うところがある。しかし「ジンジン」と表現した体の温まる感覚を心地よく感じ、友達と共感する姿はほほえましく、季節を意識した。また健康面にも配慮した遊びの場の環境設定について、今後もよく考えて工夫していきたいと思う。			
特記	喫食時間 11:50			

②環境

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、乳幼児の保育（養護と教育）は、「教育・保育施設における環境を通して行うことを特性とする」と示されています。子どもたちは保育者によって適切に整えられた環境のもと、生活や遊びを通して、様々な力（生涯にわたる人格形成の基礎）を身に付けていきます。子どもが主体的に自分の体を使って周囲の環境にかかわり、遊びを展開していくことが何より大切です。

環境は子どもの体験の質・量に大きく影響し、そのことは子どもが獲得する力の質にも影響を与えます。だからこそ、保育者は環境を整えることが重要です。

適切な環境を整えると、子どもは自分で遊びを選び、満足するまで遊ぶことができ、豊かな体験を重ねることができます。子どもが自発的に活動できることで、子どもの気持ちも遊びの場も安定します。その中で保育者は、一人一人の子どもの成長発達、興味・関心を把握し、的確な援助をすることができます。

保育者も子どもにとって重要な環境です。そのことを十分に意識し、自身の言動に配慮して教育・保育を行うことが大切です。

■安心、安全な環境■

- 施設内（保育室・トイレ等）の清掃が行き届いており、玩具等は年齢に応じて適切な消毒が行われている
- 手洗い場、机や椅子等は、子どもの体に合った大きさを調えられている
- 施設内外にかかわらず、死角を作らないよう配慮している
- 月齢や発達に配慮した乳児専用の空間が設けられている等、乳児が安心して生活をおくるための配慮がされている
- 保育室は整理整頓され、雑然としていない

■人的環境■

- 子どもの人権に配慮した対応をしている
- 子どもに対して尊重の気持ちを表している（子どもを公平に扱う 差別をしない 話を真摯に聞く 子どもの望みを理解し叶えようとする 大きな声で呼んだり必要のない言葉をかけたりしない 子どもが目線や表情、言葉で訴えている時に的確に対応している等）
- 特定の保育者が、子どもの発する欲求に応答的に（タイミングよく）かかわっている（0・1・2歳）
- 子どもにとって特定の保育者が安心出来る存在になっている（0・1・2歳）
- 保育者は子どもの言葉にならないしぐさや表情を見逃さないようにしている
- 保育者は子どもの良さを積極的に見つけ、子どもとのやりとりが肯定的である
- 保育者の一方的な思いやルールで子どもにかかわっていない
- 保育者は一緒に体を動かして遊びを楽しんでいる

- 園庭（園庭がない園の場合は近隣公園等）での活動を通して、のびのびと体を動かす楽しさを感じられるようにしている
- 散歩等の活動を通して、自然物とのかかわりや季節の変化への気付きにつながる取り組みがなされている

■物的環境■

- はいはいや、つたい歩きが存分にできる安全な空間がある（0・1歳）
- 一人一人の成長発達を考慮した遊びが準備されている
- 子どもの興味・関心に合わせて好きな遊びができるようにしている
- 友だちと好きな遊びができる空間や、一人でじっくりと遊びを楽しむことができる空間が設定されている
- 保育室の広さや間取りを考慮してコーナーが設定されている
- 子どもが自分で遊びだせるように、子どもの成長に合わせた玩具、絵本、遊具等が、自分で選び手に取れる場所に、適切な量で用意されている
- 遊具や玩具、教材は、子どもが見てわかり、自分で無理なく戻せる環境になっている
- 保育室の動植物や装飾、菜園やプランターの植物等、季節感を取り入れる工夫や、自然とかわることができる取り組みがなされている
- 多様な表現活動が経験できるように、教材や道具（製作に必要なもの・楽器・運動に必要なもの等）が使いやすいように整理され、継続して活動できるよう配慮されている

③愛着形成

保護者や保育者（特定の大人）との間に繰り返し行われる日常的な世話や愛情あふれる触れ合い等を通して築かれる安定した信頼関係（情緒的な絆）が「愛着・アタッチメント」であり、乳幼児の情緒の安定にとってはもちろんのこと、人格の土台を育み、社会性の発達にとってとても重要です。子どもは絆を結んだ大人を安全基地にして、周りの世界に興味を持ってかわり、より良く生きる力を身に付けていきます。

乳幼児期は、月齢が低ければ低いほど生活リズムが異なり、発達個人の差も大きいものです。特定の保育者が子どもの示す様々な行動の意味を理解し、欲求を適切に満たすことで、子ども自身に人への信頼、自分自身への信頼が芽生え、情緒的な絆が形成されます。

保護者に代わって日中の長い時間の教育・保育を担う施設においては、子どもにかかわる全ての大人が、愛着形成の重要性を理解することが大切です。そのため、足立区では愛着形成の手法のひとつである担当制保育を0～2歳児の望ましい教育・保育のあり方として推奨しています。

■0・1・2歳児■

- 子どもの成育歴や心身の発達等を考慮して、担当保育者を決めている
- 子どもの生理的欲求（食べる・眠る・排泄）には担当保育者が優先して対応している
- 子どもにかかわる時は、その子どもに事前に言葉かけをしている（突然、鼻を拭いたり、抱き上げたりしていない等 但し、緊急時は除く）
- 子どもを抱く時は、後ろや横から不意に抱かず、必ず顔を見て抱いている
- おむつ交換は声をかけ、スキンシップを大切にしながら行っている
- 着替えを援助する時は、無理やり脱がしたり、着せたりしていない
- 子どものやる気を見守りながら、できない部分を援助している
- 「あとで」と言いつつも子どもを待たせず、出来るだけその場で対応しようとしている
- 生活や遊びの中で、子どもが選択できるような問いかけをしている
- 子どもは、困った時や不安になった時に担当保育者を探したり側へ行ったりしている
- 子どもは、大人の顔色を伺うことなく感じたことや要求を表現している

■3歳児以上■

- 保育者は一人一人の思いを受け止め、共感したり認めたりしながら、信頼関係を築いている
- 子どもにかかわる時には、事前に言葉かけをしている
- 子どもが不安になったり困っていたりした時に、安心できる言葉かけや援助をしている
- 排泄の援助は個人差に配慮し、一人一人に合わせた対応をしている
- 衣服の着脱の援助は、一人一人の発達に応じて、わかりやすい指導をしている
- 「あとで」と言いつつも子どもを待たせず、出来るだけその場で対応しようとしている
- 社会的ルールを子どもに理解できるように導き、間違いに気付くように援助している
- 子ども同士が互いの気持ちや発言を受け入れられるように援助している

One Point!

『担当制保育とは、愛着形成のための保育の手法です。』

- *主に日常的な世話（おむつ交換・食事・着替え・眠り）を担当者（特定の大人）が行う中で、子どもの思いを受け止めたり、子どもの要求にタイミングよく応じたりすることで、子どもの生活の安定と情緒の安定を図ることで。
- *遊びは状況に応じて担当者が1対1でかかわることもありますが、担当者だけの遊びで1日を過ごすことではありません。
子どもがいろいろな大人や子どもとかかわり合えるようにすること、その中で子どもが必要としている時には担当者が迅速に対応することが重要です。
- *子どもの発達状況や家庭環境、今、夢中になっている遊びや怖いと思っていること、好きな物や嫌いな物等、誰よりも理解しているのが担当者です。
- *子どもと担当者との間に情緒的な絆が結ばれ、人に対する信頼が築かれると、他の保育者（大人）を信頼することもできるようになり、担当者に固執することなく過ごせるようになります。
- ☆ 担当制保育を行う時には、教育・保育施設全体でその意義を理解し、各施設に適した進め方を検討する必要があります。子どもにとって最も相応しい生活や体験のための環境をどのように整えていくのか、保育者間の連携をどのように図っていくのか、具体的な保育のあり方を十分に検討することが重要です。

参考例

- ・登園時間等の生活リズム
 - ・月齢（生まれ月）
 - ・1歳児や2歳児では、新入園児と進級児
 - ・発達面で個別援助が必要な場合等は、子どもの状況に合わせる
- ・日常的な世話（おむつ交換・食事・着替え・眠り）は可能な限り担当者が行いましょう。生理的欲求をただ満たすのではなく、温かなまなざしをもって丁寧なかかわりを繰り返します。
 - ・サポートする保育者には「して欲しいこと」を具体的に伝えましょう。

例 私が おむつ交換をするので、終わるまで遊んでいる子どもたちを見ていてください。

つづきは次ページへ

One Point!

食事の援助のあり方

- 食事を一人一人に丁寧に行うためには、多人数での食事ではなく少人数で回数を分けて行う必要があります。後から食事をする子どもにとって、食事を「待つ」時間ではなく楽しく遊ぶ時間になるように、子どもの発達に合わせて、興味・関心が持てる遊びのスペース作りをしましょう。
- 食事の呼びかけを、クラスの子どもたちに向けて行うと全員がテーブルに来てしまうこともあります。呼びかけは一人一人にしてみましょう。声の大きさは一人に聞こえればよい大きさにしましょう。
- 食事の時に援助する保育者は、子どもの正面や手の届く場所に座りましょう。子どもが食具（スプーンやフォーク）で食べる援助をしたり食べさせたり、手や口の周りが汚れたらすぐに拭いてあげることができます。（子どもの表情から「おいしいね」「かみかみ」等、タイミングよく言葉をかけることも大切です。）

担当の役割②

- 食事中に眠くなってしまったり子どもや排便をしてしまう子どもがいます。担当保育者が食事の援助をしている場合の対応については優先順位を考えることが必要となります。食事やおむつ交換等は、担当保育者がかかわることが望ましいですが、全て一人で対応することはできません。その時、その場の子どもへの対応で、何を最優先すべきか、子どもにかかわる保育者同士が連携することが求められます。日ごろから話し合いをして、連携のあり方を考えていきましょう。
- 担当している子どもたちは、成長発達にともない行動範囲が広がっていきます。園庭でも保育室でも、あちらこちらで遊びが展開されることでしょう。担当している子どもに同じ行動を強いるのは、一人一人の発達に合わせた保育とはいえません。集団生活の中では同じ場所にいることはあります。そこで、同じ遊びをさせるのではなく、子どもの興味に合わせた遊びができるようにしてあげましょう。

例 まだ歩行が完成していない子どもを、歩くことが楽しくて探索活動がさかんになってきた子どもの遊びに合わせることがないように、保育者で連携をとっていきましょう。

④教育・保育のポイント

子どもは遊びの中で、「自分の体をコントロールする力や体力」「人とかかわり自分の気持ちに折り合いをつける力」「自分から様々な環境にかかわり体験を生活にとり入れる力」「経験や自分の考えを言葉で伝え合う力」「豊かな感性や表現する力、創造する力」「失敗しても挑戦する力、自己肯定感」等、生涯にわたる生きる力の基礎を培い、人として成長していきます。

子どもにとっての遊びとは、生活そのものといえます。「自分で選び自分からする」「やりたいことを十分にやりきる」「自分で満足して終わる」「楽しかったという満足感が持てる」、これが子どもにとっての遊びです。楽しい・おもしろい・心揺さぶられる遊びは、意欲や創造力を身に付け、学びの基礎力を培う重要な学習です。

保育者はこのことを十分に理解し、一人一人の興味・関心や発達の特性、経験させたい内容を踏まえ、意図をもって環境を整え、援助することが重要です。

One Point!

『子どもの健康・生活実態調査（足立区 平成27年度）から見えてきたこと』

足立区は、全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、自分の将来に夢や希望が持てる地域社会の実現を目指しています。そのために子どもの健康と生活の実態を把握する調査を行いました。

その調査をもとに、子どもの健康や生活の実態と生活困難の関係性を分析したところ、「運動」や「読書習慣」により、生活困難な状況においても逆境を乗り越える力を培える可能性が見られるとの結果が出ました。

教育・保育施設においては、意図的な運動遊びや読書活動を取り入れていくことが大切です。

6 教育・保育の質のための各施設の取り組み

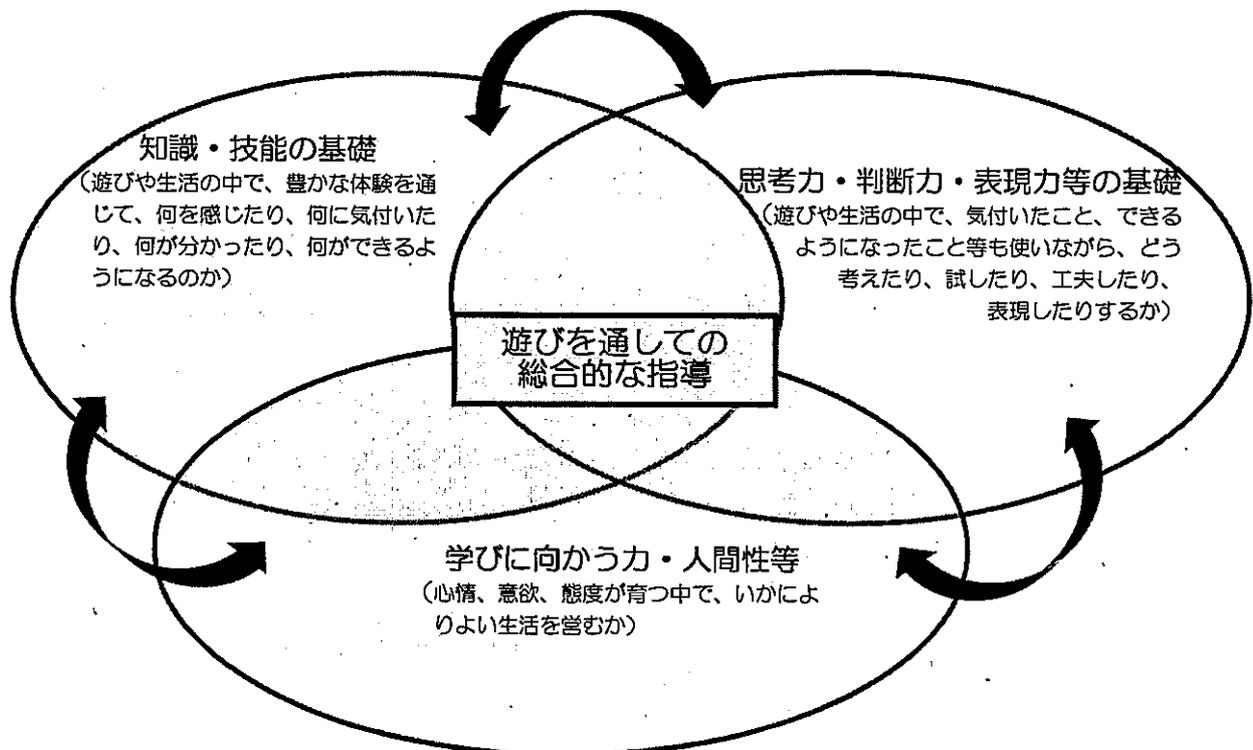
(4) 教育・保育 ④教育・保育のポイント

■ 幼児教育において育みたい資質・能力と幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 ■

幼稚園教育要領や学習指導要領の改訂に向けて、平成28年12月に出された文部科学省中央教育審議会教育課程部会の「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」で、幼児教育において「幼児期に育みたい資質・能力」については、幼児期の特性から、小学校以降のような教科指導で育むのではなく、子どもの自発的な活動である遊びや生活の中で、育むことが重要であると示されています。

このため、資質・能力の三つの柱である「知識・技能の基礎」「思考力・判断力・表現力等の基礎」「学びに向かう力・人間性等」を幼児教育の特質を踏まえ、具現化したものが以下の図です。これらの資質・能力は、遊びを通しての総合的な指導を行う中で、一体的に育てていくことが求められています。

幼児教育において育みたい資質・能力

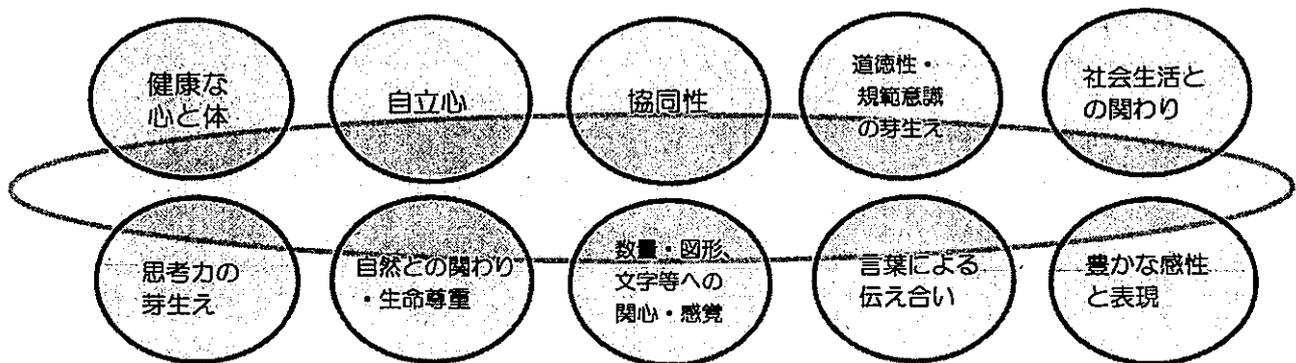


※ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申) 別添資料1/3 別添1 (H28.12.21)

また、5領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）の内容等を踏まえ、5歳児修了時までには育ってほしい具体的な姿を、資質・能力の三つの柱を踏まえつつ、明らかにしたものが「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」です。この姿は、特に5歳児の後半にねらいを達成するために、保育者が指導し幼児が身に付けていくことが望ましいものを抽出し、具体的な姿として整理したものです（下図）。

5歳児だけでなく3歳児、4歳児においても、これを念頭に置きながら、5領域にわたって指導が行われることが望まれます。3歳児、4歳児それぞれの時期にふさわしい指導の積み重ねが「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」につながっていくのです。

また、教育・保育施設と小学校の教員が持つ5歳児修了時の姿が共有化されることにより、幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化が図られることが期待されます。



※ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申) 補足資料5/8 (H28.12.21)

※上図の用語説明

【健康な心と体】

幼稚園生活の中で充実感や満足感を持って自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせながら取り組み、見通しを持って自ら健康で安全な生活を作り出していけるようになる。

【自立心】

身近な環境に主体的に関わりいろいろな活動や遊びを生み出す中で、自分の力で行うために思い巡らしなどして、自分でしなければならないことを自覚して行い、諦めずにやり遂げることで満足感や達成感を味わいながら、自信を持って行動するようになる。

【協同性】

友達との関わりを通して、互いの思いや考えなどを共有し、それらの実現に向けて、工夫したり、協力したりする充実感を味わいながらやり遂げるようになる。

つづきは次ページへ

【道徳性・規範意識の芽生え】

してよいことや悪いことが分かり、相手の立場に立って行動するようになり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、決まりを守る必要性が分かり、決まりを作ったり守ったりするようになる。

【社会生活との関わり】

家族を大切にしようとする気持ちを持ちつつ、いろいろな人と関わりながら、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に一層の親しみを持つようになる。遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報を伝え合ったり、活用したり、情報に基づき判断しようとしたりして、情報を取捨選択などして役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用したりなどして、社会とのつながりの意識等が芽生えるようになる。

【思考力の芽生え】

身近な事象に積極的に関わり、物の性質や仕組み等を感じ取ったり気付いたりする中で、思い巡らし予想したり、工夫したりなど多様な関わりを楽しむようになるとともに、友達などの様々な考えに触れる中で、自ら判断しようとしたり考え直したりなどして、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

【自然との関わり・生命尊重】

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、身近な事象への関心が高まりつつ、好奇心や探究心を持って思い巡らし言葉などで表しながら、自然への愛情や畏敬の念を持つようになる。身近な動植物を命あるものとして心を動かし、親しみを持って接し、いたわり大切にすることを大切にするようになる。

【数量・図形、文字等への関心・感覚】

遊びや生活の中で、数量などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりして、必要感からこれらを活用することを通して、数量・図形、文字等への関心・感覚が一層高まるようになる。

【言葉による伝え合い】

言葉を通して先生や友達と心を通わせ、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付けるとともに、思い巡らしたことを言葉で表現することを通して、言葉による表現を楽しむようになる。

【豊かな感性と表現】

みずみずしい感性を基に、生活の中で心動かす出来事に触れ、感じたことや思い巡らしたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりして、表現する喜びを味わい、意欲が高まるようになる。

■ 0歳児 ■

<健康>

- はいはいで歩き回ったり、つかまり立ちやつたい歩き、歩行等の運動を促し、その動きや遊びがゆったりと楽しめるように、安全で十分に遊べる場を工夫している
- 握る、いじる、摘まむ等、指先を使って遊ぶ楽しさが味わえるように、様々な素材や遊具を用意している
- 子どもが興味・関心を満たし、探索行動ができるように、安全で清潔な遊具や日用品等を用意し、自由に触れ、十分に遊べるようにしている

<人間関係>

- 保育者との信頼関係が構築できるように、一人一人の子どもの遊びにつき合ったり、触れ合い遊びや絵本を読み聞かせたりする等を通して、保育者とのかかわりが楽しめるようにしている
- 一人一人の子どもの要求の表し方や情緒面を理解し、イライラや不安が長引かないように優しく言葉をかけたり、期待感に応えるようにしたりしている
- 友達の使っている物に興味をもつ姿を受け止め、他の遊具を用意したり違う遊びに誘ったりする等、気分を変えて嫌な気持ちが長引かないようにしている

<環境>

- やりたいことや遊びたいことが十分にできるようにし、子どもの満足感や得意な気持ちを受け止めるようにしている
- 見る、聞く、打ち付ける、つかむ、引っ張る等を満足できるまで楽しめるように、様々な玩具や遊具を用意し、一人一人の子どもの興味や発達に合わせて遊べるようにしている
- 身の回りの自然や電車、バス、犬、猫等に興味をもてるように、保育者が感じたままを言葉に出したり、微笑み返したり等、様々な感覚が引き出されるようにしている

<言葉・表現>

- 喃語なんごやいろいろな声に出して話しかける姿を丁寧に受け止め、子どもの声を真似する等、保育者とのやりとりを楽しめるようにしている
- 「うれしいね」「気持ちいいね」等、顔を見ながら情緒的な言葉をかけて、子どもとの信頼関係が築けるようにしている
- リズムに合わせて体を動かしたり、なぐり描きをしたり等表現することの面白さや、絵本の楽しさを感じられるようにしている

6 教育・保育の質のための各施設の取り組み

(4) 教育・保育 ④教育・保育のポイント

■ 1歳児 ■

<健康>

- 歩いたり、走ったり、よじ登ったり、方向転換をしたりする等、様々な動きを引き出し、体を動かす楽しさを感じられるようにしている
- 必要に応じて手伝ってあげながら、手洗い、衣服の着脱等を自分でしようとする気持ちを大切にしている
- 一人一人の子どもの排尿間隔を把握し、おしっこが出ると教えたり、徐々に便器で排泄する経験が重ねられるようにしている

<人間関係>

- 甘えたい、依存したい気持ちを十分受け止め、安心できる保育者との関係の中で十分に探索活動ができるようにしている
- 一人一人の子どもの要求の表し方や情緒面を理解し、一人で安心して遊ぶ気持ちや他の子どもへの関心がもてるようにしている
- 友達の使っている物に興味をもつ姿を受け止め、思いを汲み取りながら、友達と一緒にいることや同じ物を各々が使って遊ぶことに喜びを感じられるようにしている

<環境>

- ままごと、絵本、粘土、積み木等、遊びへの興味や関心が広がるように、自分のやりたいことを一人でじっくり満足できるまで遊べる時間や場をもてるようにしている
- 人形やブロック、絵本等を子どもが自分で出して遊べるように、遊びたい物がすぐに見つかる置き場所の工夫をしている
- 身の回りの自然や電車、バス、犬、猫等に興味をもてるように、外遊びや散歩等の際に見たり触れたりする機会を大切に、周囲のことに対して好奇心がもてるようにしている

<言葉・表現>

- 子どもが要求を身振りや指さし、言葉で伝えようとする姿を丁寧に受け止め、心地よい声や言葉の響きに親しめるように、タイミングよく応答するようにしている
- 言葉にならない思いや話したいという気持ちを受け止め、子どもの思いを言葉にして返したり、言葉で確かめるようにしている
- 言葉に親しみがもてるように、子どもが興味をもっている物の名前を伝えたり、簡単な言葉遊びや歌遊びを保育者と一緒に楽しめるようにしている

■ 2歳児 ■

<健康>

- 体を動かす楽しさを感じられるようにしている
- 歩いたり、走ったり、よじ登ったり、飛び降りたり等の動きが引き出せるように、遊具を工夫したり、園外での活動を取り入れる等戸外での遊びを工夫している
- 手洗いやうがい、衣服・靴の着脱、排泄等生活に必要な活動を見守りながら自分でしようとする気持ちを大切にしている

<人間関係>

- 気の合う友達と見立て遊びやつもり遊びを楽しめるように、素材や遊具等を複数準備している
- 甘えたい、依存したい気持ちを十分受け止め、自発性や我慢しようとする気持ちを支えるようにしている
- 気に入らないことを「イヤ」と否定したり、自分のやりたいことを主張する姿を受け止め、謝ることを優先させたり、不安定な気持ちを長引かせたりしないようにしている

<環境>

- ままごと道具や人形等を使って大人の生活模倣、積み木やブロック等での構成遊びや、紙、粘土、布等の様々な素材に触れたり、クレヨン等を使って絵を描いたり等をじっくり楽しめるように、素材や遊具・道具等を十分用意し、遊びの場を工夫している
- 人形やブロック、絵本等を子どもが自分で出して遊んだり、区分して片付けられるように、物の置き場所を決め、片付けやすい場や分かりやすい表示を工夫している
- 身近な動植物に興味をもち関心を広げられるように、外遊びや散歩等の際に見たり触れたりする機会を大切に、周囲のことに対して好奇心がもてるようにしている

<言葉・表現>

- 周囲で起こる様々なことに関心をもち、それらを真似したり言葉で表現しようとする姿を受け止め、子どもの伝えたい思いを言葉にしたり、状況を見ながら言葉をかけ、会話の楽しさを感じられるようにしている
- 思ったこと、感動したこと等を自分なりの言葉を使って表現しようとする姿を認め、保育者がモデルとなり言葉の使い方を知らせていくようにしている
- 保育者や友達と一緒に絵本や紙芝居を見たり、手遊びや歌を歌うことを繰り返し楽しむことを通して、言葉を使いたくなる気持ちを引き出すようにしている

6 教育・保育の質のための各施設の取り組み

(4) 教育・保育 ④教育・保育のポイント

■ 3歳児 ■

<健康>

- 保育者や友達と体を動かす楽しさを感じられるようにしている
- 様々な動きが出来るように、遊具を工夫したり、園外での活動を取り入れたり等、戸外での遊びを工夫している
- 様々な遊びに興味をもてるように、遊具や用具の種類・数量を配慮し、使いたい物が自由に使えるようにしている
- 手洗い等清潔にすることの気持ち良さを知ったり、衣服の着脱等生活に必要な活動を自分からしようとする配慮や工夫がされている

<人間関係>

- 友達がしていることに関心をもち、友達と一緒に遊ぶことを楽しめるように素材（材料）、道具、遊具等を準備している
- 友達にも様々な思いがあることに気付き、自ら遊具・用具等の貸し借りや交代しようとするように、一人一人の思いを受け止めるようにしている
- クラスのみんなと一緒に過ごす楽しさを感じられるようにしている

<環境>

- 身近な自然物や様々な素材、材料等に親しみ、五感を働かせて楽しめるようにしている
- 形や大きさを意識して片付けられるように、片付けやすい場や分かりやすい表示を工夫している
- 飼育物や栽培物等に関心をもち、触れたり、世話をすることに喜びがもてるようにしている

<言葉>

- 安心して自分から保育者にして欲しいことや困ったことを伝えようとするように、言葉で代弁しながら、思いを受け止めるようにしている
- 挨拶等生活に必要な言葉を進んで使おうとするように、保育者がモデルとなり言葉の使い方を知らせていくようにしている
- 絵本や紙芝居等の世界を繰り返し楽しめるように、時間的な余裕をもち、場を確保できるようにしている

<表現>

- 見立てたり、なりきって遊ぶ楽しさを十分味わえるように素材や衣装等を用意し、イメージが膨らむように保育者も仲間になって一緒に楽しむようにしている
- 音楽に合わせて歌を歌ったり、楽器を鳴らしたりし、音楽の楽しさを様々な方法で表現できるように工夫している
- イメージしたことを絵に描いたり、紙を切って貼ったりする等、様々な素材を使って繰り返し十分に楽しめるように工夫している

■ 4 歳児 ■

<健康>

- 保育者や友達と一緒に体を動かして遊ぶ楽しさを感じられるようにしている
- 跳ぶ、走る、登る、はう、投げる、スキップや踊る等様々な動きを楽しめるように、遊具や用具を工夫している
- 戸外での遊びにおいても、遊びの中でイメージが実現できるように、遊びの拠点となる遊具や用具を用意している。
- うがい、手洗いや衣服の調節等、基本的な生活習慣について子ども自身が必要感を感じながら身に付けていけるように配慮している

<人間関係>

- 自分の思いを伝えながら、相手の気持ちにも気付けるように、友達の思いを代弁したり、遊びへの参加の仕方を伝えることで、友達と遊ぶ楽しさを味わえるようにしている
- 友達とイメージを共有しながら遊ぶことを楽しめるように、遊具や素材・材料等を用意し、友達とのつながりを感じ、譲り合おうとする気持ちをもてるようにしている
- 友達やクラスのみみんなと一緒に遊ぶ中で、みんなで楽しく遊ぶためのルールやきまりの必要性に気付けるようにしている

<環境>

- イメージを膨らませて、遊びに必要な物を自分なりに考えて作ることができるように、様々な素材、材料、道具や遊具を用意している
- 生活や遊びを通して、重さや硬さ等の物の性質や形に気付き、分類や比較をしたり、数や量に興味をもてるように、子どもの発見を受け止め、気付きを広げたり、それを遊びに取り入れられるようにしている
- 身近な自然や動物に興味をもち、保育者と一緒に見たり触ったり、世話をしたりする中で、より親しみが感じられるようにしている

<言葉>

- 保育者や友達との言葉のやりとりを楽しめるように、自分なりの言葉で表現している姿を認め、相手に伝わった喜びや言葉で伝える必要性を感じられるようにしている
- 生活に必要な言葉を使ったり、歌や絵本・紙芝居等の中で出てくる言葉に興味をもち、遊びに取り入れていけるように、保育者がモデルとなり言葉の使い方を知らせていくと共に、言葉の美しさや楽しさに気付けるようにしている
- 内容やストーリーを理解し、イメージを膨らませられるように、保育者や友達と一緒に絵本や紙芝居等を楽しめる時間や多様な場をもてるようにしている

6 教育・保育の質のための各施設の取り組み

(4) 教育・保育 ④教育・保育のポイント

<表現>

- 様々なものの音、色、手触り等に気付き、驚いたり、感動したことを言葉、動きや表情等で表現している姿を受け止め、子どもの変化に敏感に応答している
- 役になりきったり、イメージを表現できるように、音楽や衣装等を子どもたちが自由に使えるように用意している
- 作ったり、描いたりすることが十分楽しめるように、意欲やイメージが湧くような素材・材料を十分用意し、表現する過程を認めると共に、必要に応じて使い方を伝えるようにしている

■ 5歳児 ■

<健康>

- 友達やクラスのみんなどと一緒に体を動かしたり、遊びを工夫したりして、遊ぶ楽しさを感じられるようにしている
- 複雑な動きやダイナミックな動きを引き出し、体を動かす楽しさを感じられるように、ボールや縄等の遊具や用具を用意している
- うがいや手洗い等の病気の予防や身の回りの始末・片付けの必要感を、子ども自身が感じながら身に付けられるように配慮している

<人間関係>

- 共通のイメージや目的をもち、グループの友達と遊びを進める楽しさを感じられるように、場や時間を十分確保し、設定や教材を工夫している
- 友達の良さに気付いたり、相手の立場にたって考えたり、友達と力を合わせて競う楽しさや悔しさを味わえるように、グループやクラスでの活動を工夫している
- 自分のしたことの善悪や、ルールやきまりの必要性に気付き、どうしたらよいか考えられるように、一人一人の気持ちに寄り添い、子どもの思いや考えを引き出すようにしている

<環境>

- 物の性質、仕組み、因果関係、法則に気付けるように、物の特性や自然現象を繰り返し試すことができる場を作ったり、発見したことを丁寧に受け止め、その結びつきが分かるように言葉をかけている
- 様々な図形、数量や文字に関心をもち、日常生活の中で使ったり、遊びに取り入れられるように、文字や数を使った掲示や時計等を置いたり、紙や鉛筆・ペン等を用意している
- 飼育栽培物の世話に気付き、自分でできることをしようとする姿を認め、動植物の成長をクラスのみんなどで共感できるようにしている

<言葉>

- 考えたことや疑問に思ったことを友達やクラスのみんなどに言葉で伝えようとするように、子どもの発言を肯定的に受け止め、何でも安心して言い合える雰囲気を作るようにしている
- 一人一人の興味や個人差に配慮しながら、友達遊びや生活の中で、文字を読んだり、書いたりすることが楽しめるように、活動や設定を工夫している

- 絵本や物語、詩等に親しみ、言葉の美しさやリズム感等を味わえるようにすると共に、聞いていて心地よい言葉を使うことを子どもが意識できるようにしている

<表現>

- 遊びの中で使う物を作ったり、イメージや本物に近づけた物を作ることができるように、素材・材料、道具や用具を用意し、必要に応じて使い方や活かし方に気付くようにしている
- 友達と共通のイメージや目的をもって、描いたり作ったりするように、思いや考えを友達に伝え合う楽しさを感じたり、友達の思いに共感できるように配慮している
- イメージしたものを体の動きや言葉等で表現したり、演じたりする楽しさを味わえるように、音楽、詩、絵本、物語等を用意し、遊びの中で必要に応じて使えるようにしている

⑤食育

子どもが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくために「食」は重要です。教育・保育施設においては、「食」を通して健康な心と体、人とかかわる力、継承してきた様々な文化を理解してつくり出す力、いのちを大切に作る力、食の素材にかかわり調理に関心を持つ力を育てていくことを食育の視点にもりこむ必要があります。特に教育・保育施設での食事の介助・援助では、保育者が子ども一人一人に合わせて丁寧にかかわることが大切です。

足立区では生活習慣病である糖尿病の医療費・罹患者が多いという実態があります。その要因の一つとしては野菜の摂取量不足があり、生活習慣病のリスクが高いといわれています。また、平成27年度子どもの健康・生活実態調査では、食事を野菜から食べる子どもはそうでない子どもに比べ、肥満割合が低いことがわかりました。

そこで、区は野菜摂取が当然な地域社会の実現をめざし、バランスのとれた食生活を可能とする望ましい食習慣の定着と健康増進を図る実践力＝「あだち食のスタンダード」(P37参照)の定着を推進していきます。教育・保育施設では家庭や地域と連携しながら、子どもの発達過程に合わせて「いろいろな野菜を食べる」「ひと口目は野菜から食べる」という食習慣の確立や「野菜を育てる」「野菜を使った調理体験の習慣化」等の野菜への関心を高める経験を教育課程・保育課程に取り入れることが大切です。

◎食育の計画

- 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるように、食事の提供を含む食育の計画を作成し、保育の計画に位置づけるとともに評価・改善に取り組んでいる
- 計画は柔軟で発展的なものであるとともに、0歳児から5歳児まで一貫性がある
- 食事摂取基準に基づき、子どもの発育・発達に合わせて栄養バランスが良い献立を作成している
- 施設長、栄養士、調理員、保育者等が定期的に情報交換をし、連携して食育に取り組んでいる

◎アレルギー対応

- アレルギー対応マニュアルを整備し、定期的に全職員で確認している
- 誤食等の事故発生時の対応について全職員に周知するとともに、定期的に確認している
- 食材の除去や代替等について、保護者との確認を確実にしている
- 初めての食材は家庭で試してもらっている
- アレルギーをもつ子どもが疎外感を持つことなく、他の子どもと同様に楽しく食べることができるよう、安全で安心な環境確保のための様々な工夫をしている

◎食事の提供

■0歳児■

- 授乳は子どもの顔を見ながら（気持ちを通わせながら）行っている

- 基本は特定の保育者が1対1で食事の介助をしている
- 食事は子どもの状況に応じて待たせることなく食べ始めさせている
- 子どもの正面に座り、子どもの食べる速さを見ながら（嚥下の様子を見ながら）食べさせている
- 一口の量は咀嚼、飲み込みの状況を見て、加減している
- 咀嚼をしている時には、子どもの口の前に食具（スプーン、フォーク）を持っていかない
- 食事の途中で眠くなってしまったら無理に食べさせない
- 保育者等が連携して食事をする子ども、遊ぶ子ども、眠っている子どもの対応にあたっている
- 食事が終わった子ども、次に食べる子どもの遊びの環境を工夫している

■ 1歳児 ■

- 基本は特定の保育者が、発達過程に合わせて1対1あるいは少人数に食事介助をしている
- 食事は子どもの状況に応じて待たせることなく食べ始めさせている
- 食具（スプーン、フォーク）は子どもの手指、手首の機能発達を把握したうえで持たせ、状況に合わせて正しい持ち方を見せたり、言葉をかけたりしている
- 咀嚼をしている時には、子どもの口の前に食具（スプーン、フォーク）を持っていかない
- 食事の途中で眠くなってしまったら無理に食べさせない
- 食事が終わった子ども、次に食べる子どもの遊びの環境を工夫している

■ 2歳児 ■

- 基本は特定の保育者が、発達過程に合わせて少人数に食事介助をしている
- 食事は子どもの状況に応じて待たせることなく食べ始めさせている
- 一口の量は咀嚼、飲み込みの状況を見て、知らせている
- 子どもの食べ方や様子が見えるようにそばにつき、出来るだけ立ち上がりせず、落ち着いて安全に食べられるように見守っている
- 一人一人の発達に合わせてスプーン、フォークを使い、自分で食べるように援助している

■ 3歳児 ■

- 子どもの状況に応じて待たせることなく食べ始めさせている
- 一人一人の発達に適した食器・食具（スプーン、フォーク、箸）、テーブルや椅子等に配慮している
- 保育者は食事の始めと終わりの挨拶を指導している
- 落ち着いた雰囲気の中で食事が出来るように、保育者はむやみに立ち歩いていない

■ 4歳児 ■

- 食事は準備に時間をかけすぎて待たせることのないように配慮している
- 嫌いな物は無理強いではなく、自ら食べることが出来るような言葉がけをしている

6 教育・保育の質のための各施設の取り組み

(4) 教育・保育 ⑤食育

- 挨拶や姿勢等食事のマナーを知らせている
- 旬の食材に触れる機会を用意している

■ 5 歳児 ■

- 食事に合った食具（スプーンや箸等）を使えるようにしている
- 栽培、収穫、調理、摂取の流れが経験できる取り組みを実施している
- 楽しく食事をする中で、マナーを守ることや時間内に食べることを知らせている
- 旬の食材に触れる機会を用意している
- 食材の種類や働きを知らせ、食事と健康に関心を持たせている

One Point!

スプーンの使い始めから箸への移行前まで

箸が上手に使えるようになるためには、スプーンを持つ時期の持ち方が大きく関わっています。
0歳児後半から1歳児クラスの人ひとりの子どもの状態をみて、スプーンの使い方を丁寧に指導していきましょう。

①手づかみで食べる

9ヵ月頃 ~ 1歳



- ・手のひら全体で食べ物を握る
- ・指先で食べ物をつまむ



③スプーンを柔らかく握る

1歳半 ~ 2歳頃



- ・肩やひじが安定し、手首の動きですくう
- ・徐々に親指、人指し指がスプーンの先の方に向き、軽く握るようになる



②スプーンを上から全指で

握る

1歳 ~ 1歳半



- ・手首の動きが固いため、肩やひじの動きですくう

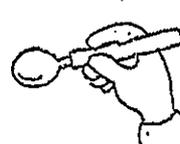


④下から握り、鉛筆の持ち方で

スプーンを持つ

2歳頃 ~

- ・全指ではなく、親指、人指し指、中指で握る



One Point!

『小松菜を使った食育体験』

足立区では、糖尿病予防対策として「あだちベジタベライフ事業」を実施しています。

そのひとつとして、幼児期から野菜に親しみを持ってもらえるよう、認可園が「小松菜の栽培」に取り組みました。地元の農家の方の協力を得て、園児たちは小松菜の種をまくところから、プランターの中で元気に育った小松菜を収穫し、洗う、切る（ちぎる）と調理をして小松菜のみそ汁等を作る経験をしています。

経験した園児からは「たくさん収穫できた」「小松菜を抜くのは簡単だった」「ちぎるのが硬かった」「葉っぱの色が変わった」等の声がありました。また、小松菜のみそ汁を食べて「今まで食べたみそ汁の中で一番おいしい」「甘くておいしい」等と感想を伝え合っていました。



『あだち食のスタンダード』

中学卒業時までには、健康に生きていくために身につけたい食の実践力

- (1) 1日3食野菜を食べるなど、望ましい食習慣が定着している
野菜を食べること、野菜から食べること、朝食を毎日食べること等の大切さがわかり、食に対する関心や意欲がある。
- (2) 栄養のバランスの良い食事を選択できる
野菜を含む栄養バランスのよい食事の組み合わせ方を選ぶことができる。
- (3) 簡単な料理（ご飯、みそ汁、目玉焼き程度）を作ることができる
少なくとも3品程度の野菜を含む簡単な料理を作ることができる。

◎健康・安全

子どもの健康及び安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本です。保育者は子どもの発育・発達の実態、遊びの発展状況等を正しく把握し、常に安全管理への注意を払い事故防止に努めなくてはなりません。集団生活の中では感染症の予防のための衛生管理、事故防止のための対策も欠かせません。地域や保護者との連携のもと、保健的で安全な環境の維持、向上に努めていくことが必要です。

また、足立区はむし歯のある子どもの割合が特別区の平均を上回っています。むし歯や歯の喪失がよく噛まずに食べることにつながり、肥満や将来の生活習慣病の要因にもなることから、乳幼児期からの予防のための取り組みは必要です。

教育・保育施設は子どもが生活や遊びを通して丈夫な心と体をつくり、自分の体を大切にしようとする気持ちや態度が育つように援助、指導をするとともに、子どもが基本的な生活習慣やリズムを身に付け安全で健康な生活がおくれるように、家庭との連携を深めていくことが大切です。

◎健康

■園児の健康■

- 保健計画を作成している
- 子どもの入所前の健康状況を把握し、結果を適切に管理している
- 子どもの入所後に健康診断の実施状況を把握し、結果を適切に管理している
- 朝の受け入れ時や連絡帳で子どもの健康状態を日々、確認している
- 子ども一人一人の一日を通した生活リズムを把握し、睡眠・食事・遊びのバランスを考慮して健康に過ごせるようにしている
- 4・5歳児については一人一人の状態を把握し、午睡の必要の無い子どもを無理やり寝かせていない
- 睡眠の時間は一人一人に合わせて、目覚めた子どもは速やかに起こしている

■乳幼児突然死症候群の予防■

- うつぶせ寝の体位を変える、一人一人の専用布団を用意する
- 子どもの顔色が見えるよう睡眠時にカーテンは引かない
- 睡眠時チェック表を作成し、睡眠時チェックを行っている
- 子どもが寝ている時は必ず保育者が保育室にいる

■衛生管理■

- 保健(衛生管理・感染症対策等)に関するマニュアルを作成し職員と共有する機会を持っている
- 職員の検便や健康診断を定期的実施し、結果を適切に管理している
- 職員と子どもは外から菌やウィルスを持ち込まない、園内から持ち出さないために登園時と降園時に手洗い、うがいをしている

- 子どものプライバシーや衛生面に配慮しオムツ交換の場所を決めている
- 汚れたオムツや衣類、排泄物は決められた場所に置いている
- 感染症発症時には施設内に掲示する等して保護者に伝達している
- 施設内の衛生管理を徹底する等、感染症拡大防止に努めている

■むし歯予防■

- 集会や遊びの中で、むし歯予防の重要性を子どもに知らせている
- 年齢発達に合わせて、ぶくぶくうがいのやり方や正しい歯みがきの仕方について指導している

■健康教育■

- 自分の体に関心を持たせるような取り組みをしている（耳の日、むし歯予防、身体測定等）
- 身の回りの清潔や衣服の着脱、食事、排泄等、生活に必要な活動を自分からしようとする気持ち、「自分でできる、できた」という思いを大切に、子どもがやりやすい場所や空間を用意している（3歳児）
- うがい、手洗いや衣服の調節等、基本的な生活習慣について子ども自身が必要感を感じながら身に付けていけるように配慮している（4歳児）
- 子ども自身が健康に関心をもったり、進んで病気の予防に取り組んだりできるように、社会の情報を取り入れたり、視覚に訴える等、提示の仕方を工夫している（5歳児）
- 家庭や地域との連携を図りながら子どもの健康増進に取り組んでいる

■家庭への発信■

- 食事の時間、内容、態度、早寝早起き等、決まり良い生活リズムを家族で整えることの大切さを伝えている
- 教育・保育施設は集団生活の場であるため、健康管理や感染症予防の大切さを知らせている
- むし歯予防には規則正しい食生活が重要であること、また仕上げみがきの大切さを伝えている
- 教育・保育施設での歯科健診結果から、治療や相談が必要な子どもの受診勧奨を促していく

◎安全

■安全確保■

- 事故や地震・火災・水害等に対応するマニュアルを作成している
- 事故報告やヒヤリハット報告があり、情報を共有し再発防止に努めている
- 施設内外や園外保育先の安全点検、整備等を把握している
- 保育室内外は禁煙を厳守している

■危機管理■

- 緊急時にも対応できる職員体制を整えている
- 避難訓練や消火訓練を実施している

6 教育・保育の質のための各施設の取り組み

(4) 教育・保育 ⑥健康・安全

- 保護者にも緊急時の避難方法や避難場所を知らせている
- 子どもの体の状態、情緒面や行動、養育の状態等について、普段からきめ細かく観察し、虐待の事実または疑われる場合は速やかに対応している
- 個人情報の管理について職員で共有し、適切に管理している
- 小さなケガであっても、状況を把握し保護者に報告している

■安全教育■

- 危険な場所や災害時の行動の仕方が分かり、子ども自身が安全に気を付けて行動できるようになるために、計画的に教育・保育をしている
- 一人一人の子どもの発達に応じて、遊具・用具の正しい使い方を知らせている（3歳児）
- 子どもの発達に応じて、遊具・用具の正しい使い方を知らせている（4歳児）
- 身の回りの始末・片付けの必要感を、子ども自身が感じながら身に付けていけるように配慮している（5歳児）

One Point!

『事故が発生しやすい環境』 

危機管理は大丈夫と思っても「慣れ」からくる「見落とし」が生じることもあります。適宜見直しをすることが大切です！

室内の危険な箇所（例）

- ・棚の上に重い物が乗っている
- ・家具に転倒防止がされていない
- ・ドアの前に遊ぶ場所がある
- ・ドアに指はさみ防止がついていない
- ・窓の高さは子どもが乗り越えられる
- ・電気のコンセントにカバーがついていなかったり、コードが緩んでいる
- ・薬品や洗剤等が子どもの手の届く所に置かれている
- ・床が濡れていたり、敷かれたマットが滑りやすかったり、マットにつまづいたりする
- ・子どもの手の届くところにポットや炊飯器等を置いている
- ・帽子やかばんを掛けるフックの先がとがっている
- ・画鋲や筆記用具等に子どもの手が届く 等

戸外の危険な箇所（例）

- ・出入り口に段差があり、つまづきやすい
- ・園舎や保育室から道路に簡単に出られる
- ・子どもが触れるところにビンの欠片やカッターの刃等の危険なゴミが置かれている
- ・縄とびや通園カバンを持ったまま固定遊具で遊んでいる
- ・遊具周辺の地面に固いコンクリートやレンガがむき出しになっている
- ・遊具の高さが高すぎたり、手入れがされていないかったり、錆びついたり、ぐらつく等し安全性や安定性がない
- ・水のあるところ(子ども用プール等)に子どもだけて近づける
- ・散歩や公園までの行程が工事をしていたり交通量が多かったりする
- ・公園の砂場が汚れている 等

⑦幼保小連携

足立区では、区内を13のブロックに分け、ブロックごとに小学校と幼稚園・保育園・こども園・認証保育所等の教育・保育施設の関係者が集い、相互の現状認識や様々な課題等を話し合い解決していくために、幼保小連携活動に取り組んでいます。

また、職員同士の交流、子ども同士の交流、その他、小学校と教育・保育施設の創意工夫による様々な活動が実施されています。

子どもの切れ目のない学びを保障するために、保育者は積極的に連携事業に参加するとともに、子どもに豊かな体験を通した学びを提供していくことが大切です。

■幼保小連携活動■

- ブロック会議に参加し、地域の小学校や教育・保育施設の現状を知ったり、課題の共有をしたりしている
- 小学校との職員交流研修を実施している
- 小学校と子ども同士の交流活動（体験給食・体験授業・行事参観等）を実施している
- 地域の幼稚園・保育園・こども園・認証保育所との交流活動を実施している
- 地域の小学校の学校公開や教育・保育施設の公開保育に、施設長や職員が参加している
- 就学時健康診断の意味や具体的な内容を必要に応じて保護者に伝えている
- 0・1歳児からの教育・保育の積み重ねが5歳児の姿となり、小学校就学への滑らかな移行につながることを全職員が理解している

One Point!

『幼保小連携交流活動（体験給食 体験授業 学校探検 行事見学 等）』

■目的■

- *園児が小学校の授業や給食の体験から小学校の様子を肌で感じることで、入学への期待や意欲を高める。
- *園児にとっては小学生への親しみや憧れの気持ちを持つこと。また小学生にとっては年長者としての意識や自覚をもつ。
- *児童と園児、小学校の教職員と園の保育者同士の様々なかかわりを通して、指導方法等の相互理解を図り、日々の教育・保育に活かす。

■実施にあたって■

- *小学校と園がそれぞれのねらいを明確にした上で、事前に打ち合わせを行い、事前内容の確認をします。
- *子ども同士の交流が、双方にとって有意義なものとなるように、教職員・保育者が創意工夫の上、取り組むことが大切です。

- 6 教育・保育の質のための各施設の取り組み
(5) 支援や特別な配慮を要する乳幼児への対応

(5) 支援や特別な配慮を要する乳幼児への対応

全ての子どもたちは日々の生活や遊びを通して共に育ち合っています。その中で、教育・保育上個別の配慮を必要とする子どもが安心して生活できる教育・保育環境を整えることが必要です。

また、子ども一人一人の発達課題は様々であり、その状態も多様であることから、保育者は子どもが発達してきた過程や心身の状態を把握し、理解することが重要です。子どもとのかかわりにおいて、年齢発達に合わせて一人一人に応じたかかわりと集団の一員としての両面を大切にしながら、保育を展開していかなくてはなりません。

乳幼児期から学齢期まで一貫した支援を行うためには、保護者との相互理解を図りながら、専門機関の助言、援助を活用し、教育・保育内容の工夫を継続的に園全体で行うことが重要です。

教育・保育をすすめるにあたっては、保護者や子どもの主治医、地域の専門機関等、子どもにかかわる様々な人や機関と連携を図りながら、長期的な見通しをもった個別の計画の作成が求められています。

■一人一人に応じたかかわり■

- してほしくない行動があった場合には「〇〇したらいけない」だけではなく、その後に「△△しようね」と望ましい行動を肯定的な言葉を使って知らせている（「机に座ってはいけない」ではなく「机から降りて椅子に座ろうね」等）
- 子どもを別の場所に移動させる場合には、必ず言葉をかけてから誘導している
- 言葉をかけるときには、言葉のみでは無く身振りも加え伝わりやすいよう工夫している
- イメージを共有したり、想像したりすることが苦手な子どもには、具体的な言葉をかけていくことで子どもの理解を高めている（「運動会の絵を描きましょう」ではなく、「運動会にお母さんたち来てくれて楽しかったね。〇〇組は何をがんばったのかな？」と、やり取りを繰り返すことで具体的に思いだせる工夫をする等）
- 一日の流れを絵カードや文字で事前に知らせて、子ども自身が見通しが持てることで安心できるようにしている
- 毎日行うこと（朝の支度等）は、手順を変えず行えるようにしている。やむを得ず手順の変更等がある場合には、子どもの理解の状態に合わせて絵カード等を使用し、分りやすく知らせている
- 身体的な援助を必要とする子どもに対して、必要以上に椅子に座らせておくようなことはしない。（食事準備の時や食後の片付けの時に、椅子に座らせたままにしている等）

■集団の一員としてのかかわり■

- 子どもの不安を軽減し、集団への参加につなげられるよう行動の始まりと終わりを知らせている
- 言葉で知らせるときには「〇〇ちゃんの次ね」「（時計の）長い針が3になったら片付けようね」等、具体的に視覚で理解できるように知らせている

- 相手の気持ちをはかって対応することが苦手な子どもには、「〇〇したらお友達はどう思う？」ではなく、「〇〇するとお友達はイヤだから、△△しようね。」等のように、具体的に取るべき行動を知らせている
- 物が整理して置かれて視覚的に刺激が少ない環境や、マークやラベル等で片付ける場所がわかりやすくなっている等、子どもの特性に適した環境構成をしている

■保護者支援■

- 子どもの成長発達を保護者と共有できる機会を設けて、相互理解を図っている（保育参観や個人面談を通して、子どもの状態を客観的に捉えられる機会を持つ等）

■記録・専門機関との連携■

- クラスの指導計画を基に個別指導計画を作成している
- 個別記録をとっている
- 記録を基に、どのような場面で子どもが困っているのかを検討し、必要に応じて専門機関（こども支援センターげんき発達支援係、地域の保健センター等）の助言を受けている
- 生活や遊びの中で、子どもに過敏な状況（音・におい・触覚・味覚等）が見られた場合には、無理にさせようとせず、専門機関の助言を受けて対応方法を検討している

One Point!

『保護者が子どもの発達に悩みや不安がある時』

■相談窓口■

平成29年度から、0歳児からの発達相談窓口が、「障がい福祉センターあしすと」から「こども支援センターげんき」に移管されます。

保護者の方の障がいへの理解や受容の有無にかかわらず、相談ができるようになります。悩みや不安をかかえている保護者の方に周知しましょう。

こども支援センターげんき 発達支援係
住所 足立区梅島三丁目28番8号
電話 03-5681-0134

(6) 保護者、家庭及び地域と連携した子育て支援

核家族のもとで育った世代が父、母となり家庭内での育児の継承が難しくなっています。また、都市化の進展は地域の中の育児力を低下させ、子育て家庭の周囲に相談相手がなく、孤立化している状況があります。さらに、保護者の就労形態は長時間勤務やローテーション勤務等様々で、それに伴い育児の悩みも多様化し個別化されています。教育・保育施設は保護者が抱く子育ての不安や孤立感を受け止め、保護者が子どもと向き合い、成長の喜びを感じられるよう支援していくことが重要です。

■保護者■

- 入園前に教育・保育施設の設備や環境、教育・保育の状況を見学するように薦めている
- 保護者と保育者の間で連絡帳や登降園時に、子どもに関する情報の共有がある
- 保護者が意見、相談ができる体制がある
- 保護者からの意見、苦情等を真摯に受け止め、教育・保育の意図、改善を保護者に伝えている
- 個々の家庭の状況を把握し、職員間で共有している
- 特別なニーズを有する家庭の支援をしている
- 保護者会や行事等で保護者同士が話し合える場や協同で取り組む活動を提供し、保護者間の連携を支援している
- 第三者評価、利用者アンケートに取り組み、その結果を保護者に伝え、教育・保育の改善に活かしている

■地域■

- 区や地域で行われている子育て支援施策を理解し、必要とする家庭を関係機関につなげている
- 地域の小中高生が乳幼児とふれあう機会がある
- さまざまな経験、知識を持っている地域の方々の力を借り、子どもに色々な体験ができるようにしている

■未通園児家庭■

- 地域の子育て家庭に向けて施設や園庭を開放している
- 地域の子育て家庭を施設で行う行事等に招待している
- 地域の子育て相談をしている
- 施設が実施している子育て支援事業の情報を積極的に発信している

7 保育事業者選定にあたっての区の取り組み

足立区では、待機児童解消に向けて積極的に施設整備を進めており、様々な民間事業者が参入しています。また、就労形態や生活スタイルが多様化する中で保育サービスの充実を図るため、公立保育園の民営化を計画的に進めています。民間事業者の保育サービスメニューが増え、柔軟性ある対応が期待できる一方で、民間事業者に所属する職員は比較的経験年数が浅い傾向にあります。足立区では、基本的に公募により事業者選定を行っていますが、公募提案を受ける時点から引継ぎ・開設に至るまでも大切な時期と捉え、以下の取り組みを行います。

※公立保育園の民営化（公立保育園から民営事業者が園運営をする場合の完全民営と公設民営の場合をいう）

(1) 事業者選定に関する取り組み

公募時の提案と運営事業者決定後の提案内容の履行をチェックします。

公募の際、運営事業者申請に伴う提案の中で、“幼児教育”という項目については、足立区で取り組んでいる幼児教育の取り組みや、幼保小連携等を具体的に盛り込んだ保育内容の提案をしていただきます。

その上で、選定審査会にて保育内容や運営に関する付帯事項があった場合、開設前に改善が終了するように努めていただきます。

運営予定事業者決定後に提案内容を履行することを盛り込んだ、基本協定書を締結します。

(2) 事業者決定後の取り組み

①民営化の引継ぎ

開設前の1年間、担当課と公立保育園、運営予定事業者で毎月、三者による保育園運営について引継ぎを行い、公立保育園職員と運営予定事業者職員とで、クラス運営や日々の保育、一人一人の子どもの引継ぎを行います。

運営予定事業者職員に対して、本ガイドラインを基に、足立区で取り組んでいる幼児教育の取り組みについて、研修会を行います。また、必要に応じて、公立保育園での実習を行います。

②新規開設事業者決定後の準備

開設事業者職員に対して、本ガイドラインを基に、足立区で取り組んでいる幼児教育の取り組みについて、研修会を行います。また、必要に応じて、公立保育園での実習を行います。

(3) 事業者開設後の取り組み

民営化園は2年間、新規開設園は1年間、担当課による実地調査（巡回訪問）を1か月に1回以上行っています。区の方針や地域性を理解していただき、充実した保育が実施できるように保育園運営にかかわる相談をうけたり、アドバイスをしたりして支援しています。

保育の質ガイドライン等検討委員会

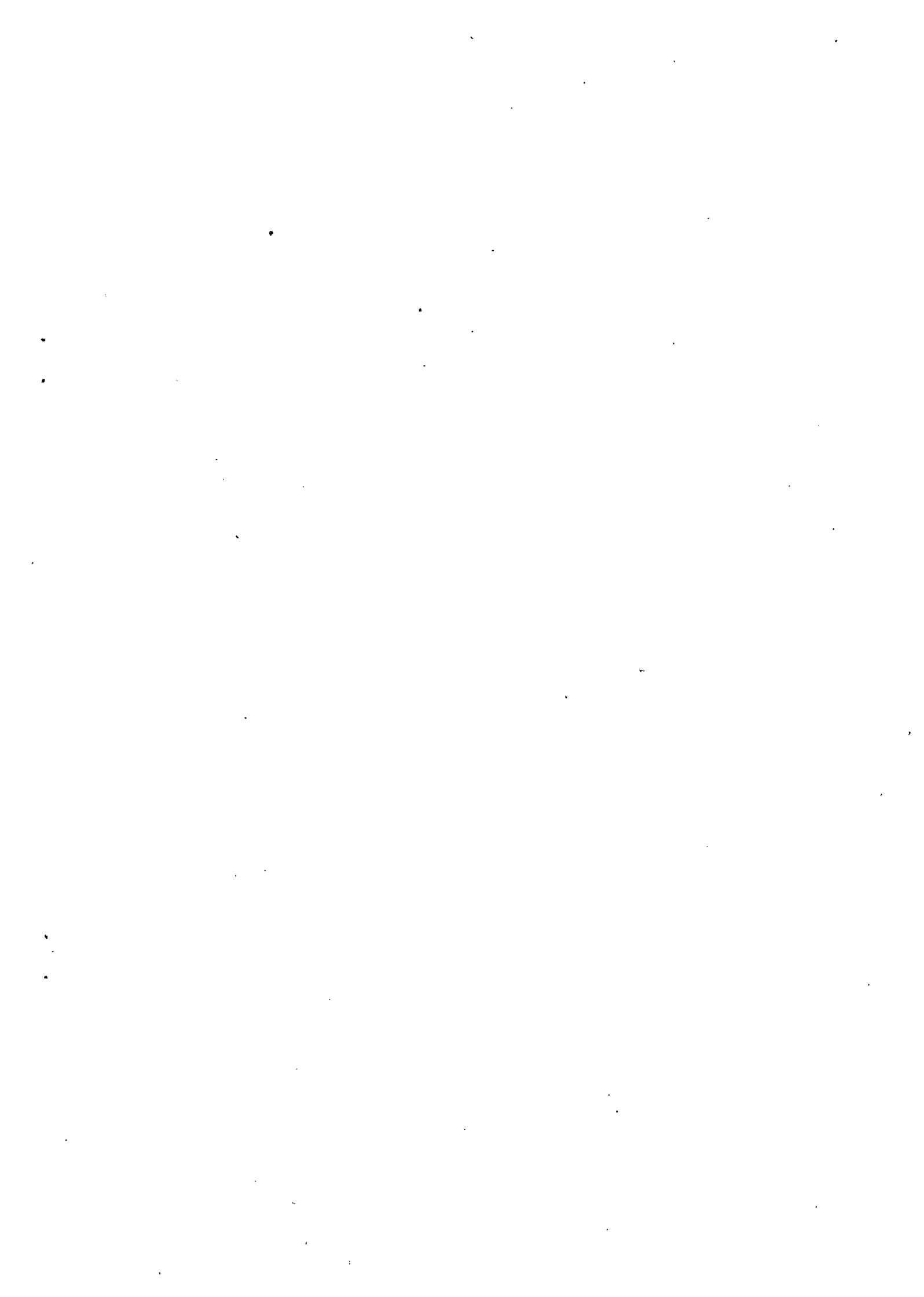
外 部 委 員 (敬称略)	
国立教育政策研究所幼児教育研究センター 総括研究官	掘越 紀香
東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科 教授	藤原 武男
こども教育宝仙大学こども教育学部幼児教育学科 准教授	齊藤 多江子
庁 内 委 員	
子ども家庭部長	鳥山 高章
学力定着対策室長	須原 愛記
子ども政策課長	上遠野 葉子
子ども施設整備課長	松野 美幸
子ども施設運営課長	森田 剛
子ども施設入園課長	千ヶ崎 嘉彦
就学前教育推進課長	飯塚 尚美
子ども施設運営課民営施設指導担当係長	小河原 恵津子
子ども施設運営課民営施設指導担当係長	西野 京子
就学前教育推進課就学前教育推進担当係長	大高 美奈子

【協力】

こども支援センターげんき 支援管理課 発達支援担当係長 長谷川 敦子
 中島根保育園 笠木 奈緒子 (イラスト)

【事務局】

子ども家庭部子ども政策課
 子ども家庭部子ども施設運営課



平成 29 年 3 月策定

足立区教育委員会 子ども家庭部 子ども政策課

足立区中央本町一丁目 17 番 1 号

TEL 03-3880-5445 (直通) FAX 03-3880-5641

Email kosodate@city.adachi.tokyo.jp

1 やよい保育園 評価シート

【評価対象年度】平成 年度：平成27年4月1日 ~ 平成28年3月31日

【評価点】3点：実施できている（工夫あり） 2点：一部実施はできていないが適切な範囲 1点：実施できていない（不備）

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
管理状況	適切な管理の履行	基本協定書に基づき適切に施設管理・人材の管理が行われているか	指定管理者	担当課	評価委員
		1 施設・設備の保守点検（内容・回数） (1) 冷暖房機保守点検（年1回）、消防用設備保守点検（年2回）、非常通報システム保守点検（年4回）、小荷物昇降機保守点検（年4回）、計量器定期検査（2年に1回）	3×2 6	3×2 6	5.8
		2 施設の清掃等 (1) 園舎内自主清掃（毎日）、清掃（壁面、天井、照明器具、誘導等、天井扇）委託（年1回）、清掃（換気扇・フードオイルフィルターダクト）委託（年2回）、清掃（窓ガラス・エアコンフィルター）委託（年3回）、グリストラップ清掃委託（年3回）、排水溝清掃（年1回）、ゴキブリ駆除（年2回）	3	3	3.0
		3 備品等のの保守点検 (1) 樹木剪定（年1回）、調理器具清掃点検（年1回）、輪転機保守点検（年2回）、園児布団の乾燥・消毒（年3回）ピアノ調律（年1回）、カーテンクリーニング（年1回）、カーペットクリーニング（年2回）	3	2.6	2.7
		4 人材育成の取り組み（保護者対応） (1) 職員の専門性向上のための研修を計画し、実施している（年2回） 個人情報保護の研修については、別項目で評価	3	3	3.0
		合計点（満点15点）	15	14.6	14.5
管理状況	安全性の確保	施設の安全性は確保されているか	指定管理者	担当課	評価委員
		5 施設・設備の安全の確保 (1) 園舎火災警備点検（毎月）、園庭固定遊具安全点検（年1回）	3×2 6	3×2 6	6.0
		6 防災への配慮 (1) 防火管理者を設置し、防火管理計画を策定している (2) 防災管理計画・防災マニュアルに沿って防災訓練等を実施している（毎月）	3	3	2.8
		7 防犯への配慮 (1) 施設内外を巡回し、異常等の有無を業務日誌に記録している（随時） (2) 鍵管理マニュアルを策定している (3) 鍵は鍵管理マニュアルどおり適正に管理されており、職員に管理方法が周知されている	3	3	3.0
		8 事故への対応 (1) 緊急連絡網が作成されている (2) 事故対応マニュアルが策定され、全職員に周知されている	3	3	3.0
		合計点（満点15点）	15	15	14.8
管理状況	法令等の遵守	個人情報保護、職員の労働条件の保護等は遵守されているか	指定管理者	担当課	評価委員
		9 個人情報の保護の取り組み (1) 内部研修の策定をしている	3	3	2.7
		10 個人情報事故への対応 (1) 個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等を防ぐ工夫がされている (2) 個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等が発生していない	3	3	3.0
		11 職員の労働条件の保護 (1) 労働者等に対して労働報酬下限額以上の賃金等が支払われている (2) 台帳の整備がされているか			28年度以降になった
		12 各種法令等の遵守 (1) コンプライアンスに関する方針が策定されている (2) 法令順守に向けた取り組みがある	3	3	3.0
合計点（満点9点）	9	9	8.7		

平成28年度 指定管理者評価シート

【やよい保育園】

【評価点】 3点：実施できている（工夫あり） 2点：一部実施はできていないが適切な範囲 1点：実施できていない（不備）

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
管理状況	適切な財務・財産管理	適切な財務運営・財産管理が行われているか	指定管理者	担当課	評価委員
		13 資金残高 (1) 適正な保育所運営及び過大な保有の防止をはかるため、当期末支払資金残高は当該年度の委託費（運営費）収入の30%以下の保有である	2	2	2.0
		14 同一法人内における委託費（運営費）の貸付 (1) 貸付は、当該会計年度内に限定されている (2) 貸付理由は経営上やむを得ないと判断できる事由であり、必要最低限の額である (3) 貸付区分は、各施設拠点（経理）区分または、本部拠点（経理）区分である	3	3	3.0
		15 本部会計繰入金 (1) 本部会計に繰り入れている経費は、「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する額である	3	3	3.0
		合計点（満点9点）	8	8	8.0
事業効果	利用者の満足度（アンケート調査等による）	利用者の満足を得られているか	指定管理者	担当課	評価委員
		16 職員の保護者・地域への対応 (1) 保護者や地域の方への対応は、親切で安心のある対応である	2×2 4	2×2 4	4.0
		17 事業内容 (1) 保育内容に工夫や改善に取り組んでいる	2×2 4	3×2 6	4.8
		18 施設に関すること (1) 施設は清潔である (2) 表示や案内板等を取りつけ施設を使いやすくする工夫をしている	3	3	3.0
		19 苦情・要望対応 (1) 苦情・要望等について適切に対応している (2) 苦情や要望等は記録に残し、職員間で共有がされている	3×2 6	1×2 2	2.3
		20 利用者アンケートの活用 (1) 利用者アンケート結果を公表し、保育の質の向上に努めている	3×2 6	2×2 4	3.5
		合計点（満点27点）	23	19	17.6
事業効果	事業の取り組み	計画どおりの運営となっているか	指定管理者	担当課	評価委員
		21 保育環境 (1) 室内は快適に環境整備がなされている (2) 落ち着いて遊べる場所やコーナーがある (3) 屋外での活動が保障されている	3	2	2.1
		22 保育内容 (1) 子どもの人格を重視した保育がなされている (2) 保育計画や記録が整っている	3×2 6	1.5×2 3	3.7
		23 保育・教育の取り組み (1) 保育課程が策定されている (2) 年間・月案・週案・日誌の記録が整備されている (3) 就学前教育（特色ある保育）が計画的に進められている	3×2 6	2.3×2 4.6	4.8
		24 食事指導 (1) 食育が年間計画にそって進められている (2) アレルギー児対応がマニュアルにそって適切になされている	3×2 6	1.8×2 3.6	4.0
		合計点（満点21点）	21	13.2	14.6

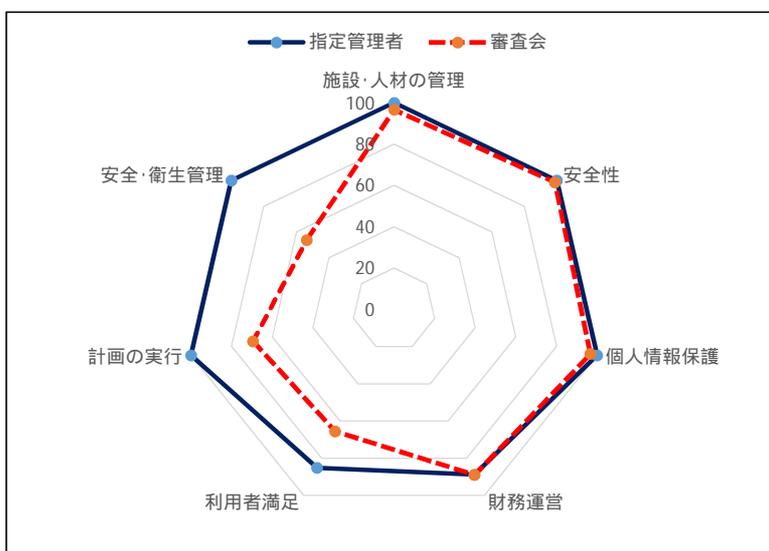
平成28年度 指定管理者評価シート

【やよい保育園】

【評価点】 3点：実施できている（工夫あり） 2点：一部実施はできていないが適切な範囲 1点：実施できていない（不備）

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
事業 効果	事業 の 取 組 み	計画どおりの安全・衛生管理が来ているか	指定管理者	担当課	評価委員
		2 5 園児の健康管理 (1) 保健計画を作成し、子どもの健康保持・増進に努めている (2) 子どもの健康について保護者との情報を共有している (3) 乳幼児突然死症候群や感染症についての対策が適切である (4) 虐待マニュアルに基づいた対応が適切に行われている	3×2 6	1.5×2 3	3.2
		2 6 保育衛生管理 (1) 園舎や水周りの清掃や汚物の処理等が適切である (2) 玩具や寝具が衛生的に取り扱われている (3) 調理師・保育士は衛生管理への配慮がなされている	3×2 6	1.7×2 3.4	3.5
		2 7 調理衛生管理 (1) マニュアルにそって調理室の清掃をしている (2) 調理員の健康管理をしている	3×2 6	1.0×2 2	2.7
		2 8 安全管理 (1) 薬品や洗剤の管理、転倒防止や指づめ防止、避難経路の確保等が適切である (2) 警察や消防署、近隣の病院との連携がとれる体制がある	3×2 6	1.8×2 3.6	3.5
		合計点（満点24点）	24	12	12.9

	満点	得点
指定管理者自己評価点	120点	115点
担当課評価点	120点	90.8点
審査会評価点	120点	91.1点



評価：

- 「A+」114点以上、「A」114点未満～102点以上、「A-」102点未満～96点以上
- 「B+」96点未満～90点以上、「B」90点未満～78点以上、「B-」78点未満～72点以上
- 「C」72点未満

	指定管理者自己評価	担当課評価	審査会評価
評価	A+	B+	B+

2 さつき保育園 評価シート

【評価対象年度】平成 年度：平成27年4月1日～平成28年3月31日

【評価点】3点：実施できている（工夫あり） 2点：一部実施できていないが適切な範囲 1点：実施できていない（不備）

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
管理状況	適切な管理の履行	基本協定書に基づき適切に施設管理・人材の管理が行われているか	指定管理者	担当課	評価委員
		1 施設・設備の保守点検（内容・回数） (1) 冷暖房機保守点検（年1回）、消防用設備保守点検（年2回）、非常通報システム保守点検（年4回）、小荷物昇降機保守点検（年4回）、計量器定期検査（2年に1回）	3×2 6	3×2 6	6.0
		2 施設の清掃等 (1) 園舎内自主清掃（毎日）、清掃（壁面、天井、照明器具、誘導等、天井扇）委託（年1回）、清掃（換気扇・フードオイルフィルターダクト）委託（年2回）、清掃（窓ガラス・エアコンフィルター）委託（年3回）、グリストラップ清掃委託（年3回）、排水溝清掃（年1回）、ゴキブリ駆除（年2回）	3	3	3.0
		3 備品等の保守点検 (1) 樹木剪定（年1回）、調理器具清掃点検（年1回）、輸転機保守点検（年2回）、園児布団の乾燥・消毒（年3回）ピアノ調律（年1回）、カーテンクリーニング（年1回）、カーペットクリーニング（年2回）	2	2.7	2.6
		4 人材育成の取り組み（保護者対応） (1) 職員の専門性向上のための研修を計画し、実施している（年2回） 個人情報保護の研修については、別項目で評価	2	3	3.0
		合計点（満点15点）	13	14.7	14.6
管理状況	安全性の確保	施設の安全性は確保されているか	指定管理者	担当課	評価委員
		5 施設・設備の安全の確保 (1) 園舎火災警備点検（毎月）、園庭固定遊具安全点検（年1回）	3×2 6	1.5×2 3	3.2
		6 防災への配慮 (1) 防火管理者を設置し、防火管理計画を策定している (2) 防災管理計画・防災マニュアルに沿って防災訓練等を実施している（毎月）	3	2.5	2.6
		7 防犯への配慮 (1) 施設内外を巡回し、異常等の有無を業務日誌に記録している（随時） (2) 鍵管理マニュアルを策定している (3) 鍵は鍵管理マニュアルどおり適正に管理されており、職員に管理方法が周知されている	3	3	2.7
		8 事故への対応 (1) 緊急連絡網が作成されている (2) 事故対応マニュアルが策定され、全職員に周知されている	3	2	2.1
		合計点（満点15点）	15	10.5	10.6
管理状況	法令等の遵守	個人情報保護、職員の労働条件の保護等は遵守されているか	指定管理者	担当課	評価委員
		9 個人情報の保護の取り組み (1) 内部研修の策定をしている	3	3	3.0
		10 個人情報事故への対応 (1) 個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等を防ぐ工夫がされている (2) 個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等が発生していない	3	3	3.0
		11 職員の労働条件の保護 (1) 労働者等に対して労働報酬下限額以上の賃金等が支払われているか (2) 台帳の整備がされているか			28年度以降になった
		12 各種法令等の遵守 (1) コンプライアンスに関する方針が策定されている (2) 法令順守に向けた取り組みがある	3	3	2.8
		合計点（満点9点）	9	9	8.8

平成28年度 指定管理者評価シート

【さつき保育園】

【評価点】 3点：実施できている（工夫あり）		2点：一部実施できていないが適切な範囲		1点：実施できていない（不備）	
大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
管理状況	適切な財務・財産管理	適切な財務運営・財産管理が行われているか	指定管理者	担当課	評価委員
		13 資金残高 (1) 適正な保育所運営及び過大な保有の防止をはかるため、当期末支払資金残高は当該年度の委託費（運営費）収入の30%以下の保有である	2	2	2.0
		14 同一法人内における委託費（運営費）の貸付 (1) 貸付は、当該会計年度内に限定されている (2) 貸付理由は経営上やむを得ないと判断できる事由であり、必要最低限の額である (3) 貸付区分は、各施設拠点（経理）区分または、本部拠点（経理）区分である	3	3	3.0
		15 本部会計繰入金 (1) 本部会計に繰り入れている経費は、「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する額である	3	3	3.0
		合計点（満点9点）	8	8	8.0
事業効果	利用者の満足度（アンケート調査等による）	利用者の満足を得られているか	指定管理者	担当課	評価委員
		16 職員の保護者・地域への対応 (1) 保護者や地域の方への対応は、親切で安心のある対応である	3×2 6	3×2 6	6.0
		17 事業内容 (1) 保育内容に工夫や改善に取り組んでいる	3×2 6	3×2 6	6.0
		18 施設に関すること (1) 施設は清潔である (2) 表示や案内板等をとりつけ施設を使いやすくする工夫をしている	3	3	3.0
		19 苦情・要望対応 (1) 苦情・要望等について適切に対応している (2) 苦情や要望等は記録に残し、職員間で共有がされている	2×2 4	2×2 4	4.0
		20 利用者アンケートの活用 (1) 利用者にアンケート結果を公表し、保育の質の向上に努めている	3×2 6	3×2 6	6.0
		合計点（満点27点）	25	25	25.0
事業効果	事業の取組み	計画どおりの運営となっているか	指定管理者	担当課	評価委員
		21 保育環境 (1) 室内は快適に環境整備がなされている (2) 落ち着いて遊べる場所やコーナーがある (3) 屋外での活動が保障されている	3	2.3	2.3
		22 保育内容 (1) 子どもの人格を重視した保育がなされている (2) 保育計画や記録が整っている	3×2 6	2×2 4	4.0
		23 保育・教育の取組み (1) 保育課程が策定されている (2) 年間・月案・週案・日誌の記録が整備されている (3) 就学前教育（特色ある保育）が計画的に進められている	2×2 4	2×2 4	4.0
		24 食事指導 (1) 食育が年間計画にそって進められている (2) アレルギー児対応がマニュアルにそって適切になされている	3×2 6	2.5×2 5	5.0
		合計点（満点21点）	19	15.3	15.3

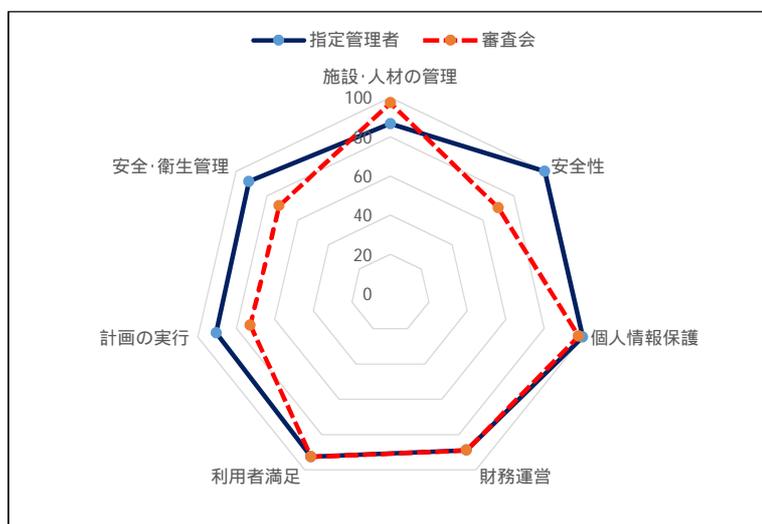
平成28年度 指定管理者評価シート

【さつき保育園】

【評価点】 3点：実施できている 2点：一部実施できていない部分 1点：実施できていない部分が多い 0点：実施できていない

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）				
事業 効果	事業 の 取 組 み	計画どおりの安全・衛生管理が出来ているか	指定管理者	担当課	評価委員		
		25 園児の健康管理 (1) 保健計画を作成し、子どもの健康保持・増進に努めている (2) 子どもの健康について保護者との情報を共有している (3) 乳幼児突然死症候群や感染症についての対策が適切である (4) 虐待マニュアルに基づいた対応が適切に行われている	2×2	2×2	4	4	4.0
		26 保育衛生管理 (1) 園舎や水周りの清掃や汚物の処理等が適切である (2) 玩具や寝具が衛生的に取り扱われている (3) 調理師・保育士は衛生管理への配慮がなされている	3×2	2.3×2	6	4.6	4.6
		27 調理衛生管理 (1) マニュアルにそって調理室の清掃をしている (2) 調理員の健康管理をしている	3×2	2×2	6	4	4.0
		28 安全管理 (1) 薬品や洗剤の管理、転倒防止や指づめ防止、避難経路の確保等が適切である (2) 警察や消防署、近隣の病院との連携がとれる体制がある	3×2	2.3×2	6	4.6	4.6
		合計点（満点24点）	22	17.2	17.2		

	満点	得点
指定管理者自己評価点	120点	111点
担当課評価点	120点	99.7点
審査会評価点	120点	99.5点



評価：
 「A+」114点以上、「A」114点未満～102点以上、「A-」102点未満～96点以上
 「B+」96点未満～90点以上、「B」90点未満～78点以上、「B-」78点未満～72点以上
 「C」72点未満

	指定管理者自己評価	担当課評価	審査会評価
評価	A	A -	A -

3 せきや保育園 評価シート

【評価対象年度】平成 年度：平成27年4月1日 ~ 平成28年3月31日

【評価点】3点：実施できている 2点：一部実施できていないが適切な範囲 1点：実施できていない（不備）

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
管理状況	適切な管理の履行	基本協定書に基づき適切に施設管理・人材の管理が行われているか	指定管理者	担当課	評価委員
		1 施設・設備の保守点検（内容・回数）	2×2	2.5×2	
		(1) 冷暖房機保守点検（年1回）、消防用設備保守点検（年2回）、非常通報システム保守点検（年4回）、小荷物昇降機保守点検（年4回）、計量器定期検査（2年に1回）	4	5	4.8
		2 施設の清掃等	2	2.5	2.3
		(1) 園舎内自主清掃（毎日）、清掃（壁面、天井、照明器具、誘導等、天井扇）委託（年1回）、清掃（換気扇・フードオイルフィルターダクト）委託（年2回）、清掃（窓ガラス・エアコンフィルター）委託（年3回）、グリストラップ清掃委託（年3回）、排水溝清掃（年1回）、ゴキブリ駆除（年2回）			
		3 備品等のの保守点検	3	2.7	2.7
(1) 樹木剪定（年1回）、調理器具清掃点検（年1回）、輸転機保守点検（年2回）、園児布団の乾燥・消毒（年3回）ピアノ調律（年1回）、カーテンクリーニング（年1回）、カーペットクリーニング（年2回）					
4 人材育成の取り組み（保護者対応）	3	3	3.0		
(1) 職員の専門性向上のための研修を計画し、実施している（年2回） 個人情報保護の研修については、別項目で評価					
		合計点（満点15点）	12.0	13.2	12.8
管理状況	安全性の確保	施設の安全性は確保されているか	指定管理者	担当課	評価委員
		5 施設・設備の安全の確保	2×2	2.5×2	
		(1) 園舎火災警備点検（毎月）、園庭固定遊具安全点検（年1回）	4	5	4.6
		6 防災への配慮	3	2.5	2.6
		(1) 防火管理者を設置し、防火管理計画を策定している (2) 防災管理計画・防災マニュアルに沿って防災訓練等を実施している（毎月）			
		7 防犯への配慮	3	3	3.0
(1) 施設内外を巡回し、異常等の有無を業務日誌に記録している（随時） (2) 鍵管理マニュアルを策定している (3) 鍵は鍵管理マニュアルどおり適正に管理されており、職員に管理方法が周知されている					
8 事故への対応	3	2	2.1		
(1) 緊急連絡網が作成されている (2) 事故対応マニュアルが策定され、全職員に周知されている					
		合計点（満点15点）	13	12.5	12.3
管理状況	法令等の遵守	個人情報保護、職員の労働条件の保護等は遵守されているか	指定管理者	担当課	評価委員
		9 個人情報の保護の取り組み	3	1	1.0
		(1) 内部研修の策定をしている			
		10 個人情報事故への対応	2	1	1.0
		(1) 個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等を防ぐ工夫がされている (2) 個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等が発生していない			
		11 職員の労働条件の保護			
(1) 労働者等に対して労働報酬下限額以上の賃金等が支払われている (2) 台帳の整備がされているか					
12 各種法令等の遵守	3	3	2.9		
(1) コンプライアンスに関する方針が策定されている (2) 法令順守に向けた取り組みがある					
		合計点（満点9点）	8	5	4.9

28年度以降になった

平成28年度 指定管理者評価シート

【せきや保育園】

【評価点】 3点：実施できている 2点：一部実施できていないが適切な範囲 1点：実施できていない（不備）

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
管理状況	適切な財務・財産管理	適切な財務運営・財産管理が行われているか	指定管理者	担当課	評価委員
		13 資金残高 (1) 適正な保育所運営及び過大な保有の防止をはかるため、当期末支払資金残高は当該年度の委託費（運営費）収入の30%以下の保有である	2	2	2.0
		14 同一法人内における委託費（運営費）の貸付 (1) 貸付は、当該会計年度内に限定されている (2) 貸付理由は経営上やむを得ないと判断できる事由であり、必要最低限の額である (3) 貸付区分は、各施設拠点（経理）区分または、本部拠点（経理）区分である	3	3	3.0
		15 本部会計繰入金 (1) 本部会計に繰り入れている経費は、「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する額である	3	3	3.0
		合計点（満点9点）	8	8	8.0
事業効果	利用者の満足度（アンケート調査等による）	利用者の満足を得られているか	指定管理者	担当課	評価委員
		16 職員の保護者・地域への対応 (1) 保護者や地域の方への対応は、親切で安心のある対応である	3×2 6	3×2 6	6.0
		17 事業内容 (1) 保育内容に工夫や改善に取り組んでいる	3×2 6	3×2 6	6.0
		18 施設に関すること (1) 施設は清潔である (2) 表示や案内板等をとりつけ施設を使いやすくする工夫をしている	3	3	3.0
		19 苦情・要望対応 (1) 苦情・要望等について適切に対応している (2) 苦情や要望等は記録に残し、職員間で共有がされている	3×2 6	3×2 6	6.0
		20 利用者アンケートの活用 (1) 利用者アンケート結果を公表し、保育の質の向上に努めている	3×2 6	3×2 6	6.0
		合計点（満点27点）	27	27	27.0
事業効果	事業の取組み	計画どおりの運営となっているか	指定管理者	担当課	評価委員
		21 保育環境 (1) 室内は快適に環境整備がなされている (2) 落ち着いて遊べる場所やコーナーがある (3) 屋外での活動が保障されている	3	3	3.0
		22 保育内容 (1) 子どもの人格を重視した保育がなされている (2) 保育計画や記録が整っている	3×2 6	3×2 6	6.0
		23 保育・教育の取組み (1) 保育課程が策定されている (2) 年間・月案・週案・日誌の記録が整備されている (3) 就学前教育（特色ある保育）が計画的に進められている	3×2 6	2.3×2 4.6	4.6
		24 食事指導 (1) 食育が年間計画にそって進められている (2) アレルギー児対応がマニュアルにそって適切になされている	3×2 6	2.3×2 4.6	4.6
合計点（満点21点）	21	18.2	18.2		

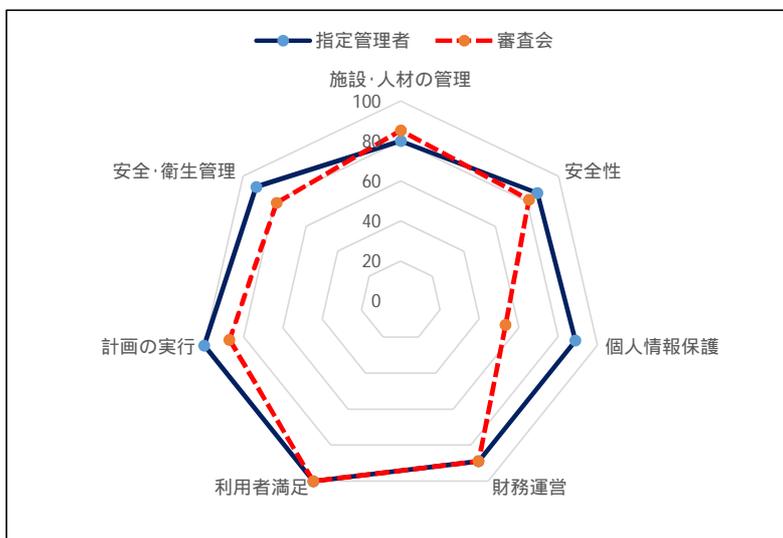
平成28年度 指定管理者評価シート

【せきや保育園】

【評価点】 3点：実施できている 2点：一部実施できていないが適切な範囲 1点：実施できていない（不備）

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
			指定管理者	担当課	評価委員
事業効果	事業の取組み	計画どおりの安全・衛生管理が来ているか			
		25 園児の健康管理 (1) 保健計画を作成し、子どもの健康保持・増進に努めている (2) 子どもの健康について保護者との情報を共有している (3) 乳幼児突然死症候群や感染症についての対策が適切である (4) 虐待マニュアルに基づいた対応が適切に行われている	3×2 6	2.8×2 5.6	5.6
		26 保育衛生管理 (1) 園舎や水周りの清掃や汚物の処理等が適切である (2) 玩具や寝具が衛生的に取り扱われている (3) 調理師・保育士は衛生管理への配慮がなされている	3×2 6	2.3×2 4.6	4.6
		27 調理衛生管理 (1) マニュアルにそって調理室の清掃をしている (2) 調理員の健康管理をしている	3×2 6	2×2 4	4.0
		28 安全管理 (1) 薬品や洗剤の管理、転倒防止や指つめ防止、避難経路の確保等が適切である (2) 警察や消防署、近隣の病院との連携がとれる体制がある	2×2 4	2.3×2 4.6	4.6
		合計点（満点24点）	22	18.8	18.8

	満点	得点
指定管理者自己評価点	120点	111点
担当課評価点	120点	102.7点
審査会評価点	120点	102点



評価：

- 「A+」114点以上、「A」114点未満～102点以上、「A-」102点未満～96点以上
- 「B+」96点未満～90点以上、「B」90点未満～78点以上、「B-」78点未満～72点以上
- 「C」72点未満

	指定管理者自己評価	担当課評価	審査会評価
評価	A	A	A

4 青井保育園 評価シート

【評価対象年度】平成27年度：平成27年4月1日～平成28年3月31日

【評価点】3点：実施できている（工夫あり） 2点：一部実施できていないが適切な範囲 1点：実施できていない（不備）

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
管理状況	適切な管理の履行	基本協定書に基づき適切に施設管理・人材の管理が行われているか	指定管理者	担当課	評価委員
		1 施設・設備の保守点検（内容・回数）	2.5×2	3×2	
		(1) 冷暖房機保守点検（年1回）、消防用設備保守点検（年2回）、非常通報システム保守点検（年4回）、小荷物昇降機保守点検（年4回）、計量器定期検査（2年に1回）	5	6	6.0
		2 施設の清掃等	2.5	2.5	2.6
		(1) 園舎内自主清掃（毎日）、清掃（壁面、天井、照明器具、誘導等、天井扇）委託（年1回）、清掃（換気扇・フードオイルフィルターダクト）委託（年2回）、清掃（窓ガラス・エアコンフィルター）委託（年3回）、グリストラップ清掃委託（年3回）、排水溝清掃（年1回）、ゴキブリ駆除（年2回）			
		3 備品等の保守点検	3	3	3.0
(1) 樹木剪定（年1回）、調理器具清掃点検（年1回）、輪転機保守点検（年2回）、園児布団の乾燥・消毒（年3回）ピアノ調律（年1回）、カーテンクリーニング（年1回）、カーペットクリーニング（年2回）					
4 人材育成の取り組み（保護者対応）	3	3	3.0		
(1) 職員の専門性向上のための研修を計画し、実施している（年2回） 個人情報保護の研修については、別項目で評価					
		合計点（満点15点）	13.5	14.5	14.6
管理状況	安全性の確保	施設の安全性は確保されているか	指定管理者	担当課	評価委員
		5 施設・設備の安全の確保	2×2	3×2	
		(1) 園舎火災警備点検（毎月）、園庭固定遊具安全点検（年1回）	4	6	5.8
		6 防災への配慮	3	3	3.0
		(1) 防火管理者を設置し、防火管理計画を策定している (2) 防災管理計画・防災マニュアルに沿って防災訓練等を実施している（毎月）			
		7 防犯への配慮	3	3	3.0
(1) 施設内外を巡回し、異常等の有無を業務日誌に記録している（随時） (2) 鍵管理マニュアルを策定している (3) 鍵は鍵管理マニュアルどおり適正に管理されており、職員に管理方法が周知されている					
8 事故への対応	3	3	3.0		
(1) 緊急連絡網が作成されている (2) 事故対応マニュアルが策定され、全職員に周知されている					
		合計点（満点15点）	13	15	14.8
管理状況	法令等の遵守	個人情報保護、職員の労働条件の保護等は遵守されているか	指定管理者	担当課	評価委員
		9 個人情報の保護の取り組み	3	3	3.0
		(1) 内部研修の策定をしている			
		10 個人情報事故への対応	3	3	3.0
		(1) 個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等を防ぐ工夫がされている (2) 個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等が発生していない			
		11 職員の労働条件の保護			
(1) 労働者等に対して労働報酬下限額以上の賃金等が支払われている (2) 台帳の整備がされているか					
12 各種法令等の遵守	3	3	3.0		
(1) コンプライアンスに関する方針が策定されている (2) 法令順守に向けた取り組みがある					
		合計点（満点9点）	9	9	9.0

28年度以降になった

平成28年度 指定管理者評価シート

【青井保育園】

【評価点】 3点：実施できている（工夫あり） 2点：一部実施できていないが適切な範囲 1点：実施できていない（不備）

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
管理状況	適切な財務・財産管理	適切な財務運営・財産管理が行われているか	指定管理者	担当課	評価委員
		13 資金残高 (1) 適正な保育所運営及び過大な保有の防止をはかるため、当期末支払資金残高は当該年度の委託費（運営費）収入の30%以下の保有である	3	3	3.0
		14 同一法人内における委託費（運営費）の貸付 (1) 貸付は、当該会計年度内に限定されている (2) 貸付理由は経営上やむを得ないと判断できる事由であり、必要最低限の額である (3) 貸付区分は、各施設拠点（経理）区分または、本部拠点（経理）区分である	3	3	3.0
		15 本部会計繰入金 (1) 本部会計に繰り入れている経費は、「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する額である	1	3	3.0
		合計点（満点9点）	7	9	9.0
事業効果	利用者の満足度（アンケート調査等による）	利用者の満足を得られているか	指定管理者	担当課	評価委員
		16 職員の保護者・地域への対応 (1) 保護者や地域の方への対応は、親切で安心のある対応である	3×2 6	2×2 4	4.0
		17 事業内容 (1) 保育内容に工夫や改善に取り組んでいる	3×2 6	3×2 6	6.0
		18 施設に関すること (1) 施設は清潔である (2) 表示や案内板等を取りつけ施設を使いやすくする工夫をしている	3	2	2.1
		19 苦情・要望対応 (1) 苦情・要望等について適切に対応している (2) 苦情や要望等は記録に残し、職員間で共有がされている	3×2 6	2×2 4	4.0
		20 利用者アンケートの活用 (1) 利用者にアンケート結果を公表し、保育の質の向上に努めている	3×2 6	3×2 6	6.0
		合計点（満点27点）	27	22	22.1
事業効果	事業の取組み	計画どおりの運営となっているか	指定管理者	担当課	評価委員
		21 保育環境 (1) 室内は快適に環境整備がなされている (2) 落ち着いて遊べる場所やコーナーがある (3) 屋外での活動が保障されている	3	2.7	2.8
		22 保育内容 (1) 子どもの人格を重視した保育がなされている (2) 保育計画や記録が整っている	3×2 6	2.5×2 5	5.2
		23 保育・教育の取組み (1) 保育課程が策定されている (2) 年間・月案・週案・日誌の記録が整備されている (3) 就学前教育（特色ある保育）が計画的に進められている	3×2 6	2.7×2 5.4	5.5
		24 食事指導 (1) 食育が年間計画にそって進められている (2) アレルギー児対応がマニュアルにそって適切になされている	3×2 6	2.5×2 5	5.0
合計点（満点21点）	21	18.1	18.5		

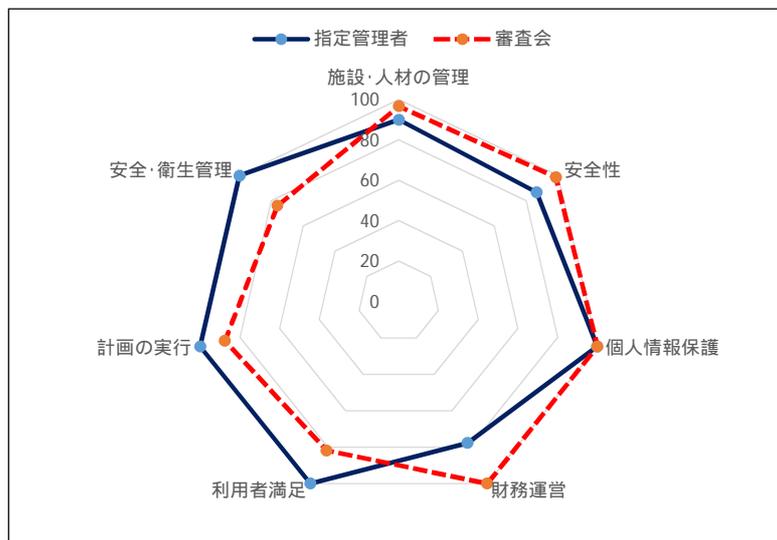
平成28年度 指定管理者評価シート

【青井保育園】

【評価点】 3点：実施できている（工夫あり） 2点：一部実施できていないが適切な範囲 1点：実施できていない（不備）

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
			指定管理者	担当課	評価委員
事業 効果	事業 の 取 組 み	計画どおりの安全・衛生管理が出来ているか			
		25 園児の健康管理 (1) 保健計画を作成し、子どもの健康保持・増進に努めている (2) 子どもの健康について保護者との情報を共有している (3) 乳幼児突然死症候群や感染症についての対策が適切である (4) 虐待マニュアルに基づいた対応が適切に行われている	3×2	2.3×2	4.6
		26 保育衛生管理 (1) 園舎や水周りの清掃や汚物の処理等が適切である (2) 玩具や寝具が衛生的に取り扱われている (3) 調理師・保育士は衛生管理への配慮がなされている	3×2	2.3×2	5.0
		27 調理衛生管理 (1) マニュアルにそって調理室の清掃をしている (2) 調理員の健康管理をしている	3×2	2×2	4.0
		28 安全管理 (1) 薬品や洗剤の管理、転倒防止や指つめ防止、避難経路の確保等が適切である (2) 警察や消防署、近隣の病院との連携がとれる体制がある	3×2	2.3×2	4.6
		合計点（満点24点）	24	17.8	18.2

	満点	得点
指定管理者自己評価点	120点	114.5点
担当課評価点	120点	105.4点
審査会評価点	120点	106.2点



評価：
 「A+」114点以上、「A」114点未満～102点以上、「A-」102点未満～96点以上
 「B+」96点未満～90点以上、「B」90点未満～78点以上、「B-」78点未満～72点以上
 「C」72点未満

	指定管理者自己評価	担当課評価	審査会評価
評価	A+	A	A

5 東保木間 保育園 評価シート

【評価対象年度】平成 年度：平成27年4月1日～平成28年3月31日

【評価点】3点：実施できている（工夫あり） 2点：一部実施できていないが適切な範囲 1点：実施できていない（不備）

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
管理状況	適切な管理の履行	基本協定書に基づき適切に施設管理・人材の管理が行われているか	指定管理者	担当課	評価委員
		1 施設・設備の保守点検（内容・回数） (1) 冷暖房機保守点検（年1回）、消防用設備保守点検（年2回）、非常通報システム保守点検（年4回）、小荷物昇降機保守点検（年4回）、計量器定期検査（2年に1回）	3×2 6	3×2 6	6.0
		2 施設の清掃等 (1) 園舎内自主清掃（毎日）、清掃（壁面、天井、照明器具、誘導等、天井扇）委託（年1回）、清掃（換気扇・フードオイルフィルターダクト）委託（年2回）、清掃（窓ガラス・エアコンフィルター）委託（年3回）、グリストラップ清掃委託（年3回）、排水溝清掃（年1回）、ゴキブリ駆除（年2回）	3	3	3.0
		3 備品等の保守点検 (1) 樹木剪定（年1回）、調理器具清掃点検（年1回）、輸転機保守点検（年2回）、園児布団の乾燥・消毒（年3回）ピアノ調律（年1回）、カーテンクリーニング（年1回）、カーペットクリーニング（年2回）	3	3	3.0
		4 人材育成の取り組み（保護者対応） (1) 職員の専門性向上のための研修を計画し、実施している（年2回） 個人情報保護の研修については、別項目で評価	3	3	3.0
		合計点（満点15点）	15	15	15.0
管理状況	安全性の確保	施設の安全性は確保されているか	指定管理者	担当課	評価委員
		5 施設・設備の安全の確保 (1) 園舎火災警備点検（毎月）、園庭固定遊具安全点検（年1回）	3×2 6	3×2 6	6.0
		6 防災への配慮 (1) 防火管理者を設置し、防火管理計画を策定している (2) 防災管理計画・防災マニュアルに沿って防災訓練等を実施している（毎月）	3	2.5	2.6
		7 防犯への配慮 (1) 施設内外を巡回し、異常等の有無を業務日誌に記録している（随時） (2) 鍵管理マニュアルを策定している (3) 鍵は鍵管理マニュアルどおり適正に管理されており、職員に管理方法が周知されている	3	2	2.0
		8 事故への対応 (1) 緊急連絡網が作成されている (2) 事故対応マニュアルが策定され、全職員に周知されている	3	2	2.0
		合計点（満点15点）	15	12.5	12.6
管理状況	法令等の遵守	個人情報保護、職員の労働条件の保護等は遵守されているか	指定管理者	担当課	評価委員
		9 個人情報の保護の取り組み (1) 内部研修の策定をしている	3	3	3.0
		10 個人情報事故への対応 (1) 個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等を防ぐ工夫がされている (2) 個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等が発生していない	3	3	3.0
		11 職員の労働条件の保護 (1) 労働者等に対して労働報酬下限額以上の賃金等が支払われているか (2) 台帳の整備がされているか			28年度以降になった
		12 各種法令等の遵守 (1) コンプライアンスに関する方針が策定されている (2) 法令順守に向けた取り組みがある	3	3	3.0
		合計点（満点9点）	9	9	9.0

平成28年度 指定管理者評価シート

【東保木間保育園】

【評価点】 3点：実施できている（工夫あり） 2点：一部実施できていないが適切な範囲 1点：実施できていない（不備）

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
管理状況	適切な財務・財産管理	適切な財務運営・財産管理が行われているか	指定管理者	担当課	評価委員
		13 資金残高 (1) 適正な保育所運営及び過大な保有の防止をはかるため、当期末支払資金残高は当該年度の委託費（運営費）収入の30%以下の保有である	1	2	2.0
		14 同一法人内における委託費（運営費）の貸付 (1) 貸付は、当該会計年度内に限定されている (2) 貸付理由は経営上やむを得ないと判断できる事由であり、必要最低限の額である (3) 貸付区分は、各施設拠点（経理）区分または、本部拠点（経理）区分である	2	3	3.0
		15 本部会計繰入金 (1) 本部会計に繰り入れている経費は、「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する額である	2	3	2.8
		合計点（満点9点）	5	8	7.8
事業効果	利用者の満足度（アンケート調査等による）	利用者の満足を得られているか	指定管理者	担当課	評価委員
		16 職員の保護者・地域への対応 (1) 保護者や地域の方への対応は、親切で安心のある対応である	3×2 6	3×2 6	6.0
		17 事業内容 (1) 保育内容に工夫や改善に取り組んでいる	3×2 6	3×2 6	6.0
		18 施設に関すること (1) 施設は清潔である (2) 表示や案内板等を取りつけ施設を使いやすくする工夫をしている	3 3	3 3	3.0
		19 苦情・要望対応 (1) 苦情・要望等について適切に対応している (2) 苦情や要望等は記録に残し、職員間で共有がされている	3×2 6	2×2 4	4.0
		20 利用者アンケートの活用 (1) 利用者にアンケート結果を公表し、保育の質の向上に努めている	3×2 6	2×2 4	4.2
		合計点（満点27点）	27	23	23.2
事業効果	事業の取り組み	計画どおりの運営となっているか	指定管理者	担当課	評価委員
		21 保育環境 (1) 室内は快適に環境整備がなされている (2) 落ち着いて遊べる場所やコーナーがある (3) 屋外での活動が保障されている	2	2.3	2.3
		22 保育内容 (1) 子どもの人格を重視した保育がなされている (2) 保育計画や記録が整っている	3×2 6	2.5×2 5	5.1
		23 保育・教育の取り組み (1) 保育課程が策定されている (2) 年間・月案・週案・日誌の記録が整備されている (3) 就学前教育（特色ある保育）が計画的に進められている	3×2 6	2.3×2 4.6	4.6
		24 食事指導 (1) 食育が年間計画にそって進められている (2) アレルギー児対応がマニュアルにそって適切になされている	3×2 6	2.3×2 6	5.4
		合計点（満点21点）	20	17.9	17.4

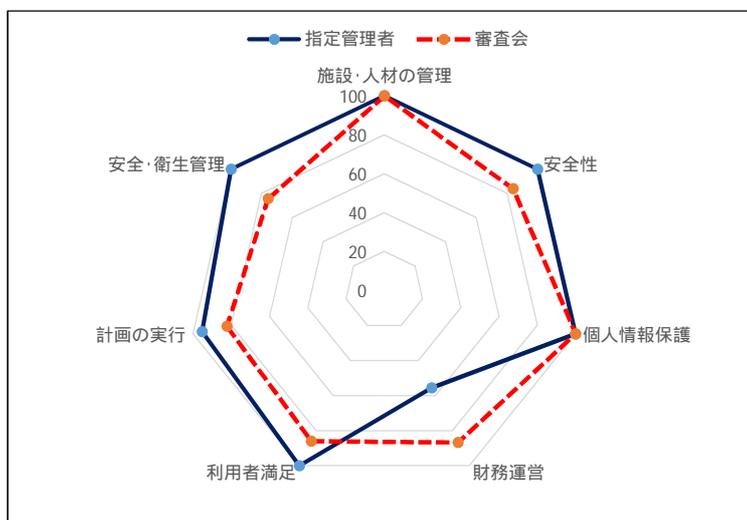
平成28年度 指定管理者評価シート

【東保木間保育園】

【評価点】 3点：実施できている（工夫あり） 2点：一部実施できていないが適切な範囲 1点：実施できていない（不備）

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
事業 効果	事業 の 取 組 み	計画どおりの安全・衛生管理が出来ているか	指定管理者	担当課	評価委員
		25 園児の健康管理 (1) 保健計画を作成し、子どもの健康保持・増進に努めている (2) 子どもの健康について保護者との情報を共有している (3) 乳幼児突然死症候群や感染症についての対策が適切である (4) 虐待マニュアルに基づいた対応が適切に行われている	3×2 6	2.8×2 5.6	5.6
		26 保育衛生管理 (1) 園舎や水周りの清掃や汚物の処理等が適切である (2) 玩具や寝具が衛生的に取り扱われている (3) 調理師・保育士は衛生管理への配慮がなされている	3×2 6	2×2 4	4
		27 調理衛生管理 (1) マニュアルにそって調理室の清掃をしている (2) 調理員の健康管理をしている	3×2 6	2×2 4	4
		28 安全管理 (1) 薬品や洗剤の管理、転倒防止や指づめ防止、避難経路の確保等が適切である (2) 警察や消防署、近隣の病院との連携がとれる体制がある	3×2 6	2.3×2 4.6	4.6
		合計点（満点24点）	24	18.2	18.2

	満点	得点
指定管理者自己評価点	120点	115点
担当課評価点	120点	103.6点
審査会評価点	120点	103.2点



評価：
 「A+」114点以上、「A」114点未満～102点以上、「A-」102点未満～96点以上
 「B+」96点未満～90点以上、「B」90点未満～78点以上、「B-」78点未満～72点以上
 「C」72点未満

	指定管理者自己評価	担当課評価	審査会評価
評価	A+	A	A

6 谷在家保育園 評価シート

【評価対象年度】平成27年度：平成27年4月1日～平成28年3月31日

【評価点】3点：実施できている（工夫あり） 2点：一部実施できていないが適切な範囲 1点：実施できていない（不備）

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
管理状況	適切な管理の履行	基本協定書に基づき適切に施設管理・人材の管理が行われているか	指定管理者	担当課	評価委員
		1 施設・設備の保守点検（内容・回数） (1) 冷暖房機保守点検（年1回）、消防用設備保守点検（年2回）、非常通報システム保守点検（年4回）、小荷物昇降機保守点検（年4回）、計量器定期検査（2年に1回）	3×2 6	2.5×2 5	5.1
		2 施設の清掃等 (1) 園舎内自主清掃（毎日）、清掃（壁面、天井、照明器具、誘導等、天井扇）委託（年1回）、清掃（換気扇・フードオイルフィルターダクト）委託（年2回）、清掃（窓ガラス・エアコンフィルター）委託（年3回）、グリストラップ清掃委託（年3回）、排水溝清掃（年1回）、ゴキブリ駆除（年2回）	2.5	2.3	2.2
		3 備品等のの保守点検 (1) 樹木剪定（年1回）、調理器具清掃点検（年1回）、輸転機保守点検（年2回）、園児布団の乾燥・消毒（年3回）ピアノ調律（年1回）、カーテンクリーニング（年1回）、カーベットクリーニング（年2回）	3	2.6	2.7
		4 人材育成の取り組み（保護者対応） (1) 職員の専門性向上のための研修を計画し、実施している（年2回） 個人情報保護の研修については、別項目で評価	3	3	3.0
		合計点（満点15点）	14.5	12.9	13.0
管理状況	安全性の確保	施設の安全性は確保されているか	指定管理者	担当課	評価委員
		5 施設・設備の安全の確保 (1) 園舎火災警備点検（毎月）、園庭固定遊具安全点検（年1回）	2×2 4	3×2 6	6.0
		6 防災への配慮 (1) 防火管理者を設置し、防火管理計画を策定している (2) 防災管理計画・防災マニュアルに沿って防災訓練等を実施している（毎月）	3	2.5	2.6
		7 防犯への配慮 (1) 施設内外を巡回し、異常等の有無を業務日誌に記録している（随時） (2) 鍵管理マニュアルを策定している (3) 鍵は鍵管理マニュアルどおり適正に管理されており、職員に管理方法が周知されている	3	2	2.0
		8 事故への対応 (1) 緊急連絡網が作成されている (2) 事故対応マニュアルが策定され、全職員に周知されている	3	2	2.0
		合計点（満点15点）	13	12.5	12.6
管理状況	法令等の遵守	個人情報保護、職員の労働条件の保護等は遵守されているか	指定管理者	担当課	評価委員
		9 個人情報の保護の取り組み (1) 内部研修の策定をしている	3	3	3.0
		10 個人情報事故への対応 (1) 個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等を防ぐ工夫がされている (2) 個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等が発生していない	3	3	3.0
		11 職員の労働条件の保護 (1) 労働者等に対して労働報酬下限額以上の賃金等が支払われている (2) 台帳の整備がされているか			28年度以降になった
		12 各種法令等の遵守 (1) コンプライアンスに関する方針が策定されている (2) 法令順守に向けた取り組みがある	3	3	3.0
		合計点（満点9点）	9	9	9.0

平成28年度 指定管理者評価シート

【谷在家保育園】

【評価点】 3点：実施できている（工夫あり） 2点：一部実施できていないが適切な範囲 1点：実施できていない（不備）

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
管理状況	適切な財務・財産管理	適切な財務運営・財産管理が行われているか	指定管理者	担当課	評価委員
		13 資金残高 (1) 適正な保育所運営及び過大な保有の防止をはかるため、当期末支払資金残高は当該年度の委託費（運営費）収入の30%以下の保有である	2	3	3.0
		14 同一法人内における委託費（運営費）の貸付 (1) 貸付は、当該会計年度内に限定されている (2) 貸付理由は経営上やむを得ないと判断できる事由であり、必要最低限の額である (3) 貸付区分は、各施設拠点（経理）区分または、本部拠点（経理）区分である	3	3	3.0
		15 本部会計繰入金 (1) 本部会計に繰り入れている経費は、「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する額である	2	3	3.0
		合計点（満点9点）	7	9	9.0
事業効果	利用者の満足度（アンケート調査等による）	利用者の満足を得られているか	指定管理者	担当課	評価委員
		16 職員の保護者・地域への対応 (1) 保護者や地域の方への対応は、親切で安心のある対応である	3×2 6	3×2 6	6.0
		17 事業内容 (1) 保育内容に工夫や改善に取り組んでいる	3×2 6	3×2 6	6.0
		18 施設に関すること (1) 施設は清潔である (2) 表示や案内板等をとりつけ施設を使いやすくする工夫をしている	3 3	3 3	3.0
		19 苦情・要望対応 (1) 苦情・要望等について適切に対応している (2) 苦情や要望等は記録に残し、職員間で共有がされている	3×2 6	2×2 4	4.0
		20 利用者アンケートの活用 (1) 利用者アンケート結果を公表し、保育の質の向上に努めている	3×2 6	2×2 4	4.0
		合計点（満点27点）	27	23	23.0
事業効果	事業の取組み	計画どおりの運営となっているか	指定管理者	担当課	評価委員
		21 保育環境 (1) 室内は快適に環境整備がなされている (2) 落ち着いて遊べる場所やコーナーがある (3) 屋外での活動が保障されている	3	2	2.0
		22 保育内容 (1) 子どもの人格を重視した保育がなされている (2) 保育計画や記録が整っている	3×2 6	2.5×2 5	5.0
		23 保育・教育の取組み (1) 保育課程が策定されている (2) 年間・月案・週案・日誌の記録が整備されている (3) 就学前教育（特色ある保育）が計画的に進められている	3×2 6	1.3×2 2.6	2.6
		24 食事指導 (1) 食育が年間計画にそって進められている (2) アレルギー児対応がマニュアルにそって適切になされている	3×2 6	2.3×2 4.6	4.6
		合計点（満点21点）	21	14.2	14.2

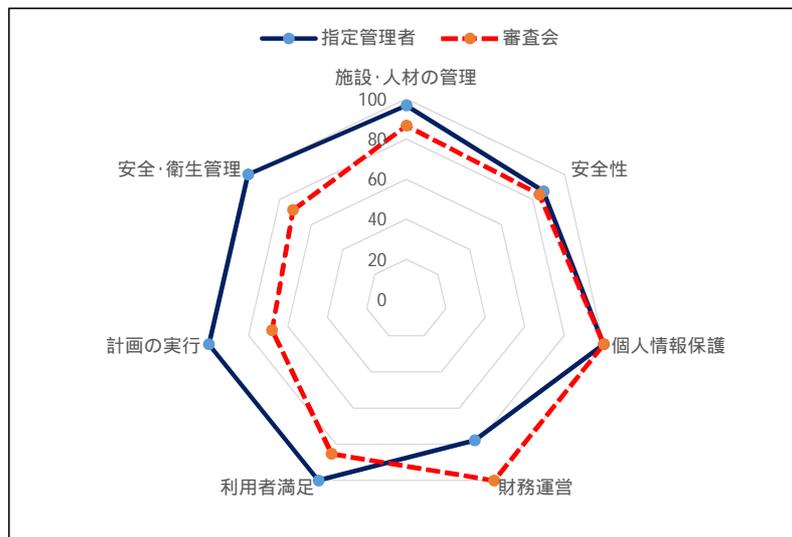
平成 28 年度 指定管理者評価シート

【谷在家保育園】

【評価点】 3点：実施できている（工夫あり） 2点：一部実施できていないが適切な範囲 1点：実施できていない（不備）

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
事業 効果	事業 の 取 組 み	計画どおりの安全・衛生管理が来ているか	指定管理者	担当課	評価委員
		25 園児の健康管理 (1) 保健計画を作成し、子どもの健康保持・増進に努めている (2) 子どもの健康について保護者との情報を共有している (3) 乳幼児突然死症候群や感染症についての対策が適切である (4) 虐待マニュアルに基づいた対応が適切に行われている	3×2 6	2.3×2 4.6	4.6
		26 保育衛生管理 (1) 園舎や水周りの清掃や汚物の処理等が適切である (2) 玩具や寝具が衛生的に取り扱われている (3) 調理師・保育士は衛生管理への配慮がなされている	3×2 6	2×2 4	4.0
		27 調理衛生管理 (1) マニュアルにそって調理室の清掃をしている (2) 調理員の健康管理をしている	3×2 6	2×2 4	4.0
		28 安全管理 (1) 薬品や洗剤の管理、転倒防止や指つめ防止、避難経路の確保等が適切である (2) 警察や消防署、近隣の病院との連携がとれる体制がある	3×2 6	2.3×2 4.6	4.6
		合計点（満点24点）	24	17.2	17.2

	満点	得点
指定管理者自己評価点	120点	115.5点
担当課評価点	120点	97.8点
審査会評価点	120点	98点



評価：

- 「A+」114点以上、「A」114点未満～102点以上、「A-」102点未満～96点以上
- 「B+」96点未満～90点以上、「B」90点未満～78点以上、「B-」78点未満～72点以上
- 「C」72点未満

	指定管理者自己評価	担当課評価	審査会評価
評価	A+	A-	A-

7 伊興大境保育園 評価シート

【評価対象年度】平成 年度：平成27年4月1日～平成28年3月31日

【評価点】3点：実施できている（工夫あり） 2点：一部実施できていないが適切な範囲 1点：実施できていない（不備）

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
管理状況	適切な管理の履行	基本協定書に基づき適切に施設管理・人材の管理が行われているか	指定管理者	担当課	評価委員
		1 施設・設備の保守点検（内容・回数）	3×2	3×2	
		(1) 冷暖房機保守点検（年1回）、消防用設備保守点検（年2回）、非常通報システム保守点検（年4回）、小荷物昇降機保守点検（年4回）、計量器定期検査（2年に1回）	6	6	6.0
		2 施設の清掃等	3	3	3.0
		(1) 園舎内自主清掃（毎日）、清掃（壁面、天井、照明器具、誘導等、天井扇）委託（年1回）、清掃（換気扇・フードオイルフィルターダクト）委託（年2回）、清掃（窓ガラス・エアコンフィルター）委託（年3回）、グリストラップ清掃委託（年3回）、排水溝清掃（年1回）、ゴミブリ駆除（年2回）			
		3 備品等の保守点検	3	2.5	2.6
(1) 樹木剪定（年1回）、調理器具清清点検（年1回）、輪転機保守点検（年2回）、園児布団の乾燥・消毒（年3回）ピアノ調律（年1回）、カーテンクリーニング（年1回）、カーペットクリーニング（年2回）					
		4 人材育成の取り組み（保護者対応）	3	3	3.0
		(1) 職員の専門性向上のための研修を計画し、実施している（年2回） 個人情報保護の研修については、別項目で評価			
		合計点（満点15点）	15	14.5	14.6
管理状況	安全性の確保	施設の安全性は確保されているか	指定管理者	担当課	評価委員
		5 施設・設備の安全の確保	3×2	3×2	
		(1) 園舎火災警備点検（毎月）、園庭固定遊具安全点検（年1回）	6	6	6.0
		6 防災への配慮	3	2.5	2.5
		(1) 防火管理者を設置し、防火管理計画を策定している (2) 防災管理計画・防災マニュアルに沿って防災訓練等を実施している（毎月）			
		7 防犯への配慮	3	2	1.8
(1) 施設内外を巡回し、異常等の有無を業務日誌に記録している（随時） (2) 鍵管理マニュアルを策定している (3) 鍵は鍵管理マニュアルどおり適正に管理されており、職員に管理方法が周知されている					
		8 事故への対応	3	3	3.0
		(1) 緊急連絡網が作成されている (2) 事故対応マニュアルが策定され、全職員に周知されている			
		合計点（満点15点）	15	13.5	13.3
管理状況	法令等の遵守	個人情報保護、職員の労働条件の保護等は遵守されているか	指定管理者	担当課	評価委員
		9 個人情報の保護の取り組み	3	3	3.0
		(1) 内部研修の策定をしている			
		10 個人情報事故への対応	3	3	3.0
		(1) 個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等を防ぐ工夫がされている (2) 個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等が発生していない			
		11 職員の労働条件の保護			
(1) 労働者等に対して労働報酬下限額以上の賃金等が支払われている (2) 台帳の整備がされているか					
		12 各種法令等の遵守	3	3	3.0
		(1) コンプライアンスに関する方針が策定されている (2) 法令順守に向けた取り組みがある			
		合計点（満点9点）	9	9	9.0

28年度以降になった

平成28年度 指定管理者評価シート

【伊興大境保育園】

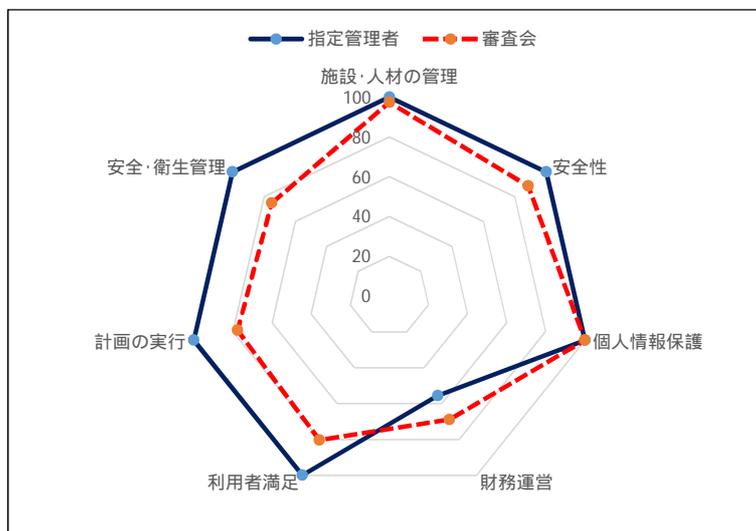
【評価点】3点：実施できている（工夫あり） 2点：一部実施できていないが適切な範囲 1点：実施できていない（不備）

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
			指定管理者	担当課	評価委員
管理状況	適切な財務・財産管理	適切な財務運営・財産管理が行われているか			
		13 資金残高 (1) 適正な保育所運営及び過大な保有の防止をはかるため、当期末支払資金残高は当該年度の委託費（運営費）収入の30%以下の保有である	1	1	1.2
		14 同一法人内における委託費（運営費）の貸付 (1) 貸付は、当該会計年度内に限定されている (2) 貸付理由は経営上やむを得ないと判断できる事由であり、必要最低限の額である (3) 貸付区分は、各施設拠点（経理）区分または、本部拠点（経理）区分である	2	3	3.0
		15 本部会計繰入金 (1) 本部会計に繰り入れている経費は、「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する額である	2	2	2.0
		合計点（満点9点）	5	6	6.2
事業効果	利用者の満足度（アンケート調査等による）	利用者の満足を得られているか			
		16 職員の保護者・地域への対応 (1) 保護者や地域の方への対応は、親切で安心のある対応である	3×2 6	2×2 4	4.2
		17 事業内容 (1) 保育内容に工夫や改善に取り組んでいる	3×2 6	3×2 6	6.0
		18 施設に関すること (1) 施設は清潔である (2) 表示や案内板等をとりつけ施設を使いやすくする工夫をしている	3 3	3 3	3.0
		19 苦情・要望対応 (1) 苦情・要望等について適切に対応している (2) 苦情や要望等は記録に残し、職員間で共有がされている	3×2 6	1×2 2	2.6
		20 利用者アンケートの活用 (1) 利用者にアンケート結果を公表し、保育の質の向上に努めている	3×2 6	3×2 6	6.0
		合計点（満点27点）	27	21	21.8
事業効果	事業の取組み	計画どおりの運営となっているか			
		21 保育環境 (1) 室内は快適に環境整備がなされている (2) 落ち着いて遊べる場所やコーナーがある (3) 屋外での活動が保障されている	3	2	2
		22 保育内容 (1) 子どもの人格を重視した保育がなされている (2) 保育計画や記録が整っている	3×2 6	2.5×2 5	5
		23 保育・教育の取組み (1) 保育課程が策定されている (2) 年間・月案・週案・日誌の記録が整備されている (3) 就学前教育（特色ある保育）が計画的に進められている	3×2 6	2.3×2 4.6	4.6
		24 食事指導 (1) 食育が年間計画にそって進められている (2) アレルギー児対応がマニュアルにそって適切になされている	3×2 6	2.3×2 4.6	4.6
		合計点（満点21点）	21	16.2	16.2

【評価点】3点：実施できている（工夫あり） 2点：一部実施できていないが適切な範囲 1点：実施できていない（不備）

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
事業効果	事業の取組み	計画どおりの安全・衛生管理が出来ているか	指定管理者	担当課	評価委員
		2.5 園児の健康管理 (1) 保健計画を作成し、子どもの健康保持・増進に努めている (2) 子どもの健康について保護者との情報を共有している (3) 乳幼児突然死症候群や感染症についての対策が適切である (4) 虐待マニュアルに基づいた対応が適切に行われている	3×2 6	2.5×2 5	5.0
		2.6 保育衛生管理 (1) 園舎や水周りの清掃や汚物の処理等が適切である (2) 玩具や寝具が衛生的に取り扱われている (3) 調理師・保育士は衛生管理への配慮がなされている	3×2 6	2×2 4	4.0
		2.7 調理衛生管理 (1) マニュアルにそって調理室の清掃をしている (2) 調理員の健康管理をしている	3×2 6	2.5×2 5	5.0
		2.8 安全管理 (1) 薬品や洗剤の管理、転倒防止や指つめ防止、避難経路の確保等が適切である (2) 警察や消防署、近隣の病院との連携がとれる体制がある	3×2 6	2×2 4	4.0
		合計点（満点24点）	24	18	18.0

	満点	得点
指定管理者自己評価点	120点	116点
担当課評価点	120点	98.2点
審査会評価点	120点	99.1点



評価：

- 「A+」114点以上、「A」114点未満～102点以上、「A-」102点未満～96点以上
- 「B+」96点未満～90点以上、「B」90点未満～78点以上、「B-」78点未満～72点以上
- 「C」72点未満

	指定管理者自己評価	担当課評価	審査会評価
評価	A+	A-	A-

8 新田さくら保育園 評価シート

【評価対象年度】平成28年度：平成27年4月1日～平成28年3月31日

【評価点】3点：実施できている（工夫あり） 2点：一部実施できていないが適切な範囲 1点：実施できていない（不備）

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
管理状況	適切な管理の履行	基本協定書に基づき適切に施設管理・人材の管理が行われているか	指定管理者	担当課	評価委員
		1 施設・設備の保守点検（内容・回数） (1) 冷暖房機保守点検（年1回）、消防用設備保守点検（年2回）、非常通報システム保守点検（年4回）、小荷物昇降機保守点検（年4回）、計量器定期検査（2年に1回）	2×2 4	3×2 6	5.0
		2 施設の清掃等 (1) 園舎内自主清掃（毎日）、清掃（壁面、天井、照明器具、誘導等、天井扇）委託（年1回）、清掃（換気扇・フードオイルフィルターダクト）委託（年2回）、清掃（窓ガラス・エアコンフィルター）委託（年3回）、グリストラップ清掃委託（年3回）、排水溝清掃（年1回）、ゴミブリ駆除（年2回）	3	2.8	2.8
		3 備品等のの保守点検 (1) 樹木剪定（年1回）、調理器具清掃点検（年1回）、輪転機保守点検（年2回）、園児布団の乾燥・消毒（年3回）ピアノ調律（年1回）、カーテンクリーニング（年1回）、カーベットクリーニング（年2回）	3	2.6	2.7
		4 人材育成の取り組み（保護者対応） (1) 職員の専門性向上のための研修を計画し、実施している（年2回） 個人情報保護の研修については、別項目で評価	3	1	1.3
		合計点（満点15点）	13	12.4	11.8
管理状況	安全性の確保	施設の安全性は確保されているか	指定管理者	担当課	評価委員
		5 施設・設備の安全の確保 (1) 園舎火災警備点検（毎月）、園庭固定遊具安全点検（年1回）	2×2 4	1×2 2	2.0
		6 防災への配慮 (1) 防火管理者を設置し、防火管理計画を策定している (2) 防災管理計画・防災マニュアルに沿って防災訓練等を実施している（毎月）	3	3	3.0
		7 防犯への配慮 (1) 施設内外を巡回し、異常等の有無を業務日誌に記録している（随時） (2) 鍵管理マニュアルを策定している (3) 鍵は鍵管理マニュアルどおり適正に管理されており、職員に管理方法が周知されている	3	2	2.1
		8 事故への対応 (1) 緊急連絡網が作成されている (2) 事故対応マニュアルが策定され、全職員に周知されている	3	2	2.0
		合計点（満点15点）	13	9	9.1
管理状況	法令等の遵守	個人情報保護、職員の労働条件の保護等は遵守されているか	指定管理者	担当課	評価委員
		9 個人情報の保護の取り組み (1) 内部研修の策定をしている	2	3	3.0
		10 個人情報事故への対応 (1) 個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等を防ぐ工夫がされている (2) 個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等が発生していない	2	3	3.0
		11 職員の労働条件の保護 (1) 労働者等に対して労働報酬下限額以上の賃金等が支払われている (2) 台帳の整備がされているか			28年度以降になった
		12 各種法令等の遵守 (1) コンプライアンスに関する方針が策定されている (2) 法令順守に向けた取り組みがある	3	3	3.0
		合計点（満点9点）	7	9	9.0

平成28年度 指定管理者評価シート

【新田さくら保育園】

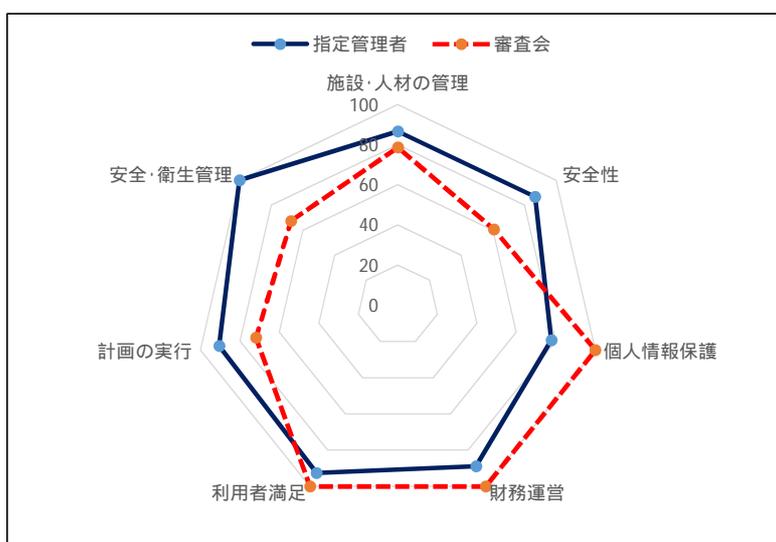
【評価点】 3点：実施できている（工夫あり） 2点：一部実施できていないが適切な範囲 1点：実施できていない（不備）

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
管理状況	適切な財務・財産管理	適切な財務運営・財産管理が行われているか	指定管理者	担当課	評価委員
		13 資金残高 (1) 適正な保育所運営及び過大な保有の防止をはかるため、当期末支払資金残高は当該年度の委託費（運営費）収入の30%以下の保有である	2	3	3.0
		14 同一法人内における委託費（運営費）の貸付 (1) 貸付は、当該会計年度内に限定されている (2) 貸付理由は経営上やむを得ないと判断できる事由であり、必要最低限の額である (3) 貸付区分は、各施設拠点（経理）区分または、本部拠点（経理）区分である	3	3	3.0
		15 本部会計繰入金 (1) 本部会計に繰り入れている経費は、「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する額である	3	3	3.0
		合計点（満点9点）	8	9	9.0
事業効果	利用者の満足度（アンケート調査等による）	利用者の満足を得られているか	指定管理者	担当課	評価委員
		16 職員の保護者・地域への対応 (1) 保護者や地域の方への対応は、親切で安心のある対応である	3×2 6	3×2 6	6.0
		17 事業内容 (1) 保育内容に工夫や改善に取り組んでいる	3×2 6	3×2 6	6.0
		18 施設に関すること (1) 施設は清潔である (2) 表示や案内板等をとりつけ施設を使いやすくする工夫をしている	3	3	3.0
		19 苦情・要望対応 (1) 苦情・要望等について適切に対応している (2) 苦情や要望等は記録に残し、職員間で共有がされている	2×2 4	3×2 6	6.0
		20 利用者アンケートの活用 (1) 利用者にアンケート結果を公表し、保育の質の向上に努めている	3×2 6	3×2 6	6.0
		合計点（満点27点）	25	27	27.0
事業効果	事業の取組み	計画どおりの運営となっているか	指定管理者	担当課	評価委員
		21 保育環境 (1) 室内は快適に環境整備がなされている (2) 落ち着いて遊べる場所やコーナーがある (3) 屋外での活動が保障されている	3	2	2.0
		22 保育内容 (1) 子どもの人格を重視した保育がなされている (2) 保育計画や記録が整っている	3×2 6	2×2 4	4.0
		23 保育・教育の取組み (1) 保育課程が策定されている (2) 年間・月案・週案・日誌の記録が整備されている (3) 就学前教育（特色ある保育）が計画的に進められている	2×2 4	2.3×2 4.6	4.3
		24 食事指導 (1) 食育が年間計画にそって進められている (2) アレルギー児対応がマニュアルにそって適切になされている	3×2 6	2.5×2 5	4.8
		合計点（満点21点）	19	15.6	15.1

【評価点】 3点：実施できている（工夫あり） 2点：一部実施できていないが適切な範囲 1点：実施できていない（不備）

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
事業効果	事業の取組み	計画どおりの安全・衛生管理が出来ているか	指定管理者	担当課	評価委員
		25 園児の健康管理 (1) 保健計画を作成し、子どもの健康保持・増進に努めている (2) 子どもの健康について保護者との情報を共有している (3) 乳幼児突然死症候群や感染症についての対策が適切である (4) 虐待マニュアルに基づいた対応が適切に行われている	3×2 6	2.8×2 5.6	5.6
		26 保育衛生管理 (1) 園舎や水周りの清掃や汚物の処理等が適切である (2) 玩具や寝具が衛生的に取り扱われている (3) 調理師・保育士は衛生管理への配慮がなされている	3×2 6	2×2 4	4.0
		27 調理衛生管理 (1) マニュアルにそって調理室の清掃をしている (2) 調理員の健康管理をしている	3×2 6	1.5×2 3	3.0
		28 安全管理 (1) 薬品や洗剤の管理、転倒防止や指づめ防止、避難経路の確保等が適切である (2) 警察や消防署、近隣の病院との連携がとれる体制がある	3×2 6	1.8×2 3.6	3.6
		合計点（満点24点）	24	16.2	16.2

	満点	得点
指定管理者自己評価点	120点	109点
担当課評価点	120点	98.2点
審査会評価点	120点	97.2点



評価：

「A+」114点以上、「A」114点未満～102点以上、「A-」102点未満～96点以上
 「B+」96点未満～90点以上、「B」90点未満～78点以上、「B-」78点未満～72点以上
 「C」72点未満

	指定管理者自己評価	担当課評価	審査会評価
評価	A	A-	A-

9 水神橋保育園 評価シート

【評価対象年度】平成 年度：平成27年4月1日 ~ 平成28年3月31日

【評価点】3点：実施できている（工夫あり） 2点：一部実施できていないが適切な範囲 1点：実施できていない（不備）

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
管理状況	適切な管理の履行	基本協定書に基づき適切に施設管理・人材の管理が行われているか	指定管理者	担当課	評価委員
		1 施設・設備の保守点検（内容・回数） (1) 冷暖房機保守点検（年1回）、消防用設備保守点検（年2回）、非常通報システム保守点検（年4回）、小荷物昇降機保守点検（年4回）、計量器定期検査（2年に1回）	3×2 6	3×2 6	6.0
		2 施設の清掃等 (1) 園舎内自主清掃（毎日）、清掃（壁面、天井、照明器具、誘導等、天井扇）委託（年1回）、清掃（換気扇・フードオイルフィルターダクト）委託（年2回）、清掃（窓ガラス・エアコンフィルター）委託（年3回）、グリストラップ清掃委託（年3回）、排水溝清掃（年1回）、ゴキブリ駆除（年2回）	3	3	3.0
		3 備品等のの保守点検 (1) 樹木剪定（年1回）、調理器具清掃点検（年1回）、輪転機保守点検（年2回）、園児布団の乾燥・消毒（年3回）ピアノ調律（年1回）、カーテンクリーニング（年1回）、カーペットクリーニング（年2回）	3	2.7	2.8
		4 人材育成の取り組み（保護者対応） (1) 職員の専門性向上のための研修を計画し、実施している（年2回） 個人情報保護の研修については、別項目で評価	3	3	3.0
		合計点（満点15点）	15	14.7	14.8
管理状況	安全性の確保	施設の安全性は確保されているか	指定管理者	担当課	評価委員
		5 施設・設備の安全の確保 (1) 園舎火災警備点検（毎月）、園庭固定遊具安全点検（年1回）	3×2 6	2×2 4	4.0
		6 防災への配慮 (1) 防火管理者を設置し、防火管理計画を策定している (2) 防災管理計画・防災マニュアルに沿って防災訓練等を実施している（毎月）	3	3	3.0
		7 防犯への配慮 (1) 施設内外を巡回し、異常等の有無を業務日誌に記録している（随時） (2) 鍵管理マニュアルを策定している (3) 鍵は鍵管理マニュアルどおり適正に管理されており、職員に管理方法が周知されている	3	2.0	2.0
		8 事故への対応 (1) 緊急連絡網が作成されている (2) 事故対応マニュアルが策定され、全職員に周知されている	3	2	2.0
		合計点（満点15点）	15	11.0	11.0
管理状況	法令等の遵守	個人情報保護、職員の労働条件の保護等は遵守されているか	指定管理者	担当課	評価委員
		9 個人情報の保護の取り組み (1) 内部研修の策定をしている	3	3	3.0
		10 個人情報事故への対応 (1) 個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等を防ぐ工夫がされている (2) 個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等が発生していない	3	3	3.0
		11 職員の労働条件の保護 (1) 労働者等に対して労働報酬下限額以上の賃金等が支払われているか (2) 台帳の整備がされているか			28年度以降になった
		12 各種法令等の遵守 (1) コンプライアンスに関する方針が策定されている (2) 法令順守に向けた取り組みがある	3	3	3.0
		合計点（満点9点）	9	9	9.0

平成28年度 指定管理者評価シート

【水神橋保育園】

【評価点】 3点：実施できている（工夫あり） 2点：一部実施できていないが適切な範囲 1点：実施できていない（不備）

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
管理状況	適切な財務・財産管理	適切な財務運営・財産管理が行われているか	指定管理者	担当課	評価委員
		13 資金残高 (1) 適正な保育所運営及び過大な保有の防止をはかるため、当期末支払資金残高は当該年度の委託費（運営費）収入の30%以下の保有である	3	3	3.0
		14 同一法人内における委託費（運営費）の貸付 (1) 貸付は、当該会計年度内に限定されている (2) 貸付理由は経営上やむを得ないと判断できる事由であり、必要最低限の額である (3) 貸付区分は、各施設拠点（経理）区分または、本部拠点（経理）区分である	3	3	3.0
		15 本部会計繰入金 (1) 本部会計に繰り入れている経費は、「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する額である	3	3	3.0
		合計点（満点9点）	9	9	9.0
事業効果	利用者の満足度（アンケート調査等による）	利用者の満足を得られているか	指定管理者	担当課	評価委員
		16 職員の保護者・地域への対応 (1) 保護者や地域の方への対応は、親切で安心のある対応である	3×2 6	3×2 6	6.0
		17 事業内容 (1) 保育内容に工夫や改善に取り組んでいる	2.7×2 5.4	3×2 6	6.0
		18 施設に関すること (1) 施設は清潔である (2) 表示や案内板等をとりつけ施設を使いやすくする工夫をしている	2.7	3	3.0
		19 苦情・要望対応 (1) 苦情・要望等について適切に対応している (2) 苦情や要望等は記録に残し、職員間で共有がされている	3×2 6	2×2 4	4.0
		20 利用者アンケートの活用 (1) 利用者アンケート結果を公表し、保育の質の向上に努めている	3×2 6	3×2 6	6.0
		合計点（満点27点）	26.1	25	25.0
事業効果	事業の取組み	計画どおりの運営となっているか	指定管理者	担当課	評価委員
		21 保育環境 (1) 室内は快適に環境整備がなされている (2) 落ち着いて遊べる場所やコーナーがある (3) 屋外での活動が保障されている	2.8	2	2.0
		22 保育内容 (1) 子どもの人格を重視した保育がなされている (2) 保育計画や記録が整っている	3×2 6	2×2 4	4.0
		23 保育・教育の取組み (1) 保育課程が策定されている (2) 年間・月案・週案・日誌の記録が整備されている (3) 就学前教育（特色ある保育）が計画的に進められている	3×2 6	2×2 4	4.0
		24 食事指導 (1) 食育が年間計画にそって進められている (2) アレルギー児対応がマニュアルにそって適切になされている	3×2 6	2.3×2 4.6	4.6
		合計点（満点21点）	20.8	14.6	14.6

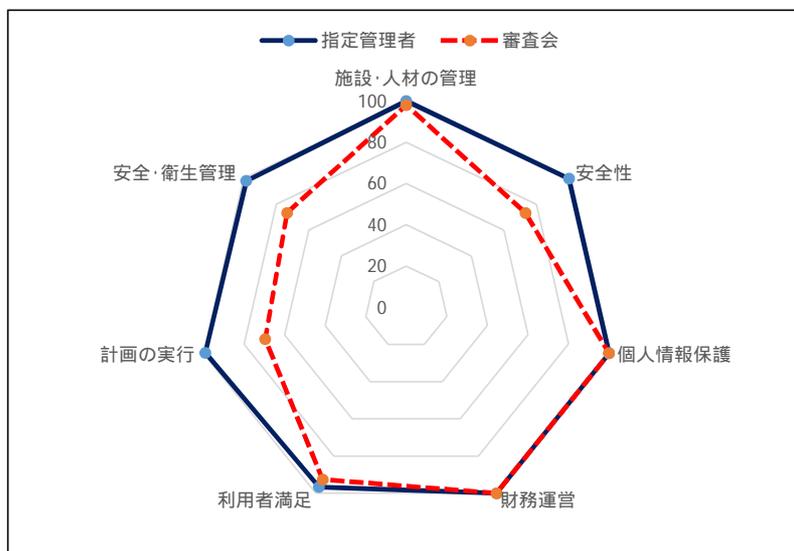
平成28年度 指定管理者評価シート

【水神橋保育園】

【評価点】 3点：実施できている（工夫あり） 2点：一部実施できていないが適切な範囲 1点：実施できていない（不備）

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
事業 効果	事業 の 取 組 み	計画どおりの安全・衛生管理が来ているか	指定管理者	担当課	評価委員
		25 園児の健康管理 (1) 保健計画を作成し、子どもの健康保持・増進に努めている (2) 子どもの健康について保護者との情報を共有している (3) 乳幼児突然死候群や感染症についての対策が適切である (4) 虐待マニュアルに基づいた対応が適切に行われている	3×2 6	2.5×2 5	5.0
		26 保育衛生管理 (1) 園舎や水周りの清掃や汚物の処理等が適切である (2) 玩具や寝具が衛生的に取り扱われている (3) 調理師・保育士は衛生管理への配慮がなされている	3×2 6	2×2 4	4.0
		27 調理衛生管理 (1) マニュアルにそって調理室の清掃をしている (2) 調理員の健康管理をしている	3×2 6	2×2 4	4.0
		28 安全管理 (1) 薬品や洗剤の管理、転倒防止や指つめ防止、避難経路の確保等が適切である (2) 警察や消防署、近隣の病院との連携がとれる体制がある	3×2 5.6	2.3×2 4.6	4.6
		合計点（満点24点）	23.6	17.6	17.6

	満点	得点
指定管理者自己評価点	120点	118.5点
担当課評価点	120点	100.9点
審査会評価点	120点	101点



評価：

「A+」114点以上、「A」114点未満～102点以上、「A-」102点未満～96点以上
 「B+」96点未満～90点以上、「B」90点未満～78点以上、「B-」78点未満～72点以上
 「C」72点未満

	指定管理者自己評価	担当課評価	審査会評価
評価	A+	A-	A-

10 千住保育園 評価シート

【評価対象年度】平成 年度：平成27年4月1日 ~ 平成28年3月31日

【評価点】3点：実施できている（工夫あり） 2点：一部実施できていないが適切な範囲 1点：実施できていない（不備）

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
管理状況	適切な管理の履行	基本協定書に基づき適切に施設管理・人材の管理が行われているか	指定管理者	担当課	評価委員
		1 施設・設備の保守点検（内容・回数） (1) 冷暖房機保守点検（年1回）、消防用設備保守点検（年2回）、非常通報システム保守点検（年4回）、小荷物昇降機保守点検（年4回）、計量器定期検査（2年に1回）	3×2 6	3×2 6	6.0
		2 施設の清掃等 (1) 園舎内自主清掃（毎日）、清掃（壁面、天井、照明器具、誘導等、天井扇）委託（年1回）、清掃（換気扇・フードオイルフィルターダクト）委託（年2回）、清掃（窓ガラス・エアコンフィルター）委託（年3回）、グリストラップ清掃委託（年3回）、排水溝清掃（年1回）、ゴミブリ駆除（年2回）	2	3	3.0
		3 備品等のの保守点検 (1) 樹木剪定（年1回）、調理器具清掃点検（年1回）、輪転機保守点検（年2回）、園児布団の乾燥・消毒（年3回）ピアノ調律（年1回）、カーテンクリーニング（年1回）、カーペットクリーニング（年2回）	2	3	3.0
		4 人材育成の取り組み（保護者対応） (1) 職員の専門性向上のための研修を計画し、実施している（年2回） 個人情報保護の研修については、別項目で評価	3	3	3.0
		合計点（満点15点）	13	15	15.0
管理状況	安全性の確保	施設の安全性は確保されているか	指定管理者	担当課	評価委員
		5 施設・設備の安全の確保 (1) 園舎火災警備点検（毎月）、園庭固定遊具安全点検（年1回）	2×2 4	2×2 4	4.0
		6 防災への配慮 (1) 防火管理者を設置し、防火管理計画を策定している (2) 防災管理計画・防災マニュアルに沿って防災訓練等を実施している（毎月）	3	2.5	2.6
		7 防犯への配慮 (1) 施設内外を巡回し、異常等の有無を業務日誌に記録している（随時） (2) 鍵管理マニュアルを策定している (3) 鍵は鍵管理マニュアルどおり適正に管理されており、職員に管理方法が周知されている	3	3	2.8
		8 事故への対応 (1) 緊急連絡網が作成されている (2) 事故対応マニュアルが策定され、全職員に周知されている	3	3	3.0
		合計点（満点15点）	13	12.5	12.4
管理状況	法令等の遵守	個人情報保護、職員の労働条件の保護等は遵守されているか	指定管理者	担当課	評価委員
		9 個人情報の保護の取り組み (1) 内部研修の策定をしている	3	3	3.0
		10 個人情報事故への対応 (1) 個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等を防ぐ工夫がされている (2) 個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等が発生していない	3	3	3.0
		11 職員の労働条件の保護 (1) 労働者等に対して労働報酬下限額以上の賃金等が支払われているか (2) 台帳の整備がされているか			28年度以降になった
		12 各種法令等の遵守 (1) コンプライアンスに関する方針が策定されている (2) 法令順守に向けた取り組みがある	3	3	3.0
		合計点（満点9点）	9	9	9.0

平成28年度 指定管理者評価シート

【千住保育園】

【評価点】3点：実施できている（工夫あり） 2点：一部実施できていないが適切な範囲 1点：実施できていない（不備）

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
管理状況	適切な財務・財産管理	適切な財務運営・財産管理が行われているか	指定管理者	担当課	評価委員
		13 資金残高 (1) 適正な保育所運営及び過大な保有の防止をはかるため、当期末支払資金残高は当該年度の委託費（運営費）収入の30%以下の保有である	2	3	3.0
		14 同一法人内における委託費（運営費）の貸付 (1) 貸付は、当該会計年度内に限定されている (2) 貸付理由は経営上やむを得ないと判断できる事由であり、必要最低限の額である (3) 貸付区分は、各施設拠点（経理）区分または、本部拠点（経理）区分である	3	3	3.0
		15 本部会計繰入金 (1) 本部会計に繰り入れている経費は、「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する額である	3	1	1.0
		合計点（満点9点）	8	7	7.0
事業効果	利用者の満足度（アンケート調査等による）	利用者の満足を得られているか	指定管理者	担当課	評価委員
		16 職員の保護者・地域への対応 (1) 保護者や地域の方への対応は、親切で安心のある対応である	3×2 6	3×2 6	6.0
		17 事業内容 (1) 保育内容に工夫や改善に取り組んでいる	3×2 6	3×2 6	6.0
		18 施設に関すること (1) 施設は清潔である (2) 表示や案内板等を取りつけ施設を使いやすくする工夫をしている	3	3	3.0
		19 苦情・要望対応 (1) 苦情・要望等について適切に対応している (2) 苦情や要望等は記録に残し、職員間で共有がされている	3×2 6	2×2 4	4.0
		20 利用者アンケートの活用 (1) 利用者にアンケート結果を公表し、保育の質の向上に努めている	3×2 6	3×2 6	6.0
		合計点（満点27点）	27	25	25.0
事業効果	事業の取組み	計画どおりの運営となっているか	指定管理者	担当課	評価委員
		21 保育環境 (1) 室内は快適に環境整備がなされている (2) 落ち着いて遊べる場所やコーナーがある (3) 屋外での活動が保障されている	3	2.3	2.4
		22 保育内容 (1) 子どもの人格を重視した保育がなされている (2) 保育計画や記録が整っている	3×2 6	2.5×2 5	5
		23 保育・教育の取組み (1) 保育課程が策定されている (2) 年間・月案・週案・日誌の記録が整備されている (3) 就学前教育（特色ある保育）が計画的に進められている	3×2 6	2.7×2 5.4	5.4
		24 食事指導 (1) 食育が年間計画にそって進められている (2) アレルギー児対応がマニュアルにそって適切になされている	3×2 6	2.3×2 4.6	4.6
		合計点（満点21点）	21	17.3	17.4

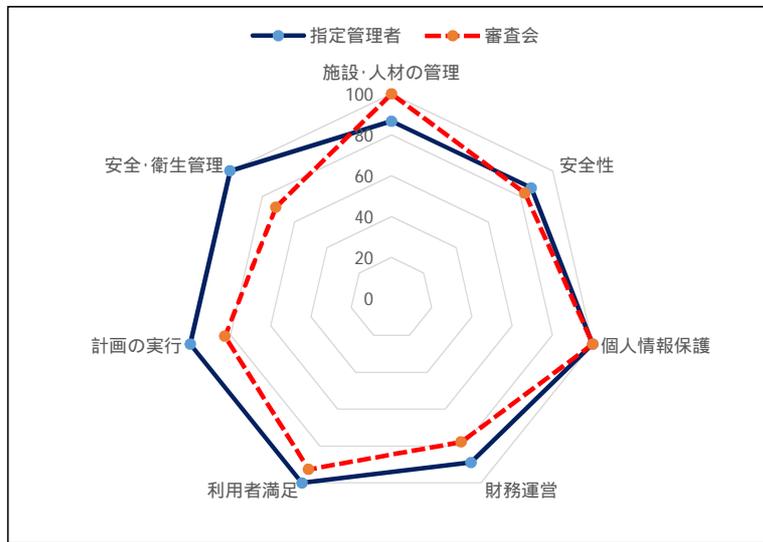
平成28年度 指定管理者評価シート

【千住保育園】

【評価点】 3点：実施できている（工夫あり） 2点：一部実施できていないが適切な範囲 1点：実施できていない（不備）

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
事業効果	事業の取組み	計画どおりの安全・衛生管理が来ているか	指定管理者	担当課	評価委員
		25 園児の健康管理 (1) 保健計画を作成し、子どもの健康保持・増進に努めている (2) 子どもの健康について保護者との情報を共有している (3) 乳幼児突然死症候群や感染症についての対策が適切である (4) 虐待マニュアルに基づいた対応が適切に行われている	3×2 6	2×2 4	3.8
		26 保育衛生管理 (1) 園舎や水周りの清掃や汚物の処理等が適切である (2) 玩具や寝具が衛生的に取り扱われている (3) 調理師・保育士は衛生管理への配慮がなされている	3×2 6	2×2 4	4
		27 調理衛生管理 (1) マニュアルにそって調理室の清掃をしている (2) 調理員の健康管理をしている	3×2 6	2×2 4	4
		28 安全管理 (1) 薬品や洗剤の管理、転倒防止や指つめ防止、避難経路の確保等が適切である (2) 警察や消防署、近隣の病院との連携がとれる体制がある	3×2 6	2.8×2 5.6	5.5
		合計点（満点24点）	24	17.6	17.3

	満点	得点
指定管理者自己評価点	120点	115点
担当課評価点	120点	103.4点
審査会評価点	120点	103.1点



評価：

- 「A+」114点以上、「A」114点未満～102点以上、「A-」102点未満～96点以上
- 「B+」96点未満～90点以上、「B」90点未満～78点以上、「B-」78点未満～72点以上
- 「C」72点未満

	指定管理者自己評価	担当課評価	審査会評価
評価	A+	A	A

11 竹の塚保育園 評価シート

【評価対象年度】平成 年度：平成27年4月1日～平成28年3月31日

【評価点】3点：実施できている（工夫あり） 2点：一部実施できていないが適切な範囲 1点：実施できていない（不備）

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
			指定管理者	担当課	評価委員
管理状況	適切な管理の履行	基本協定書に基づき適切に施設管理・人材の管理が行われているか			
		1 施設・設備の保守点検（内容・回数） (1) 冷暖房機保守点検（年1回）、消防用設備保守点検（年2回）、非常通報システム保守点検（年4回）、小荷物昇降機保守点検（年4回）、計量器定期検査（2年に1回）	3×2	3×2	6.0
		2 施設の清掃等 (1) 園舎内自主清掃（毎日）、清掃（壁面、天井、照明器具、誘導等、天井扇）委託（年1回）、清掃（換気扇・フードオイルフィルターダクト）委託（年2回）、清掃（窓ガラス・エアコンフィルター）委託（年3回）、グリストラップ清掃委託（年3回）、排水溝清掃（年1回）、ゴキブリ駆除（年2回）			2.6
		3 備品等のの保守点検 (1) 樹木剪定（年1回）、調理器具清掃点検（年1回）、輪転機保守点検（年2回）、園児布団の乾燥・消毒（年3回）ピアノ調律（年1回）、カーテンクリーニング（年1回）、カーペットクリーニング（年2回）			2.3
		4 人材育成の取り組み（保護者対応） (1) 職員の専門性向上のための研修を計画し、実施している（年2回） 個人情報保護の研修については、別項目で評価			3.0
		合計点（満点15点）	14.5	13.9	13.9
管理状況	安全性の確保	施設の安全性は確保されているか			
		5 施設・設備の安全の確保 (1) 園舎火災警備点検（毎月）、園庭固定遊具安全点検（年1回）	3×2	3×2	6.0
		6 防災への配慮 (1) 防火管理者を設置し、防火管理計画を策定している (2) 防災管理計画・防災マニュアルに沿って防災訓練等を実施している（毎月）			3.0
		7 防犯への配慮 (1) 施設内外を巡回し、異常等の有無を業務日誌に記録している（随時） (2) 鍵管理マニュアルを策定している (3) 鍵は鍵管理マニュアルどおり適正に管理されており、職員に管理方法が周知されている			3.0
		8 事故への対応 (1) 緊急連絡網が作成されている (2) 事故対応マニュアルが策定され、全職員に周知されている			1.8
		合計点（満点15点）	15	14	13.8
管理状況	法令等の遵守	個人情報保護、職員の労働条件の保護等は遵守されているか			
		9 個人情報の保護の取り組み (1) 1			3.0
		10 個人情報事故への対応 (1) 個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等を防ぐ工夫がされている (2) 個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等が発生していない			1.0
		11 職員の労働条件の保護 (1) 労働者等に対して労働報酬下限額以上の賃金等が支払われているか (2) 台帳の整備がされているか			
		12 各種法令等の遵守 (1) コンプライアンスに関する方針が策定されている (2) 法令順守に向けた取り組みがある			3.0
		合計点（満点9点）	8	7	7.0

平成28年度 指定管理者評価シート

【竹の塚保育園】

【評価点】 3点：実施できている（工夫あり） 2点：一部実施できていないが適切な範囲 1点：実施できていない（不備）

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
管理状況	適切な財務・財産管理	適切な財務運営・財産管理が行われているか	指定管理者	担当課	評価委員
		13 資金残高 (1) 適正な保育所運営及び過大な保有の防止をはかるため、当期末支払資金残高は当該年度の委託費（運営費）収入の30%以下の保有である	2	2	2.0
		14 同一法人内における委託費（運営費）の貸付 (1) 貸付は、当該会計年度内に限定されている (2) 貸付理由は経営上やむを得ないと判断できる事由であり、必要最低限の額である (3) 貸付区分は、各施設拠点（経理）区分または、本部拠点（経理）区分である	3	3	3.0
		15 本部会計繰入金 (1) 本部会計に繰り入れている経費は、「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する額である	3	3	3.0
		合計点（満点9点）	8	8	8.0
事業効果	利用者の満足度（アンケート調査等による）	利用者の満足を得られているか	指定管理者	担当課	評価委員
		16 職員の保護者・地域への対応 (1) 保護者や地域の方への対応は、親切で安心のある対応である	3×2 6	3×2 6	6.0
		17 事業内容 (1) 保育内容に工夫や改善に取り組んでいる	3×2 6	3×2 6	6.0
		18 施設に関すること (1) 施設は清潔である (2) 表示や案内板等をとりつけ施設を使いやすくする工夫をしている	2	2	2.1
		19 苦情・要望対応 (1) 苦情・要望等について適切に対応している (2) 苦情や要望等は記録に残し、職員間で共有がされている	3×2 6	1×2 2	2.2
		20 利用者アンケートの活用 (1) 利用者アンケート結果を公表し、保育の質の向上に努めている	3×2 6	3×2 6	6.0
		合計点（満点27点）	26	22	22.3
事業効果	事業の取り組み	計画どおりの運営となっているか	指定管理者	担当課	評価委員
		21 保育環境 (1) 室内は快適に環境整備がなされている (2) 落ち着いて遊べる場所やコーナーがある (3) 屋外での活動が保障されている	2	2	2.0
		22 保育内容 (1) 子どもの人格を重視した保育がなされている (2) 保育計画や記録が整っている	2×2 4	2.5×2 5	5.0
		23 保育・教育の取り組み (1) 保育課程が策定されている (2) 年間・月案・週案・日誌の記録が整備されている (3) 就学前教育（特色ある保育）が計画的に進められている	2.4×2 4.8	2.7×2 5.4	5.2
		24 食事指導 (1) 食育が年間計画にそって進められている (2) アレルギー児対応がマニュアルにそって適切になされている	2×2 4	2.5×2 5	5.0
		合計点（満点21点）	14.8	17.4	17.2

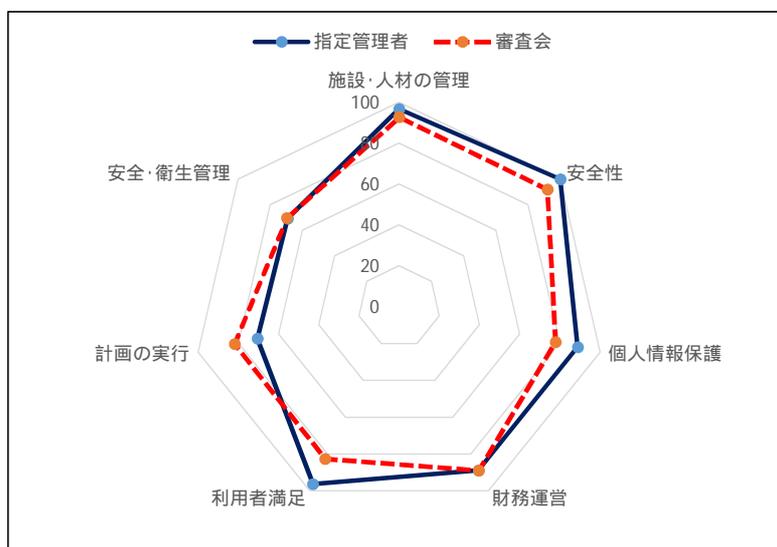
平成28年度 指定管理者評価シート

【竹の塚保育園】

【評価点】 3点：実施できている（工夫あり） 2点：一部実施できていないが適切な範囲 1点：実施できていない（不備）

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
			指定管理者	担当課	評価委員
事業効果	事業の取組み	計画どおりの安全・衛生管理が来ているか			
		25 園児の健康管理 (1) 保健計画を作成し、子どもの健康保持・増進に努めている (2) 子どもの健康について保護者との情報を共有している (3) 乳幼児突然死症候群や感染症についての対策が適切である (4) 虐待マニュアルに基づいた対応が適切に行われている	2×2 4	2.8×2 5.6	5.5
		26 保育衛生管理 (1) 園舎や水周りの清掃や汚物の処理等が適切である (2) 玩具や寝具が衛生的に取り扱われている (3) 調理師・保育士は衛生管理への配慮がなされている	2×2 4	2×2 4	4.0
		27 調理衛生管理 (1) マニュアルにそって調理室の清掃をしている (2) 調理員の健康管理をしている	2×2 4	1.5×2 3	3.2
		28 安全管理 (1) 薬品や洗剤の管理、転倒防止や指つめ防止、避難経路の確保等が適切である (2) 警察や消防署、近隣の病院との連携がとれる体制がある	2.3×2 4.6	2×2 4	4.0
		合計点（満点24点）	16.6	16.6	16.7

	満点	得点
指定管理者自己評価点	120点	102.9点
担当課評価点	120点	98.9点
審査会評価点	120点	98.9点



評価：
 「A+」114点以上、「A」114点未満～102点以上、「A-」102点未満～96点以上
 「B+」96点未満～90点以上、「B」90点未満～78点以上、「B-」78点未満～72点以上
 「C」72点未満

	指定管理者自己評価	担当課評価	審査会評価
評価	A	A-	A-

12 新田おひさま保育園 評価シート

【評価対象年度】平成28年度：平成27年4月1日～平成28年3月31日

【評価点】3点：実施できている（工夫あり） 2点：一部実施できていないが適切な範囲 1点：実施できていない（不備）

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
管理状況	適切な管理の履行	基本協定書に基づき適切に施設管理・人材の管理が行われているか	指定管理者	担当課	評価委員
		1 施設・設備の保守点検（内容・回数） (1) 冷暖房機保守点検（年1回）、消防用設備保守点検（年2回）、非常通報システム保守点検（年4回）、小荷物昇降機保守点検（年4回）、計量器定期検査（2年に1回）	2×2 4	3×2 6	5.2
		2 施設の清掃等 (1) 園舎内自主清掃（毎日）、清掃（壁面、天井、照明器具、誘導等、天井扇）委託（年1回）、清掃（換気扇・フードオイルフィルターダクト）委託（年2回）、清掃（窓ガラス・エアコンフィルター）委託（年3回）、グリストラップ清掃委託（年3回）、排水溝清掃（年1回）、ゴミブリ駆除（年2回）	2	1.7	1.8
		3 備品等の保守点検 (1) 樹木剪定（年1回）、調理器具清掃点検（年1回）、輪転機保守点検（年2回）、園児布団の乾燥・消毒（年3回）ピアノ調律（年1回）、カーテックリーニング（年1回）、カーペットクリーニング（年2回）	2	2.6	2.6
		4 人材育成の取り組み（保護者対応） (1) 職員の専門性向上のための研修を計画し、実施している（年2回） 個人情報保護の研修については、別項目で評価	2	3	3.0
		合計点（満点15点）	10	13.3	12.6
管理状況	安全性の確保	施設の安全性は確保されているか	指定管理者	担当課	評価委員
		5 施設・設備の安全の確保 (1) 園舎火災警備点検（毎月）、園庭固定遊具安全点検（年1回）	1×2 2	1×2 2	2
		6 防災への配慮 (1) 防火管理者を設置し、防火管理計画を策定している (2) 防災管理計画・防災マニュアルに沿って防災訓練等を実施している（毎月）	3	3	3
		7 防犯への配慮 (1) 施設内外を巡回し、異常等の有無を業務日誌に記録している（随時） (2) 鍵管理マニュアルを策定している (3) 鍵は鍵管理マニュアルどおり適正に管理されており、職員に管理方法が周知されている	3	2	2.1
		8 事故への対応 (1) 緊急連絡網が作成されている (2) 事故対応マニュアルが策定され、全職員に周知されている	3	2	2.2
		合計点（満点15点）	11	9	9.3
管理状況	法令等の遵守	個人情報保護、職員の労働条件の保護等は遵守されているか	指定管理者	担当課	評価委員
		9 個人情報の保護の取り組み (1) 内部研修の策定をしている	3	3	3.0
		10 個人情報事故への対応 (1) 個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等を防ぐ工夫がされている (2) 個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等が発生していない	3	3	3.0
		11 職員の労働条件の保護 (1) 労働者等に対して労働報酬下限額以上の賃金等が支払われているか (2) 台帳の整備がされているか			
		12 各種法令等の遵守 (1) コンプライアンスに関する方針が策定されている (2) 法令順守に向けた取り組みがある	3	3	3.0
		合計点（満点9点）	9	9	9.0

28年度以降になった

平成28年度 指定管理者評価シート

【新田おひさま保育園】

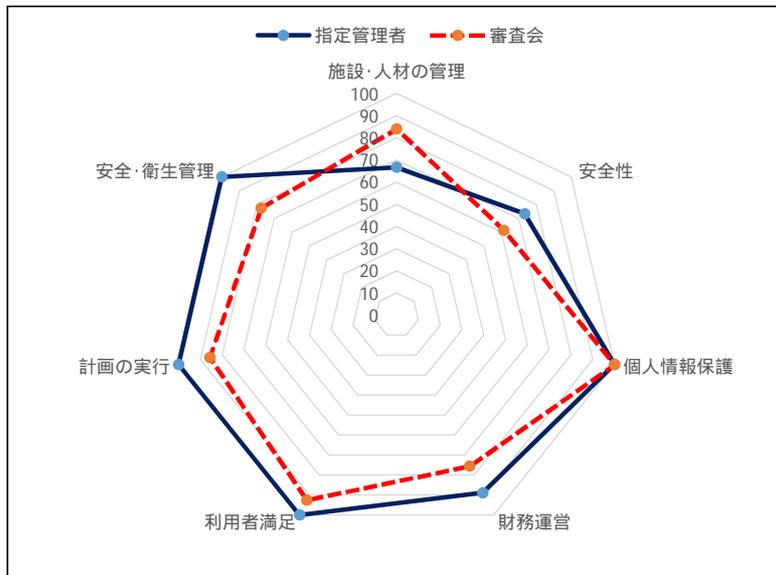
【評価点】3点：実施できている（工夫あり） 2点：一部実施できていないが適切な範囲 1点：実施できていない（不備）

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
管理状況	適切な財務・財産管理	適切な財務運営・財産管理が行われているか	指定管理者	担当課	評価委員
		1 3 資金残高 (1) 適正な保育所運営及び過大な保有の防止をはかるため、当期末支払資金残高は当該年度の委託費（運営費）収入の30%以下の保有である	2	3	2.8
		1 4 同一法人内における委託費（運営費）の貸付 (1) 貸付は、当該会計年度内に限定されている (2) 貸付理由は経営上やむを得ないと判断できる事由であり、必要最低限の額である (3) 貸付区分は、各施設拠点（経理）区分または、本部拠点（経理）区分である	3	3	3.0
		1 5 本部会計繰入金 (1) 本部会計に繰り入れている経費は、「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する額である	3	1	1.0
		合計点（満点9点）	8	7	6.8
事業効果	利用者の満足度（アンケート調査等による）	利用者の満足を得られているか	指定管理者	担当課	評価委員
		1 6 職員の保護者・地域への対応 (1) 保護者や地域の方への対応は、親切で安心のある対応である	3×2 6	3×2 6	6.0
		1 7 事業内容 (1) 保育内容に工夫や改善に取り組んでいる	3×2 6	3×2 6	6.0
		1 8 施設に関すること (1) 施設は清潔である (2) 表示や案内板等を取りつけ施設を使いやすくする工夫をしている	3	3	3.0
		1 9 苦情・要望対応 (1) 苦情・要望等について適切に対応している (2) 苦情や要望等は記録に残し、職員間で共有がされている	3×2 6	2×2 4	4.0
		2 0 利用者アンケートの活用 (1) 利用者にアンケート結果を公表し、保育の質の向上に努めている	3×2 6	3×2 6	6.0
		合計点（満点27点）	27	25	25.0
事業効果	事業の取組み	計画どおりの運営となっているか	指定管理者	担当課	評価委員
		2 1 保育環境 (1) 室内は快適に環境整備がなされている (2) 落ち着いて遊べる場所やコーナーがある (3) 屋外での活動が保障されている	3	3	3.0
		2 2 保育内容 (1) 子どもの人格を重視した保育がなされている (2) 保育計画や記録が整っている	3×2 6	2.5×2 5	5.0
		2 3 保育・教育の取組み (1) 保育課程が策定されている (2) 年間・月案・週案・日誌の記録が整備されている (3) 就学前教育（特色ある保育）が計画的に進められている	3×2 6	2.7×2 5.4	5.4
		2 4 食事指導 (1) 食育が年間計画にそって進められている (2) アレルギー児対応がマニュアルにそって適切になされている	3×2 6	2.3×2 4.6	4.6
		合計点（満点21点）	21	18	18.0

【評価点】 3点：実施できている（工夫あり） 2点：一部実施できていないが適切な範囲 1点：実施できていない（不備）

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
事業効果	事業の取組み	計画どおりの安全・衛生管理が来ているか	指定管理者	担当課	評価委員
		2.5 園児の健康管理 (1) 保健計画を作成し、子どもの健康保持・増進に努めている (2) 子どもの健康について保護者との情報を共有している (3) 乳幼児突然死症候群や感染症についての対策が適切である (4) 虐待マニュアルに基づいた対応が適切に行われている	3×2 6	2.3×2 4.6	4.6
		2.6 保育衛生管理 (1) 園舎や水周りの清掃や汚物の処理等が適切である (2) 玩具や寝具が衛生的に取り扱われている (3) 調理師・保育士は衛生管理への配慮がなされている	3×2 6	2.7×2 5.4	5.4
		2.7 調理衛生管理 (1) マニュアルにそって調理室の清掃をしている (2) 調理員の健康管理をしている	3×2 6	2×2 4	4
		2.8 安全管理 (1) 薬品や洗剤の管理、転倒防止や指つめ防止、避難経路の確保等が適切である (2) 警察や消防署、近隣の病院との連携がとれる体制がある	3×2 6	2.3×2 4.6	4.6
		合計点（満点24点）	24	18.6	18.6

	満点	得点
指定管理者自己評価点	120点	110点
担当課評価点	120点	99.9点
審査会評価点	120点	99.3点



評価：

- 「A+」114点以上、「A」114点未満～102点以上、「A-」102点未満～96点以上
- 「B+」96点未満～90点以上、「B」90点未満～78点以上、「B-」78点未満～72点以上
- 「C」72点未満

	指定管理者自己評価	担当課評価	審査会評価
評価	A	A-	A-

13 青井おひさま保育園 評価シート

【評価対象年度】平成 年度：平成27年4月1日 ~ 平成28年3月31日

【評価点】3点：実施できている（工夫あり） 2点：一部実施できていないが適切な範囲 1点：実施できていない（不備）

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
管理状況	適切な管理の履行	基本協定書に基づき適切に施設管理・人材の管理が行われているか	指定管理者	担当課	評価委員
		1 施設・設備の保守点検（内容・回数） (1) 冷暖房機保守点検（年1回）、消防用設備保守点検（年2回）、非常通報システム保守点検（年4回）、小荷物昇降機保守点検（年4回）、計量器定期検査（2年に1回）	3×2 6	3×2 6	6.0
		2 施設の清掃等 (1) 園舎内自主清掃（毎日）、清掃（壁面、天井、照明器具、誘導等、天井扇）委託（年1回）、清掃（換気扇・フードオイルフィルターダクト）委託（年2回）、清掃（窓ガラス・エアコンフィルター）委託（年3回）、グリストラップ清掃委託（年3回）、排水溝清掃（年1回）、ゴミブリ駆除（年2回）	3	2.7	2.6
		3 備品等のの保守点検 (1) 樹木剪定（年1回）、調理器具清掃点検（年1回）、輪転機保守点検（年2回）、園児布団の乾燥・消毒（年3回）ピアノ調律（年1回）、カーテンクリーニング（年1回）、カーペットクリーニング（年2回）	2	2.2	2.1
		4 人材育成の取り組み（保護者対応） (1) 職員の専門性向上のための研修を計画し、実施している（年2回） 個人情報保護の研修については、別項目で評価	3	3	3.0
		合計点（満点15点）	14	13.9	13.7
管理状況	安全性の確保	施設の安全性は確保されているか	指定管理者	担当課	評価委員
		5 施設・設備の安全の確保 (1) 園舎火災警備点検（毎月）、園庭固定遊具安全点検（年1回）	3×2 6	2×2 4	4.1
		6 防災への配慮 (1) 防火管理者を設置し、防火管理計画を策定している (2) 防災管理計画・防災マニュアルに沿って防災訓練等を実施している（毎月）	3	2.5	2.4
		7 防犯への配慮 (1) 施設内外を巡回し、異常等の有無を業務日誌に記録している（随時） (2) 鍵管理マニュアルを策定している (3) 鍵は鍵管理マニュアルどおり適正に管理されており、職員に管理方法が周知されている	3	3	3.0
		8 事故への対応 (1) 緊急連絡網が作成されている (2) 事故対応マニュアルが策定され、全職員に周知されている	3	2	2.0
		合計点（満点15点）	15	11.5	11.5
管理状況	法令等の遵守	個人情報保護、職員の労働条件の保護等は遵守されているか	指定管理者	担当課	評価委員
		9 個人情報の保護の取り組み (1) 内部研修の策定をしている	2	3	3.0
		10 個人情報事故への対応 (1) 個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等を防ぐ工夫がされている (2) 個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等が発生していない	3	3	3.0
		11 職員の労働条件の保護 (1) 労働者等に対して労働報酬下限額以上の賃金等が支払われている (2) 台帳の整備がされているか			28年度以降になった
		12 各種法令等の遵守 (1) コンプライアンスに関する方針が策定されている (2) 法令順守に向けた取り組みがある	3	3	3.0
		合計点（満点9点）	8	9	9.0

平成28年度 指定管理者評価シート

【青井おひさま保育園】

【評価点】 3点：実施できている（工夫あり） 2点：一部実施できていないが適切な範囲 1点：実施できていない（不備）

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
管理状況	適切な財務・財産管理	適切な財務運営・財産管理が行われているか	指定管理者	担当課	評価委員
		13 資金残高 (1) 適正な保育所運営及び過大な保有の防止をはかるため、当期末支払資金残高は当該年度の委託費（運営費）収入の30%以下の保有である	2	2	2.0
		14 同一法人内における委託費（運営費）の貸付 (1) 貸付は、当該会計年度内に限定されている (2) 貸付理由は経営上やむを得ないと判断できる事由であり、必要最低限の額である (3) 貸付区分は、各施設拠点（経理）区分または、本部拠点（経理）区分である	3	3	3.0
		15 本部会計繰入金 (1) 本部会計に繰り入れている経費は、「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する額である	3	1	1.0
		合計点（満点9点）	8	6	6.0
事業効果	利用者の満足度（アンケート調査等による）	利用者の満足を得られているか	指定管理者	担当課	評価委員
		16 職員の保護者・地域への対応 (1) 保護者や地域の方への対応は、親切で安心のある対応である	3×2 6	3×2 6	6.0
		17 事業内容 (1) 保育内容に工夫や改善に取り組んでいる	3×2 6	2×2 4	4.0
		18 施設に関すること (1) 施設は清潔である (2) 表示や案内板等ととりつけ施設を使いやすくする工夫をしている	3 3	3 3	3.0
		19 苦情・要望対応 (1) 苦情・要望等について適切に対応している (2) 苦情や要望等は記録に残し、職員間で共有がされている	3×2 6	2×2 4	4.0
		20 利用者アンケートの活用 (1) 利用者にアンケート結果を公表し、保育の質の向上に努めている	3×2 6	3×2 6	6.0
		合計点（満点27点）	27	23	23.0
事業効果	事業の取り組み	計画どおりの運営となっているか	指定管理者	担当課	評価委員
		21 保育環境 (1) 室内は快適に環境整備がなされている (2) 落ち着いて遊べる場所やコーナーがある (3) 屋外での活動が保障されている	3	2.3	2.2
		22 保育内容 (1) 子どもの人格を重視した保育がなされている (2) 保育計画や記録が整っている	3×2 6	3×2 6	6.0
		23 保育・教育の取り組み (1) 保育課程が策定されている (2) 年間・月案・週案・日誌の記録が整備されている (3) 就学前教育（特色ある保育）が計画的に進められている	3×2 6	2.7×2 5.4	5.4
		24 食事指導 (1) 食育が年間計画にそって進められている (2) アレルギー児対応がマニュアルにそって適切になされている	3×2 6	2.3×2 4.6	4.6
		合計点（満点21点）	21	18.3	18.2

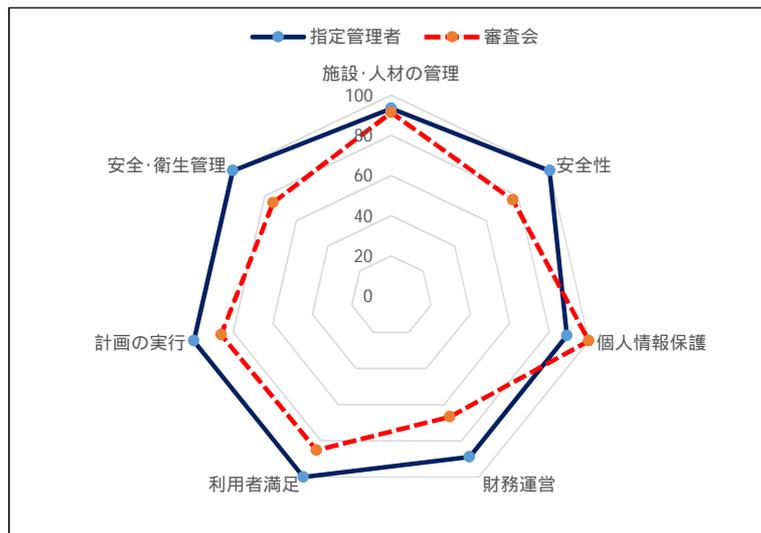
平成28年度 指定管理者評価シート

【青井おひさま保育園】

【評価点】 3点：実施できている（工夫あり） 2点：一部実施できていないが適切な範囲 1点：実施できていない（不備）

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
事業効果	事業の取り組み	計画どおりの安全・衛生管理が出来ているか	指定管理者	担当課	評価委員
		25 園児の健康管理 (1) 保健計画を作成し、子どもの健康保持・増進に努めている (2) 子どもの健康について保護者との情報を共有している (3) 乳幼児突然死症候群や感染症についての対策が適切である (4) 虐待マニュアルに基づいた対応が適切に行われている	3×2 6	2.3×2 4.6	4.6
		26 保育衛生管理 (1) 園舎や水周りの清掃や汚物の処理等が適切である (2) 玩具や寝具が衛生的に取り扱われている (3) 調理師・保育士は衛生管理への配慮がなされている	3×2 6	2.3×2 4.6	4.6
		27 調理衛生管理 (1) マニュアルにそって調理室の清掃をしている (2) 調理員の健康管理をしている	3×2 6	2×2 4	4.0
		28 安全管理 (1) 薬品や洗剤の管理、転倒防止や指つめ防止、避難経路の確保等が適切である (2) 警察や消防署、近隣の病院との連携がとれる体制がある	3×2 6	2.3×2 4.6	4.6
		合計点（満点24点）	24	17.8	17.8

	満点	得点
指定管理者自己評価点	120点	117点
担当課評価点	120点	99.5点
審査会評価点	120点	99.2点



評価：

- 「A+」114点以上、「A」114点未満～102点以上、「A-」102点未満～96点以上
- 「B+」96点未満～90点以上、「B」90点未満～78点以上、「B-」78点未満～72点以上
- 「C」72点未満

	指定管理者自己評価	担当課評価	審査会評価
評価	A+	A-	A-

14 新田三丁目なかよし保育園 評価シート

【評価対象年度】平成 年度：平成27年4月1日 ~ 平成28年3月31日

【評価点】3点：実施できている（工夫あり） 2点：一部実施できていないが適切な範囲 1点：実施できていない（不備）

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
			指定管理者	担当課	評価委員
管理状況	適切な管理の履行	基本協定書に基づき適切に施設管理・人材の管理が行われているか			
		1 施設・設備の保守点検（内容・回数） (1) 冷暖房機保守点検（年1回）、消防用設備保守点検（年2回）、非常通報システム保守点検（年4回）、小荷物昇降機保守点検（年4回）、計量器定期検査（2年に1回）	3×2 6	3×2 6	6.0
		2 施設の清掃等 (1) 園舎内自主清掃（毎日）、清掃（壁面、天井、照明器具、誘導等、天井扇）委託（年1回）、清掃（換気扇・フードオイルフィルターダクト）委託（年2回）、清掃（窓ガラス・エアコンフィルター）委託（年3回）、グリストラップ清掃委託（年3回）、排水溝清掃（年1回）、ゴミブリ駆除（年2回）	2	2.8	2.7
		3 備品等の保守点検 (1) 樹木剪定（年1回）、調理器具清掃点検（年1回）、輪転機保守点検（年2回）、園児布団の乾燥・消毒（年3回）ピアノ調律（年1回）、カーテンクリーニング（年1回）、カーペットクリーニング（年2回）	3	3	3.0
		4 人材育成の取り組み（保護者対応） (1) 職員の専門性向上のための研修を計画し、実施している（年2回） 個人情報保護の研修については、別項目で評価	3	1	1.0
		合計点（満点15点）	14	12.8	12.7
管理状況	安全性の確保	施設の安全性は確保されているか			
		5 施設・設備の安全の確保 (1) 園舎火災警備点検（毎月）、園庭固定遊具安全点検（年1回）	3×2 6	3×2 6	5.6
		6 防災への配慮 (1) 防火管理者を設置し、防火管理計画を策定している (2) 防災管理計画・防災マニュアルに沿って防災訓練等を実施している（毎月）	3	3	3.0
		7 防犯への配慮 (1) 施設内外を巡回し、異常等の有無を業務日誌に記録している（随時） (2) 鍵管理マニュアルを策定している (3) 鍵は鍵管理マニュアルどおり適正に管理されており、職員に管理方法が周知されている	3	2.5	2.6
		8 事故への対応 (1) 緊急連絡網が作成されている (2) 事故対応マニュアルが策定され、全職員に周知されている	3	2	2.0
		合計点（満点15点）	15	13.5	13.2
管理状況	法令等の遵守	個人情報保護、職員の労働条件の保護等は遵守されているか			
		9 個人情報の保護の取り組み (1) 内部研修の策定をしている	3	1	1.2
		10 個人情報事故への対応 (1) 個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等を防ぐ工夫がされている (2) 個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等が発生していない	3	3	3.0
		11 職員の労働条件の保護 (1) 労働者等に対して労働報酬下限額以上の賃金等が支払われている (2) 台帳の整備がされているか			
		12 各種法令等の遵守 (1) コンプライアンスに関する方針が策定されている (2) 法令順守に向けた取り組みがある	2	3	3.0
		合計点（満点9点）	8	7	7.2

28年度以降になった

平成28年度 指定管理者評価シート

【新田三丁目なかよし保育園】

【評価点】3点：実施できている（工夫あり） 2点：一部実施できていないが適切な範囲 1点：実施できていない（不備）

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
管理状況	適切な財務・財産管理	適切な財務運営・財産管理が行われているか	指定管理者	担当課	評価委員
		13 資金残高 (1) 適正な保育所運営及び過大な保有の防止をはかるため、当期末支払資金残高は当該年度の委託費（運営費）収入の30%以下の保有である	1	1	1.2
		14 同一法人内における委託費（運営費）の貸付 (1) 貸付は、当該会計年度内に限定されている (2) 貸付理由は経営上やむを得ないと判断できる事由であり、必要最低限の額である (3) 貸付区分は、各施設拠点（経理）区分または、本部拠点（経理）区分である	1	1	1.0
		15 本部会計繰入金 (1) 本部会計に繰り入れている経費は、「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する額である	1	1	1.6
		合計点（満点9点）	3	3	3.8
事業効果	利用者の満足度（アンケート調査等による）	利用者の満足を得られているか	指定管理者	担当課	評価委員
		16 職員の保護者・地域への対応 (1) 保護者や地域の方への対応は、親切で安心のある対応である	3×2 6	3×2 6	6.0
		17 事業内容 (1) 保育内容に工夫や改善に取り組んでいる	3×2 6	3×2 6	5.2
		18 施設に関すること (1) 施設は清潔である (2) 表示や案内板等をとりつけ施設を使いやすくする工夫をしている	3 3	3 3	3.0
		19 苦情・要望対応 (1) 苦情・要望等について適切に対応している (2) 苦情や要望等は記録に残し、職員間で共有がされている	3×2 6	2×2 4	4.0
		20 利用者アンケートの活用 (1) 利用者アンケート結果を公表し、保育の質の向上に努めている	3×2 6	3×2 6	6.0
		合計点（満点27点）	27	25	24.2
事業効果	事業の取り組み	計画どおりの運営となっているか	指定管理者	担当課	評価委員
		21 保育環境 (1) 室内は快適に環境整備がなされている (2) 落ち着いて遊べる場所やコーナーがある (3) 屋外での活動が保障されている	2	1.7	2.1
		22 保育内容 (1) 子どもの人格を重視した保育がなされている (2) 保育計画や記録が整っている	3×2 6	3×2 6	5.7
		23 保育・教育の取り組み (1) 保育課程が策定されている (2) 年間・月案・週案・日誌の記録が整備されている (3) 就学前教育（特色ある保育）が計画的に進められている	3×2 6	2.3×2 4.6	4.6
		24 食事指導 (1) 食育が年間計画にそって進められている (2) アレルギー児対応がマニュアルにそって適切になされている	3×2 6	2.5×2 5	5.0
		合計点（満点21点）	20	17.3	17.4

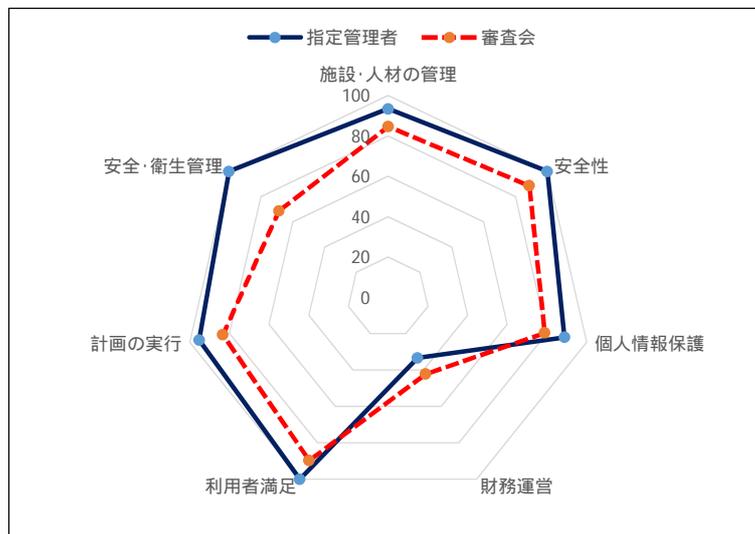
平成28年度 指定管理者評価シート

【新田三丁目なかよし保育園】

【評価点】 3点：実施できている（工夫あり） 2点：一部実施できていないが適切な範囲 1点：実施できていない（不備）

大項目	中項目	確認項目	評価点（小数点第1位まで記入）		
			指定管理者	担当課	評価委員
事業 効果	事業 の 取 組 み	計画どおりの安全・衛生管理が出来ているか			
		25 園児の健康管理 (1) 保健計画を作成し、子どもの健康保持・増進に努めている (2) 子どもの健康について保護者との情報を共有している (3) 乳幼児突然死症候群や感染症についての対策が適切である (4) 虐待マニュアルに基づいた対応が適切に行われている	3×2 6	2.3×2 4.6	4.5
		26 保育衛生管理 (1) 園舎や水周りの清掃や汚物の処理等が適切である (2) 玩具や寝具が衛生的に取り扱われている (3) 調理師・保育士は衛生管理への配慮がなされている	3×2 6	2×2 4	4.0
		27 調理衛生管理 (1) マニュアルにそって調理室の清掃をしている (2) 調理員の健康管理をしている	3×2 6	2×2 4	4.0
		28 安全管理 (1) 薬品や洗剤の管理、転倒防止や指つめ防止、避難経路の確保等が適切である (2) 警察や消防署、近隣の病院との連携がとれる体制がある	3×2 6	2×2 4	4.0
		合計点（満点24点）	24	16.6	16.5

	満点	得点
指定管理者自己評価点	120点	111点
担当課評価点	120点	95.2点
審査会評価点	120点	95点



評価：

- 「A+」114点以上、「A」114点未満～102点以上、「A-」102点未満～96点以上
- 「B+」96点未満～90点以上、「B」90点未満～78点以上、「B-」78点未満～72点以上
- 「C」72点未満

	指定管理者自己評価	担当課評価	審査会評価
評価	A	B+	B+

第 14 期 足立区社会教育委員会議

報 告 書 (案)

【テーマ】

「地域の教育力向上、青少年の育成に向けた新たな方策」

ちいきを元気に！

子どもたちをもっと元気に！！

足立区教育員会子ども家庭部

平成 29 年 2 月 日

《 目 次 》

1	社会教育の基本的な考え方	1
1)	社会教育の歴史	
2)	足立区の社会教育	
3)	第14期社会教育委員会議の設置背景	
2	第14期社会教育委員会議の概要	2
1)	会議設置根拠	
2)	教育大綱に向けて	
3)	第14期社会教育委員会議のテーマ	
4)	検討課題の設定について	
5)	意見交換に伴う検討項目の設定について	
3	委員による意見・提案	6
◇	明石要一委員（千葉敬愛短期大学学長）	6
◇	成田國英委員（日本体育大学名誉教授）	9
◇	松田恵示委員（東京学芸大学副学長）	11
1)	今後の青少年教育、家庭教育支援の在り方	
2)	青少年の団体活動、事業の在り方	
3)	居場所づくり・指導者、リーダー養成の在り方	
4)	新たな事業提案	
4	最後に	15
5	第14期足立区社会教育委員からの提案・イメージ図	16
	【参考資料】	17

資料1	第14期足立区社会教育委員会議委員	18
資料2	区長との意見交換会	19
資料3	用語解説	23
資料4	会議開催日・主な審議内容等	25

※文中下線…ご不明な場合は各項目の最後、またP22の用語解説をご覧ください。

1 社会教育の基本的な考え方

1) 社会教育の歴史

昭和24年に社会教育法が制定されて、すでに67年の年月が経過しました。この間、経済や科学技術の進歩、国際化など、人々の生活は大きな変化を遂げました。社会教育についても、グローバル化した社会・生活環境と密接な関係をもって発展してきています。

こうした時代に、地域や家庭をさらに活発化させて、将来を担う子どもたちをもっと元気に育てるためには、行政や関係機関、関係団体はどのような対策を講じていくべきか、今こそ社会教育の今日的役割、進むべき方向性について検討していくべきです。

社会教育の定義は、「学校の教育課程を除く、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動」とされています。そのうえで、生活、地域課題に対応できる学習を教育的に高めていくとともに、地域住民が学び合い相互学習を通して絆を深めていくことです。

この実現に向けては、地域住民において多種多様な事業への参加や体験・自主活動を通して学んだ知識、技術などを人づくり、地域づくりに還元していくことが求められています。

行政においては、グローバル化した社会のなかで区民のニーズを的確に捉え、地域住民による主体的な活動に対して効果的、効率的な支援を継続的に行っていく必要があると考えています。

2) 足立区の社会教育

人々は、生涯をとおして健康で生きがいのある暮らしや、家族や友人とともに楽しく人生を過ごすこと、さらには、多種多様な学習や自己実現を目指す機会を求めているのではないのでしょうか。

こうしたなかで足立区の社会教育は、社会参加の促進、サークル育成、生きがいづくりを目的とした区民対象の様々な生涯学習事業、イベントなどを展開してきました。具体的には、地域学習センターなどを中心に、行政による各種文化・スポーツ、健康体力づくり事業やサークル育成、指導者、ボランティア養成など広く実施してきました。

また、青少年の育成団体や教育機関、PTAなどによる主体的な活動のほか、地域団体と行政による協働のもと、青少年の体験活動や居場所づくり、ボランティア活動の普及・推進なども大きな成果を挙げています。

これらの地域コミュニティに関与する団体については、地域と行政をつなぐパイプ役として、生活や家庭、健康、福祉に関すること、さらには、地域や生活課題などの解決に向けて活動していく組織や団体として成長し続けています。

しかし、青少年の育成団体や関連制度については、50年以上の歴史を経て、その環境は前述のとおり大きく変化しています。こうした時代の流れを受け、これまでの社会教育の取り組みや団体の活動における役割など、時代に即した方策が必要になってきました。

今後も、社会教育を取り巻く環境の変化に対応していくためには、足立区の特性を捉えた社会教育として機能のさらなる充実に向けて取り組んでいきたいと考えています。

3) 第14期社会教育委員会議の設置背景

足立区民においても、少子高齢化や生活スタイル、価値観の変化とともに、社会教育に対する区民ニーズは多様化、高度化してきています。

こうしたなか、社会教育を取り巻く環境として、地域のつながりや連帯感、支え合いの意識が徐々に希薄化してきているのも事実です。特に若い世代においては、町会・自治会への加入、地域活動、事業への参加率の減少は、本来、社会教育の軸となる地域コミュニティの機能の低下が大きな課題となっています。また、行政と関係団体との連携・協働事業でも、マンネリ化や参加者が集まらない、指導者が育たない、高齢化によるスタッフ不足など多くの課題を抱えています。

また、喫緊の課題である子どもの貧困や不登校対策、経済、教育格差など、行政課題、生活課題も視野に入れて展開していく必要があります。そのためには、前述の団体との連携・協働体制が不可欠であり、さらに、地域の人材やボランティア、民間活用の導入なども視野に入れて社会教育施策を展開していく必要があります。

そこで、足立区教育委員会では、「教育大綱」の策定や地域、家庭の教育力の向上、体験活動を通じた青少年の育成などに向けた方策について、第14期社会教育委員会議を設置して学識経験者から意見、提案を受けることといたしました。さらには、足立区の青少年育成関係団体などによる主体的な活動、事業実施に向けて、少年育成団体による適正な事業の実施状況などについても意見を聴いていきます。

【用語解説】

グローバル	世界的な規模、社会の大きさや広がりなど
パイプ役	人や組織の間に立って両者の橋渡しをする役割

2 第14期社会教育委員会議の概要

1) 会議設置根拠

足立区の社会教育委員会議は、平成23年6月以降休止していましたが、足立区社会教育委員条例第2条の規定に基づき第14期足立区社会教育委員会議を設置し、社会教育における学識経験者として専門大学、専門機関より3名の委員を委嘱しました。

【期間】

平成26年12月1日から平成28年11月30日 ※2カ年

2) 会議方針及び足立区教育大綱策定に向けて

社会教育委員会議におきましては、足立区の社会教育、生涯学習に関するこれまでの取り組みや成果、課題などについての情報提供を行い、各委員からの意見や実践的提案を今後の事業に活かしていきます。また、当会議については、足立区教育大綱の策定に向けた参考とするため、「区長との意見交換会」を実施しました。

「区長と第14期社会教育委員との意見交換会」

【実施日】…平成27年9月8日（火）※第7回定例会

3) 第14期社会教育委員会議のテーマ

【メインテーマ】

地域の教育力向上、青少年の育成に向けた新たな方策

【サブテーマ】

地域の教育力を高め体験活動を通して青少年を育む

くちいきを元気に！子どもたちをもっと元気に！！> ※表紙に活用

4) 検討項目の設定について

社会教育委員会議では、前記テーマに基づき、以下4つの項目を中心に検討することとしました。

①～③の項目については、既存の事業の見直しや改善に、④については、新たな取り組みに活かしていきます。

①青少年教育、家庭教育の支援の在り方

②青少年の団体活動、事業の在り方

③居場所づくり・指導者、リーダー養成の在り方

④新たな事業提案

5) 意見交換に伴う検討項目の設定について

①青少年教育、家庭教育の支援の在り方

青少年関連の関係団体の活動をさらに活性化するための制度、活動支援、指導者養成のための制度を構築する。また、足立区教育大綱に関する情報提供、情報共有を図るとともに、教育大綱の策定からこれに基づく関係事業の展開に向けて意見交換していく。



【検討項目】

- ・これまでの社会教育、生涯学習の取り組みの成果と今後の在り方
- ・家庭の教育力を向上させるための方策、具体的取り組み

- ・足立区教育大綱、教育振興計画への活かし方
- ・第2期あだち次世代育成支援行動計画策定のための調査(H21.3)
- ・中高生を対象とした取り組みのための関係部署との連携
- ・家庭教育支援・青年期に対する教育支援再構築の課題
- ・家庭教育学級などの従来型の取り組みの課題整理
- ・青年期に固有な課題の整理
- ・青年期の教育支援のための関係部署との連携について課題の整理
- ・開かれた学校づくり協議会での取り組みの確認と課題検討

②青少年の団体活動、事業の在り方

PTA活動や青少年対策地区活動などの健全育成活動を、区の社会教育のなかでどのように位置づけていくかについて意見交換していく。また、青少年のための体験活動の推進を、社会教育の観点から地域組織をベースにした取り組みとして再構築するための方策を検討する。



【検討項目】

- ・青少年関係団体の現状と今後の方向性
- ・地域の教育力向上、青少年育成に向けた新たな団体活動
- ・地域の教育力の核となる組織、団体の再構築（青少年委員、PTA、子ども会等）
- ・時代に即した青少年委員制度の見直し
- ・青少年対策地区委員会の組織の在り方と活動支援の在り方
- ・地域における新しい自主的な取り組みと既存の団体組織とのマッチング
- ・中高生の居場所づくり、対象の事業の取り組みの在り方

③居場所づくり・指導者、リーダー養成の在り方

地域における中高生の居場所づくりとして、地域が中高生を育む仕組みづくりや育成に関わる指導者、リーダー養成、また、家庭教育支援を進めていくための人材育成、環境整備についての課題を整理する。



【検討項目】

- ・地域資源を活かした体験活動
- ・生活習慣、子どもの状況などを踏まえた体験活動
- ・担い手である地域、青少年団体を巻き込んでいく体験活動

- ・中高生の育成に関わる指導者、リーダー養成
- ・家庭教育、青少年教育指導者、支援者に求められる資質と育成策、その組織化
- ・中高生、青年期の教育支援者に求められる資質と育成策、その組織化

④新たな事業提案

幼児期から青年期における特性や課題を確認し、成長過程、生活リズム、進学や就職、自己実現、家庭における健康管理等をキーワードに、時代背景に即した事業について検討していく。



【検討項目】

- ・子どもの健康・生活実態調査の分析・検討
- ・アウトリーチ型家庭教育支援の可能性、方法、場の提供、モデル事業
- ・幼児教育の取り組み
- ・親子食堂モデル事業の取り組み
- ・青少年期における家庭教育支援で想定されること
- ・地域における青少年の体験活動の推進と多世代にわたる取り組み
- ・地域団体、大学との連携による体験活動の取り組み
- ・多世代を対象とした体験活動の推進策

【用語解説】

マッチング	種類の違うものを組み合わせること
アウトリーチ	公的機関、公共施設などが行う地域への出張サービス、訪問支援

3 委員による意見・提案

◇明石要一委員（千葉敬愛短期大学学長）

【意見】

1) 青少年教育、家庭教育支援の在り方

- ・つまずきがあった場合、どの時点のつまずきか把握する必要があります。保護者が変わるきっかけは、子どもが変わったことを数字で示すことや、エビデンスをどう残すかが大切です。例えば、達成した地域、劣っている地域、標準的な地域の動向などを調査することです。
- ・体力向上の取り組みと給食を残さない、けがの率と風邪をひかないなど、測定による間接的な効用が見えてきます。また、基礎体力がないと学習に集中できません。
- ・1年間で子どもは大きく成長します。子どもの健康・生活実態調査は節目のデータがあるとクロス集計や広範囲の分析、調査も可能になると思います。
- ・開かれた学校づくり協議会は学童期、青少年課では0歳から5歳までをどうするか、その接続も含めた視点が必要と考えます。家庭教育の問題も0歳から5歳までがとても大切です。保育所と幼稚園の連携も必要です。授業参観も2割は関心がないのが実情なので、ほかの施策を絡めていく視点が必要となります。

2) 青少年の団体活動、事業の在り方

- ・貧困対策は、中高校生以上の居場所づくり事業を絡めて検討するべきです。また、コミュニティスクール（教委）、放課後子どもプラン（厚労省・文科省）、地域（生涯学習部局）の三つを合わせた体験事業を検討していく必要があると考えます。
- ・今の幼児、小学生の体幹は弱いといわれています。体幹遊びで柔軟な体をつくっていくことが必要です。子どもの健康づくりの狙いは、けがをしないための運動を実践していくことで、それは幼児期から行うことです。頭から転ぶ幼児が非常に増えています。
- ・放課後の活動で、生活のリズムをつくってあげるのがイギリスの教育。チームをつくりパソコンやゲームで算数に力点を置く教育がアメリカ。幼児講座もインターネットです。韓国の放課後では、登録制でお稽古や塾を学校が用意しています。外国の取組みは参考になります。
- ・事業の取組みにおいては、放課後にどのように展開するかが課題です。日本の教育は、同じ質を提供する一方で、放課後や土曜の過ごし方に差が出る傾向です。
- ・一番の課題は、支援が必要な人が事業に参加しない傾向にあることです。特に課題を抱えている児童、生徒においては、小・中学校のどこでつまずいたか、幼児期、小学校の学習状況を把握して対応していくことが大切です。

3) 居場所づくり及び教員、専門職、指導者・リーダーの在り方

- ・学校と社会教育をつなぐ地域学校協働本部が必要です。中教審の課題は、全体をまとめる統括コーディネーターの育成です。また、チーム学校に、スクールソーシャルワーカー、看護師や部活の指導者、一般企業に依頼する考えもあると思います。今後は、学校を起点とする地域連

携担当教職員が必要と考えます。

- ・今後の社会教育行政の課題としては、専門性を持った社教主事や特に資格が無くてもコーディネーター、ファシリテーターをいかに育成していくか。また、生涯学習事業に参加した方の学習成果をどのように地域に還元するかについて中教審の審議テーマとなっています。
- ・6年生までに子ども会に入り、中学生でジュニアリーダーになること。これはプラスの連鎖です。あるステージが終わったら次のステージという成長スタイル、社会貢献スタイルを提示してあげることが大切です。中教審では、コーディネーターが一番うまくいくのはPTAの役員経験者であり、全体がわかっていること。これもプラスの連鎖です。

4) 新たな事業提案

① 青少年期における家庭教育支援策

- ・親の3割は相談相手がいまません。子育ての悩みの解決はどこ機関が行うか、エージェントで解決できるのか、孤立した親たちをネットワークできるかについて検討していくことが必要と考えます。
- ・放課後の遊び方の問題と軽度の発達障がい、いじめと不登校など、困難を抱えた子どもたちの保護者へのサポートが課題です。運動会は、保護者が集まるので家庭教育ができるチャンスです。

② アウトリーチ型の家庭教育支援策

- ・自力で一本立ちさせる施策も必要です。引きこもりを復帰させる対策で、合宿、宿泊、食事で人間関係をつくってはいかがでしょうか。
- ・親子関係、家庭教育、学校教育は縦の関係です。親と子、教師と生徒も縦の関係。横の関係はクラスメートです。子どもたちは、斜めの関係があることを知りません。昔は親族や親戚が教えました。家庭教育は縦関係を支援しますが、支援者の確保を斜めの関係でいうと、学生は個別訪問ができます。疑似の親戚をつくるような関係です。

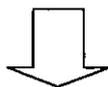
③ 新しいアウトリーチ型の家庭教育支援策モデル事業（案）

- ・食堂事業は、相談相手や軽度の発達障がい、相談の質に焦点をあてることにより分析できます。
- ・子ども食堂を考える場合の三つのポイントとして、1点目は、食堂で賄いをつくる人です。元栄養士を再雇用の場としてボランティア的にお願いできないか。2点目は、定年で引退しても技術は持っている人の協力です。3点目は、どのように場所を確保するかです。そのためには、福祉コンビニというメッセージを出していくといいと思います。その時に企業協賛、行政サポートが必要です。

【提案】

- ・幼児期のホームステイ、小学生夏休み宿泊体験、全中学生短期全寮制、高校生ボランティア体験など（生活力向上を目的とする）
- ・体験活動の普及、充実を目指し（仮称）「足立区青少年体験推進条例」の制定

- ・学力向上や学習・生活・自然体験のサポートに退職校長、教員の活用
- ・朝読書のすすめ。絵本の楽しさの発見（保育所、幼稚園、小学校低学年）
- ・絵本の読み聞かせ。10分読み聞かせ、親子読書習慣（2・3歳児から）
- ・絵本専門士、スーパーバイザーの養成
- ・自転車事故ゼロ運動（自転車乗り方、マナー教育幼児期からの取り組み）
- ・家庭でできること、区ホームページへの掲載（しつけやマナー、親の手伝いなど）
- ・先生から保護者へ連絡帳を通した啓発活動
- ・先生、栄養士による保育所での親子食体験（親子で料理）
 - ※保育所、幼稚園を活用した地域の食卓から家庭へのアプローチ
- ・東京未来大学の保育実習の活用（家庭個別訪問実習／家庭教育アドバイザーの育成）
- ・斜めの関係づくり「1日孫の日」の設置
 - ※孫と祖父母、親戚や近所のおじさん、おばさんなど斜めの関係づくり（手紙で近況報告）



【総括コメント】

- ◆社会教育、生涯学習の視点から学校支援を行うことにより、子どもたちは学校や地域から学んだことを還元できる人間として成長する。キーワードは、「チーム学校」で、「あだち」を元気にしていくことである。
- ◆行政、地域連携のもと、家庭教育を推進していくことにより足立区への愛着心が醸成される。社会教育の原点は、「足立区が好き」、「良くしていきたい」という心情が社会教育行政を発展させる。また、青少年育成の重要ポイントは、「第三の大人」（親や先生以外）との出会いである。

【用語解説】

エビデンス	有効と考えられる証拠や根拠、検証結果など
クロス集計	複数の情報やデータについて分析し集計すること
コミュニティスクール	保護者や地域が学校運営に協力し一緒に学校づくりを進める仕組み
コーディネーター	色々な仕事や作業などを調整していく人
ソーシャルワーカー	社会福祉を学び社会的に困っている人の相談に乗り援助を行う職種
ファシリテーター	会議や作業など集団活動を中心となってスムーズに進めていく人
ジュニアリーダー	子供会や地域活動などの運営協力を行う中学生や高校生
エージェント	代理人や代理業者、仲介業者など
ネットワーク	人や組織を広く組み合わせる、広くつなぐなどの意味
スーパーバイザー	監督、管理、監視などを行う人

◇成田國英委員（日本体育大学名誉教授）

【意見】

1) 青少年教育、家庭教育支援の在り方

- ・区民には、家庭教育、非行対策の必要性を理解させることがとても重要です。青少年施策に向けては、国や東京都のデータと区の実情を示すことが必要です。
- ・現在、学校教育では、地域の方々が教育活動に参画していく「地域に開かれた活動」が求められています。学習指導要領の改訂は、チーム学校の在り方検討がテーマになっています。チーム学校は、これからの足立区教育の進展に大きく関わってくると考えています。
- ・教育課程は、地域の人的・物的資源を活用し、放課後、土曜日を活用した社会教育と連携していくべきです。学校教育を学校内に閉ざすことなく、目指すところを社会教育と共有、連携しながら実現させていくことが求められています。学校は、社会に開かれた教育課程の実現に向かっていくべきです。

2) 青少年の団体活動、事業の在り方

- ・若者対策は、グローバル時代を見据えて、文化やスポーツ活動など積極的に体験できる環境づくりが必要です。さらに、足立区の良いところに向けさせる教育、子どもたちが夢を持って、良いところをさらに伸ばす教育をすすめていくことが大切であると考えています。
- ・そのためには、学校、保護者、地域や青少年の育成団体、そして子どもたちなどが、点と点の関係性ではなく、どのように結びついているのか、結びつけていくのかをしっかりとイメージしながら事業を展開していくべきです。
- ・青少年の団体活動において、交流機会は大変重要です。グローバル化時代を迎えて、あだちの子どもたちは、足立区をどのように見て、どこに向かって成長していくのか、また、学校や地域でどのように育てていくのか。その答えの一つが団体交流、地域交流を通して生まれます。
- ・事業を計画するうえで、社会教育施設や学校、区内の大学、民間施設など、活用できる施設の特徴を活かすことが大切です。これに合わせて、地域の人材をどのように絡めていくかが子どもたちを呼び込み盛り上げていくヒントであります。こうした取り組みがかみ合うことで、地域も活性化していきます。

3) 居場所づくり及び教員、専門職、指導者・リーダーの在り方

- ・学校と地域の連携を推進していくため、学校内において地域との連携、推進の中核を担う教職員を地域連携担当教職員（仮称）、として法令上明確化していくことが必要です。
- ・「チーム学校」の考え方のもと、保護者や地域の力を学校運営に活かしていくこと、学校が地域づくりの中核を担う意識を持って、学校教育と社会教育との連携・協働をより円滑に行うための資質向上が、これからの教員養成に強く求められています。
- ・小学校の帰りの会などで、「先生はこの本を読んでいる、お父さんお母さんも読んでいるかな」という話をしてほしいです。まず先生が本を読むお手本を子どもの前で示すことです。
- ・保護者の気持ちを考えますと、学校の教師に対しては、授業のほかいろいろとお世話になっている気持ちがあります。一方、未就学児の保護者の場合は、学校と違いどのように先生に対応

していいのかわからない保護者が多いと考えています。新卒の教員は、足立区のこれからの教育を支えていく強い信念を持つべきです。

4) 新たな事業提案

①青少年期における家庭教育支援策

- ・教員は子どもたちの情報を持っています。この情報を家庭の教育力向上に活かすことができるはずですが、また、家庭訪問に行かなくても、保護者同士の話し合いや情報交換により、課題を解決していくことも可能と考えています。しかし、残念ながら、こうした動向は少ない状況にあります。

②アウトリーチ型の家庭教育支援策

- ・アウトリーチについては、子育てに課題がある家庭に参加してもらい、勉強や生活面で意欲を持たせていくことが課題です。

【提案】

- ・貧困対策のひとつとして学校をプラットフォーム化していくこと
- ・家庭の課題解決に向けた親の居場所づくり、家庭間を結ぶ親のサロン
- ・「こんな本を読んでいる。こんな考え方が生まれる」、という子どもの前で語る雰囲気、足立区全体として盛り上げていく。



【総括コメント】

- ◆子どもたちに向けた社会教育とは、グローバル社会で活躍していくための国際感覚や自ら考え解決に向けて行動できる力を身につけていくことである。この認識に立ち、個人の成長に合わせた具体的な目標を定めていくことが重要である。
- ◆誰もが子どもを支える主役である。これからは生き、将来の社会の担い手となることを、区民は強く認識することが社会教育の第一歩である。

【用語解説】

プラットフォーム	ここでいうプラットフォームは多くの人が集う、窓口機能をもつこと
----------	---------------------------------

◇松田恵示委員（東京学芸大学副学長）

【意見】

1) 青少年教育、家庭教育支援の在り方

- ・問題を抱える家庭には、家庭教育に自信を持たせることや、サードプレイス（第三の居場所…家庭や職場のほかに居心地が良い場）が必要です。また、身近な人より、やや遠い存在の人と関係性を持つことがポイントと考えています。
- ・中高生の不登校、中途退学は、教育、福祉面からも問題が出てきています。なお、引きこもりについては、社会的課題となっていますが、具体的な施策を行っている自治体はほとんど見られません。
- ・家庭や子どもたちの孤立化に対するフォロー、支援の方策は、3～5年スパンのスケジューリング、ロードマップなど、見取り図が必要と考えます。
- ・SNSに対する信頼感は、行政や教育者、大学などが担っていくべき今後の新しい課題です。家庭教育の必要性は、子どもより親の支援がポイントと思います。親子一緒に集うことで、地域の関係性が広がっていきます。また、子どもが事業に参加することで、親に時間の余裕ができるので、母親同士のコミュニティも生まれるチャンスも増えていきます。

2) 青少年の団体活動、事業の在り方

- ・家庭教育支援ネットワークには、既存の社会教育施設をハブとして活かすことが課題です。体験プログラムは、子どもに対する直接支援です。家庭教育の場合、親が子どもにどうなってほしいか、習い事させるかについては、教育主体が親になるので、その親を支援していくのが一番狭い意味での家庭教育支援となります。
- ・青少年、家庭教育支援事業の一つには講座の提供があります。また、一つはサロンのような集える場の整備。そして、訪問型のアウトリーチです。現在、機会提供、場の構成に力点を置けていますが、そこに来ない家庭や子どもたちの問題が大きいと考えています。近年、訪問型事業の難しさがクローズアップされています。
- ・事業展開において、青少年委員や大学生の活用は、非常に重要と考えています。また、人材育成においては、単にボランティア講座ではなく、実効性のある育てる仕掛けとして、認証制度のようなシステムを絡ませていくことが必要と思います。
- ・近年の家庭は、身内意識が強くなり過ぎて、地域や第三の大人との関係性が薄れてきていることが懸念されています。今後の青少年、家庭教育支援事業には、社会的おじさん・おばさんを参画させていくことが必要であり、それによって参加機会も広がると考えます。

3) 居場所づくり及び教員、専門職、指導者・リーダーの在り方

- ・家庭教育支援の力点は、就学前と小・中学校期、それ以降の子どもの発達段階で変わっていきます。そのため、区分けして考えていく必要があります。例えば、リアルとハイブリッドな面を持たせ、大学生がメンターとなることで、より身近で深い仕組みとしてつくられると考えています。家庭教育において大学生の活用は重要です。
- ・高校中退者に対する家庭教育の重きが広がって、教育のみならず、福祉でもエアポケットにな

っています。家庭への訪問型で対応していくのは、一つの課題です。また、ソーシャルワーカーやカウンセラーなど、多面的な子ども支援の専門性を持った人がチームになることで、活動の中でほかのメンバーも育っていくことも考えられます。訪問型のチームをどう地域ごとに編成するか、具体的な課題になっています。

4) 新たな事業提案

①青少年期における家庭教育支援策

- ・他の家庭を知ることは、コミュニケーション能力を高めてしつけもできる機会です。現在、機会提供に力点が置かれ、参加しない家庭の問題が大きいと考えます。また、訪問型支援については、一人一人の子育ての補強ではなく、孤立している子育て環境をつなげていくことが重要と考えています。
- ・「早寝早起き朝ごはん」は学校で学ぶことではありません。親にとって家庭教育のポイントは、子どもと一緒に目標を立てることです。習い事も、親の選択が大きいですが、子どもの目標と一緒に考えてあげることが大切です。
- ・行政側からの働きかけで事業に参加することと、少しでも外へ出ようとする意識があつて、二つが表裏の関係で生育されることが大事であると考えます。
- ・情報共有、意思疎通する仕組みをどのようにつくるかで網の目が細かくなります。行政は、骨の部分のかかわりなので、以降の肉とか網の目を細かくしていく部分は、地域住民が主体的に動く必要があります。
- ・家庭教育支援を考えた場合、家庭教育の主体者をどうつくっていくか、主体者になりきれない人たちの家庭に、今訪問しないといけない非常に重篤な状況ともいえます。重篤な状態にある家庭には、行政が前へ出る必要があると考えます。
- ・親に自然になれる思い込みがあるような気がします。古い時代も親教育について社会の中に存在していました。その部分を促していかないといけない時代です。
- ・親も斜めの関係があり、子育ての相談ができることも重要です。「社会的おじ・おば制度」は、SNSを使って振り分ける仕組みができればどうでしょうか。

②アウトリーチ型の家庭教育支援策

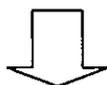
- ・アウトリーチの問題は、出てこない家庭への働きかけです。例えば、一つの手がかりとして、子どもの健診を活用して家庭教育支援に入る。その中で支えが必要な家庭への仕掛けをしていくのはいかがでしょうか。
- ・学習機会に來ない層には訪問型事業が一般的です。一方、家庭教育として、生活習慣を身につけることと習い事があります。家庭ごとの教育目標は、一緒と違う部分があるので、学校と家庭にどうアプローチしていくかが課題です。
- ・家庭が厳しい状況にある子どもたちは、生活習慣、習い事の両面に働きかけがない場合が多いです。足りない部分を地域でどのように支え教えることができるか検討すべきです。

③新しいアウトリーチ型の家庭教育支援策モデル事業（案）

- ・つながりは一つのキーワードです。家庭が寄り集う意味で子ども食堂は広がっています。六木小、十三中エリアは、学力、学校生活など個別性を出して、家庭教育からの生活支援として明確なモデルができています。
- ・訪問型の成功例では、訪問型チームをつくる前にNPO活動が地域側で、ゼロ歳児健診での把握を行政が外部委託するなど、民間団体と活動している個別なリソースがあります。
- ・遊食とは遊びと夕食と掛けたプロジェクト。地域的につながりが生まれにくいところでは、食に関する交流によって、子どもたち、地域の人たちがそれを食し合うという場です。
- ・子ども食堂の食が持つ力は大きいと思います。社会教育ラインから取り組むことは大きな可能性があります。地域の側で、少しの場と行政側の後押しで動いていくことも一つの方法です。

【提案】

- ・経済状況、所得基準に応じて、子ども会などの経費を負担していく仕組みづくり
- ・子どもに働きかけるプレーヤーと家庭をつなぐコーディネーターでプラットフォームをつくる。
- ・親、先生以外のチャンネルを増やす方策、近所の交流「おじ・おば制度」（中学生対象）
- ・大学生の人材育成
- ・講座だけではない実効性のある認証制度
- ・ターゲット型とユニバーサル型の家庭教育支援
- ・中学生期、高校生期から親になる前の教育システム
- ・これからの社会教育、家庭教育の主体者として子どもを成長させる仕組みづくり



【総括コメント】

- ◆足立区は、幼児期から成人期という世代を超えて流入し交じり合い、様々な教育が生まれていくとともに循環している場面が非常に多い。世代間をつなぐ循環型の交流、伝達関係が足立区の社会教育の今後の強みとなり、足立区教育大綱の進展に必ず活かされていく。
- ◆家庭教育支援の主体者は保護者であり、保護者をどう支援していくかが課題である。問題を抱える家庭には、家庭の教育に自信を持たせること。サードプレイスが必要である。

【用語解説】

サードプレイス	自宅や学校、職場と違う心地のよい第3の居場所
スパン	時間的な間隔や期間
ロードマップ	計画的に事業などを進めていくための表や一覧
SNS (IⅨ・IⅨ・IⅨ)	メッセージなどを通じて交流を目的としたサービスの総称
ハブ	軸や中心となるものから放射線状に出て機能していくこと
リアル	現実に即していること
ハイブリッド	違うものを組み合わせ複合的に効率よく働かせること
メンター	仕事上の指導者、助言者
エアポケット	空白の部分。そこにだけあるべきものがない状態に陥ること
カウンセラー	悩みや問題を持つ人に面接して相談相手になる人。助言者、相談員。
キーワード	問題の解明や内容を理解するうえで、重要な手掛かりとなること
リソース	目的を達成するために必要なこと、役立つこと
プレーヤー	選手や競技を行う人、また、複数の仕事や役割をこなせる人など
ターゲット	標的や的、必要性、重要性があること
ユニバーサル	一般的、普遍的、普通のこと

4 最後に

足立区の子どもたちには、世界の産業や貿易、歴史や学問、スポーツなど世界の出来事に興味を持ってもらいたい。グローバルに世界を見渡したとき、日本、東京都の位置、そして足立区の良さや改善すべきこと、反省点がきつと見えてくるはずです。

社会に目を向けることで、大人になってからも地域を知り、関わり、そして一時代を築いていく力を身につけるきっかけとなるのではないのでしょうか。こうして育った子どもたちが成長し、地域の一員として行政とともに一緒に考え連携、協力していくことが、将来の社会教育、家庭教育のしくみづくりが可能になっていくと思います。

足立区は、世代を超えた交流が多く生まれる地域性があり、これと相まって様々な教育場面が積極的に展開していて、循環できる環境にあります。世代間をつなぐ交流、伝達が足立区の社会教育の強みであり、足立区教育大綱の進展に必ず活かされていくことを強く感じました。

また、子どもの居場所づくりも大切ですが、親に向けた教育も必要です。親の居場所づくりとともに、そこから派生していく交流の場が最も大事な取り組みではないのでしょうか。家族の出会い、地域と家庭を結ぶ交流サロン、こうした取り組みが原動力となり、地域のコミュニティに大きく発展していきます。これに向けた家庭教育の仕掛けづくりに期待しています。

社会教育、家庭教育は、決して難しいものではありません。地域のことをよく知る地域が主体となって、行政が支え支援していく、こうしたパートナーシップで進めていくことがとても重要であると思います。

一方、足立区は、コミュニティスクールの発祥の地です。文部科学省では、初等中等教育局がコミュニティスクール、生涯学習政策局が学校支援地域本部を所管しています。現在、この2つの局が一緒になって「チーム学校」について意見交換をしています。

今後は、教育委員会をはじめ福祉、保健医療、子育てなどの窓口の一本化、そこに行けばすべて分かるワンストップ行政と24時間子育てに対応できるネットサービスとしての新しい仲間づくり、家庭教育の第三の空間ともいべきオンラインシステムの時代です。共通の話題を持った仲間同士の空間を共有してディスカッションもできる。お母さん方の子育てネットを足立区から発信する「あだち子育てホーム」と名づけて、このシステムを開発して広げていくのはいかがでしょうか。

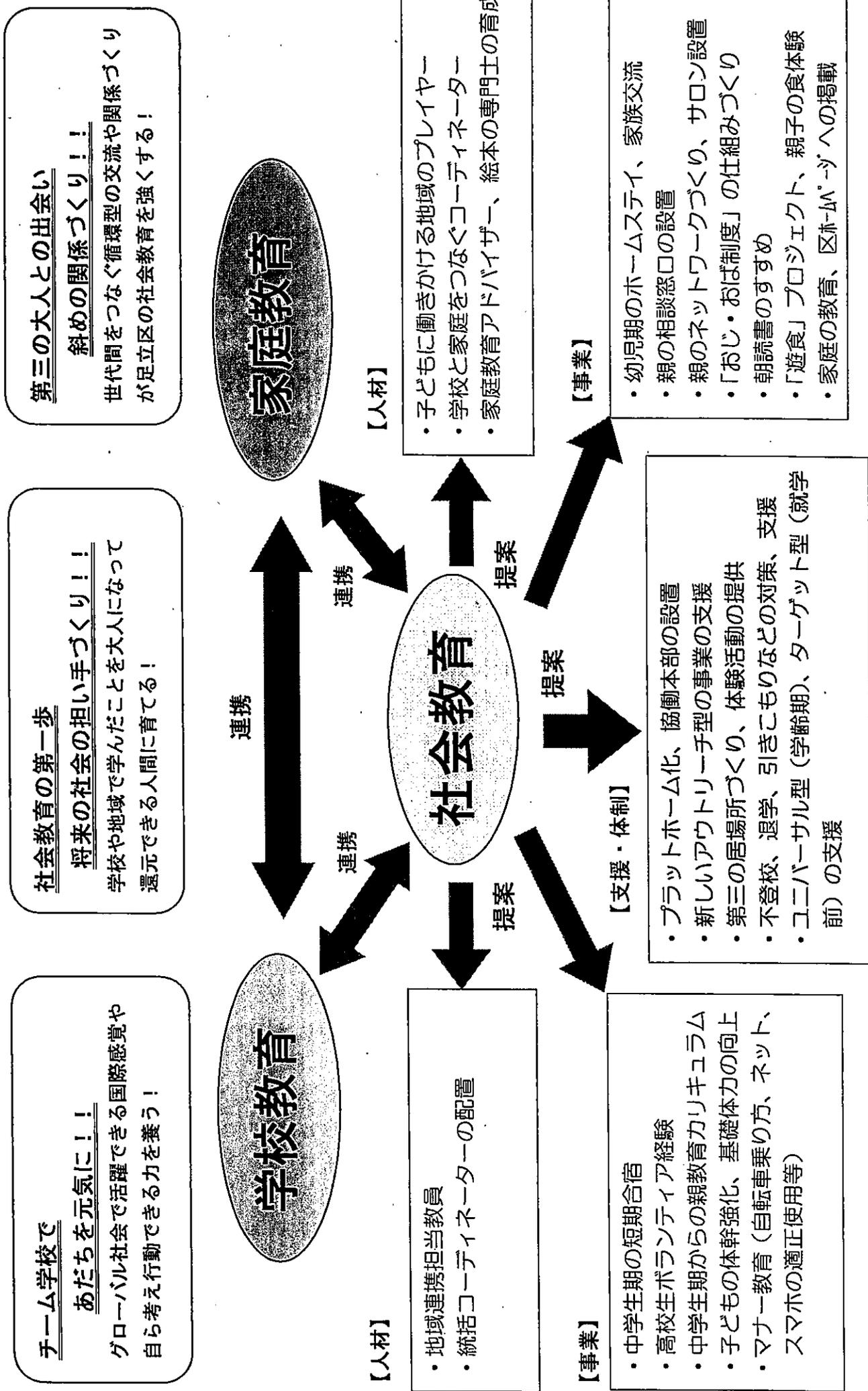
今後は、地域の社会教育関係団体が一緒になって意見交換していく場、そんな地域のコミュニティがあって、はじめて自分たちが自ら地域のことを考えたり、困っている人に声をかけたり、さらには、地域の想いを足立区に提言することに展開できます。

以上、様々な視点で議論してまいりましたが、こうした関係機関、団体とさらなる連携、協働により、子どもたちが学校や地域、家庭で学んだことを大人になって様々な場所で還元できる大人に成長していく循環が大事です。大人も子どもも足立区に愛着を持ち続け、地域をもっと良くしていく心を育てることこそ社会教育、家庭教育であり、教育の原点であります。これからの足立区の発展に大いに期待しています。二年間にわたり、誠にありがとうございました。

【用語解説】

オンラインシステム	通信回線、コンピュータなど即座に処理するためにつなげていく方法
ディスカッション	自由に意見交換して結論を導くこと

テーマ：地域の教育力向上、青少年の育成に向けた新たな方策



第14期足立区社会教育委員会議

【参考資料】

- 1 第14期足立区社会教育委員会委員
- 2 区長との意見交換会（概要）
- 3 用語解説
- 4 会議開催日・主な審議内容

1 第14期足立区社会教育委員会議委員

1) 委嘱期間

平成26年12月1日から平成28年11月30日まで

2) 委嘱委員（学識経験者）

氏名	職名	経歴等	
朗右 斐一	千葉敬愛 短期大学学長	<ul style="list-style-type: none"> ・教育社会学（青少年教育） ・現文部科学省中央教育審議会委員 ・独立行政法人 国立青少年教育振興機構理事（青少年教育研究センター長） <p>千葉大学教授を退官後、現職。文部科学省中央教育審議会委員の他、国や自治体の審議委員を歴任している。</p>	議長
成田 國英	全国子ども会 連合会理事	<ul style="list-style-type: none"> ・教育学（教職教育） ・日本体育大学名誉教授 ・元文部省初等中等教育局教科調査官 ・元日本体育大学副学長 <p>文部省教科調査官在任中、文部省として初めて小学校での生徒指導の手引を発行した際に担当。 文部省退官後、東京家政学院大学教授、日本体育大学教授を務めた。</p>	副議長
松田 憲示	東京学芸大学 副学長	<ul style="list-style-type: none"> ・社会学（スポーツ・教育・文化） ・現NPO法人東京学芸大学子ども未来研究所理事長 <p>放課後子ども教室開始時、文部科学省の担当官も兼務するなど子ども施策に深く関わり、中央教育審議会小委員会委員も務めた。</p>	

2 区長との意見交換会（概要）

日 時	平成 27 年 9 月 8 日（火）午前 11 時～11 時 55 分 会場；第二副区長室
委員 出席者	明石要一委員（千葉敬愛短期大学学長）・成田國英委員（日本体育大学名誉教授） 松田恵示委員（東京学芸大学教授）
区側 出席者	近藤区長・定野教育長・山本教育委員会次長・宮本学校教育部長 伊藤子ども家庭部長・秋生子どもの貧困対策担当部長 中村政策経営課長・杉岡教育政策課長・森学力定着推進担当課長 飯塚幼児プロジェクト推進担当課長・鳥山総務課長・浅見地域文化課長 寺島青少年課長・村上青少年教育担当係長・福井青少年教育担当主査

1) テーマ

地域の教育力向上、青少年育成に向けた新たな方策

◆社会教育委員会議では、地域における体験活動及び家庭教育支援のための推進策を中心に討議している。社会教育委員会議における討議内容、検討結果については、教育大綱の策定に向けた参考としていく。意見交換会では、各委員より、今までの討議について報告、意見などいただき区長の考えを示す。

2) 意見交換の視点

※意見・提案のキーワード ※第 6 回までの会議を経て

- ① 地域の力の活用
- ② 地域の第三の大人（地域の大人たち）の活かし方
- ③ 第三の大人・家庭の接し方、親と子どもの力
- ④ 子どもの社会力、生活力向上に向けたサポート
- ⑤ 家庭の教育力向上の支援と子育て支援の在り方

3) 解決策に向けたキーワード

【背景】

- ・データ比較による実態把握（教育力・貧困対策等）
- ・孤立化傾向にある親の子育て
- ・グローバル社会における家庭の教育

【支援・交流】

- ・人、地域、施設をつなぐ訪問型支援
- ・親の居場所、サードプレイス（第三の居場所）
- ・家庭のオープン化、家族の交流を目的とした家庭訪問
- ・親に自信を持たせること、肯定的応援の重要性

【事業・取組み】

- ・アウトリーチ型「届ける事業」の提供
- ・中・高校生に対するアプローチ（都と区のデータ比較から）
- ・ソーシャルワーカーの確保、大学生の活用

【制度】

- ・家庭教育支援のネットワーク化、施設のハブ化
- ・子どもの貧困対策、学校のプラットフォーム化
- ・家庭教育施策、方向性の確立の必要性

4) 意見交換

◆近藤区長

- ・教育大綱に限らず、教育全般についてご意見を伺いたい。
18歳からの選挙については、小・中学からの教育的配慮が必要。また、オリ・パラでも、教育面におけるレガシーについて方向性を示していく必要がある。

◇明石委員

- ・足立区の花はチューリップと伺った。オリ・パラでは、オランダの招致活動を進めてほしい。また、新生児の誕生には、球根をプレゼントするなど、地域でお祝いする気運を高めてはどうか。地域貢献やまちづくりにつながる。
- ・千葉市の「子ども議会」は評判が良い。小学生から政治に興味を持たせ、18歳からの選挙権では、一番に投票する運動を進めてはどうか。投票箱の確認は励みになる。

◇松田委員

- ・中学生期の交友関係は長く続いていく。地域のネットワークから離れたグループが問題を起こす傾向にあり、高校で影響がでてくる。中学生には、学校と違う価値観を持つ地域からのアプローチが必要である。
- ・貧困対策の働きかけとしては、社会的役割を与えポジティブな連鎖を進めていくことが大事である。中学生には、教職の免許状をとる大学生のインターンを活用するシステムを提案したい。

◆山本次長

- ・問題を起こしたグループとは、成人になってもフェイスブックでつながっている。そこでは、仲間意識とともに自制心も養われている。

◇明石委員

- ・足立区を自慢できる子どもたちに育てたい。そのためには、四季ごとに区を自慢できる絵や写真などを子どもたちから募集し、職員の名刺に活用して区をPRしてはどうか。
- また、給食メニューを家庭や高齢者の朝食に活かす食の改善とともに、幼児期からの体力づくりを提案する。

◇成田委員

- ・家庭教育では、食後の食器を片付けるなど、幼児期から基本的な生活習慣を身につけさせる感性や情緒を育てることが大事である。

◆近藤区長

- ・子どもたちのスポーツ、体力面についてはどのように考えているか。体力づくりは、小学校からでは遅い。また、貧困対策は、子どもたちが自発的に生きる力を養うこと。発達段階における具体的方策を伺う。

◇成田委員

- ・親は、基礎的な子どもの体力よりも塾や勉強が先の傾向であるが、幼児期、小・中学生期の体力づくりは重要な課題である。

◇明石委員

- ・勉強が苦手な高校生は、基礎体力が無い傾向にある。幼児期から遊びを通じた体幹運動を提案する。また、幼児期から「食、体力、健康」の3本柱を取り入れないと、負の連鎖は断ち切れない。是非とも教育大綱に取り入れてもらいたい。
- ・地域貢献しているかっこいいお兄さん、お姉さん、地域で活躍している人などを目指す子に育ててもらいたい。

◇松田委員

- ・つながり支援策として、子どもたちに役割や責任を持たせて出合いを用意する。高校は中学、中学は小学のように、下の学校段階を対象にボランティアを体験させるプログラムを提案する。
- ・学校は、ソーシャルワーカー、カウンセラーなどチームアプローチを受け入れる必要がある。

◆定野教育長

- ・貧困の連鎖を断ち切ることも、プラスの連鎖をつくることがキーワードとなる。

◇明石委員

- ・地域を元気にする「地域社会学校」の考えが大事である。貧困は、体験不足が原因の一つとして考えられるので、「体験推進条例」を進めてもらいたい。具体的には、一週間以上の体験や合宿、短期全寮制、ホームステイなど発達に応じた体験カリキュラムを考えていきたい。
- ・幼児期は遊ぶ、動植物を育てる。小学生はキャンプと遊び。中学生は地域に参加、ボランティア体験、家の手伝いが大切である。体験のゴールデンエイジを足立区でつくってはどうか。

◇松田委員

- ・運動、自然、教養、ボランティア体験を、一定期間連続して体験した子どもたちに対し顕彰する制度を文科省と広げようとしている。体験は、子ども自らプログラムを主体的につくること、広げていくことが重要である。

◆近藤区長

- ・子どもたちが将来何になりたいのか。夢を実現させるキャリアデザインが必要。孤立した閉そく感のある家庭で育つ子どもは、具体的にイメージできない傾向にある。人生の関係性と体験をどうマッチさせていくべきか。

◆秋生部長

- ・学歴、年代に応じた職場体験として、どの程度のものがキャリアアップにつながるのか。

◇明石委員

- ・大学の学部については、資格を取得する上で必要な情報であるが、学部名まで知らない家庭が多い。中学生には職場体験とともに、先輩から仕事の話なども聞かせるべきである。体験期間は、一週間程度必要である。楽しみや苦しみなど、体験によって自信を高めていくことが大事である。

◇松田委員

- ・ネット環境を活用した職業紹介ができないか。体験の質もある。職場体験とは就労体験であり、その本質部分を味わわなければいけない。そのためのガイドラインを設ける必要があるのではないか。

以上

【用語解説】

レガシー	過去の遺産。後世に残していくこと
フェイスブック	友人や同僚と交流を深めることができるネットワークサービス
ゴールデンエイジ	人間の能力が著しく成長する時期、その指標のようなもの
キャリアデザイン	自分の人生や将来像を自らが主体となって思い描き、実現していくこと
キャリアアップ	高い資格・能力を身につけ経歴を高めていくこと

3 用語解説

用語	解説
グローバル	世界的な規模、社会の大きさや広がりなど
パイプ役	人や組織の間に立って両者の橋渡しをする役割
マッチング	種類の違うものを組み合わせること
アウトリーチ	公的機関、公共施設などが行う地域への出張サービス、訪問支援
エビデンス	有効と考えられる証拠や根拠、検証結果など
クロス集計	複数の情報やデータについて分析し集計すること
コミュニティスクール	保護者や地域が学校運営に協力し一緒に学校づくりを進める仕組み
コーディネーター	色々な仕事や作業などを調整していく人
ソーシャルワーカー	社会福祉を学び社会的に困っている人の相談に乗り援助を行う職種
ファシリテーター	会議や作業など集団活動を中心となってスムーズに進めていく人
ジュニアリーダー	子供会や地域活動などの運営協力を行う中学生や高校生
エージェント	代理人や代理業者、仲介業者など
ネットワーク	人や組織を広く組み合わせる、広くつなぐなどの意味
スーパーバイザー	監督、管理、監視などを行う人
プラットフォーム	ここでいうプラットフォームは多くの人が集う、窓口機能をもつこと
サードプレイス	自宅や学校、職場と違う心地のよい第3の居場所
スパン	時間的な間隔や期間
ロードマップ	計画的に事業などを進めていくための表や一覧

用語	解説
SNS (I・I・I)	メッセージなどを通じて交流を目的としたサービスの総称
ハブ	軸や中心となるものから放射線状に出て機能していくこと
リアル	現実に即していること
ハイブリッド	違うものを組み合わせ複合的に効率よく働かせること
メンター	仕事上の指導者、助言者
エアポケット	空白の部分。そこにだけあるべきものがない状態に陥ること
カウンセラー	悩みや問題を持つ人に面接して相談相手になる人。助言者、相談員。
キーワード	問題の解明や内容を理解するうえで、重要な手掛かりとなること
プレーヤー	選手や競技を行う人、また、複数の仕事や役割をこなせる人など
ターゲット	標的や的、必要性、重要性があること
ユニバーサル	一般的、普遍的、普通のこと
オンラインシステム	通信回線、コンピュータなど即座に処理するためにつなげていく方法
ディスカッション	自由に意見交換して結論を導くこと
レガシー	過去の遺産。後世に残していくこと
フェイスブック	友人や同僚と交流を深めることができるネットワークサービス
ゴールデンエイジ	人間の能力が著しく成長する時期、その指標のようなもの
キャリアデザイン	自分の人生や将来像を自らが主体となって思い描き、実現していくこと
キャリアアップ	高い資格・能力を身につけ経歴を高めていくこと

4 会議開催日・主な審議内容等

開催日	審議内容・資料
<p>【第1回】 平成27年 1月7日(水)</p>	<p>○委嘱、平成26年度社会教育関係団体への補助金の諮問</p> <p><資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第14期足立区社会教育委員名簿 ・社会教育委員関係法令(社会教育法、足立区社会教育委員条例、社会教育委員会議規則、社会教育委員会議公開規程) ・足立区社会教育関係団体補助金要綱 ・補助金データ資料、地区対H24・25実績 26事業計画 ・第14期社会教育委員会議の今後の方向性、スケジュール
<p>【第2回】 平成27年 3月4日(水)</p>	<p>○足立区社会教育及び生涯学習の経緯・質疑応答、意見交換</p> <p><資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・足立区生涯学習の流れについて
<p>【第3回】 平成27年 5月8日(金)</p>	<p>1 平成27年度社会教育関係団体への補助金の諮問 2 会議の検討内容に関する説明、質疑応答</p> <p><資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・足立区社会教育関係団体補助金審議用資料 ・14期社会教育委員会議での検討内容(案)
<p>【第4回】 平成27年 6月9日(火)</p>	<p>1 検討に関連する調査データの説明、質疑応答 2 青少年関係団体の現状と今後の方向性に関する報告検討</p> <p><資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・足立区に関する各種データ調査結果一覧表 ・平成25年度 足立区の学校保健統計書(抜粋) ・平成25年度 体力・運動能力調査実施要項 ・平成25年度 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査(統一体力テスト)における足立区の体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果 ・平成26年度 小・中学校の体力・運動能力についての東京都との比較 ・平成26年度 全国学力・学習状況調査の調査結果 ・平成25年度 足立区少年補導白書 ・第2期あだち次世代育成支援行動計画策定のための調査報告書(概要版)

	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度 子どものための地域指導者養成体系構築事業報告書（抜粋） ・第 14 期社会教育委員会議第 4 回定例会での検討内容（案） ・足立区子どもの貧困対策検討会議（全体会）次第（配付資料 1～6） ・足立区教育大綱（案） ・地域との協働による「開かれた学校づくり」
<p>【第 5 回】 平成 27 年 7 月 7 日（火）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の力、地域資源を活かした体験活動 2 生活習慣、子どもの状況などを踏まえた体験活動 3 担い手である地域、青少年団体を巻き込んでいく体験活動 <p><資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 5 回定例会議での検討内容
<p>【第 6 回】 平成 27 年 7 月 28 日（火）</p>	<p>○家庭の教育力を向上させるための方策、具体的取り組み</p> <p><資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 6 回定例会での検討内容 ・（参考）既存の事業を活用した場合の事業展開（例） ・家庭教育支援の充実について（答申） ・足立区教育大綱（案）
<p>【第 7 回】 平成 27 年 9 月 8 日（火）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 これまでの足立区の社会教育、生涯学習の取り組みの成果 2 「区長と第 14 期社会教育委員との意見交換会」 <p><資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育委員会議第 7 回定例会議（9 月 8 日）での検討内容 ・足立区教育大綱（案）
<p>【第 8 回】 平成 28 年 3 月 22 日（火）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 足立区教育大綱について 2 これまでの意見、提案などの再確認、成果まとめ 3 教育振興計画への活かし方 <p><資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・足立教育大綱

開催日	審議内容・資料
<p>【第9回】 平成28年 5月31日(火)</p>	<p>1 子どもの健康・生活実態調査について 2 足立区社会教育関係団体補助金について 3 平成28年度検討内容(案)について</p> <p><資料> ・平成27年度 子どもの健康・生活実態調査報告書(概要版) ・足立区社会教育関係団体補助金審議用資料 ・平成28年度社会教育委員会議について(案) ・新しいアウトリーチ型の家庭教育支援策(案)</p>
<p>【第10回】 平成28年 6月20日(月)</p>	<p>1 子どもの健康・生活実態調査の分析・検討 2 第2期あだち次世代育成支援行動計画策定調査 3 アウトリーチ型家庭教育の可能性、方法、場の提供 4 家庭教育支援の内容、対象と方法</p> <p><資料> ・足立の教育 ・健やかな子どもの育成に向けて ・第2期あだち次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査報告書(概要版) ・さいたま祖父母手帳</p>
<p>【第11回】 平成28年 7月28日(火)</p>	<p>1 今後の青少年期の家庭教育支援の在り方、現状と課題 2 青少年期における家庭教育支援で想定されること 3 親子食堂モデル事業の取り組みに向けて 4 新しいアウトリーチ型の家庭教育支援策モデル事業(案)</p> <p><資料> ・第11回社会教育委員会議検討資料 ・新しいアウトリーチ型の家庭教育支援策モデル事業(案) ・「生涯学習施策に関する調査研究～関係機関と連携した家庭教育支援の取組及び地域における家庭教育支援の実施状況について～」調査報告書 平成27年度文部科学省委託調査 ・訪問型家庭教育支援の関係者のための手引き</p>

開催日	審議内容・資料
<p>【第12回】 平成28年 9月23日(金)</p>	<p>1 足立区の家庭教育支援の方向性検討に向けた柱づくり 2 新しいアウトリーチ型の家庭教育支援策モデル事業(案)</p> <p><資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2016年9月23日社会教育委員会議検討課題 ・子どもたちの未来をはぐくむ家庭教育 ・平成23年度「家庭教育支援の効果に関する調査研究」報告書(概要版) ・「平成24年度地域における家庭教育支援施策に関する調査研究」調査報告書 ・児童委員・主任児童委員の活用による児童健全育成及び家庭教育支援施策の推進 ・家庭教育に関する「学習プログラム」一覧 ・親子食堂事業の会場の現段階での想定
<p>【第13回】 平成28年 11月22日(火)</p>	<p>1 第14期足立区社会教育委員会議報告書案の検討 2 家庭教育支援の方向性など、会議総括について</p>

平成29年度足立区生涯学習振興公社予算概要について

1 予算編成方針

公社はこれまでも、生涯学習に関する機会の提供・人材育成の事業を通じ、生涯学習における区民との協働を推進していたところであるが、区が平成28年10月策定した基本構想及び平成28年2月策定の教育大綱を踏まえて、これらをさらに進化させ「区民・地域・団体等との協創」により、生涯学習を進めていくことに着手することを予算編成方針とした。

具体的には、平成29年度の事業計画及び予算編成に当たって、平成27年度に策定した「公社中期事業計画」に基づき、今後の公社職員の退職による減員と自主財源の減少を見据え、事業の「選択と集中」による「重点化」と「効率化」を徹底することにより実施効果を上げさらなる協創関係の構築と、区民サービスの向上に努める。

2 平成29年度新規・拡充・廃止事業

公社予算編成方針に則り、イベント事業を廃止し、区民との「協創」を基盤とした事業「アートリンクカフェ・フェスティバル」等を新設する。また、「あだち放課後子ども教室」の安定運営と、児童の運動能力向上等を目指す「放課後+One」活動（体験プログラム）の充実を図るための事業を拡充する。

平成29年度新規・拡充事業一覧

(円)

	新規 拡充	事業名	28 予算額	29 予算額	事業内容
1	新	あだちアートリンク カフェ・フェスティバル	0	1,238,760	あだちアートリンクカフェで出会ったアーティスト等が、その成果を区民に発表することを目的に開催する。
2	新	あだち放課後子ども教室ボ ランティア募集案内の作成	0	226,800	安全管理員や体験プログラムのボランティアを募集・勧誘する際に配布する案内。
3	拡	『放課後+One』 (あだち放課後子ども教室 体験プログラム)の拡充	1,086,000	1,510,000	運動能力向上に資する“運動遊び”の紹介や、“運動遊具”の導入などを行う。

平成29年度廃止事業一覧

(円)

	廃止	事業名	28 予算額	29 予算額	事業内容
1	廃	マイタウンコンサート	389,536	0	人材育成及び活動支援事業を中心に実施するという「公社中期事業計画」及び「公社予算編成方針」を鑑み、これらイベント事業を廃止した。
2	廃	ドンドンフェスティバル	666,360	0	
3	廃	スチューデントプロデュ ースコンサートオリジナルソ ング「このまち」CDの配 布とPR事業	0	0	平成22年度から小中学校、公共施設、商店街などに積極的に配布し、また公社ニュースや公社ホームページで広く周知をしてきた。CDの在庫も無くなったことから、当事業はその役割を終了したと判断し、廃止した。

3 公社自主財源の推移について

公社の自主財源は、基本財産（15億円）の運用益などを収益とし、自主事業実施の予算としている。事業の実施には、これまで会計に黒字があった時に遊休財産として残した内部留保額から充当している。

(円)

年度	運用収益	自主事業費用	運用収益－自主事業費用
28年度	16,322,000	19,840,000	－3,518,000
29年度	14,353,000	16,440,000	－2,087,000

以上

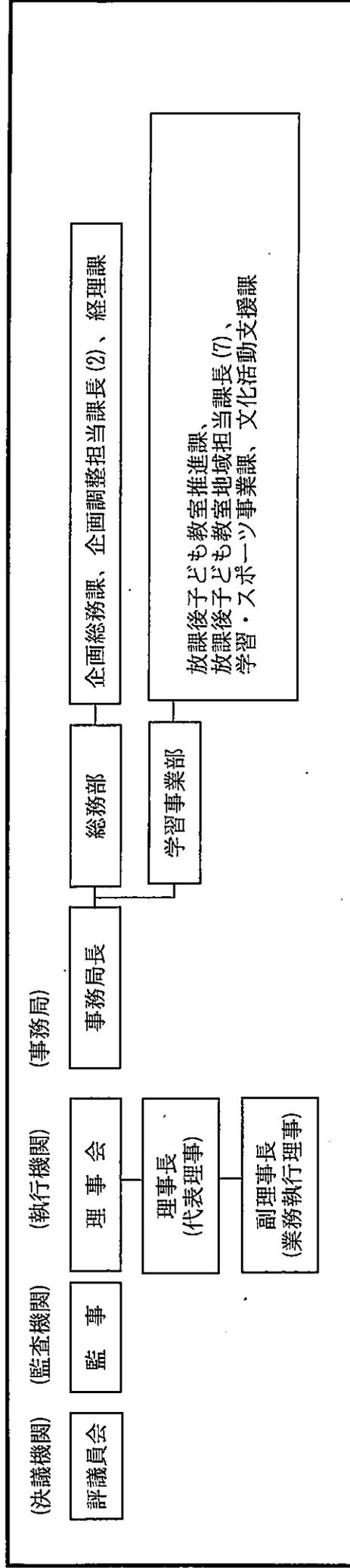
平成29年度公社事業概要・収支予算説明書

1 概要説明

平成29年4月1日現在

名称	公益財団法人足立区生涯学習振興公社		
設立年月日	平成5年2月11日(平成12年4月1日名称変更)	所在地	足立区千住五丁目13番5号
公益認定	平成21年10月11日公益財団法人	代表者	理事長 亀村 精一
職員数(定数)	常勤29名(派遣7名、固有22名) 非常勤13名 合計42名	基本財産	15億円

2 組織機構



3 平成29年度経営方針と重点事項

【経営方針】

区民に学習、スポーツ及び文化活動の機会を提供するとともに、人材の育成や自主活動を支援する事業を行う。公社がこれまで展開してきた区民との協働による事業や学びの成果を地域に還元する事業を進化させ、「区民・地域・団体等との協創」により生涯学習を推進する。

【重点事項】

- 1 あだち放課後子ども教室の安定運営及び活動の充実に取り組む。
- 2 学習・スポーツ・文化の人材育成及び活動支援に取り組む。
- 3 公益財団法人として、法令等に基づき適正な法人運営を行う。

4 平成29年度の主な公益目的事業内容

1 生涯学習の機会提供に関する事業

(1) 体験プログラムの提供
 公社人材育成事業の修了者を実践者として活用する「読み語り
 キャンパス」や放課後子ども教室での「キッズおり
 がみ教室」を実施する。さらに、企業・NPO団体との連携や公社
 企画のプログラムによって『放課後+One』を拡充し、多くの子ども
 たちに体験学習の機会を提供する。特に、運動あそびを推進し、児
 童の体力・運動能力の向上につながる体験機会の充実を図る。

(2) 文化イベント

区内4つの民間文化施設と連携して各会場で実施する「コンサー
 トinミュージアム」や、公社人材育成事業で出会ったアーティスト
 等の新たなネットワークを活用してコンサート等を区民に発表する
 「あだちアートリンクカフェ・フェスティバル」を通して、多くの
 区民が身近な場所で文化芸術に触れる機会を提供する。

(3) 生涯学習啓発

プロの演奏家が小学校に Outreach、子どもたちが本物の芸術を間近
 で体験する「小学校アウトリーチコンサート」を実施する。音楽の
 素晴らしさと楽しさを通じて感性を養い、子どもたちの将来の可能
 性へとつながる機会を提供する。

(4) 学習情報提供

毎月発行する公社ニュース「ときめき」と公社ホームページによ
 り、事業案内や講座レポートなどの学習情報を広く区民に発信す
 る。また、あだち放課後子ども教室の「利用案内」及び「ボラン
 ティア募集案内」を作成し、円滑な事業運営につなげる。

2 生涯学習の人材育成に関する事業

あだち放課後子ども教室の安全管理員向けの「研修会」を実施
 し、各校の円滑な運営と活動の充実につなげる。また、子ども体の
 験活動に関わる人材を育成する「あだちこどもサポーター育成」で
 は、学んだ成果を地域で活かすように支援する。さらに、演奏家や
 地域の人材を育成する「実践！音楽アウトリーチ講座」、アーティスト
 等との交流により新たな区民文化の創出をめざす「あだちア
 リンクカフェ」を通じて、地域での主体的な活動を促す。

3 生涯学習の活動支援に関する事業

「健康づくり・スポーツ活動支援講座」や「地域活動支援講座」
 など現代的課題について学びあう機会を創出するとともに、「地域
 学習コーディネートネット」を通じて、区民の学習活動を支援する。ま
 た、「足立区音楽祭」など区内文化団体が実施する事業への共催
 や、区民によるイベント実施への助言等を行う「イベントコーディネ
 ーター」などにより、地域の文化活動の活性化を図る。

4 足立区から受託する生涯学習に関する事業

(1) あだち放課後子ども教室支援
 あだち放課後子ども教室は、各校の運営支援と平準化を進めるほ
 か、「安全管理講習会」や「運営委員会」などにより、安定運営の
 継続と全学年実施校の拡大に努める。また、「足立区放課後子ども
 総合プラン」に基づき、『放課後+One』の充実及び学童保育室との
 連携強化を図り、より魅力的な活動の場への発展につなげる。

(2) 足立ジュニア吹奏楽団支援

音楽を愛好する情操豊かな児童を育成する「足立ジュニア吹奏楽
 団」の練習や派遣演奏の調整など、運営及び演奏活動を支援する。

(3) 体力向上支援人材育成

「スポーツ指導者スキルアップ講座」を実施し、子どもや高齢者
 の体力・運動機能を向上するプログラム展開ができる指導者の育成
 を図る。

5 収支予算(正味財産増減計算ベース)

I 一般正味財産増減の部

1. 経常増減の部

(1) 経常収益

公益目的事業会計・収益事業等会計・法人会計

単位：円

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	比較増減理由
基本財産運用益				
基本財産受取利息	13,141,000	15,139,000	△ 1,998,000	低金利による利息収入の減
基本財産運用益計	13,141,000	15,139,000	△ 1,998,000	
特定資産運用益				
特定資産受取利息	812,000	901,000	△ 89,000	低金利による利息収入の減
特定資産運用益計	812,000	901,000	△ 89,000	
その他固定資産運用益				
その他固定資産受取利息	300,000	245,000	55,000	債券の満期償還に伴い、新規定期の金利が高いものを確保できたことによる増
その他固定資産運用益計	300,000	245,000	55,000	
事業収益				
自主事業収益	0	0	0	
受託事業収益	228,797,000	228,397,000	400,000	区受託事業「足立ジュニア吹奏楽団の支援」に修繕費が計上されたことによる増
事業収益計	228,797,000	228,397,000	400,000	
受取補助金等収益				
受取区補助金	305,573,000	311,521,000	△ 5,948,000	受取補助金等収益/固有職員の退職により、給料手当等が減ったことによる減 人件費・公社管理運営費に対する足立区からの補助金 305,573,000 ア 人件費補助 7,233,000 (派遣職員・再任用職員 共済事業主負担等) イ 公社管理運営費補助 298,340,000 (固有職員・非常勤職員等 給料手当・賃金・社会保険事業主負担・事務局運営経費等)
受取助成金	0	0	0	
受取補助金等収益計	305,573,000	311,521,000	△ 5,948,000	
雑収益				
受取利息	100,000	37,000	63,000	雑収益 新規運用による利息増
雑収益	0	0	0	
雑収益計	100,000	37,000	63,000	
経常収益計	548,723,000	556,240,000	△ 7,517,000	

(2) 経常費用

公益目的事業会計

単位：円

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	比較増減理由
事業費				
役員報酬	3,673,000	3,201,000	472,000	<56>同様、都の意見により公益目的事業会計と法人会計の按分比率を変更したことによる増
給料手当	164,421,000	169,599,000	△ 5,178,000	固有職員1名退職による減
福利厚生費	39,799,000	40,023,000	△ 224,000	<58>同様、都の意見により公益目的事業会計と法人会計の按分比率を変更したことによる減
退職給付費用	13,341,000	12,961,000	380,000	
賃金	34,789,000	31,150,000	3,639,000	<60>同様、都の意見により公益目的事業会計と法人会計の按分比率を変更したことによる増
会議費	163,000	178,000	△ 15,000	
旅費交通費	177,000	177,000	0	
通信運搬費	1,313,000	1,251,000	62,000	受託事業「放課後子ども教室」でのマイナンバー取得事務に関わる郵送料が計上されたことによる増
什器備品費	210,000	210,000	0	
消耗品費	4,891,000	5,782,000	△ 891,000	28年度は職員に対し防災服を購入。29年度はその分の計上が無いため減
修繕費	473,000	274,000	199,000	受託事業「足立ジュニア吹奏楽団の支援」に楽器修繕費が計上されたことによる増
印刷製本費	100,000	100,000	0	
賃借料	664,000	19,000	645,000	「あだちアートリンクカフェ・フェスティバル」開催に伴う会場使用料計上による増
保険料	4,618,000	4,618,000	0	
諸謝金	215,597,000	216,673,000	△ 1,076,000	事業実績に合わせたことによる減
委託費	7,654,000	9,668,000	△ 2,014,000	公社ニュース「ときめき」紙面が1.5面から1面に減ったことによる減
交付金	6,800,000	6,800,000	0	
交際費	350,000	0	350,000	受託事業「放課後子ども教室」事業に見舞金が計上されたことによる増
事業費(公益目的事業会計)経常費用計<35>	499,033,000	502,684,000	△ 3,651,000	

(2) 経常費用

収益事業等会計

単位：円

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	計上概要
事業費				
役員報酬	<36> 0	0	0	
給料手当	<37> 0	0	0	
福利厚生費	<38> 0	0	0	
退職給付費用	<39> 0	0	0	
賃金	<40> 0	0	0	
会議費	<41> 0	0	0	
旅費交通費	<42> 0	0	0	
通信運搬費	<43> 0	0	0	
什器備品費	<44> 0	0	0	
消耗品費	<45> 0	0	0	
修繕費	<46> 0	0	0	
印刷製本費	<47> 0	0	0	
賃借料	<48> 0	0	0	
保険料	<49> 0	0	0	
租税公課	<50> 0	0	0	
諸謝金	<51> 0	0	0	
委託費	<52> 0	0	0	
負担金	<53> 0	0	0	
交付金	<54> 0	0	0	
事業費(収益事業等会計)経常費用計<55>	0	0	0	

(2) 経常費用

法人会計

単位：円

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	比較増減理由
管理費				
役員報酬	1,008,000	1,445,000	△ 437,000	(17)同様、都の意見により公益目的事業会計と法人会計の按分比率を変更したことによる減
給料手当	16,262,000	16,153,000	109,000	ベースアップ分による増
福利厚生費	5,187,000	6,731,000	△ 1,544,000	(19)同様、都の意見により公益目的事業会計と法人会計の按分比率を変更したことによる減
退職給付費用	1,289,000	1,280,000	9,000	
賃金	3,021,000	6,725,000	△ 3,704,000	(21)同様、都の意見により公益目的事業会計と法人会計の按分比率を変更したことによる減
会議費	22,000	26,000	△ 4,000	
旅費交通費	288,000	219,000	69,000	区「行政課題研修」参加のための出張費を計上したことによる増
通信運搬費	1,949,000	2,012,000	△ 63,000	実績に合わせて計上したことによる減
什器備品費	314,000	1,417,000	△ 1,103,000	28年度はマイナツパー保管用大型金庫等を購入。29年度計上しないことによる減
消耗品費	2,276,000	1,455,000	821,000	オフィス用品の購入費用を計上したことによる増
修繕費	126,000	126,000	0	
光熱水費	2,770,000	2,770,000	0	
賃借料	7,253,000	6,406,000	847,000	公用車の新車両へのリース替えしたことによる増
保険料	310,000	450,000	△ 140,000	車両任意保険の減
租税公課	50,000	50,000	0	
諸謝金	1,296,000	1,296,000	0	
委託費	7,570,000	7,633,000	△ 63,000	オフィス内電話の移動に伴う工事費用の減
負担金	445,000	445,000	0	
交際費	55,000	30,000	25,000	
燃料費	286,000	405,000	△ 119,000	公用車を「環境対策車」に買い替えたことによる減
管理費(法人会計)経常費用計	51,777,000	57,074,000	△ 5,297,000	

経常費用計

	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	計上概要
事業費(公益目的事業会計)経常費用計	499,033,000	502,684,000	△ 3,651,000	
事業費(収益事業等会計)経常費用計	0	0	0	
事業費経常費用計	499,033,000	502,684,000	△ 3,651,000	
管理費(法人会計)経常費用計	51,777,000	57,074,000	△ 5,297,000	
管理費経常費用計	51,777,000	57,074,000	△ 5,297,000	
経常費用計	550,810,000	559,758,000	△ 8,948,000	

I 一般正味財産増減の部

2. 経常外増減の部 公益目的事業会計・収益事業等会計・法人会計

(1) 経常外収益

(2) 経常外費用

単位：円

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	計上概要
(1) 経常外収益	0	0	0	
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用	0	0	0	
経常外費用計	0	0	0	

他会計振替額

当期一般正味財産増減額

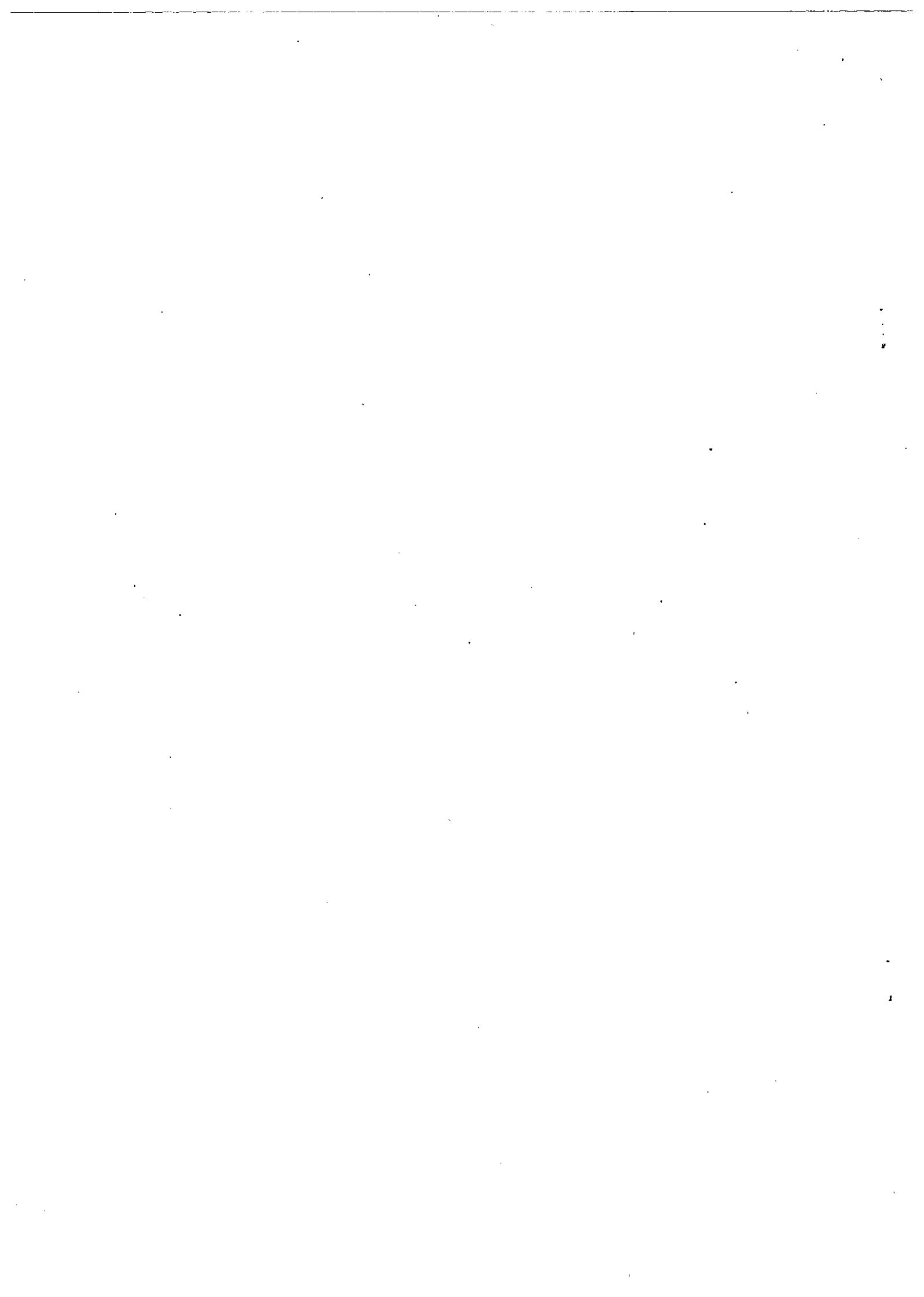
科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	計上概要
他会計振替額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 2,087,000	△ 3,518,000	1,431,000	当期一般正味財産増減額 公益目的事業会計の一般正味財産増減 △ 845,000 法人会計の一般正味財産増減額 △ 1,242,000 △ 2,087,000
一般正味財産期首残高	270,706,020	267,188,020	△ 3,672,000	
一般正味財産期末残高	268,619,020	270,706,020	△ 2,087,000	

II 指定正味財産増減の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	計上概要
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	1,500,000,000	1,500,000,000	0	
指定正味財産期末残高	1,500,000,000	1,500,000,000	0	

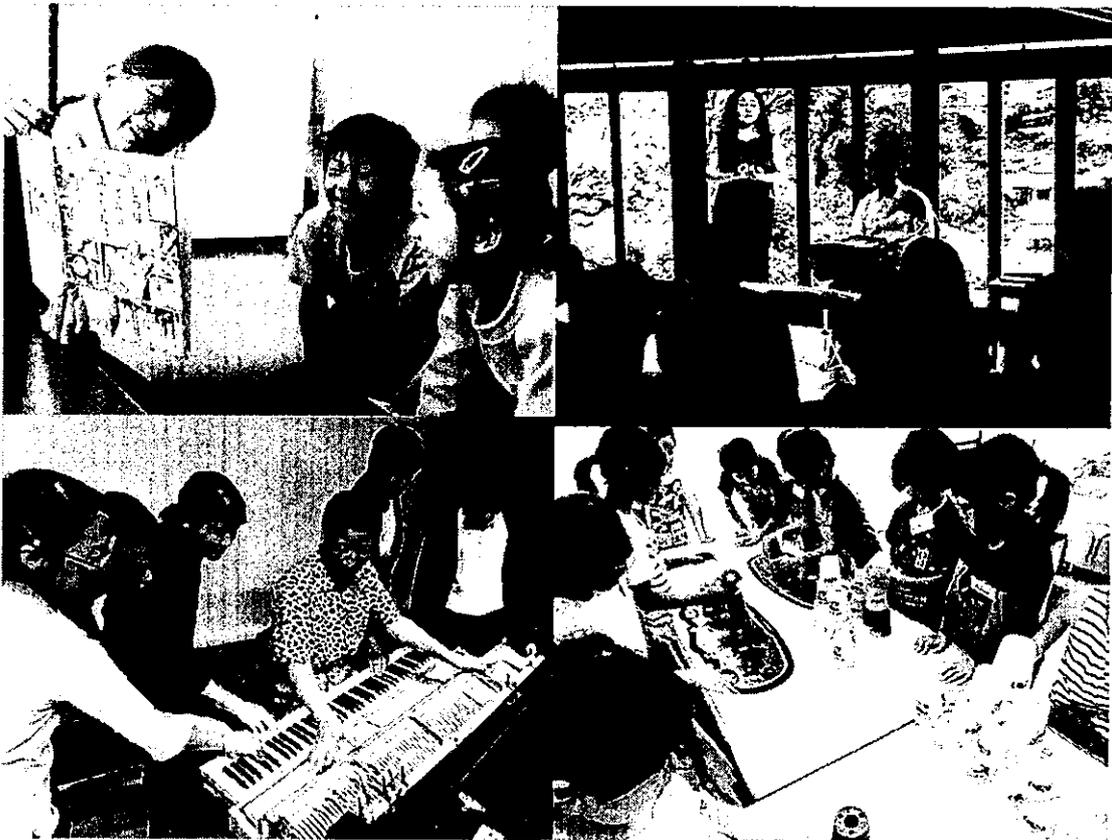
III 正味財産期末残高

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	計上概要
正味財産期末残高	1,768,619,020	1,770,706,020	△ 2,087,000	



平成29年度

事業計画書



公益財団法人足立区生涯学習振興公社

目 次

経営方針・・・・・・・・・・・・・・・・	1
平成 29 年度事業計画の概要・・・・・・・・	2
定款事業別体系図・・・・・・・・	4
事業区分別事業計画・・・・・・・・	5
公社概要・・・・・・・・	14
組織図・・・・・・・・	14

経営方針

公益財団法人足立区生涯学習振興公社（以下、公社）は、区民に学習、スポーツ及び文化活動の機会を提供するとともに、人材の育成や自主活動を支援する事業を行うことで生涯学習を推進し、「生き生きとした地域社会の創造」に寄与することを目的としている。

区は、平成28年10月策定の基本構想において、区のめざすべき将来像を「協創力でつくる活力にあふれ進化し続けるひと・まち足立」と掲げた。また、平成28年2月策定の教育大綱では「夢や希望を信じて生き抜く人づくり」を基本理念とし、成人期の学びについて「自ら学ぶとともにその経験を社会に還元する意欲を育てる」としている。

公社はこれまでも、区民との協働による事業や学びの成果を地域に還元する事業を展開してきた。今後は、これらをさらに進化させ、「区民・地域・団体等との協創」により生涯学習を推進していく。子どもたちが多様な体験をする「あだち放課後子ども教室」は、児童期の生涯学習の場であるとともに、それを支える多くの大人の生涯学習の場でもあることから、引き続き中核事業として運営支援に取り組む。学習・スポーツ・文化については、区民の主体的な生涯学習を促すための人材育成及び活動支援事業を中心に展開し、活力ある地域活動につなげていく。

平成29年度の事業計画及び予算編成にあたっては、平成27年度に策定した「公社中期事業計画」に基づき、今後の公社職員の減員と自主財源の減少を見据え、事業の重点化と効率化を徹底して実施効果を上げ、区民サービスの向上に努める。

重点事項

1 あだち放課後子ども教室の安定運営及び活動の充実に取り組む。

全校での週5日開催を安定的に継続するとともに、全学年実施校の拡大に向け、運営支援と課題解決に努める。

また、「足立区放課後子ども総合プラン」を踏まえ、体験プログラムの充実及び学童保育室との連携強化に取り組む。体験プログラムの実施にあたっては、区民や団体等との協創を進め、より魅力的な活動の場への発展をめざす。

2 学習・スポーツ・文化の人材育成及び活動支援に取り組む。

地域での主体的な活動を促すための人材育成及び活動支援事業を中心に取り組むことで、学習・スポーツ・文化活動における協創力を高め、子どもから高齢者まで多くの区民への生涯学習機会の提供につなげていく。

学習・スポーツ面では、区民が学んだ成果を各々の地域や放課後子ども教室などの場で還元して様々な体験機会が広がるように、その活動を継続的に支援する。また、文化面では、“ネットワーク”と“アウトリーチ”をキーワードに、新たな文化を創造しようとする区民やアーティスト等を緩やかにつなぎ、多様な文化活動の創出を図る。

3 公益財団法人として、法令等に基づく適正な法人運営を行う。

平成 29 年度 事業計画の概要

1 あだち放課後子ども教室支援事業

(1) 運営支援

あだち放課後子ども教室は、平成 19 年度のモデル校 6 校から始まり、平成 22 年度に全校開設となり、現在はほぼ全校で週 5 日開催されている。公社は、各校の放課後子ども教室を安定的に継続するため、定期的な巡回に加え、課題解決や事故・トラブルの対応、学校との連絡調整や運営事務、各種会議や研修会実施などの支援を行っている。こうした支援を継続するとともに、平成 28 年度に示した「放課後子ども教室運営マニュアル」を基に、運営事務の効率化と全校の平準化を進めていく。

(2) 全学年実施校の拡大

平成 28 年度末、全学年実施校が 60 校となり、低学年の未実施校は 9 校となった。安全管理体制の整備や活動場所の調整など各放課後子ども教室の課題について、実行委員会及び学校と協議し、全学年実施校の拡大に取り組んでいく。

(3) 体験プログラムの充実及び学童保育室との連携強化

「足立区放課後子ども総合プラン」*を踏まえ、体験プログラムの充実及び学童保育室との連携強化に取り組む。

あだち放課後子ども教室における体験プログラムを『放課後+One（プラスワン）』と称し、実施校の拡大と活動内容の充実をめざしていく。各校の実行委員会が実施するプログラムの支援に加え、公社人材育成事業の修了者を活用するプログラムや企業・NPO 団体等との連携によるプログラムを実施する。中でも運動プログラムは、楽しみながら体を動かす“運動あそび”の紹介や、スムーズな体の動きを引き出す“運動遊具”の導入など、子どもの体力・運動能力の向上につなげていく。

また、学童保育室との連携については、同一の小中学校内（隣接含む）にある学童保育室に学校を加えた「情報連絡会」の実施を支援し、相互理解や情報共有を通じて、両事業の円滑な運営と体験プログラムへの参加促進を図る。

(4) 広報活動

公社ニュース「ときめき」及び公社ホームページにおいて、事業の趣旨や活動内容を紹介し、広く区民に周知する。加えて、新入学児童と低学年の保護者に配る「小学生のための放課後すごし方ガイド」や、放課後子ども教室への登録申込み時に配布する「あだち放課後子ども教室利用案内」を通じて、保護者の理解を深めていく。

また、スタッフや体験プログラムのボランティアを確保するため、人材募集に関する記事の「ときめき」等への掲載や「募集案内」の作成を行う。

*「足立区放課後子ども総合プラン」：文部科学省と厚生労働省が平成 26 年度に発表した「放課後子ども総合プラン」を受け、区が平成 27 年度に策定。あだち放課後子ども教室及び学童保育事業の計画的な整備を進めることとしており、あだち放課後子ども教室については、全学年実施校の拡大、体験プログラムの充実、校内（隣接含む）にある学童保育室との連携などをめざす計画。

2 学習・スポーツ事業

(1) 生涯学習機会の提供

「こどもサポーター養成講座」の修了者を実践者として活用する「読み語りキャラバンによるお話し会」や「地域人材活用による体験プログラム」などを展開し、多くの区民に学習機会を提供する。

(2) 地域人材の育成

「こどもサポーター養成講座」では、活動に直結する実践的な学習機会を提供するとともに、学んだ成果を地域で活かすように促す。さらに、地域活動を継続するため、「フォロー講座」や「ネットワーク支援」などを行い、区民の学習・スポーツ活動の拡充につなげていく。

(3) 地域学習の支援

健康づくりやスポーツ活動について学ぶ「あだちウエルネスカレッジ」や「スポーツコンディショニング講座」、子どもを取り巻く課題や発達段階の特性などを学ぶ「子ども学講座」など、区民にとって身近なテーマを設定し、学習活動を支援する。

(4) 体力向上支援人材育成

「スポーツ指導者スキルアップ講習会」では、楽しく体を動かしながらスムーズな動きを身に付ける“運動あそび”に着目し、その効果についての理解を深め、子どもや高齢者の体力・運動機能を向上するプログラム展開ができる指導者の育成を図る。

3 文化事業

(1) 生涯学習の機会提供と生涯学習啓発

区内4つの民間文化施設と連携して各会場でコンサート等を行う「コンサート in ミュージアム」や、「あだちアートリンクカフェ」で出会ったアーティスト同士の新たなネットワークを活用して実施する「あだちアートリンクカフェ・フェスティバル」を通して、多くの区民が身近な場所で文化芸術に触れる機会を提供する。また、「小学校アウトリーチコンサート」は、プロの演奏家が小学校に訪問し、児童が間近で本物の芸術を体験する機会を提供する。

(2) 地域人材の育成

演奏家等がアウトリーチスキルを習得する「実践！音楽アウトリーチ講座」や、アートをキーワードとしてジャンルや立場を越えた参加者相互の交流により新たな区民文化の創出をめざす「あだちアートリンクカフェ」を通じて、地域での主体的な活動を促し、区民の文化活動の拡充につなげていく。

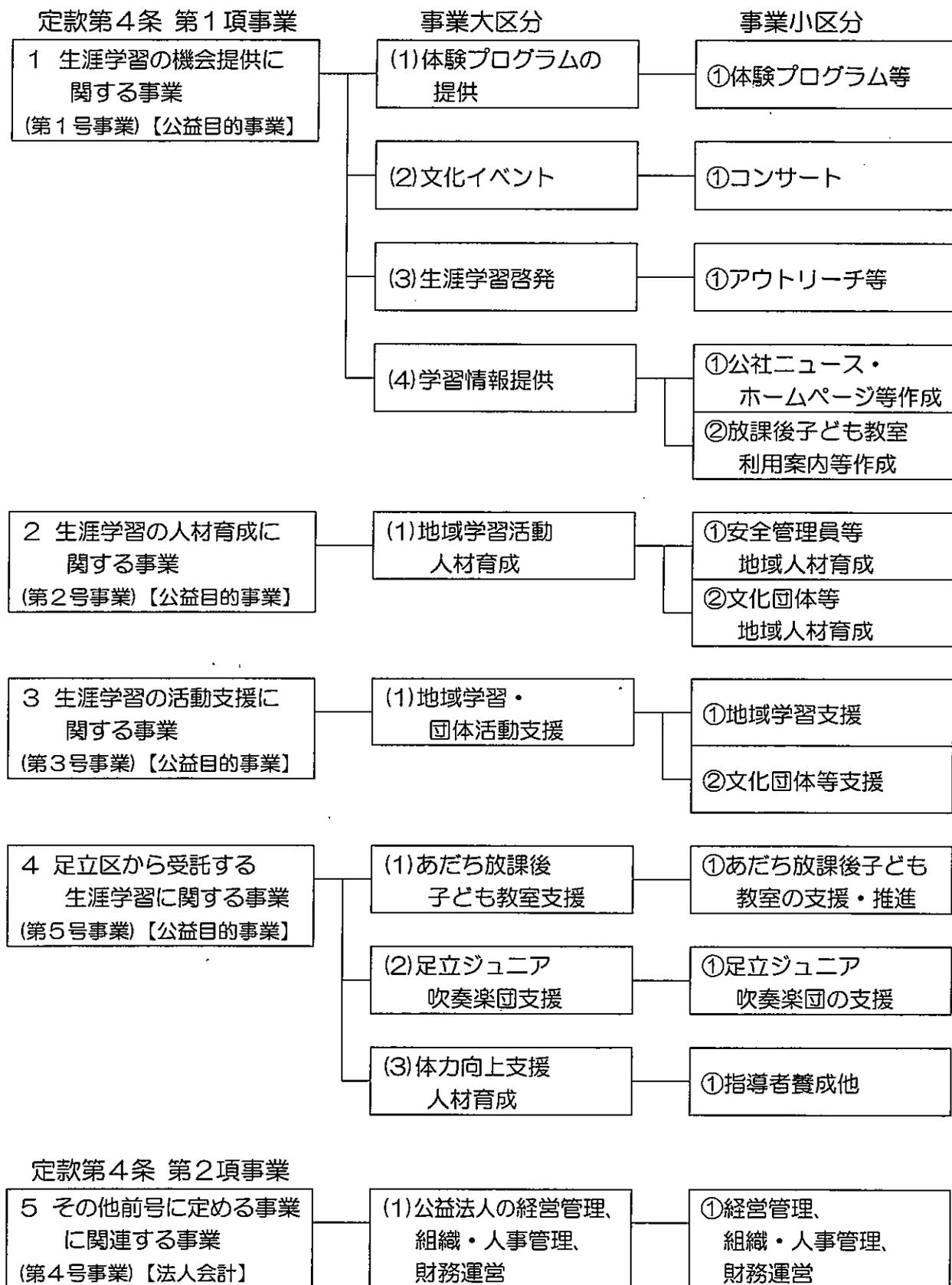
(3) 文化団体等の活動支援

文化団体が実施する事業への共催や、区民によるイベント実施に関する助言などの活動支援を行うことにより、地域の文化活動の活性化を図る。

(4) 足立ジュニア吹奏楽団の支援

定期練習、地域への派遣演奏やイベント出演など演奏活動や運営全般の支援を行い、音楽を愛好する情操豊かな児童の育成を図る。また、団員の保護者で組織する「友の会」の運営について助言し、今後の自主的で持続可能な組織体制の構築をめざす。

平成29年度 定款事業別体系図



事業区分別事業計画

1 生涯学習の機会提供に関する事業

(定款第4条第1項第1号事業)【公益目的事業】

(1) 体験プログラムの提供		当初予算額	
		1,624 千円	
目的及び概要	<p>公社事業で発掘・育成した地域人材を活用し、子どもや親子への体験プログラムを提供する。毎年開催している「あだちこどもサポーター養成講座」の修了生を実践者として、読み語りキャラバンや、放課後子ども教室での「キッズおりがみ教室」を展開する。</p> <p>さらに、「足立区放課後子ども総合プラン」に基づき、企業やNPO団体との連携や、公社が企画するプログラムの紹介などを行い、『放課後+One』*の実施校の拡大と活動内容の充実を図る。中でも運動プログラムは、楽しみながら体を動かす“運動あそび”の紹介や、スムーズな体の動きを引き出す“運動遊具”の導入など、子どもの体力・運動能力の向上につなげていく。</p>		
平成 29 年度の予定			
内 容	実施時期	実施回数・校	実施場所
【1】読み語りキャラバンによるお話し会	6～2月	5回	地域図書館等
【2】『放課後+One』の推進			
(1)地域人材活用による体験プログラム (おりがみ、読書支援など)	通年	24校	区内各小学校
(2)団体連携による体験プログラム (工作、将棋、楽器体験など)	通年	10校	区内各小学校
(3)公社企画による体験プログラム (スポーツスタッキング*、ラッキーパズル*など)	通年	随時	区内各小学校

*『放課後+One (プラスワン)』: あだち放課後子ども教室における体験プログラム

*スポーツスタッキング: 数個のカップを積み上げて、元に戻すスピードを競う競技

*ラッキーパズル: 数種類の木片を組み合わせて様々な形をつくる木製のパズル

(2) 文化イベント		当初予算額		
		2,128 千円		
目的及び 概要	<p>区民が、身近な場所で文化芸術に触れることにより地域への愛着心や誇りを持ち、文化芸術の薫り高い地域社会を実現するために、文化イベントの機会を提供する。</p> <p>「あだちアートリンク*カフェ・フェスティバル」は、人材育成事業の「あだちアートリンクカフェ」で出会ったアーティスト等による新たなネットワークを活用し、その成果を区民に発表することを目的に実施する。コンサートを中心に、ロビーでは作品展示やパフォーマンスなどを行い、会場全体がアートに包まれる場を創出する。</p> <p>「コンサートinミュージアム」は、区内4つの民間文化施設が連携して、コンサートなどの催し物を実施する。各施設が相互に協力して地域文化資源の存在をPRするとともに、質の高い文化芸術を発信する。</p>			
	平成29年度の予定			
	内 容	実施時期	実施回数	実施場所
	【1】あだちアートリンクカフェ・フェスティバル 【2】コンサートinミュージアム	6月 通年	1回 4回	天空劇場 昭和の家、 石洞美術館、 六町ミュージ アムフローラ、 わたなべ音楽堂

*リンク：つながり

(3) 生涯学習啓発		当初予算額	
		1,374千円	
目的及び概要	<p>文化芸術に触れる機会の少ない区民に向けて、アウトリーチ*等の手法を用いて事業を展開する。</p> <p>「小学校アウトリーチコンサート」は、区内小学校の低学年を対象に、プロの演奏家を起用して、本物の芸術を間近で体験させる。音楽の素晴らしさ、楽しさを通じて感性を養い、子どもたちの将来の可能性へとつながる機会を提供する。</p>		
平成 29 年度の予定			
内 容	実施時期	実施回数・校	実施場所
【1】小学校アウトリーチコンサート	9～3月	14回・5校	区内小学校

*アウトリーチ：地域へ出張して行う活動

(4) 学習情報提供		当初予算額	
		6,943千円	
目的及び概要	<p>生涯学習の推進を図るため、公社の概要や事業案内を広く区民に情報発信する。</p> <p>公社ニュース「ときめき」では、講座募集記事や「あだち放課後子ども教室」関連情報等を発信する。「公社ホームページ」では、公社概要や事業案内、講座レポートなどの情報を提供し、公社を広くPRする。</p> <p>放課後子ども教室について保護者の理解を深めるため、昨年に引き続き「あだち放課後子ども教室利用案内」を作成し、児童の登録申込み時に配布する。また、安全管理員や体験プログラムのボランティアを募集・勧誘する際に配布する「募集案内」を作成する。</p>		
平成 29 年度の予定			
内 容	実施時期	実施回数	実施場所
【1】公社ニュース「ときめき」への自主事業等情報発信	毎月1日	12回	区内全戸配布他 (310,000部)
【2】公社ホームページによる情報提供事業	通年	随時	
【3】「あだち放課後子ども教室利用案内」の配布	通年	随時	児童の保護者等 (13,000部)
【4】「あだち放課後子ども教室ボランティア募集案内」の配布	通年	随時	区内小学校、町会等 (3,000部)

2 生涯学習の人材育成に関する事業

(定款第4条第1項第2号事業)【公益目的事業】

(1) 地域学習活動人材育成		当初予算額
①安全管理員等地域人材育成		1,343千円
②文化団体等地域人材育成		
目的	<p>「あだち放課後子ども教室」や地域における子どもたちの体験交流活動を推進するために、地域学習活動にかかわる人材を発掘・育成し、活用する。</p> <p>また、文化面においても、地域の演奏家等のアウトリーチ技術の向上を図るとともに、区内のアーティスト等が交流することによる新たな区民文化の創出と、地域の文化芸術の振興および向上を図る。</p>	

① 安全管理員等地域人材育成		当初予算額
		808千円
概要	<p>「安全管理員研修会」は、『放課後+One』を実施する上で参考となる事例の紹介や、子どもとの接し方に関する講義、さらに危機管理に関する情報提供等を織り交ぜて、コース別に実施し、必要な専門知識と技術の習得を図る。</p> <p>また、子どもの体験・交流活動に関わる地域人材を育成・活用する「あだちこどもサポーター養成講座」を開催するとともに、講座修了者に対する「スキルアップ講座」などの機会を通じ、活動の支援を行っていく。</p>	
平成29年度の予定		
内 容	実施時期	実施回数
【1】安全管理員研修会・3コース (『放課後+One』の事例紹介、 子どもとの接し方、危機管理など)	7~10月	6回
【2】あだちこどもサポーター育成・支援		
(1)サポーター養成講座 (読み語り、おりがみ、遊びなど)	5~12月	4回
(2)スキルアップ講座(技術向上)	6月、11月	2回
(3)フォロー講座(活動啓発)	11~2月	2回
(4)サポーター活動支援(活動調整)	通年	200回
(5)ネットワーク支援(情報交換)	不定期	5回
		生涯学習センター他
		生涯学習センター
		生涯学習センター
		区内小学校
		生涯学習センター他

②文化団体等地域人材育成		当初予算額	
		535 千円	
概要	<p>「実践！音楽アウトリーチ講座」は、演奏家もしくは、地域のイベント等の企画に携わっている方を対象に、アウトリーチの知識及び技術向上と文化芸術にかかわる人材を育成するために開催する。</p> <p>「あだちアートリンクカフェ」は、主として足立区で文化芸術に関わる活動家・研究者・学識経験者、演奏家、パフォーマーなどを対象に、様々な立場や役割を越えた相互の情報交換と交流により、新しい区民文化の創出をめざす。</p> <p>「あだちアートリンクカフェ公開講座」は、区内の文化芸術に興味のある方たちが参加できるように一般公開として実施する。区民の文化芸術に関する意識の向上と相互交流の場とする。</p>		
平成 29 年度の予定			
内 容	実施時期	実施回数	実施場所
【1】実践！音楽アウトリーチ講座	4 月	1 回・2 日間	竹の塚センター
【2】あだちアートリンクカフェ	通年	6 回	東京芸術センター他
【3】あだちアートリンクカフェ公開講座	通年	1 回	生涯学習センター

3 生涯学習の活動支援に関する事業

(定款第4条第1項第3号事業)【公益目的事業】

(1) 地域学習・団体活動支援 ①地域学習支援 ②文化団体等支援		当初予算額
		624千円
目的	区民が地域課題や現代的課題について、主体的に考え、学びあう機会を創出し、学習活動の充実と支援を図る。また、自主的な文化活動を行う区民や地域の芸術家および団体と演奏会等を共催し、地域の文化振興に寄与する。	

①地域学習支援		当初予算額
		300千円
概要	区民が健康づくり活動や地域活動に活かせる学びの機会を提供する。講座の企画段階から、専門性に優れた各種機関や区内大学と連携を取り、学習のテーマ設定や講師選定など学習内容の充実を図り、区民の学習活動を支援していく。	
平成29年度の予定		
内 容	実施時期	実施回数
【1】健康づくり・スポーツ活動支援講座	7～2月	2回
【2】地域活動支援講座	8～12月	2回
【3】地域学習コーディネート事業	通年	随時
	実施場所	
	生涯学習センター	
	生涯学習センター	
	区内各所	

②文化団体等支援		当初予算額
		324千円
概要	足立ジュニア吹奏楽団の演奏活動を支援するため、地域からの出張演奏依頼に伴う楽器運搬費を支出する。 「歓喜の演」「足立区音楽祭」「プリランテコンサート」「足立吹奏楽団定期演奏会」については、区の文化振興のため、各団体からの申請により公社共催事業とし、支援、助言等を行う。「イベントコーディネート」は、区・民間・地域からの企画相談に対応する窓口として、演者の紹介や地域の文化事業について助言・提案等の支援を行う。	
平成29年度の予定		
内 容	実施時期	実施回数
【1】足立ジュニア吹奏楽団派遣演奏支援事業	通年	2回
【2】歓喜の演(狂言、合唱)	通年	2回
【3】足立区音楽祭	9月	1回
【4】プリランテコンサート	7月、12月	2回
【5】足立吹奏楽団定期演奏会	6月、2月	2回
【6】イベントコーディネート	通年	随時
	実施場所	
	区内各所	
	西新井文化ホール他	
	西新井文化ホール他	
	西新井文化ホール他	
	区内各所	

4 足立区から受託する生涯学習に関する事業

(定款第4条第1項第5号事業)【公益目的事業】

(1) あだち放課後子ども教室支援		当初予算額	
		223,833 千円	
目的及び概要	<p>区からの委託事業「あだち放課後子ども教室事業」について、次のとおり支援する。</p> <p>(1) 放課後の児童の安全で安心な居場所を提供するため、各放課後子ども教室の運営支援と実施内容の平準化を進め、安定運営の継続に努める。</p> <p>(2) 安全管理体制の整備や活動場所の調整など各校の課題について、実行委員会や学校と協議し、全学年実施校の拡大に取り組む。</p> <p>(3) 各校の実行委員会が実施する『放課後+One』の支援や、公社からのプログラムの提案等を行い、体験活動の充実を図る。</p> <p>(4) 学童保育室及び学校との情報連絡会を支援し、相互理解や情報共有を通じて、両事業の円滑な運営につなげる。</p> <p>(5) 安全管理講習会は、安全管理員が事故防止や応急手当の方法を習得するため、全校及び新任対象に毎年実施している。熱中症対策を学ぶため、夏休み前までに全校で実施する。</p> <p>(6) 運営委員会は、全校の実行委員長、小学校校長会及び関係団体の代表が、事業の課題に関する検討や評価などを行う場として実施する。</p> <p>ブロック会議は、小学校13ブロックの地域ごとの運営委員会として開催し、各校の実行委員長と校長が情報交換や課題の協議を行う。</p>		
平成 29 年度の予定			
内 容	実施時期	実施回数・校	実施場所
【1】あだち放課後子ども教室の支援	通年	随時	区内各小学校
【2】安全管理講習会(応急手当実技)			
(1)安全管理講習会(全校実施)	4~7月	69校	区内各小学校
(2)安全管理講習会(新任対象)	9~3月	3回	生涯学習センター他
【3】運営委員会の支援			
(1)運営委員会(全体会)	1月	1回	生涯学習センター
(2)ブロック会議	11月	13回	区内各小学校他

(2) 足立ジュニア吹奏楽団支援			当初予算額
			4,730 千円
目的及び概要	区から委託を受け、音楽を愛好する情操豊かな児童を育成する「足立ジュニア吹奏楽団」の支援事業を実施する。公社は、所管する区の方針に則り、区内4～6年生の希望者を対象に週2回の練習を行い、定期演奏会をはじめ、区内のイベント等への出演を調整し、演奏活動の支援を行うとともに、団員保護者による「友の会」の運営支援を行う。		
平成29年度の予定			
内 容	実施時期	実施回数	実施場所
【1】楽団及び楽団友の会の運営支援、演奏活動の支援	通年	—	練習（島根小）、定期演奏会（区内）、その他区内外での派遣演奏会場

(3) 体力向上支援人材育成			当初予算額
			234 千円
目的及び概要	区から委託を受け、楽しく体を動かしながらスムーズな動きを身に付ける“運動あそび”に着目し、その効果についての理解を深め、区民の体力・運動機能を向上するプログラム展開ができるスポーツ指導者の育成を図る。 講習会では、子どもや高齢者の活動に関わる地域スポーツ指導者、保育・学校体育に携わる方等に、コーディネーショントレーニング*の理論と実践プログラムを学ぶ機会を提供し、指導力の向上を目指す。		
平成29年度の予定			
内 容	実施時期	実施回数	実施場所
【1】スポーツ指導者スキルアップ講習会 (1)運動機能向上のためのトレーニング (高齢者指導コース)	4月、11月	4回	生涯学習センター他
(2)運動あそびと体力向上トレーニング (子ども指導コース)	6月、12月	4回	生涯学習センター他

*コーディネーショントレーニング：身体と脳・神経系統のバランスの良い発育を促し、運動の習得効果を高めるためのトレーニング方法

【1～4 公益目的事業に対する人件費】

公益目的事業に対する人件費		当初予算額	
		256,200 千円	
目的及び概要	定款第4条第1項事業である公益目的事業を実施する職員の人件費。		
平成29年度の予定			
内 容	実施時期	実施回数	実施場所
【1】公益目的事業に従事する職員人件費	通年	—	—

5 その他前号に定める事業に関連する事業

(定款第4条第2項第4号事業)【法人会計】

(1) 公益財団法人の経営管理、組織・人事管理、財務運営		当初予算額	
		51,777 千円	
目的及び概要	公益財団法人足立区生涯学習振興公社を運営するために、公益法人として不可欠な理事会や評議員会の開催及び庶務事務を行う。また、自主事業を安定して継続するために、基本財産等の安全確実な資産運用を行う。		
平成29年度の予定			
内 容	実施時期	実施回数	実施場所
【1】公益財団法人の管理・運営	通年	—	公社事務局
【2】基本財産等の管理及び運用	通年		
【3】理事会及び評議員会の開催	5月、11月、 2月		

公 社 概 要

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

設 立	平成5年2月1日（平成12年4月1日名称変更）
公 益 認 定	平成21年10月1日公益財団法人
基 本 財 産	15億円
代 表 者	理事長 亀村 精一
職 員 数	42名（定数） 常勤29名（派遣7名、固有22名） 非常勤13名
住 所	〒120-0034 東京都足立区千住五丁目13番5号 学びピア21
ホームページ アドレス	http://www.kousya.jp/tokimeki/

組 織 図

（決 議 機 関）

評 議 員

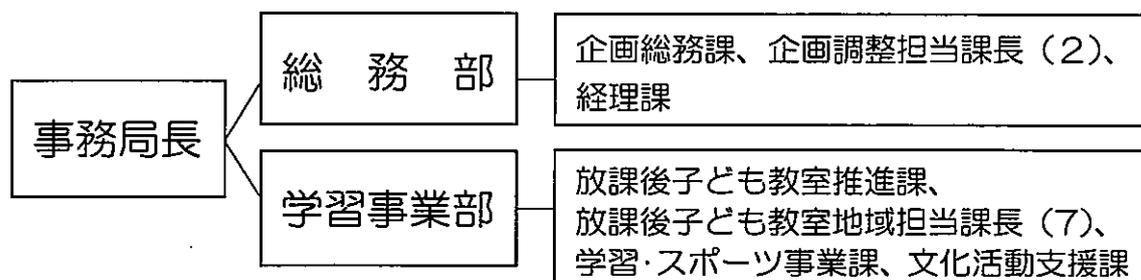
（監 査 機 関）

監 事

（執 行 機 関）

理 事 会 — 理 事 長 — 副 理 事 長
（代表理事） （業務執行理事）

（事 務 局）



公益財団法人足立区生涯学習振興公社

平成 29 年度 事業計画書

作成 公益財団法人足立区生涯学習振興公社

総務部 電話 03-5813-3724



オレンジ色

平成29年度

収支予算書

(正味財産増減計算ベース)



公益財団法人足立区生涯学習振興公社



平成29年度公益財団法人足立区生涯学習振興公社 収支予算書(正味財産増減計算ベース)

予 算 総 則

平成29年度公益財団法人足立区生涯学習振興公社収支予算書は、次に定めるところによる。
(正味財産増減予算の会計区分及び額)

- 第1条 一般正味財産経常収益の公益目的事業会計の額は、 498,188,000 円 と定める。
- 2 一般正味財産経常収益の法人会計の額は、 50,535,000 円 と定める。
- 3 一般正味財産経常費用の公益目的事業会計の額は、 499,033,000 円 と定める。
- 4 一般正味財産経常費用の法人会計の額は、 51,777,000 円 と定める。
- 5 収益費用の各会計ごとの勘定科目及び額は、「平成29年度足立区生涯学習振興公社収支予算書(正味財産増減計算ベース)」による。

平成29年2月7日

提出者 公益財団法人足立区生涯学習振興公社
理事長 亀村 精一

平成29年度収支予算書
(正味財産増減計算ベース)
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

単位:円

科目	公益目的事業会計		法人会計	内部取引消去	合計
	公1				
	生涯学習事業				
1 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益					
1 基本財産受取利息	13,141,000				13,141,000
特定資産運用益					
2 特定資産受取利息	767,000		45,000		812,000
その他固定資産運用益					
3 その他固定資産受取利息			300,000		300,000
事業収益					
4 自主事業収益					
5 受託事業収益	228,797,000				228,797,000
受取補助金等収益					
6 受取区補助金	255,433,000		50,140,000		305,573,000
7 受取助成金					
受取寄付金収益					
8 受取寄付金					
雑収益					
9 受取利息	50,000		50,000		100,000
10 雑収益					
11 経常収益計	498,188,000		50,535,000		548,723,000
(2) 経常費用					
事業費					
12 役員報酬	3,673,000				3,673,000
13 給料手当	164,421,000				164,421,000
14 福利厚生費	39,799,000				39,799,000
15 退職給付費用	13,341,000				13,341,000
16 賃金	34,789,000				34,789,000
17 会議費	163,000				163,000
18 旅費交通費	177,000				177,000
19 通信運搬費	1,313,000				1,313,000
20 什器備品費	210,000				210,000
21 消耗品費	4,891,000				4,891,000
22 修繕費	473,000				473,000
23 印刷製本費	100,000				100,000
24 賃借料	664,000				664,000
25 保険料	4,618,000				4,618,000
26 租税公課	0				0
27 諸謝金	215,597,000				215,597,000
28 委託費	7,654,000				7,654,000
29 負担金	0				0
30 交付金	6,800,000				6,800,000
31 交際費	350,000				350,000

単位:円

計上概要

			合計
基本財産の運用による受取利息			13,141,000
特定資産の運用による受取利息			812,000
その他固定資産の運用による受取利息			300,000
事業収益			228,797,000
受託事業収益(足立区との委託契約に基づく受託事業収益)		228,797,000	
受取補助金等収益			305,573,000
受取区補助金(人件費補助【派遣・再任用職員】に対する足立区からの補助金)		7,233,000	
" (公社管理運営費補助【固有・非常勤職員】に対する足立区からの補助金)		298,340,000	
雑収入			100,000
その他利息収入		100,000	
事業費			499,033,000
公益目的事業会計		499,033,000	
ア 生涯学習の機会提供に関する事業	12,069,000		
イ 生涯学習の人材育成に関する事業	1,343,000		
ウ 生涯学習の活動支援に関する事業	624,000		
エ 足立区から受託する生涯学習に関する事業	228,797,000		
オ 公益目的事業に対する人件費	256,200,000		

単位:円

科目	公益目的事業会計		法人会計	内部取引消去	合計
	公1				
	生涯学習事業				
管理費					
32 役員報酬			1,008,000		1,008,000
33 給料手当			16,262,000		16,262,000
34 福利厚生費			5,187,000		5,187,000
35 退職給付費用			1,289,000		1,289,000
36 賃金			3,021,000		3,021,000
37 会議費			22,000		22,000
38 旅費交通費			288,000		288,000
39 通信運搬費			1,949,000		1,949,000
40 什器備品費			314,000		314,000
41 消耗品費			2,276,000		2,276,000
42 修繕費			126,000		126,000
43 印刷製本費			0		0
44 光熱水費			2,770,000		2,770,000
45 賃借料			7,253,000		7,253,000
46 保険料			310,000		310,000
47 租税公課			50,000		50,000
48 諸謝金			1,296,000		1,296,000
49 助成金			0		0
50 委託費			7,570,000		7,570,000
51 負担金			445,000		445,000
52 交付金			0		0
53 交際費			55,000		55,000
54 燃料費			286,000		286,000
55 経常費用計	499,033,000		51,777,000		550,810,000
56 当期経常増減額	▲845,000		▲1,242,000		▲2,087,000
2 経常外増減額					
(1) 経常外収益					
57 経常外収益計	0		0		0
(2) 経常外費用					
58 経常外費用計	0		0		0
59 当期経常外増減額	0		0		0
60 他会計振替額	0		0		0
61 当期一般正味財産増減額	▲845,000		▲1,242,000		▲2,087,000
62 一般正味財産期首残高	50,653,414		220,052,606		270,706,020
63 一般正味財産期末残高	49,808,414		218,810,606		268,619,020
II 指定正味財産増減の部					
64 当期指定正味財産増減額	0		0		0
65 指定正味財産期首残高	1,500,000,000		0		1,500,000,000
66 指定正味財産期末残高	1,500,000,000		0		1,500,000,000
67 III 正味財産期末残高	1,549,808,414		218,810,606		1,768,619,020

計上概要

			合計
✓ 管理費 法人会計			51,777,000
ア 公社事務局の運営経費(人件費含む)	51,777,000	51,777,000	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>～参考～</p> <p>◆ 足立区からの補助金 ¥305,573,000</p> <p>《内訳》</p> <p>* 人件費 ¥7,233,000 派遣職員7名、共済事業主負担等</p> <p>* 公社管理運営補助 ¥298,340,000 固有職員22名、非常勤職員等13名、給料手当、賃金、 社会保険事業主負担、事務局運営経費等</p> </div>			

